令和2年6月
事務局：大阪府大阪市副首都推進局

特別区/大阪府・事務分担 （案）〔資料編〕

・この事務分担（案）は、特別区制度を設計するにあたり、『大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）』第5条第1項第5号の規定に基づく「特別区設置協定書」の特別区と大阪府の事務分担を作成するための基礎資料となるものである。
・事務分担については、今後、大都市制度（特別区設置）協議会での議論を踏まえ変更されることがあるが、最終的に確定した内容をもって本資料を修正し同協定書にも反映していくこととなる。

《目次》

Ⅰ． 事務分担（案） 総括表 ・・・

Ⅰ．　特別区/大阪府・事務分担　（案）　総　括　表

■　この総括表では、事務分担（案）全体のイメージを示すため、２，８４１事務を「事務区分」に類型化するとともに、１２の「分野」を設定。

■　「分野」ごとに新たな広域自治体が担う「事務区分」と特別区が担う「事務区分」を整理。

■　「事務区分」ごとに、含まれる事務数を（　　）に表記。

■　一部事務組合など水平連携により実施する事務が含まれるものには「（＊）」を付記。

■　なお、この事務分担（案）は、平成２８年５月時点の事務事業について仕分けたものであり、各事務事業の具体的な実施方法等については、引き続き府・市（区）間で協議して決めるものとする。

１．こども

大阪府が担う「事務区分」	（ 4 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 241 ）
		児童養護施設等の入所・徴収金の決定、措置費	（ 5 ）
		児童相談所に関する事務	（ 21 ）
		民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可等	（ 3 ）
		児童委員の指揮監督、研修等	（ 4 ）
		助産施設、母子生活支援施設（府設置施設）の入所・徴収金の決定、措置費	（ 5 ）
		助産施設、母子生活支援施設（府設置施設以外）の入所・徴収金の決定、措置費	（ 4 ）
		民間の児童福祉施設（＊）	（ 11 ）
		ひとり親家庭等への支援	（ 13 ）
		ひとり親住宅の入居募集	（ 2 ）
		母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金（特別会計の管理等）（相談窓口、申請受付等）	（ 2 ）
		愛光会館管理運営事業（＊）	（ 1 ）
		児童福祉に係る審議会（＊）	（ 2 ）
		民間保育所等の設置等	（ 16 ）
		保育士養成施設	（ 1 ）
		こどもの貧困対策	（ 1 ）
		「こども・子育て支援計画」の進捗管理等	（ 1 ）
		青少年施策	（ 9 ）
		信太山青少年野外活動センター（＊）	（ 1 ）
		青少年センター（＊）	（ 1 ）
		こども文化センター（＊）	（ 1 ）
		長居ユースホステル（＊）	（ 1 ）
		放課後児童健全育成事業	（ 5 ）
		地域の子育て支援	（ 25 ）
		あいりん特別保育対策等	（ 3 ）
		児童手当、子ども手当（＊）	（ 6 ）
		児童虐待対策の推進	（ 4 ）
		こども医療費助成（＊）	（ 3 ）
		保育施策	（ 65 ）
保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業等）	（ 2 ）	保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業等）	（ 5 ）
		公立の児童福祉施設の運営（＊）	（ 7 ）
スクールカウンセラー事業等	（ 2 ）	教育相談	（ 2 ）
		内部事務	（ 11 ）

２．福祉

大阪府が担う「事務区分」	（ 31 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 413 ）
		社会福祉関連（＊）	（ 12 ）
社会福祉法人・事業者の許認可・指導等（事業が2以上の市町村の区域にわたる法人）	（ 2 ）	社会福祉法人・事業の許認可・指導等（＊）	（ 13 ）
戦没者遺族の援護（なにわの塔追悼式経費補助）	（ 1 ）	戦傷病者、戦没者遺族等の援護	（ 5 ）
		行旅病人・死亡人の救護等	（ 4 ）
生活保護業務に係る事務監査	（ 1 ）	生活保護（＊）	（ 40 ）
		生活保護施設の設置・運営（＊）	（ 1 ）
		中国残留邦人等の支援	（ 4 ）
地域福祉関連（あんしんさぽーと事業）	（ 1 ）	地域福祉関連	（ 39 ）
		国民健康保険事業（＊）	（ 8 ）
		後期高齢者医療事業	（ 4 ）
		国民年金事業（＊）	（ 4 ）
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	（ 1 ）	医療費助成（老人、重度障がい者）	（ 4 ）
		ホームレス対策	（ 5 ）
あいりん対策	（ 6 ）		
		生活困窮者関連	（ 5 ）
		高齢者、障がい者の虐待防止	（ 11 ）
療育手帳の発行	（ 1 ）	身体障がい者手帳、療育手帳関連（＊）	（ 10 ）
		障がい者自立支援給付	（ 19 ）
障がい福祉サービス事業者、介護保険サービス事業者等の業務管理体制の整備	（ 3 ）	発達障がい者支援（＊）	（ 5 ）
盲導犬の貸与	（ 1 ）	民間障がい（児）者施設の認可・指導・補助等	（ 6 ）
障がい者福祉関連（生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ）	（ 1 ）	障がい児施設の費用関連（給付費、措置費）	（ 9 ）
重症障がい者在宅介護支援給付金	（ 1 ）	障がい者施設の設置・運営（＊）	（ 8 ）
心身障がい者扶養共済事業	（ 1 ）	障がい者福祉関連	（ 54 ）
障がい者歯科診療センターの運営	（ 1 ）	障がい者等に対する手当、給付金等	（ 9 ）
障がい者福祉啓発事業（内閣府共催分）	（ 1 ）		
障がい者の競技スポーツ振興	（ 3 ）		
点字図書館運営費補助	（ 1 ）	障がい者スポーツ振興	（ 3 ）
		民間高齢者施設の認可、指定、指導等	（ 16 ）
高齢者福祉に係る専門研修	（ 2 ）	介護保険事業（＊）	（ 37 ）
全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣	（ 1 ）	高齢者福祉関連（＊）	（ 38 ）
		民間社会福祉施設の整備、運営等補助	（ 10 ）
専門医療機関の確保	（ 2 ）	高齢者施設の設置・運営（＊）	（ 8 ）
		身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営（＊）	（ 4 ）
		内部事務（＊）	（ 18 ）

３．健康・保健

大阪府が担う「事務区分」	（ 20 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 266 ）
		保健事業・健康増進等（＊）	（ 32 ）
		母子保健	（ 26 ）
		感染症対策	（ 28 ）
難病等対策（政令市）	（ 2 ）	難病等医療費助成等	（ 21 ）
精神保健（手帳判定事務等）	（ 2 ）	精神保健（手帳交付・相談等）（＊）	（ 16 ）
精神保健（精神保健福祉センター等）	（ 5 ）		
救急医療体制（広域拠点）	（ 2 ）	救急医療体制	（ 4 ）
医療・薬事の許可・指導等（都道府県、政令市）	（ 2 ）	医療・薬事の許可・指導等	（ 23 ）
医療法人の設立許可等	（ 1 ）		
		食品衛生の許可・指導等	（ 28 ）
		環境衛生の許可・指導等	（ 57 ）
		狂犬病予防・動物愛護（＊）	（ 18 ）
動物診療施設の許可・指導等（都道府県）	（ 2 ）	動物診療施設の許可・指導等	（ 2 ）
		公害健康被害補償等	（ 9 ）
環境科学研究所	（ 2 ）		
病院機構支援	（ 2 ）		
		内部事務	（ 2 ）

４．教育

大阪府が担う「事務区分」	（ 49 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 283 ）
		教育委員会の基本的な計画・施策等	（ 6 ）
府費負担教職員の給与等の支給	（ 1 ）	府費負担教職員の人事（指定都市権限）	（ 3 ）
		小中学校の教職員の人事	（ 17 ）
		教員免許法認定講習	（ 1 ）
		府費負担教職員の研修（中核市権限）	（ 4 ）
		小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	（ 12 ）
		小中学校の職員の研修・指導	（ 2 ）
		小中学校の市費負担教職員の給与等の支給及び府費負担教職員の退職手当の請求	（ 3 ）
		小中学校の施設整備	（ 8 ）
		小中学校に関する事務（学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等）	（ 36 ）
		小中学校の学校教育活動	（ 18 ）
高等学校	（ 38 ）	幼稚園の教員の研修（指定都市権限）	（ 2 ）
大学	（ 2 ）	幼稚園	（ 44 ）
咲くやこの花中学校、高等学校（中高一貫校）	（ 4 ）	私立幼稚園の設置認可	（ 1 ）
デザイン教育研究所	（ 1 ）	旧特別支援学校	（ 1 ）
公設民営学校	（ 1 ）	長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	（ 67 ）
		中学校夜間学級	（ 2 ）
		天王寺中学校通信教育部	（ 1 ）
		奨学費	（ 4 ）
		高等学校等奨学金	（ 1 ）
		大学奨学金	（ 1 ）
		大阪府育英会貸付金	（ 2 ）
		重要文化財・埋蔵文化財等	（ 9 ）
		博物館の登録	（ 1 ）
大阪城音楽堂の管理運営	（ 1 ）	社会教育・生涯学習	（ 16 ）
大阪国際平和センター	（ 1 ）	クラフトパーク	（ 1 ）
		キッズプラザ大阪	（ 1 ）
		大阪市立図書館	（ 4 ）
		内部事務	（ 15 ）

５．環境

大阪府が担う「事務区分」	（ 19 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 254 ）
		環境行政の総合企画、環境教育等	（ 15 ）
地盤沈下対策（幹線ルート）	（ 1 ）	環境監視規制等	（ 66 ）
環境影響評価（条例）	（ 1 ）		
地球温暖化広域対策等	（ 3 ）	地球温暖化対策等	（ 16 ）
エネルギー政策	（ 5 ）	エネルギー政策推進等	（ 2 ）
環境保全設備資金融資	（ 1 ）		
緑化	（ 7 ）	緑化（市民協働等）	（ 24 ）
産業廃棄物処理（特定施設整備）	（ 1 ）	産業廃棄物処理	（ 13 ）
		一般廃棄物処理	（ 45 ）
		環境美化、減量・リサイクル	（ 36 ）
		斎場・霊園（＊）	（ 9 ）
		内部事務	（ 28 ）

６．産業・市場

大阪府が担う「事務区分」	（ 29 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 40 ）
成長分野の企業支援等	（ 16 ）	地域の企業支援等	（ 16 ）
商工会議所	（ 2 ）	地域産業の振興・規制等	（ 7 ）
融資制度	（ 2 ）	融資制度（地域関連）	（ 1 ）
ATC	（ 2 ）		
		計量	（ 3 ）
花き流通対策	（ 1 ）	農業の振興・規制等	（ 9 ）
中央卸売市場	（ 3 ）		
内部事務（中央卸売市場）	（ 3 ）	内部事務	（ 4 ）

７．都市魅力

大阪府が担う「事務区分」	（ 23 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 14 ）
観光振興（成長・集客関連）	（ 7 ）	観光振興（地域関連）	（ 3 ）
文化振興（成長・都市魅力創造関連）	（ 2 ）	文化振興（地域関連）	（ 5 ）
文化施設（博物館、美術館等）	（ 6 ）	文化施設（地域関連）	（ 3 ）
新しい美術館の整備事業の推進	（ 2 ）		
スポーツ振興（競技スポーツ）	（ 3 ）	スポーツ振興（生涯スポーツ）	（ 2 ）
		スポーツ振興（地域関連）	（ 1 ）
競技施設等の運営管理（大規模公園内）	（ 2 ）		
大阪ドーム	（ 1 ）		

８．まちづくり

大阪府が担う「事務区分」	（ 90 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 257 ）
都市計画（都市再生特別地区・用途地域等）	（ 10 ）		
		都市計画（地区計画等）	（ 4 ）
		都市計画企画立案支援（＊）	（ 6 ）
住宅市街地の整備	（ 2 ）	住宅市街地の整備	（ 36 ）
		景観行政	（ 25 ）
		建築基準法関係	（ 22 ）
開発指導	（ 1 ）	開発指導	（ 13 ）
開発指導（府県をまたがる大規模なもの）	（ 1 ）		
広域計画（振興拠点地域基本構想）	（ 1 ）		
		広域計画（意見表明）	（ 2 ）
地価監視（国土利用計画法等）	（ 10 ）		
		地価監視（届出受理・情報提供）	（ 3 ）
		用地買取申し出対応	（ 2 ）
広域的な交通基盤の整備	（ 11 ）		
		地域交通政策	（ 18 ）
成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	（ 11 ）		
		地域まちづくり	（ 67 ）
港湾事業	（ 40 ）		
		公営住宅（特定公共賃貸住宅等含む）	（ 4 ）
		公社住宅事業	（ 2 ）
		多様な世帯に対する居住支援	（ 22 ）
		建築物の安全確保（耐震化促進等）	（ 5 ）
		放置自転車対策	（ 12 ）
管財事務	（ 1 ）	管財事務	（ 3 ）
		空家等対策	（ 6 ）
内部事務	（ 2 ）	内部事務	（ 5 ）

９．都市基盤整備

大阪府が担う「事務区分」	（ 108 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 181 ）
道路事業（広域交通網）	（ 53 ）	道路事業（地域交通網）（＊）	（ 98 ）
		連続立体交差事業	（ 1 ）
		駐車場	（ 3 ）
河川事業（一級河川）（治水等）	（ 8 ）	河川事業（一級河川）（親水環境等）	（ 6 ）
		河川事業（準用河川・普通河川）	（ 2 ）
公園事業（広域的機能を有する公園）	（ 37 ）	公園事業（その他の公園）（＊）	（ 61 ）
下水道事業	（ 5 ）		
水道事業	（ 4 ）		
内部事務	（ 1 ）	内部事務	（ 10 ）

１０．住民生活

大阪府が担う「事務区分」	（ 22 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 170 ）
特定非営利活動の促進（認定事務）	（ 2 ）	特定非営利活動の促進	（ 1 ）
不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等	（ 4 ）	安全なまちづくりの推進	（ 11 ）
		地域活動の支援等	（ 22 ）
市区町村との連絡調整	（ 12 ）	窓口サービスに関する事務（＊）	（ 49 ）
		特定の区の地域関連事業の実施	（ 1 ）
		サービスカウンター（SC）における住民サービス事務	（ 5 ）
		他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	（ 6 ）
		区庁舎等の整備・改修	（ 3 ）
男女共同参画事務（DVに関する事務（一時保護所と一体））	（ 1 ）	男女共同参画事務	（ 5 ）
緊急母子一時保護事業（DV対策にかかる一時保護所の確保）	（ 1 ）	緊急母子一時保護事業（DV対策にかかる相談窓口）	（ 1 ）
		消費者の安心安全の確保	（ 10 ）
雇用施策の推進（一時相談等以外の事務）	（ 2 ）	雇用施策の推進 （一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など）	（ 6 ）
		人権施策の推進	（ 12 ）
		北方領土返還運動	（ 1 ）
		国際交流	（ 10 ）
		旅券交付事務	（ 1 ）
		地域の競技施設の運営・補修等（地域スポーツセンター、地域プール・体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設）	（ 10 ）
		大阪市中央体育館、大阪プール及び靱テニスセンターの運営等（＊）	（ 5 ）
		地域の施設の運営管理	（ 6 ）
		内部事務	（ 5 ）

１１．消防・防災

大阪府が担う「事務区分」	（ 7 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 55 ）
消防に関する事務	（ 5 ）	防災会議の運営、地域防災計画の整備等	（ 5 ）
国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等	（ 2 ）	危機管理体制の充実、訓練等	（ 36 ）
		他自治体・民間企業等との連携事務等	（ 7 ）
		被災建築物の応急危険度判定	（ 1 ）
		水防事務組合	（ 1 ）
		その他防災・危機管理	（ 5 ）

１２．自治体運営

大阪府が担う「事務区分」	（ 25 ）	特別区が担う「事務区分」	（ 240 ）
地方公務員災害補償基金	（ 1 ）	職員の人事・給与・勤務条件等	（ 28 ）
		人事委員会	（ 7 ）
財政運営	（ 2 ）	財政運営	（ 10 ）
財政運営（交付税・公債費）	（ 2 ）	財政運営（交付税・公債費）	（ 1 ）
税務（固定資産税等）	（ 13 ）	税務（＊）	（ 13 ）
		会計・資金管理等（＊）	（ 11 ）
		契約（＊）	（ 7 ）
		管財（＊）	（ 9 ）
用地取得・補償（広域）	（ 4 ）	用地取得・補償	（ 4 ）
		市設建築物管理	（ 6 ）
		市境界画定	（ 1 ）
		統計調査	（ 5 ）
副首都推進	（ 1 ）	政策企画	（ 3 ）
		広聴広報（＊）	（ 10 ）
		秘書・褒章・表彰等	（ 2 ）
		ふるさと寄附金	（ 1 ）
		情報公開・個人情報保護	（ 3 ）
		文書管理（＊）	（ 5 ）
		訴訟	（ 1 ）
		法務	（ 11 ）
		監査（＊）	（ 6 ）
外郭団体・出資法人等の監理等（広域）	（ 1 ）	所管法人の監理	（ 3 ）
		審議会	（ 1 ）
		市政改革	（ 1 ）
		システム管理運営（＊）	（ 29 ）
		市長会等・地方自治制度	（ 2 ）
		選挙管理委員会	（ 27 ）
		大阪海区漁業調整委員会委員選挙	（ 2 ）
		市会	（ 13 ）
内部事務	（ 1 ）	内部事務（＊）	（ 18 ）

Ⅱ．事　務　分　担（案）

■　H28年度に実施している2，841事務（市2，833事務、府8事務）について、各事務の概要及び事務分担（案）の考え方を、12「分野」別に記載。

■　新たな大都市制度移行までに終了することが想定される91事務については、「13　終了事務」に、まとめて記載。

【凡例】

○「事務の名称」
：局と区が役割分担をしながらも一体的となって実施している事務については、事務の名称が局と区で同一となっているが、その場合、区の事務名称の末尾に（区）と記載。

○「所属」
：　現在当該事務を実施している所属を記載。なお、府の所属については、冒頭に「府」を記載の上、所属名を記載。

○「事務の種別」
：　H28年5月1日時点の状況を記載。
「法令」　＝　法令（法律、政令、府省令）の具体的条項に基づき、行政庁や行政主体（以下、「行政庁等」）に具体的な行為が義務付けられているもの、あるいは、行政庁等に具体的な権限が付与されているもの等
「要綱等」＝　国の要綱･通知に基づいて行政庁等が実施している事務
「任意」　＝　上記のいずれにも該当しない事務（大阪市条例に基づく事務、市の単独事務等含む）

○「大都市特例等」
：「法令」事務及び「要綱等」事務について、実施する行政庁等の権限を「政令市」「中核市」「一般市」「都道府県」等に分けて記載。
根拠法令で別途定められているものなどは、その内容を記載。

○「執行体制」
：　H28年5月1日現在現在で当該事務を執行している人員（正規職員のみ（任期付任用職員を含む）。特別会計に所属する人員を含む。）を記載。

○「事業費」
：　H28年度当初予算における当該事務の事業費（一般会計ベース。人件費は除く。単位：千円）を記載。

○「事務分担案」
：　新たな大都市制度移行時に当該事務を担う主体に「○」を記載。
「広域」　＝　新たな広域自治体で実施。
「特別区」＝　特別区で実施。ただし、複数の特別区が連携して当該事務を実施する場合は、「連携」とし、その形態として一部事務組合とする場合は「一組」、機関等の共同設置については「共同」と付記。

《1. こども》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
1	児童養護施設等の入所・徴収金の決定、措置費	1	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（政令市）	児童福祉法第56条第2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算	こども青少年局	法令	指定都市		0.7	656		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		2	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（政令市）（区）	児童福祉法第56条第2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・徴収金額の算定、送付、督促	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		3	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（中核市）	児童福祉法第56条2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・予算決算 ※実績なし	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		4	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（中核市）（区）	児童福祉法第56条2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・徴収金額の算定、送付、督促 ※実績なし	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		5	法に基づく措置費（児童養護施設、児童自立支援施設、里親、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム）に関する事務	・児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設への入所や里親等への委託に要する費用、入所後の保護、委託後の養育につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する費用として、当該児童福祉施設等に措置費を支払い。	こども青少年局	法令	指定都市		1.3	7,605,257		○		同上
2	児童相談所に関する事務	6	こども相談センター　相談業務	児童福祉法第12条に基づき、設置が義務づけられた機関として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう相談援助活動を実施。 ・18歳未満のこどもに関する相談（養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談等）：専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置等 ・児童虐待相談：通告・通報を受け、必要に応じて立入調査等の対応、介入後の家族再統合等の援助	こども青少年局	法令	指定都市		93.6	211,572		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		7	こども相談センター　相談業務（少年法関連）	家庭裁判所に文書により、あるいは文書に児童の身柄をつけて送致。 ・児童がいわゆる重大事件に相当する法に触れる行為を行い、警察により送致を受けた事件については、原則、家庭裁判所へ送致 ・児童の行動の自由を制限し、またはその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、原則、家庭裁判所へ送致	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		8	こども相談センター　相談業務（児童虐待の防止等に関する法律関連）	・専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置等 ・通告を受け、必要に応じて、安全確認、一時保護、立入調査等の対応	こども青少年局	法令	指定都市		15.5	1,101		○		同上
		9	こども相談センター　里親制度普及促進事業及び里親委託推進支援事業にかかる事務	・児童福祉施設に入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導（里親制度普及促進事業） ・新規登録里親の開拓（里親委託推進事業） ・要保護児童の養育に不慣れな里親への相談員の派遣（里親訪問支援事業） ・一時的な里親不在時のサポート要員の派遣（里親養育援助事業） ・養育技術に関する研修会の実施・指導を通じて里親への総合的な支援（家庭養育推進事業）	こども青少年局	要綱等	中核市		2.2	6,120		○		同上
		10	こども相談センター　里親への情報提供、助言、研修その他の援助に関する事務	・里親に対して、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助	こども青少年局	法令	指定都市		2.8	8,792		○		同上
		11	こども相談センター　週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度（学校の長期休業中には数日間）宿泊。 家庭生活を体験して、個別的な支援の向上、児童の健全育成、将来の施設退所後の自立を促進。	こども青少年局	任意			0.5	9,738		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。
		12	こども相談センター　障がい児入所等に関する児童相談所長意見他に関する事務	・障がい児入所給付または通所支給要否などについて情報提供・意見等、協力及び必要な援助	こども青少年局	法令	指定都市		1.6	0		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		13	こども相談センター　重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払 ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストを作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 ・訪問記録の保存　　など	こども青少年局	要綱等	中核市		0.0	2,606		○		同上
		14	こども相談センター　精神発達精密検診及び事後指導にかかる事務	・1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査（24区からの依頼文書の受付事務、予約） ・判定 ・母子保健担当への結果送付 ・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付 ・スタッフの謝礼支払	こども青少年局	要綱等	中核市		2.7	2,736		○		同上
		15	こども相談センター　療育手帳の判定にかかる事務	・療育手帳の交付のための受付 （24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成など）	こども青少年局	要綱等	指定都市		5.1	0		○		同上
		16	こども相談センター　メンタルフレンド訪問援助事業、「不登校児童通所事業」にかかる事務	・ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代がメンタルフレンドとして定期的に訪問し、児童の自主性や社会性の伸長を援助。メンタルフレンドの募集、募集説明会、面接、登録、事前研修会、活動費支払。（ひきこもり等児童の支援） ・こども相談センター、市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供（不登校児童通所事業）	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.0	0		○		同上
		17	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務	・虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化、区役所等との連携強化のための体制整備 ・医学的判断・治療、弁護士による司法対応等の機能強化 ・学識経験者等からの指導・助言を受け、高度な専門的技術や知識を必要とする事例に対応できる体制等を整備 ・未成年後見人の活動を支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		17.5	20,470		○		同上
		18	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務（新子育て支援交付金）	・児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・24時間365日対応の「児童虐待ホットライン」を設置し、虐待通告に対する迅速な対応体制を強化し、夜間休日における安全確認を行うための体制を整備	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.0	53,543		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		19	こども相談センター　家族再統合事業に関する事務	・児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合の援助を迅速かつ的確に実施するため、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施 ・家庭復帰支援員による保護状況訪問調査、親子交流促進のための親の所在確認、面会交流支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		4.0	11,282		○		同上
		20	こども相談センター　家庭相談員の指導にかかる事務	・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	0		○		同上
		21	こども相談センター　一時保護所運営に関する業務	・児童福祉法第12条の4に基づき、児童を一時保護する施設を設置 ・主に2歳から18歳までの児童に対し、緊急に児童の保護を要する場合、あるいは児童の行動観察が必要な場合等に、これらの児童について一時保護	こども青少年局	法令	指定都市		75.0	133,074		○		◆一時保護所については、児童相談所と一体的に運営する観点から、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。
		22	こども相談センター　一時保護所の機能強化	・保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導	こども青少年局	任意			0.0	12,963		○		◆一時保護所については、児童相談所と一体的に運営する観点から、各特別区で判断の上実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。
		23	こども相談センター　一時保護所における学習環境充実	・入所が長期化している学齢児の学習指導の充実	こども青少年局	任意			0.0	13,382		○		同上
		24	こども相談センター　診療所	・要保護児童等に対し、健康診断や診療を行い、医療的な支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		1.7	14,933		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間については、経過的に一部の特別区では共同設置。
		25	こども相談センター　児童相談所の複数設置	・増加する児童虐待相談に迅速に対応するため児童相談所の複数設置	こども青少年局	法令	指定都市		1.2	276,408		○		同上
		26	こども相談センター　児童相談システム	・こども相談センターにおける相談ケースについての基本情報と取り扱い経過を記録し、ケースの検索、相談の進捗状況、処理状況の把握・確認等 ・国への報告・各種統計調書その他の文書の作成	こども青少年局	任意			0.4	8,017		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
3	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可等	27	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可、廃止・休止の承認に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可、休止・廃止の承認	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		28	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の最低基準維持の報告徴収等に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）にかかる施設最低基準（大阪市条例）の維持に関する報告の徴収等	こども青少年局	法令	指定都市		0.1	0		○		同上
		29	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の最低基準条例制定に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）にかかる施設最低基準の制定	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆H28年度からの大阪府の基準条例取扱いの変更を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施することが適当な事務のため、各特別区で実施。
4	児童委員の指揮監督、研修等	30	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	・主任児童委員の研修、参加に係る事務	こども青少年局	法令	中核市		0.5	1,618		○		◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		31	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務（区）	・区内における児童委員の職務に関する指揮監督	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		32	児童委員費用弁償等に関する事務	・児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部を負担 ・福祉局と2分割した予算を各区保健福祉課あてに予算配付	こども青少年局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		33	児童委員費用弁償等に関する事務（区）	・児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部を負担 ・各区より、民生委員・児童委員に支払い	こども青少年局	法令	一般市		0.0	122,658		○		同上
5	助産施設、母子生活支援施設（府設置施設）の入所・徴収金の決定、措置費	34	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）	各区保健福祉センターにおいて決定する助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算、制度管理	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		35	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）（区）	各区保健福祉センターにおいて決定する助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・措置決定、助産券の発行、費用徴収	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		36	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）	配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護し、自立の促進のため生活を支援。（母子生活支援施設の利用決定、利用徴収金額の決定。） 各区保健福祉センターにおいて決定する母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		37	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）（区）	配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護し、自立の促進のため生活を支援。（母子生活支援施設の利用決定、利用徴収金額の決定。） 各区保健福祉センターにおいて決定する母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・措置決定、費用徴収	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		38	法に基づく措置費（助産施設、母子生活支援施設）に関する事務	・経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所した場合、当該助産施設に、助産の実施に必要な費用として措置費を支払い。 ・配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設に、母子保護の実施ために必要な費用として措置費を支払い。	こども青少年局	法令	指定都市		0.4	938,178		○		同上
6	助産施設、母子生活支援施設（府設置施設以外）の入所・徴収金の決定、措置費	39	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）	・各区保健福祉センターにおいて決定される助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押	こども青少年局	法令	一般市		0.4	0		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		40	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）（区）	・経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所する場合に、利用決定、徴収金額の決定	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		41	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）	・各区保健福祉センターにおいて決定される母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押	こども青少年局	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		42	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）（区）	・配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設について、利用決定、徴収金額の決定	こども青少年局	法令	一般市		0.0	408		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
7	民間の児童福祉施設	43	児童福祉施設（助産施設）の設置の認可等に関する事務	・児童福祉施設（助産施設）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認、報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		44	児童福祉施設（助産施設）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童福祉施設（助産施設）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		◆H28年度からの大阪府の基準条例取扱いの変更を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施することが適当な事務のため、各特別区で実施。
		45	児童福祉施設（母子生活支援施設）の設置の認可等に関する事務	・児童福祉施設（母子生活支援施設）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認、報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	中核市		0.2	0			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆施設が偏在しており、各特別区における入所調整を補完する観点から、水平連携により施設を所管する必要があるため、一部事務組合で一体的に所管。
		46	児童福祉施設（母子生活支援施設）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童福祉施設（母子生活支援施設）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0			○一組	◆H28年度からの大阪府の基準条例取扱いの変更を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施することが適当な事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、基準条例についても一部事務組合で所管。
		47	児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター）の設置の認可等に関する事務	・児童自立支援施設、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認、報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	指定都市		1.2	306,561			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆施設が偏在しており、各特別区における入所調整を補完する観点から、水平連携により施設を所管する必要があるため、一部事務組合で一体的に所管。
		48	児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童自立支援施設、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	指定都市		0.2	0			○一組	◆H28年度からの大阪府の基準条例取扱いの変更を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施することが適当な事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、基準条例についても一部事務組合で所管。
		49	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可及び緊急で措置をとった場合の報告に関する事務	・親権を行う者がいない児童について児童相談所長が縁組承諾を行う場合の許可 ・施設等に入所している児童等の生命又は身体の安全を確保するために、緊急でとった措置について施設長等からの報告の受理	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		50	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に関する事務	・「入所児童が、当該施設職員等による虐待等を受けている」と児童本人又は周囲から通告・相談等があった場合、調査等の対応 ・調査の結果等について、必要に応じて児童福祉審議会への報告等、虐待の状況等について公表	こども青少年局	法令	指定都市		0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		51	児童養護施設等職員研修に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、施設職員に対して研修。 ・研修委託に関する事務 （公募関係事務、契約事務、支払い事務）	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.3	482			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、施設等職員研修についても一部事務組合で所管。
		52	施設指導及び助成（児童養護施設等）に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導・助成。 ・委託に関する事務 （公募関係事務、契約事務、支払い事務） ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			0.5	24,091			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、施設指導等についても一部事務組合で所管。
		53	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務	虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図る。 ・入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事の実施 ・施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等 ・施設の退所予定者等に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援 ・施設を退所後、精神的なより所として施設退所者が気軽に集える居場所を確保し、専門の職員を配置し種々の相談やアドバイス等の支援	こども青少年局	任意			1.1	174,177			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、施設入所者の処遇向上等についても一部事務組合で実施。
8	ひとり親家庭等への支援	54	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・国庫申請、制度管理、サポーターの雇用・派遣	こども青少年局	要綱等	一般市		0.4	40,084		○		◆地域のひとり親家庭等の支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		55	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務（区）	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・区支援部会の運営、施策の実施	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	982		○		同上
		56	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。 ・国庫申請、制度管理、事業者委託	こども青少年局	法令	一般市		0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		57	ひとり親家庭等日常生活支援事業（区）	ひとり家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。 ・派遣申請受理、相談	こども青少年局	法令	一般市		0.0	22,752		○		同上
		58	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務	・ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力の開発を促進するための自立支援教育訓練給付金支給 ・ひとり親家庭の親の資格取得を目的とする養成機関での修業期間中の生活の安定を図るための高等職業訓練促進給付金等支給 ・ひとり親家庭の親、20歳未満の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格を目指す場合、自立や生活の安定を図るための高等学校卒業程度認定試験合格支援	こども青少年局	法令	一般市		1.0	252,160		○		同上
		59	児童扶養手当に関する事務	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。 （対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（同居、監護、生計維持）している方など） ・国庫申請、支給、納付書作成	こども青少年局	法令	一般市		2.2	15,261,976		○		同上
		60	児童扶養手当に関する事務(区)	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。 （対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（同居、監護、生計維持）している方など） ・相談、申請受付、システム入力、通知書送付	こども青少年局	法令	一般市		0.0	9,367		○		同上
		61	養育費の確保対策に関する事業	ひとり親家庭（離婚前含む）の養育費確保のため、大阪弁護士会と協働し無料の法律専門相談を市内各所において提供。 ・弁護士等との委託契約、相談業務	こども青少年局	任意			0.5	0		○		◆地域のひとり親家庭等の支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		62	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意			0.0	2,040,956		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		63	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意			0.0	22,405		○		同上
		64	売店等の設置及び運営についての協議及び調査に関する事務【局】	・売店等の設置及び運営に関する事務 ※近年実績なし。 【局】制度管理	こども青少年局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆地域のひとり親家庭等の支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		65	売店等の設置及び運営についての協議及び調査に関する事務【総合区】	・売店等の設置及び運営に関する事務 ※近年実績なし。 【総合区】相談窓口・適用決定	こども青少年局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		同上
		66	その他ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること（母子福祉費）	・母子、寡婦福祉事業に関する事務 ・ひとり親家庭等自立促進計画関係（進捗管理等） ・ひとり親家庭等自立支援推進会議の開催 ・本市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況管理 ・各種統計調査関係	こども青少年局	法令	一般市		1.3	1,329		○		同上
9	ひとり親住宅の入居募集	67	ひとり親住宅の入居募集に関する事務	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集。 ・都市整備局・福祉局との連絡調整 ・入居のしおりの内容確認、校正（作成は関係局持ち回り） ・入居申請のとりまとめ、抽選関係	こども青少年局	法令	地方公共団体		0.3	0		○		◆地域のひとり親家庭等の支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		68	ひとり親住宅の入居募集に関する事務（区）	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集。 ・入居申請受付・募集の案内	こども青少年局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		同上
10	母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金（特別会計の管理等）	69	母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務	・母子父子寡婦福祉貸付資金会計の予算及び決算 ・母子父子寡婦福祉資金の国からの借入 ・貸付金の未収債権回収に関する事務	こども青少年局	法令	中核市		1.8	15,153		○		◆母子父子寡婦福祉資金の貸付は、他のひとり親家庭等支援の事務とあわせて住民に身近な基礎自治体で実施することができるよう、各特別区で実施。
11	母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金（相談窓口、申請受付等）	70	母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務（区）	・母子父子寡婦福祉資金の貸付決定及び貸付金の支払 ・貸付金の償還	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0		○		◆同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
12	愛光会館管理運営事業	71	愛光会館管理運営事業に関する事務	・ひとり親家庭の精神的・経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るため、各種の相談や育成事業等 ・母子家庭等就業・自立支援センターとして、就業相談から就業支援講習会、求人情報の提供等一貫した就業支援サービス、母子家庭の母や寡婦の職業紹介 ・ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業 【所在地】北区	こども青少年局	法令	一般市		0.2	105,778			○一組	◆地域のひとり親家庭等の支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
13	児童福祉に係る審議会	72	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会の設置に関する事務	児童虐待の再発防止策の検証するため、児童虐待の社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会を設置し、事例を分析・検証。	こども青少年局	法令	中核市		0.4	1,315		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		73	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　里親審査部会の設置に関する事務	・社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会の設置、里親認定、名簿の作成	こども青少年局	法令	指定都市		0.4	610			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆認可施設を一部事務組合で一体的に所管するため、里親認定についても一部事務組合で所管。
14	民間保育所等の設置等	74	保育所設置認可、変更、廃止等事務 【局】	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、保育所（児童福祉施設）の設置認可、変更、廃止等 【局】審議会の運営、府補助金申請、制度管理	こども青少年局	法令	中核市		0.2	1,641		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		75	保育所設置認可、変更、廃止等事務 【総合区】	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、保育所（児童福祉施設）の設置認可、変更、廃止等 【総合区】認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止	こども青少年局	法令	中核市		0.5	0		○		同上
		76	保育所の設備運用基準の制定	・保育所の設備運用基準の制定 （条例等の制定改廃）	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		◆H28年度からの大阪府の基準条例取扱いの変更を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施することが適当な事務のため、各特別区で実施。
		77	家庭的保育事業等認可、変更、廃止等 【局】	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、家庭的保育事業等の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 【局】審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃	こども青少年局	法令	一般市		0.1	1,642		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		78	家庭的保育事業等認可、変更、廃止等事務 【総合区】	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、家庭的保育事業等の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 【総合区】認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止	こども青少年局	法令	一般市		0.1	0		○		同上
		79	幼保連携型認定こども園設置認可、廃止、変更等事務 【局】	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 【局】審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃	こども青少年局	法令	中核市		0.1	1,642		○		同上
		80	幼保連携型認定こども園設置認可、廃止、変更等事務 【総合区】	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 【総合区】認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		同上
		81	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、廃止、変更等事務 【局】	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例等の変更 【局】審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃	こども青少年局	法令	都道府県		0.1	1,642		○		同上
		82	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、廃止、変更等事務 【総合区】	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例等の変更 【総合区】認定申請、竣工検査、認定、認定変更・廃止	こども青少年局	法令	都道府県		0.1	0		○		同上
		83	教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認、変更、辞退等事務 【局】	・教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、利用定員の確認、変更、辞退等 ・必要がある場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の変更 【局】審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃	こども青少年局	法令	一般市		0.1	1,641		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		84	教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認、変更、辞退等事務 【総合区】	・教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、利用定員の確認、変更、辞退等 ・必要がある場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の変更 【総合区】確認申請、審査、確認、確認変更、確認辞退	こども青少年局	法令	一般市		0.1	0		○		同上
		85	認可保育所等についての施設指導・監査に関する事務	・民間保育所等の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査 ・保育所の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、その施設者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められたときは、必要な改善命令	こども青少年局	法令	中核市		5.0	0		○		同上
		86	地域型保育事業所等についての施設指導・監査に関する事務	・小規模保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査 ・小規模保育事業所等の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善命令	こども青少年局	法令	一般市		1.6	0		○		同上
		87	幼保連携型認定こども園についての施設指導・監査に関する事務	・幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査 ・幼保連携型認定こども園の設置者が、こども園法又はこども園法に基づく命令等に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善命令	こども青少年局	法令	中核市		0.7	0		○		同上
		88	保育所型認定こども園についての施設指導・監査に関する事務	・保育所認定こども園の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査 ・保育所型認定こども園の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、その施設者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められたときは、必要な改善命令	こども青少年局	法令	都道府県		0.7	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		89	認可外保育施設指導監督強化	・認可外保育施設の設置者、施設長に対して、必要な報告を求め、施設に立入、調査 ・適正な保育施設の維持管理を図り、改善が必要な場合は、必要な措置	こども青少年局	法令	中核市		3.0	6,084		○		同上
15	保育士養成施設	90	指定保育士養成施設の指定、変更、取消の届出に関する事務	・大阪市内で指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者から申請書又は変更申請書を受付、府知事に提出 ・大阪市内の指定保育士養成施設の長から、毎学年開始後3月以内に厚生労働省令で定める事項の届出を受付、府知事に報告 ・大阪市内の指定保育士養成施設の設置者が指定の取消しを求めようとする時は、取消しの申請書を学年の開始月2月前までに受付、府知事に提出	こども青少年局	法令	中核市		0.4	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
16	こどもの貧困対策	91	こどもの貧困対策に関する事務	・こどもの貧困対策推進本部の事務局 （企画、連絡、庁内調整など）	こども青少年局	任意			2.6	6,130		○		◆地域の子どもの貧困対策に関する企画立案等は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
17	「こども・子育て支援計画」の進捗管理等	92	「こども・子育て支援計画」の進捗管理及び子ども・子育て支援会議の運営に関する事務	・「こども・子育て支援計画」の策定、進捗管理	こども青少年局	法令	一般市		1.6	2,342		○		◆地域の子育て支援に関する計画策定等は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
18	青少年施策	93	青少年施策に関する事務（任意事務） 【局】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども、青少年の健全育成にかかる総合企画に関する事務 ・青少年団体との連携に関する事務 ・青少年指導者・団体表彰に関する事務 ・成人の日記念事業（みおつくしの鐘打鐘のつどい）	こども青少年局	任意			2.3	10,434		○		◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		94	青少年施策に関する事務（任意事務） 【総合区】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する事務（委嘱・表彰）	こども青少年局	任意			0.1	1,463		○		同上
		95	青少年健全育成対策の推進に関する事務（地方青少年問題協議会法）	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、重要事項の調査審議や適切な実施を図る。 ・大阪市青少年問題協議会運営に伴う、関係行政機関相互の連絡調整等 （委員構成：市会議員、関係行政機関の職員、学識経験者等）	こども青少年局	法令	一般市		0.4	363		○		◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		96	塾代助成事業に関する事務	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などに費用を、月額1万円を上限に助成。 ・助成対象者は市内在住の中学生の養育者で、養育者とその配偶者の所得金額の合計が所得制限限度額未満の者（市内在住中学生の約5割） ・交付決定者へ「塾代助成カード」（ICカード）を交付し、事前に登録している学習塾等（参画事業者）へ利用申込をし、カードを提示	こども青少年局	任意			4.5	2,639,237		○		◆子育て世帯を対象とした助成であり、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		97	地域こども体験事業	各地域でこどもの健全育成に関わる団体に対して、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、こども向け体験学習プログラムの習得についての研修を実施し、各地域が自らの力でこどもたちに体験学習する機会を提供できるよう支援。 こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発することにより、各地域におけるこどもの健全育成にかかる機運の向上と活性化を図る。	こども青少年局	任意			0.4	20,797		○		同上
		98	輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト事業	・大阪市、民間企業、団体で実行委員会を組織し、市内の小学4年生から中学3年生までを対象に企業や大学、専門学校、NPO法人などと協働で、こども達の憧れる人物、大阪が誇る文化・産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施。（こども夢・創造プロジェクト事業） ・大阪市内の小・中学生を対象に、市及び民間企業などが実施するさまざまな体験プログラムを年間を通じてホームページにより情報発信。（輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト広報）	こども青少年局	任意			1.8	6,034		○		同上
		99	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加や自立に課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、支援。 大阪市・区・事業実施運営団体・関係機関からなるネットワークの構築と区単位で事業への誘導の方法などについて検討するための事業を実施。 ・コネクションズおおさか運営（委託） ・若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議 （直営） ・若者支援のあり方検討学習会 （直営）	こども青少年局	任意			0.4	30,690		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		100	子ども会活動の推進事業	子ども会活動の基盤を強化し、地域における青少年育成活動を活性化させることで青少年の健全育成を図る。 ・子ども会活動育成事業 ・子ども会指導者研修 ・ジュニア・シニアリーダー1泊研修	こども青少年局	任意			0.3	5,317		○		同上
		101	成人の日記念事業（各区成人の日のつどい）	・市長メッセージおよび各区個別案内チラシ印刷 ・案内送付用封筒作成発注 ・各区宛名カード用コピー用紙購入 ・メッセージ、案内チラシ、宛名カードの封入封緘委託	こども青少年局	任意			0.3	663		○		同上
19	信太山青少年野外活動センター	102	青少年野外活動施設（信太山青少年野外活動センター）管理運営に関する事務	野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） ・施設整備（改修工事） ・行政財産目的外使用許可　　など 【所在地】和泉市	こども青少年局	任意			0.5	100,334			○一組	◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で判断の上実施。 ◆広く住民が利用する1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
20	青少年センター	103	青少年センター管理運営に関する事務	青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促進。 また、青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【所在地】東淀川区	こども青少年局	任意			0.2	0			○一組	◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で判断の上実施。 ◆広く住民が利用する1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
21	こども文化センター	104	こども文化センター管理運営に関する事務	優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図る。 【所在地】此花区	こども青少年局	任意			0.5	73,534			○一組	◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で判断の上実施。 ◆広く住民が利用する1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
22	長居ユースホステル	105	長居ユースホステル管理運営に関する事務	青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【所在地】東住吉区	こども青少年局	任意			0.2	0			○一組	◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で判断の上実施。 ◆広く住民が利用する1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
23	放課後児童健全育成事業	106	児童いきいき放課後事業【局】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用し、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		1.0	8,601		○		◆地域の児童・青少年の健全育成に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		107	児童いきいき放課後事業【総合区】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用し、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【総合区】仕様書策定、業者決定、地域との調整	こども青少年局	要綱等	一般市		1.6	3,387,383		○		同上
		108	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【局】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 ・大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数110箇所、登録児童数2，846人（H28年4月現在） 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		1.0	555		○		同上
		109	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【総合区】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 ・大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数110箇所、登録児童数2，846人（H28年4月現在） 【総合区】申請受付、交付決定、施設調整	こども青少年局	要綱等	一般市		1.4	680,088		○		同上
		110	こども・青少年施策推進事業（放課後事業部会）	子ども・子育て支援法に基づき、「大阪市こども・子育て支援計画」の進捗管理・見直し等を行うため、大阪市こども・子育て支援会議を設置。 また、放課後子供教室や放課後児童クラブの総合的なあり方等本市における放課後施策について外部委員の意見を聴き検討を行うため、大阪市こども・子育て支援会議に放課後事業部会を設置・運営。	こども青少年局	法令	一般市		0.8	690		○		同上
24	地域の子育て支援	111	一時預かり事業（民間分）の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務	・児童福祉法第34条の12に定める一時預かり事業について、社会福祉法人等の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		112	病児・病後児保育事業（民間）の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務	・児童福祉法第34条の18に定める病児保育事業について、開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		113	第二種社会福祉事業の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務	・第二種社会福祉事業（地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業・子育て援助活動支援事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業）の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	中核市		0.1	0		○		同上
		114	子育て支援室運営業務（家庭児童相談員経費含む）に関する事務	近年の家族形態や家庭における養育機能低下により生じる、家庭内等の児童問題に対し、各区保健福祉センター（子育て支援室）内に家庭児童相談員を配置し、相談指導等により問題解決を図る。 ・家庭児童相談員の採解、子育て支援室職員の研修	こども青少年局	法令	一般市		1.9	163,878		○		同上
		115	子育て支援室運営業務（家庭児童相談員経費含む）に関する事務（区）	近年の家族形態や家庭における養育機能低下により生じる、家庭内等の児童問題に対し、各区保健福祉センター（子育て支援室）内に家庭児童相談員を配置し、相談指導等により問題解決を図る。 ・家庭その他からの相談対応 ・個々の子どもや家庭に対する援助 （助言、情報提供、継続指導等） ・児童虐待に関する相談対応、要保護児童対策地域協議会関係事務。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	906		○		同上
		116	子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業を除く）に関する事務 【局】	各区に1か所設置している子ども・子育てプラザにおいて、次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援。 ・乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期のこどもが集い交流する機会の提供など （子育てに関するさまざまな情報の提供、子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供、子育て支援講座や親子イベントの開催、自由な遊び場の提供やクラブ活動、「つどいの広場」など） ・各区子ども・子育てプラザのホームページで、区内の子育て支援施設や子育てサークル・サロンの情報提供 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.4	17,930		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		117	子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業を除く）に関する事務 【総合区】	各区に1か所設置している子ども・子育てプラザにおいて、次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援。 ・乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期のこどもが集い交流する機会の提供など （子育てに関するさまざまな情報の提供、子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供、子育て支援講座や親子イベントの開催、自由な遊び場の提供やクラブ活動、「つどいの広場」など） ・各区子ども・子育てプラザのホームページで、区内の子育て支援施設や子育てサークル・サロンの情報提供 【総合区】仕様書策定、業者選定、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		1.3	641,819		○		同上
		118	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務 【局】	保護者が急用のときに、こどもの預かりや幼稚園・保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育のニーズにこたえるために、援助する人（提供会員）と援助を依頼する人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.1	0		○		同上
		119	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務 【総合区】	保護者が急用のときに、こどもの預かりや幼稚園・保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育のニーズにこたえるために、援助する人（提供会員）と援助を依頼する人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動。 【総合区】事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0		○		同上
		120	地域子育て支援拠点事業に関する事務 【局】	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進。 （対象：概ね3歳未満の児童とその保護者） 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		121	地域子育て支援拠点事業に関する事務 【総合区】	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進。 （対象：概ね3歳未満の児童とその保護者） 【総合区】事業者の募集、委託契約、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		0.7	426,065		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		122	男女共同参画センター子育て活動支援事業に関する事務	子育て支援と男女共同参画を一体的に推進するとともに、全市的な子育て支援の後方支援施設としての役割を果たすため、男女共同参画センター子育て支援館において「子育てに関する人材育成のための講習会、研修会等の開催」「子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援」を実施。 【所在地】北区	こども青少年局	法令	一般市		0.4	65,117		○		同上
		123	一時預かり事業（民間分）に関する事務 【局】	保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合の一時預かり事業。 （対象：保育所等に入所していない小学校就学前の児童） 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		124	一時預かり事業（民間分）に関する事務 【総合区】	保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合の一時預かり事業。 （対象：保育所等に入所していない小学校就学前の児童） 【総合区】事業者の募集、委託契約、事業者との調整、指導監督	こども青少年局	法令	一般市		0.5	208,746		○		同上
		125	病児・病後児保育事業に関する事務	保育所等に通所している児童が、病気の回復期にあたるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合の一時預かり事業。 病児対応型では、病気の回復期に至らない児童についても受け入れ。	こども青少年局	法令	一般市		0.9	272,970		○		同上
		126	子どものショートステイ事業に関する事務	保護者の仕事や病気などにより、一時的に家庭での子育てが困難になったときに、宿泊を伴って子どもを預かる事業。 （対象：小学校入学前の子ども） ・委託事業者との契約関係業務 ・委託料支払い事務	こども青少年局	法令	一般市		0.3	6,475		○		同上
		127	利用者支援事業に関する事務 【局】	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から、個別のニーズに合った施設や事業等を選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談、助言等の支援。 【局】国庫申請、子育て支援員研修（利用者支援事業）	こども青少年局	法令	一般市		0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		128	利用者支援事業に関する事務【総合区】	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から、個別のニーズに合った施設や事業等を選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談、助言等の支援。 ※局からの予算配付分（国庫分）	こども青少年局	法令	一般市		0.1	59,880		○		同上
		129	利用者支援事業に関する事務（区）	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から、個別のニーズに合った施設や事業等を選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談、助言等の支援。 ・委託事業者選定、非常勤雇用など	こども青少年局	法令	一般市		0.0	20,609		○		同上
		130	ブックスタート事業に関する事務【総合区】	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・対象者の把握、書籍の選定、購入	こども青少年局	任意			0.3	7,311		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		131	ブックスタート事業に関する事務（区）	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・絵本の読み聞かせ	こども青少年局	任意			0.0	498		○		同上
		132	子育ていろいろ便利帳作成事業に関する事務	子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む本市子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進。	こども青少年局	任意			0.4	4,914		○		同上
		133	子育て包括支援センターに関する事務	子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援を実施。	こども青少年局	要綱等	一般市		0.3	0		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		134	子ども家庭支援員による育児相談事業、エンゼルサポーター派遣事業に関する事務	出産後間もない時期は、養育者には精神的にも身体的にも過重な負担がかかるため、この時期に手厚い支援を行うよう、子ども家庭支援員による育児相談事業及びヘルパー等による家事支援。 ・仕様書の策定、事業者との契約	こども青少年局	法令	一般市		0.2	9,453		○		同上
		135	子ども家庭支援員による育児相談事業、エンゼルサポーター派遣事業に関する事務(区)	出産後間もない時期は、養育者には精神的にも身体的にも過重な負担がかかるため、この時期に手厚い支援を行うよう、子ども家庭支援員による育児相談事業及びヘルパー等による家事支援。 ・相談窓口、支援決定	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
25	あいりん特別保育対策等	136	あいりん児童健全育成事業に関する事務	あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導。 児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援。 不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくりなど。 ・委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			0.3	13,753		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		137	あいりん特別保育対策事業に関する事務 【局】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			0.1	0		○		同上
		138	あいりん特別保育対策事業に関する事務 【総合区】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【総合区】委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			0.2	13,564		○		同上
26	児童手当、子ども手当	139	児童手当に関する事務	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る。 ・国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		1.9	40,111,074		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		140	児童手当に関する事務（区）	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る。 ・相談、受理、送付	こども青少年局	法令	一般市		0.0	23,569		○		同上
		141	子ども手当に関する事務（H22年度における子ども手当の支給に関する法律）	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校終了前の子どもを養育する者に対して手当を支給。 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有する者 ・上記以外の者で、支給対象児童を監護し、かつ生計を維持し、日本国内に住所を有する者	こども青少年局	法令	一般市		0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		142	子ども手当に関する事務（H23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法）	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者に対して手当を支給。 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く）を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有する者（一般受給者） ・父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童（施設入所等児童を除く）を監護し、生計を維持している父母等が指定し、日本国内に住所を有する者（父母指定者） ・上記以外の者で、支給対象児童（施設入所等児童を除く）を監護し、かつ生計を維持し、日本国内に住所を有する者 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者	こども青少年局	法令	一般市		0.2	390		○		同上
		143	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理。	こども青少年局	任意			0.4	383,173			○一組	◆地域住民の福祉、子育て支援等に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		144	子育てワンストップサービス（ICT）導入に関する事務	国において今後、児童手当、保育、母子保健、ひとり親の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができるマイナポータルというインターネット上のWEBサービスの開発を進めており、本市においてもこのサービスへの対応について検討。	こども青少年局	任意			0.3	0			○一組	同上
27	児童虐待対策の推進	145	児童虐待対策の推進に関する事務	児童虐待防止のための啓発活動を行い、児童虐待の未然防止・早期発見につなげるとともに、地域の児童虐待に関する問題について、専門的な知識・技術を必要とするものに応じて、地域の児童・家庭の福祉向上を図る。	こども青少年局	法令	一般市		0.8	16,029		○		◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		146	児童虐待対策の推進に関する事務（区）	児童虐待防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開できる連絡体制を構築するため、区レベルにおける要保護児童対策地域協議会を運営。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		147	要保護児童等の通告受理及びその対応に関する事務	虐待の相談・通告における危険度・緊急性の判断、支援方針など、専門性が求められる区要保護児童対策地域協議会について、実務者会議や個別ケース検討会議、研修会などに児童虐待についての専門的知識をもったスタッフを派遣し、区のニーズに応じた柔軟な支援が行えるよう専門性を強化。	こども青少年局	法令	一般市		1.5	13,013		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		148	要保護児童等の通告受理及びその対応に関する事務（区）	・各区保健福祉センターに設置している子育て支援室において、要保護児童や要支援児童等に対する相談調整	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
28	こども医療費助成	149	こども医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意			0.0	7,408,766		○		◆地域の子育て支援に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で判断の上実施。
		150	こども医療費助成に関する事務（区）	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意			0.0	179,471		○		同上
		151	医療助成システムの運用・改修に関する事務	・医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務	こども青少年局	任意			0.0	208,663			○一組	◆地域の子育て支援等に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
29	保育施策	152	施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費の支給、国庫負担金等の受入・返納事務 【局】	・総合福祉システムの出力データを確認（毎月） ・各施設に施設型給付費、地域型保育給付費、委託費を支給（毎月） ・各種加算（減額）認定（施設ごと、加算の種類ごとに年1回） ・支給した施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費に係る国庫負担金、府費負担金、府補助金の受入・返納 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		2.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		153	施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費の支給、国庫負担金等の受入・返納事務 【総合区】	・総合福祉システムの出力データを確認（毎月） ・各施設に施設型給付費、地域型保育給付費、委託費を支給（毎月） ・各種加算（減額）認定（施設ごと、加算の種類ごとに年1回） ・支給した施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費に係る国庫負担金、府費負担金、府補助金の受入・返納 【総合区】給付費の支給	こども青少年局	法令	一般市		2.0	61,251,144		○		同上
		154	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【局】	・保育所等の各施設で使用する、日用品・文具等の購入に要する経費及び食事の提供に要する経費として、利用者負担額とは別に各施設事業者が徴収を行うことができる実費徴収額について、生活保護世帯を対象にその費用の一部を給付 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		155	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【総合区】	・保育所等の各施設で使用する、日用品・文具等の購入に要する経費及び食事の提供に要する経費として、利用者負担額とは別に各施設事業者が徴収を行うことができる実費徴収額について、生活保護世帯を対象にその費用の一部を給付 【総合区】給付費の支給	こども青少年局	法令	一般市		0.6	69,870		○		同上
		156	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務 【局】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【局】国庫申請、制度管理、報告の取りまとめ	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	0		○		同上
		157	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務 【総合区】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【総合区】巡回指導員の雇用、事業者との調整	こども青少年局	要綱等	一般市		0.5	23,953		○		同上
		158	延長保育事業に関する事務 【局】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		0.5	0		○		同上
		159	延長保育事業に関する事務 【総合区】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	要綱等	一般市		1.0	605,922		○		同上
		160	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【局】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.3	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		161	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【総合区】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			0.5	139,434		○		同上
		162	アレルギー対応等栄養士配置事業 【局】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.3	0		○		同上
		163	アレルギー対応等栄養士配置事業 【総合区】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			0.7	304,920		○		同上
		164	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【局】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.1	0		○		同上
		165	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【総合区】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			0.4	62,737		○		同上
		166	地域型保育事業連携施設支援事業 【局】	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援補助金事業」を実施 （H29年度からは交付金事業として実施予定） 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.2	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		167	地域型保育事業連携施設支援事業 【総合区】	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援補助金事業」を実施 （H29年度からは交付金事業として実施予定） 【総合区】申請受付、審査、加算、支払い	こども青少年局	任意			0.4	29,887		○		同上
		168	産休等代替職員費補助金に関する事務 【局】	・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用にかかる経費を一部補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.1	0		○		同上
		169	産休等代替職員費補助金に関する事務 【総合区】	・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用にかかる経費を一部補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			0.4	13,996		○		同上
		170	尿検査委託事業に関する事務	入所児童の健康管理を図るため、小児慢性疾患の中でも重要な腎疾患の早期発見を目的として尿検査を実施。 （対象：大阪市の特定教育・保育施設等（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型事業所）に入所している2歳クラス以上の児童）	こども青少年局	法令	一般市		0.3	9,385		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		171	教育・保育施設等における感染症対策等保健衛生にかかる事務	・健康危機管理として感染症対策に取り組むために、H25年8月より一斉導入した学校欠席者情報収集システムの管理 ・各施設への保健衛生に関する情報提供、注意喚起、説明会等の実施 ・各施設、市民等からの相談対応	こども青少年局	要綱等	保健所設置市		0.7	0		○		同上
		172	民間保育所の整備に関する事務 【局】	大阪市こども・子育て支援計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を補助することにより、保育所整備を促進。 【局】審議会の運営、国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		4.0	0		○		同上
		173	民間保育所の整備に関する事務 【総合区】	大阪市こども・子育て支援計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を補助することにより、保育所整備を促進。 【総合区】仕様書作成、公募、申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	法令	一般市		4.5	4,338,804		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		174	保育所施設外壁改修等工事	・大阪市から施設の貸与を受け保育所運営を行っている民間保育所については、運営に伴う破損や必要な改修は法人が全額負担 ・外壁や屋上など建物の躯体部分等の改修は大阪市が実施	こども青少年局	任意			0.2	10,307		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		175	公有財産管理業務	・民間保育所等に貸付けている財産の管理	こども青少年局	任意			1.5	676		○		◆自治体の内部管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
		176	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務 【局】	・S56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		0.1	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		177	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務 【総合区】	・S56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 【総合区】申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		0.4	3,330		○		同上
		178	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務 【局】	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		0.2	0		○		同上
		179	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務 【総合区】	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。 【総合区】申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		0.3	134,325		○		同上
		180	子育て支援員研修事業（地域型保育）	・地域型保育事業及び一時預かり事業等への従事を希望する者のうち、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有しない者への研修	こども青少年局	要綱等	一般市		0.5	16,065		○		同上
		181	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創造するために、常に保育課題について理解を深め、技術の研鑽、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質の向上を図る。 【所在地】保育・幼児教育センター（旭区） ※H29年4月設置	こども青少年局	任意			7.1	15,993		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		182	子ども・子育て支援法の支給認定に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、子ども・子育て支援法に定めるところにより、支給認定等 ・制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		183	子ども・子育て支援法の支給認定に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、子ども・子育て支援法に定めるところにより、支給認定等 ・申請受付、審査、認定区分の決定	こども青少年局	法令	一般市		0.0	3,803		○		同上
		184	利用者負担額の決定に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合における利用者負担額を決定 ・徴収額の算定、歳入管理	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		185	利用者負担額の決定に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合における利用者負担額を決定（保育所を除く） ・申請受付、認定、システム入力、負担額決定	こども青少年局	法令	一般市		0.0	3,803		○		同上
		186	保育施設等の利用調整に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、児童福祉法に定めるところにより、保育の利用に関する調整及び要請 ・制度管理、各区の取りまとめ	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		187	保育施設等の利用調整に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、児童福祉法に定めるところにより、保育の利用に関する調整及び要請 ・申請受付、認定、審査、利用調整	こども青少年局	法令	一般市		0.0	3,803		○		同上
		188	保育料の賦課・徴収に関する事務	・本人またはその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて定める額を徴収 ・徴収額の算定、歳入管理	こども青少年局	法令	一般市		3.0	40,083		○		同上
		189	保育料の賦課・徴収に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、保育所を利用する本人又はその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて保育料を賦課 ・申請受付、認定決定、保育料の賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		0.0	5,346		○		同上
		190	保育の実施等に係る報告に関する事務	・各区の保健福祉センター所長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときに報告 ・国・大阪府への報告	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		191	保育の実施等に係る報告に関する事務（区）	・各区の保健福祉センター所長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときに報告 ・局への報告	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		192	待機児童集計	・毎年4月1日現在および10月1日現在の待機児童数公表 ・各月の入所児童状況の基礎資料の作成	こども青少年局	要綱等	一般市		1.0	0		○		同上
		193	こども・子育て支援事務センター	日常的な保育事務業務や書類確認等の事務に関して、業務の正確性・迅速性の向上、業務水準の安定的な確保を図る。 ・業務委託	こども青少年局	任意			0.9	32,830		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		194	保育料決定および5歳児無償化に関する業務	・保育所保育料階層表および幼稚園保育料階層表の作成・照合・問い合わせ対応 ・口座振替や収納還付に対する問い合わせ等対応 ・H28年度からは教育部分の無償化にともなう保育料階層表の見直し、制度検討等も実施	こども青少年局	任意			2.0	0		○		同上
		195	大規模開発事前協議	・大阪市内で建築予定として都市計画局に届けだされる大型マンション等の開発に際して、開発内容を確認 ・事前に保育所等の整備について建設業者に説明し、保育施設等の整備に対する協力依頼	こども青少年局	任意			0.2	0		○		同上
		196	風俗営業・旅館業法に関する警察からの調査への対応	・警察より、風俗営業・旅館業法に該当する施設の近隣に保育施設等がないかの照会への対応	こども青少年局	任意			0.5	0		○		同上
		197	公立保育所設置に関する事務【局】	・公立保育所の設置 ※近年、新設していないため、実績なし。 【局】制度管理、連絡調整	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		198	公立保育所設置に関する事務【総合区】	・公立保育所の設置 ※近年、新設していないため、実績なし。 【総合区】公立保育所の設置	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		199	公立保育所運営事業に関する事務 【局】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。（公立保育所管理運営費） ・保育所で主食（ごはんやパン）を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。（幼児主食提供事業） ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。（公立保育所指導食実施事業） ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。（公立保育所運営委託事業） ・非常勤保育士の採用 【局】審議会の運営、国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			12.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		200	公立保育所運営事業に関する事務 【総合区】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。（公立保育所管理運営費） ・保育所で主食（ごはんやパン）を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。（幼児主食提供事業） ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。（公立保育所指導食実施事業） ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。（公立保育所運営委託事業） ・非常勤保育士の採用 【総合区】公立保育所の運営	こども青少年局	任意			840.0	6,334,323		○		同上
		201	公立保育所障がい児保育対策事業に関する事務	公立保育所における障がい児保育を推進するため、非常勤職員等を雇用することで、障がい児保育の質の向上を図る。	こども青少年局	任意			80.5	423,620		○		同上
		202	延長保育事業（公立分）に関する事務 【局】	就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対するニーズが増加しており、公立保育所において延長保育を実施。 ・子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収 【局】制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		203	延長保育事業（公立分）に関する事務 【総合区】	就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対するニーズが増加しており、公立保育所において延長保育を実施。 ・子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収 【総合区】申請受付、審査、決定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		132.5	114,138		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		204	病児・病後児保育事業（公立分）に関する事務 【局】	保育所に通所している児童が、病気の回復期にあるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合に日中一時的に預かる。 ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		205	病児・病後児保育事業（公立分）に関する事務 【総合区】	保育所に通所している児童が、病気の回復期にあるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合に日中一時的に預かる。 ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 【総合区】申請受付、審査、決定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		12.0	16,416		○		同上
		206	地域子育て支援拠点事業（公立分）、一時預かり事業（公立分）に関する事務 【局】	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進。 ・地域子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流を促し、保護者向けに講習会を開催、保護者の育児相談 ・家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の実施施設において、日中一時的に預かり ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		207	地域子育て支援拠点事業（公立分）、一時預かり事業（公立分）に関する事務 【総合区】	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進。 ・地域子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流を促し、保護者向けに講習会を開催、保護者の育児相談 ・家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の実施施設において、日中一時的に預かり ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 【総合区】申請受付、審査、決定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		79.5	101,041		○		同上
		208	公立保育所整備に関する事務 【局】	・公立保育所のあり方検討（総括） ・民営化等の進捗管理　　など	こども青少年局	任意			5.0	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		209	公立保育所整備に関する事務【総合区】	・経年劣化により老朽化が著しい保育所について、建替等により施設機能を改善し、安全な施設運営を図る。また、条例廃止等により使用しなくなった保育所の解体撤去、跡地の有効活用。（公立保育所整備） ・各施設状況に応じ経済的かつ計画的に改修工事を実施し、施設機能の安全性、壮美性、機能性の回復及び維持管理を図る。（公立保育所リフレッシュ事業） ・H25年4月に策定した「公立保育所新再編整備計画」に基づき、順次公立保育所の民間移管を実施。移管対象保育所における土地・建物等の必要な諸条件整備を行うとともに、建替移管の場合には移管先法人に対して施設整備補助金を交付。（公立保育所民営化推進事業）	こども青少年局	任意			15.0	684,755		○		同上
		210	障がい児保育助成事業に関する事務【局】	障がいのある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人件費補助を行い、障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			0.7	0		○		同上
		211	障がい児保育助成事業に関する事務【総合区】	障がいのある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人件費補助を行い、障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。 【総合区】補助金の支給	こども青少年局	任意			0.8	791,531		○		同上
		212	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【局】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.1	0		○		同上
		213	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【総合区】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【総合区】巡回保育士の配置	こども青少年局	任意			1.4	38,761		○		同上
		214	実費徴収に係る補足給付を行う事業（公立分）に関する事務【局】	・経済的な理由により教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助 ・保護者から申請書等の受付、給付金を支出 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		215	実費徴収に係る補足給付を行う事業（公立分）に関する事務【総合区】	・経済的な理由により教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助 ・保護者から申請書等の受付、給付金を支出 【総合区】申請受付、審査、決定、給付	こども青少年局	法令	一般市		0.3	7,247		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		216	保育所保育料滞納整理システム運用管理事務	・保育所保育料滞納整理システムの運用管理事務 ※H29年度からこども青少年局に移管	財政局	任意			0.1	3,174		○		◆特別区が実施する徴収金の滞納整理にかかるシステムであり、各特別区で判断の上実施。
30	保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業等）	217	保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業）	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合の就職準備金の貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.4	34,000	○			◆潜在保育士の再就職支援に係る事務については、広域的な観点から取り組むべき事務のため、広域で実施。
		218	保育人材確保事業（保育料一部貸付事業）	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・新たに潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合、その子どもの保育料の一部を貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.4	0	○			同上
31	保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業等）	219	保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業）	保育士有資格者が円滑に保育現場に就職できるような支援を行うことにより、有資格者の保育施設への就業を促し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。	こども青少年局	要綱等	中核市		0.9	27,916		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		220	保育人材確保事業（保育士宿舎借り上げ事業） 【局】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【局】制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		0.1	0		○		同上
		221	保育人材確保事業（保育士宿舎借り上げ事業） 【総合区】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	要綱等	一般市		0.3	0		○		同上
		222	保育人材確保事業（新規採用保育士特別給付に係る補助事業） 【局】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【局】制度管理	こども青少年局	任意			0.1	0		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		223	保育人材確保事業（新規採用保育士特別給付に係る補助事業） 【総合区】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	任意			0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
32	公立の児童福祉施設の運営	224	児童養護施設（長谷川羽曳野学園）の管理運営	児童福祉法第41条の児童養護施設として、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助。 【所在地】長谷川羽曳野学園（柏原市）	こども青少年局	任意			14.0	66,793			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆少数施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
		225	弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務	・弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意			0.2	199,239			○一組	同上
		226	児童自立支援施設（阿武山学園）の管理運営	児童福祉法第44条の児童自立支援施設として、児童相談所の入所措置に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援。 【所在地】阿武山学園（高槻市）	こども青少年局	法令	指定都市		37.0	99,614			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
		227	児童自立支援施設（阿武山学園）の機能強化	非行児童は被虐待児童の割合が高いことから、要保護児童でもあり、立ち直り支援や最善の福祉サービスの提供を目的とし、社会的養護の充実を図る。 【所在地】阿武山学園（高槻市）	こども青少年局	任意			0.0	15,652			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆公立施設を一部事務組合で一体的に管理運営するため、機能強化についても一部事務組合で実施。
		228	児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】西区	こども青少年局	任意			0.2	266,848			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆1箇所施設であり、各特別区の水平連携により管理運営する必要があるため、一部事務組合で一体的に実施。
		229	弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意			0.2	241,677			○一組	同上
		230	指定管理施設の整備に関する事務	・指定管理者制度を導入している児童福祉施設の改修について、協定で定めた負担区分により施設整備	こども青少年局	任意			0.2	34,257			○一組	◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、特別区で実施。 ◆公立施設を一部事務組合で一体的に管理運営するため、整備についても一部事務組合で実施。
33	スクールカウンセラー事業等	231	こども相談センター　スクールカウンセラー事業	・いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のため、地域におけるカウンセリング機能が一層充実するよう、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.4	198,108	○			◆高度な専門性を有するスクールカウンセラー（臨床心理士等）を確保・派遣する事務については、広域的な観点から取り組むべき事務のため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		232	こども相談センター「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	・不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話相談により受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言 ・平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託し、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備	こども青少年局	要綱等	指定都市		0.0	0	○			◆大阪府・大阪市ともに民間委託により実施している現状を踏まえ、一元的に広域で実施。
34	教育相談	233	こども相談センター　教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務（教育相談）	・不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話（24時間365日対応）・メールによる相談 ・不登校で、集団参加に課題を抱える子ども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援	こども青少年局	任意			4.5	191,792		○		◆学校教育に関わる相談であり、小中学校の設置者である各特別区が実施。 ◆事業の内容については、各特別区で判断の上再構築。
		234	こども相談センター　特別支援教育相談にかかる事務	・障がいがある児童、特別な支援が必要となる児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談 ・相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント（見立て）を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導について助言	こども青少年局	任意			0.3	20,264		○		同上
35	内部事務	235	局庶務事務	・文書、公印管理関係 ・市会関係 ・秘書関係 ・OA関係 ・庁舎管理 ・寄付収受 ・広聴広報 ・人事、給与、福利厚生関係 ・行財政改革、企画関係　　など	こども青少年局	任意			16.5	108,086		○		◆自治体の内部管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
		236	局経理・調達に関する事務	・局経理（予算・決算）、調達関係	こども青少年局	任意			7.7	12,960		○		同上
		237	普通財産等の管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・普通財産等の整備・日常管理 ・管財事務 ・市有地の売却	こども青少年局	任意			2.7	47,992		○		同上
		238	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務	こども青少年局	任意			14.1	362,295		○		◆地域の就学前教育・保育に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		239	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務 ※専門職（建築、機械、電気）が担っている事務	こども青少年局	任意			7.0	0		○		同上
		240	連絡・企画調整、基金管理、区長会議に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、西成特区構想（こども青少年局関連部分）、国家予算要望、区長会議、少子化対策とりまとめ、連絡・企画調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			2.3	1,586		○		◆地域の児童・青少年の健全育成等に関する施策の企画立案等は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で判断の上実施。
		241	庶務・経理業務（青少年課）	・放課後事業グループ所管事業にかかる共通事務	こども青少年局	任意			0.3	362		○		◆自治体の内部管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
		242	庶務・経理業務（管理課）	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係 ・臨時職員、アルバイト等の雇用　　など	こども青少年局	任意			1.8	6,222		○		同上
		243	庶務・経理業務（こども家庭課）	・庶務関係 ・総合福祉システム関係 ・研修関係　　など	こども青少年局	任意			0.2	14,204		○		同上
		244	庶務・経理業務（保育企画課）	・各事務事業の実施に伴う役務費・印刷費・消耗品費・使用料等必要経費の支出　　など	こども青少年局	任意			2.1	101,681		○		同上
		245	庶務・経理業務（幼稚園企画）	・公立幼稚園及び私立幼稚園等に係るその他の事務	こども青少年局	任意			1.2	2,636		○		同上

《2. 福祉》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	社会福祉関連	1	社会福祉審議会関係業務	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.2	669		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施
		2	社会福祉審議会関係業務（児童福祉法関係）	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		3	社会福祉審議会関係業務（身体障害者福祉法施行令関係）	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		4	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			0.1	800		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		5	上海市との社会福祉交流事業	上海市との友好交流協定書に基づき、上海市と大阪市との間で経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢者社会対策等をはじめとした社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			0.1	645		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		6	社会福祉統計調査	法定受託事務である国民生活基礎調査及び国委託による社会福祉施設等調査・介護サービス施設・事業所調査等にかかる事務。	福祉局	法令	一般市		0.2	1,953		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		7	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等）の管理運営並びに施設の維持管理に関すること。 【所在地】天王寺区	福祉局	任意			1.0	40,892		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から所在区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		8	社会福祉研修・情報センター運用管理	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務を指定管理業務として委託し、指定管理事業者との連絡調整を行う。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	一般市		0.3	120,997		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、研修・実習等事業については各特別区で判断の上実施。 施設の運営管理については、施設の所在する特別区で実施。
		9	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務のうち、ICT戦略室との協議が不要なもの。	福祉局	任意			0.5	27,473			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		10	総合福祉システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	福祉局	任意			8.4	478,969			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		11	社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）関係業務	・高齢者福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.6	2,098		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		12	社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）関係事務	民生委員の選任や解嘱等の際に、広く市民や学識経験者の意見を聴取することにより、適正な民生委員を委嘱する。また、選考方法や推薦基準等について大きな見直しが必要となった際に意見を聴取する。	福祉局	法令	中核市		0.0	152		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
2	社会福祉法人・事業の許認可・指導等	13	社会福祉法人認可関係業務（登録免許税法施行規則）（中核市権限）	乳児院等以外に係る社会福祉事業に供する不動産の登記に関する証明	福祉局	法令	中核市		0.5	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		14	社会福祉法人・施設監査業務（中核市権限）	・社会福祉事業を経営する者に対する調査 ・施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令 ・社会福祉事業の制限又は停止等の命令	福祉局	法令	中核市		0.1	154		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		15	社会福祉法人認可関係事務（保護施設及び児童養護施設等に係る施設整備審査業務を除く）	・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の仮理事の選任 ・社会福祉法人の特別代理人の選任 ・社会福祉法人の定款変更の認可等 ・社会福祉法人の解散の認可等 ・社会福祉法人の清算人の届出の受理 ・社会福祉法人の清算結了の届出の受理 ・社会福祉法人の合併の認可 （以上、地区社会福祉協議会及びその行う事業が大阪府内において2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人を除く） ・社会福祉法人の設立、合併、解散等その他これらに準じる権利関係の変更に係る適格性及び妥当性、並びに保護施設及び児童養護施設等を除く施設の整備等及びの審査事務	福祉局	法令	一般市		3.9	794		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		16	社会福祉法人認可関係事務（保護施設及び児童養護施設等に係る施設整備審査業務）	保護施設及び児童養護施設等の整備等に係る適格性及び妥当性の審査	福祉局	法令	一般市		0.0	67			○ 一組	◆偏在する生活保護施設の定員を一体的に管理する必要があることから、施設の整備等審査業務を特別区の一部事務組合で実施。
		17	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する際に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		18	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		19	社会福祉法人・施設監査関係業務（一般市権限）	（地区社会福祉協議会及びその行う事業が大阪府内において2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人を除く） ・社会福祉法人の監査の結果、不整な点があった場合の報告受領 ・社会福祉法人からの報告聴取、立入検査 ・社会福祉法人に対する改善勧告 ・改善勧告に従わない場合の公表、改善命令 ・改善命令に従わない場合の停止命令、役員の解職の勧告 ・社会福祉法人に対する解散命令 ・解職の勧告をする場合の職員の弁明の機会の付与、報告書の受領 ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令 ・事業の概要等に関する届出の受理	福祉局	法令	一般市		0.9	3,951		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		20	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法を除く）	社会福祉施設における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。（保護施設を除く。）	福祉局	要綱等	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		21	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法）	社会福祉施設における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。（保護施設）	福祉局	要綱等	中核市		0.0	0			○一組	◆偏在する生活保護施設の定員を一体的に管理する必要があることから、施設の運営費に係る協議は、特別区の一部事務組合で実施。
		22	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	福祉局	法令	中核市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		23	社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等に関する事務	社会福祉法に基づき、社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業（無料・低額の宿泊事業、診療事業及び介護老健施設利用事業に係るものを除く。）の開始等に関する届出の受理、許可等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		24	無料・低額宿泊事業にかかる届出の受理等	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業の届出の受理等。	福祉局	法令	中核市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		25	社会福祉法人認可関係業務（登録免許税法施行規則）（政令市権限）	乳児院等に係る社会福祉事業に供する不動産の登記に関する証明。	福祉局	法令	指定都市		0.1	0			○一組	◆乳児院等施設の設置認可事務と一体で実施する必要があるため、一部事務組合により実施。
3	社会福祉法人・事業の許認可・指導等（事業が2以上の市町村の区域にわたる法人）	26	社会福祉法人認可関係事務（地区社会福祉協議会分等）（政令市権限）	（地区社会福祉協議会及びその行う事業が大阪府内において2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人に限る） ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の仮理事の選任 ・社会福祉法人の特別代理人の選任 ・社会福祉法人の定款変更の認可等 ・社会福祉法人の解散の認可等 ・社会福祉法人の清算人の届出の受理 ・社会福祉法人の清算結了の届出の受理 ・社会福祉法人の合併の認可	福祉局	法令	指定都市		0.2	0	○			◆事業が2以上の市町村の区域にわたり政令市以外に主たる事務所がある法人等に係る事務は、大阪府が行っているため統一的に広域で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		27	社会福祉法人・施設監査業務（政令市権限）	（地区社会福祉協議会及びその行う事業が大阪府内において2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人に限る） ・社会福祉法人の監査の結果、不整な点があった場合の報告受領 ・社会福祉法人からの報告聴取、立入検査 ・社会福祉法人に対する改善勧告 ・改善勧告に従わない場合の公表、改善命令 ・改善命令に従わない場合の停止命令、役員の解職の勧告 ・社会福祉法人に対する解散命令 ・解職の勧告をする場合の職員の弁明の機会の付与、報告書の受領 ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令 ・事業の概要等に関する届出の受理	福祉局	法令	指定都市		0.1	256	○			◆事業が2以上の市町村の区域にわたり政令市以外に主たる事務所がある法人等に係る事務は、大阪府が行っているため統一的に広域で実施
4	戦傷病者、戦没者遺族等の援護	28	戦没者遺族援護事業	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			0.2	979		○		◆地域の戦没者を追悼する目的で行われる事務であり、地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		29	特別弔慰金支給事務	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、各区・府との連絡調整等の事務	福祉局	法令	一般市		0.1	2,467		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		30	特別弔慰金支給事務（区）	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、受付、請求指導、府への進達、国債受領等の事務	福祉局	法令	一般市		0.0	1,274		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		31	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務	・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を取りまとめ大阪府へ進達する。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆府への進達事務であり、各特別区で実施。
		32	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務（区）	・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を福祉局障がい福祉課へ送付する。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆府への進達事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
5	戦没者遺族等の援護（なにわの塔追悼式経費補助）	33	戦没者遺族援護事業（なにわの塔）	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式等経費の一部を補助する。	福祉局	任意			0.1	775	○			◆大阪府域として戦没者を追悼する事務であり、広域で実施。
6	行旅病人・死亡人の救護等	34	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（費用負担）	・行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬の各区との調整 ・火葬料の環境局への支払事務 ・予算・決算業務	福祉局	法令	中核市		0.2	1,096		○		◆より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		35	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（費用負担）（区）	・行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬に係る費用の負担	福祉局	法令	中核市		0.0	13,762		○		◆より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		36	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人への救護対応、行旅死亡人の埋火葬、官報公告などを行う。 ・区役所からの報告のとりまとめ ・行旅死亡人の官報公告 ・埋火葬費用に関する大阪市認定葬儀組合との協定締結	福祉局	法令	一般市		0.4	0		○		◆より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		37	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（区）	・行旅病人への救護対応 ・行旅死亡人の埋火葬 ・行旅死亡人の公示 ・行旅死亡人遺留金品の取扱 ・行旅死亡人取扱費用の徴収	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
7	生活保護	38	生活保護施設の設置認可等	・社会福祉法人が設置しようとする保護施設に対し設置認可を行う。 ・大阪市所管の生活保護施設にかかる施設事務費改定、施設監査、指導監督等を実施する。 ・大阪市所管の生活保護施設の整備及び改修を実施する。	福祉局	法令	中核市		0.7	21,279			○一組	◆偏在する施設の設置認可等を通じて、定員を一体的に管理する必要があることから、特別区の一部事務組合で実施。
		39	生活保護施設の設置認可等（基準条例の制定）	保護施設の設置運営に関する基準を条例で制定。	福祉局	法令	中核市		0.0	0			○一組	◆施設の設置認可等と関連する基準条例の制定に関する事務であることから、特別区の一部事務組合で実施。
		40	社会福祉法人・施設監査業務（生活保護法）	・保護施設に対する報告の徴収等 ・保護施設に対する改善命令等	福祉局	法令	中核市		0.1	103			○一組	◆偏在する生活保護施設の定員を一体的に管理する必要があることから、施設に対する監査業務を特別区の一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		41	生活保護法に基づく医療・介護機関の指定及び報酬の審査・支払等	・指定医療機関・指定介護機関の指定、指導 ・診療報酬にかかる審査・支払 ・介護給付費にかかる審査・支払	福祉局	法令	中核市		6.6	361,798		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		42	職員研修	・専門的な知識や情報を得ることを目的として厚生労働省の企画する各種研修及び会議に出席。 ・ケースワーカーや査察指導員の専門的知識・技術を習得させるための職員研修の業務委託で、研修内容、資料の精査の他、研修講師を行う。	福祉局	法令	中核市		1.0	7,746		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		43	職員研修（区）	・専門的な知識や情報を得ることを目的として厚生労働省の企画する各種研修及び会議に出席。 ・ケースワーカーや査察指導員の専門的知識・技術を習得させるための職員研修参加に係る出張旅費等の精算業務等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	1,698		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		44	生活保護関係事務（法）	・事務打合せ会に関する事務 ・生活保護費支給封筒現金封入業務 ・一般事務費に関する事務（生活保護関連書籍等の購入経費、生活保護費の支払事務等にかかる経費など）	福祉局	法令	一般市		3.8	31,421		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		45	生活保護関係事務（要綱）	・事務打合せ会経費 ・生活保護専門相談事業（専門知識を持つ弁護士や不動産鑑定士への相談機会を確保） ・中国語通訳派遣事業　など	福祉局	要綱等	一般市		2.0	89,412		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		46	生活保護関係事務（要綱）（区）	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するため、中国語通訳を派遣する事業。 ・通訳者の予約 ・局担当者への実績報告	福祉局	要綱等	一般市		0.0	141,831		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		47	生活保護適正実施事業（法）	生活保護の適正実施を図るとともに、自立にむけた適切な支援を行うことを目的とした帳票の作成並びに出張旅費等の経費の予算配付。	福祉局	法令	一般市		0.6	5,507		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		48	生活保護適正実施事業（法）（区）	各種物品の購入や生活保護法第29条に基づく各種照会（扶養調査、資産・収入調査等）にかかる郵送料、出張旅費等の経費の支出。	福祉局	法令	一般市		0.0	52,974		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		49	生活保護適正実施事業（要綱）	・年金制度に精通した者を非常勤嘱託職員として雇用し、年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する。 ・ヘルプデスクとして、本市OB職員及びケアマネジャー有資格者を雇用し、実施機関に対して研修や助言援助等を行う。	福祉局	要綱等	一般市		1.1	124,154		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		50	生活保護適正実施事業（要綱）（区）	・年金制度に精通した非常勤嘱託職員が年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する際の市内出張旅費の支出に関する事務 ・消耗品の購入にかかる支出決議、支出に関する事務	福祉局	要綱等	一般市		0.0	168		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		51	生活保護版レセプト管理システム運用管理事務	生活保護の医療扶助に関するレセプト情報を電子情報で取り扱い、医療扶助の適正化を目的として開発した、レセプト管理システムの運用管理（端末機の保守点検）に関する事務。	福祉局	任意			1.7	12,056			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		52	生活保護実施体制業務	各区保健福祉センターにおける生活保護実施体制に関する連絡調整。 ・被保護者高齢世帯訪問事業 ・資産・扶養調査等担当嘱託職員の配置 ・生活保護事務嘱託職員の配置	福祉局	法令	一般市		1.7	900,752		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		53	生活保護実施体制業務（区）	非常勤職員に関する勤怠管理など。	福祉局	法令	一般市		0.0	2,868		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		54	扶助費の支給事務	・被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給する。 ・生活保護法に基づき本市により生活保護施設へ措置した要保護者にかかる措置費の支払い業務及び精算を行う。	福祉局	法令	一般市		2.9	273,000,258		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		55	扶助費の支給事務（区）	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給するため、保護申請受付から決定・却下・廃止・停止等の各種事務、被保護者に対する様々な指導や助言、総合福祉システムを活用した支給事務等、多岐にわたる事務により法に基づく扶助を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	15,094,715		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		56	適正化推進チーム強化事業	・医療事務経験を有する者を嘱託職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・個別指導実施対象とした医療機関を受診した被保護患者の診療や処方の算定状況（是非）を確認する。また、個別指導に同行し、医療機関において診療録記載事項等を確認するとともに、事前事後の資料を作成する。	福祉局	要綱等	中核市		0.1	12,900		○		◆生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		57	区における生活保護業務適正化対策事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。 ・各区適正化での事案の集約 ・告訴事案の相談対応及び大阪府警察本部との連携	福祉局	要綱等	一般市		1.1	202,244		○		◆生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。
		58	区における生活保護業務適正化対策事業（区）	・不正受給事案及び不正受給と疑わしい事案への実地調査を主とした重点的調査業務 ・不正受給事案の告訴・告発・被害届の提出等の検討、及び警察との調整業務 ・不正受給防止に向けた取組みの検討 ・適正化担当チームによるブロック会議（情報共有会議）の開催　など	福祉局	要綱等	一般市		0.0	2,968		○		◆生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。
		59	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い。	福祉局	要綱等	一般市		0.1	20,949		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		60	介護認定調査関係事務（区）	介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		61	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	中核市		1.3	43,972		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		62	医療要否判定事務（区）	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科を除く医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		63	診療報酬内容点検事務	次の業務のうち点検業務について、事業者に委託を実施。 ・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求 ・診療（歯科）、施術報酬請求の内容審査及び支払	福祉局	要綱等	一般市		1.9	67,995		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		64	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業	・生活保護受給者等（申請中を含む）のうち、稼動能力を有する被保護者等を対象とし、就労による自立を助長することを目的とし、就労に向けた総合的な支援を行う。 ・24区をハローワークの管轄地域を基本とした7地域に分割し、地域毎に委託し、各区保健福祉センターと経常的に連携しながら実施する。 ・各区就労自立支援業務の集約、国（厚生労働省）及び府（大阪労働局）との連携。	福祉局	法令	一般市		0.5	0		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		65	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業（総合区）	・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	法令	一般市		1.0	536,864		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		66	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業（区）	・被保護者などの支援対象者と受託事業者との調整 ・各種報告業務	福祉局	法令	一般市		0.0	3,946		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		67	子ども自立アシスト事業	中学3年生を中心とする問題を抱えた生活保護世帯に対して、家庭訪問を中心とした支援（訪問型のアウトリーチ方式による支援）をすることで世帯ごとの課題解決を目指し、高校進学への動機づけを高め、将来的には生活保護からの脱却を目指すなど、子どもの健全育成及び社会的自立を目的として実施。 ・事業対象者検討（新中学生）リストの各区への配信。 ・各区支援状況確認、支援実績等の把握。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		68	子ども自立アシスト事業（総合区）	・委託事業者の選定	福祉局	要綱等	一般市		0.3	29,588		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		69	子ども自立アシスト事業（区）	・問題を抱えた生活保護世帯に対し、アセスメントを実施 ・支援対象世帯を選定し、支援計画及び支援目標の策定 ・支援対象世帯への事業説明及び同意書の受理 ・支援内容の確認、支援実績等の管理	福祉局	要綱等	一般市		0.0	39		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		70	緊急入院保護業務センターの運営	生活保護法及び緊急入院保護業務センター設置要綱に基づき緊急要保護患者にかかる実地調査並びに保護の決定・実施を行う。 【所在地】西区	福祉局	法令	一般市		19.4	192,648		○		◆より地域に密着した措置、保護の決定等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		71	就労自立給付金の支給事務	被保護者が安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなったと認めたものに対し、生活保護法に基づき就労自立給付金を支給する。 ・各区への予算配付 ・国庫負担金の申請・実績報告　など	福祉局	法令	一般市		0.1	0		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		72	就労自立給付金の支給事務（区）	申請受付から決定までの各種事務、総合福祉システムを活用した支給事務を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	38,443		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		73	任期付職員の雇用	本市基準に基づくケースワーカーの配置は必要不可欠であるが、リーマンショック以降急増した生活保護受給世帯に対応するため、任期付職員を雇用したことによる事務。 ・任期付職員任用に関する事務及び予算の確保など	福祉局	法令	一般市		0.5	9,161		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		74	任期付職員の雇用（区）	任期付職員に関する労務管理（勤怠管理や安全衛生管理を含む）など。	福祉局	法令	一般市		0.0	479		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		75	心理判定業務	・生活保護施設に措置されている要保護者の心理判定業務を実施する。	福祉局	任意			2.1	340		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		76	被保護者への適正受診支援事業	専門職（看護師・保健師）を嘱託職員として雇用し、実施機関に配置、若しくは巡回させ、被保護者が適切に医療機関を受診するようケースワークを支援する。 ・事業の方向性や進捗を取りまとめを行う。 ・人件費の総務事務センターへの配付。	福祉局	要綱等	一般市		2.2	66,241		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		77	被保護者への適正受診支援事業（区）	配置（巡回）された専門職が専門的見地からケースワーカーを支援する。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	111		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
8	生活保護業務に係る事務監査	78	法施行事務監査	生活保護の適正実施を図るため、各区への監査を実施する。	福祉局	法令	指定都市		7.0	483	○			◆特別区の事務に対する監査であり、事務の実施主体である各特別区から独立した広域において統一的な基準で実施。
9	生活保護施設の設置・運営	79	大阪市立生活保護施設の管理運営業務	・生活保護法第38条に基づく保護施設（救護施設、更生施設）の管理運営業務を指定管理者制度を導入して行っている。 【施設名等】 大淀寮（救護・更生施設）【北区】、淀川寮（救護・更生施設）【東淀川区】、港晴寮（救護施設）【港区】、第2港晴寮（救護施設）【港区】	福祉局	法令	中核市		0.2	1,220,556			○ 一組	◆より地域に密着した生活保護施設として特別区において運営するが、施設に偏在が認められることから、特別区の一部事務組合で実施。
10	中国残留邦人等の支援	80	中国残留邦人等に係る機関の指定及び報酬の審査・支払等	・指定医療機関・指定介護機関の指定等 ・診療報酬にかかる審査・支払 ・介護給付費にかかる審査・支払 ・費用の支弁、国の負担金等の受領	福祉局	法令	中核市		0.1	1,397		○		◆より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		81	中国残留邦人等に対する支援給付に関する事務	・中国残留邦人等で世帯収入が一定の基準額に満たない者に対して、支援給付金を支給し、老齢基礎年金を補完する生活支援を行う。 ・中国残留邦人等が亡くなった後の特定配偶者に対して、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の3分の2を支給し、生活の安定を図る。	福祉局	法令	一般市		0.7	653,274		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		82	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等の特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施。 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳派遣事業などを実施。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	74,666		○		◆より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		83	社会保障・税番号制度対応のための中間サーバ接続端末の運用管理	社会保障・税番号制度の導入による他団体との情報連携を行う際は、国から提示されている「中間サーバ」を介して情報提供及び情報収集を行う必要があるため、中国残留邦人システム用の「中間サーバ接続端末」を導入し、その運用管理を行う。	福祉局	法令	一般市		0.2	257		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
11	地域福祉関連	84	民生委員関係事務	民生委員・児童委員は、市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する特別職の公務員であり、任期は3年となっている。主に厚生労働省との連絡調整や民生委員で組織する法定団体との連絡調整等を行う。 ・民生委員・児童委員の委嘱・解嘱に関する事務 ・大阪市民生委員児童委員協議会との連絡調整、交付金関係事務 ・各区民生委員児童委員協議会会長との連絡調整　など	福祉局	法令	中核市		2.6	129,172		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		85	民生委員関係事務（区）	3年に1度の民生委員一斉改選並びに、年3回（7月、11月、3月）の補充委嘱における各区民生委員推薦会を開催、市あて民生委員候補者の内推薦を実施。 ・区内の民生委員の指揮監督 ・民生委員法に定められた区民生委員協議会への支援、連絡調整　など	福祉局	法令	中核市		0.0	128,488		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民サービス向上の観点から、各特別区で実施。
		86	地域福祉活動推進事業	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催などを行っており、そのための国庫補助の申請や予算配付、各区への情報共有や事業実施の助言などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.2	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		87	地域福祉活動推進事業（区）	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした地域福祉の普及啓発事業の開催などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.0	10,967		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		88	地域福祉推進支援事業	・各区の取組を推進するための局としての役割、中長期的な視点を持って局で実施すべき取組、各福祉分野の連携のあり方等を新たに定めるとともに、現行の地域福祉推進指針を包含する（仮称）大阪市地域福祉基本計画（平成30～32年度）を策定する。 ・各区の特色のある自治体型の区政（福祉施策）運営を一層効果的に支援するため、福祉局の職員が各区の後方支援を担当する区担当性を導入し、全区一律の支援ではなく、各区の実情に応じた支援を行う。	福祉局	法令	一般市		0.8	1,013		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		89	地域福祉推進支援事業（区）	「区担当制」による各区の福祉推進における情報交換会を実施している。	福祉局	法令	一般市		0.0	107		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		90	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とし、委託事業者の公募などを行う。	福祉局	任意			0.2	10,362		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		91	地域福祉活動支援事業	大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が実施する社会福祉関係機関・団体等との連絡調整・連携や社会福祉に関する調査・普及・宣伝活動、ボランティアの振興・活動支援などの事業に対して交付金を交付する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		1.8	1,336,399		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		92	地域福祉活動支援事業（区）	地域福祉活動を支援する取組として、全ての区役所と各区社会福祉協議会が、各区における地域福祉の推進にかかる課題等の意見交換や連絡調整などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		93	緊急援護資金貸付事業	・市民が緊急に資金を必要とし、かつ、他制度による資金調達が困難な場合にその世帯を援護することを目的に要件に該当するものに貸付を行う。 ・貸付の申請受付・償還・滞納債権の管理及び貸付原資の管理を事業委託により実施しており、月ごとの貸付・償還の状況を翌月上旬に報告させ実施状況を確認する。	福祉局	任意			1.0	27,105		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		94	債権管理事務（介護福祉士等修学資金貸与金、同和更生生業資金貸付金）	・介護福祉士等修学資金貸与金及び同和更生生業資金貸付金は事業廃止しているが、未収金が発生しているため債権管理事務を実施する。	福祉局	任意			0.6	53		○		◆個人に対する債権の回収等に係る事務であり、各特別区で実施。
		95	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区役所と市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		0.2	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		96	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦（区）	区内の福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		97	福祉有償運送運営協議会	・福祉有償運送登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要となるため、運営協議会の開催に関わる案内、報告等の一連の事務を行うとともに事業者との調整を図る。	福祉局	法令	一般市		0.4	633		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		98	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務。 ・大阪府社会福祉協議会に対し申請書類の提出を行うに際し、その記載内容および資料の確認を実施。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆貸付け事業の利用促進の事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		99	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務（区）	・制度利用に向けてのケースワーク（本人同意、親族調整等） ・制度利用に向けての書類作成・準備事務	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆貸付け事業の利用促進の事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		100	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			0.2	0		○		◆住民生活に身近な機関において受入れを実施することによる実習効果の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		101	社会福祉実習にかかる業務（区）	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、3年サイクルで毎年8区ずつの各区保健福祉センターにおいて実習・指導を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆住民生活に身近な機関において受入れを実施することによる実習効果の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		102	小中学生福祉学習事業	子どものころから「福祉のこころ」を育み、福祉の大切さを学ぶことで、福祉のイメージアップを図り、将来の担い手を育成することを目的に、小中学生を対象としたリーフレットや福祉読本を作成・配布するとともに、教育と連携し授業等で活用するなど、効果的な福祉学習を行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.3	2,583		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		103	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えることにより、自身がその活動や業務に対して誇りを持ち、社会福祉業務に対する専門職としての意欲を高めるために次の表彰を行うための選考、授与の事務を行う。 ・地域福祉推進功労者表彰 ・大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			0.4	565		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		104	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰（区）	区内の社会福祉事業のボランティア活動（団体・個人）として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著である団体・個人について、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦する。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		105	権利擁護相談支援サポートセンター事業（成年後見支援センター）	次の業務を委託して実施。 ・成年後見制度に関する専門相談・申立支援 ・成年後見制度に関する広報・啓発 ・市民後見人の養成、登録バンク設置運営、受任調整、活動支援 【所在地】西成区（社会福祉研修・情報センター内）	福祉局	法令	一般市		0.5	51,130		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		106	成年後見市長審判請求	・成年後見市長審判請求に関する要綱、要領、事務マニュアルの策定 ・区の担当者に対する研修の実施 ・区において市長審判請求を決定した事案の家庭裁判所提出前の事前チェック ・大阪家庭裁判所との連絡調整	福祉局	法令	一般市		0.7	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		107	成年後見市長審判請求（区）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を支える成年後見制度において、身寄りがない等の理由により親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に対して後見等開始の審判請求を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		108	成年後見利用支援（障がい）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		0.2	124		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		109	成年後見利用支援（障がい）（区）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		0.0	12,454		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		110	成年後見利用支援（高齢）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		0.2	87		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		111	成年後見利用支援（高齢）（区）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		0.0	9,040		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		112	西成市民館管理運営業務	・指定管理者制度を導入し、大阪市立西成市民館の管理運営を行う。 ・サービスの対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。 ・事業として、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集及び提供、講演会・講習会及び教養講座の開催などを行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			0.9	16,474		○		◆周辺の地域住民の利用が中心である施設であり、施設の所在する特別区で実施。
		113	福祉事務関係職員研修	福祉行政における人材育成を目的として、福祉事務所関係職員に社会福祉に関する知識、技能を習得させる研修の実施と他機関で実施する専門的な研修へ派遣する。	福祉局	任意			0.2	2,929		○		◆職員の資質向上のための研修であり、各特別区で判断の上実施。
		114	区保健福祉センター連絡調整業務	区長会議福祉・健康部会、区福祉担当課長会、区福祉業務担当係長会等の開催及び区CM自由経費（福祉局・健康局分）の予算決算とりまとめ等に係る連絡調整業務を行う。	福祉局	任意			0.6	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		115	総合的な相談支援体制の充実	・モデル3区において、「複合的な課題を抱えた要援護者」相談支援機関の担当者や地域の関係者等が一堂に会し、支援方針を共有し、適切な支援につなげるために「総合的な見立ての場」を開催する。モデル区（福島区・東淀川区・平野区） ・これらの取組みを通じ、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者等を支援するために、「地域」「相談支援機関」「行政」が一体となった「総合的な相談支援体制」を構築する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		2.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		116	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りネットワークを強化するため、各区に福祉専門職のワーカーや名簿提供に係る同意確認を実施する調査員等を配置した「見守り相談室」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。 ・事業検証や各区共通した業務の見直し ・各区進捗管理と後方支援 ・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	要綱等	地方公共団体		1.8	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		117	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（区）	各区又は地域の実情に応じた要援護者の見守りネットワーク事業の実施手法及び計画等の決定、地域団体等への事業内容の説明や広報の実施及び本事業の検査（履行確認）の実施などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.0	535,504		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		118	「ごみ屋敷」課題解決推進事業	地域において問題となっている「ごみ屋敷」の課題を早急に解消し、居住者と近隣住民の生活環境の改善を図るため、各区の実情把握及び「ごみ屋敷」への対応を進める対策会議の開催の後方支援や環境局など関係先と調整などを行う。	福祉局	任意			0.2	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		119	「ごみ屋敷」課題解決推進事業（区）	・受付・確認（苦情や相談の受付） ・調査（現地確認、情報収集 、堆積者への働きかけ、関係者への働きかけ） ・対策会議の設置・開催 ・精神科医の派遣（精神科医を派遣し、専門的な観点から検討し、区職員に助言） など	福祉局	任意			0.0	1,643		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		120	ボランティア活動振興基金連絡調整業務	・ボランティア活動振興基金運営が本市の状況や、施策方針・考え方等と一致したものとなるよう大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）と調整を行う。 ・助成事業のうち、平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区と大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）との調整を行う。	福祉局	任意			0.2	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		121	ボランティア活動振興基金連絡調整業務（区）	平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区のボランティアの実情の把握と助成内容の作成、助成団体からの申請内容の確認を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		122	あいりん貯蓄組合精算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答（生活保護法第29条調査）を行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			0.8	916		○		◆地域住民に対するサービスであり、より地域に密着した特別区で実施。
12	地域福祉関連（あんしんさぽーと事業）	123	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な高齢者、障がい者が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する大阪市社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.1	517,603	○			◆大阪府社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する事務であるため、現在も事務処理を行っている大阪府で一体的に広域で実施
13	国民健康保険事業	124	国民健康保険事業	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、必要な保険給付を行う。 ・制度の管理 ・財政運営 ・国・府・区等との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		50.0	38,154,535		○		◆平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、その運営方針のもと各市町村は事業実施するため、各特別区で実施。
		125	国民健康保険事業（区）	・資格にかかる諸届の審査・受理 ・保険料賦課 ・療養費支給 ・窓口における納付相談・徴収業務 ・未収世帯への納付督励　など	福祉局	法令	一般市		0.0	1,690,073		○		◆平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、その運営方針のもと各市町村は事業実施するため、各特別区で実施。
		126	国民健康保険事業（繰出金人件費）	・一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		0.0	2,839,623		○		◆平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、その運営方針のもと各市町村は事業実施するため、各特別区で実施。
		127	国民健康保険等システム運用管理事務	・国民健康保険等システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、医療費助成事務、国民年金事務等にかかる事務全般をシステム化したものである。 ・これら各種事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意			7.0	1,717,451			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		128	MPN口座振替受付システム運用管理事務	平成25年7月にマルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス（受付端末機器）を導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意			0.0	1,143		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		129	中央情報処理センター維持管理（運用）【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。（運営委託関係）	福祉局	任意			0.0	51,754			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		130	中央情報処理センター維持管理（その他）【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。（プリンタ等機械代）	福祉局	任意			0.0	9,089			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		131	基幹系システム統合基盤【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。	福祉局	任意			0.0	53,438			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
14	後期高齢者医療事業	132	後期高齢者医療事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。 大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が制度の運営をし、市町村では各種申請や届出の受付、また保険料の徴収を実施している。 ・制度の管理 ・広域連合・区等との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		4.0	33,239,675		○		◆制度の運営は府内すべての市町村が加入する広域連合で実施。 各種申請・届出の受付、保険料の徴収などの事務については、地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		133	後期高齢者医療事業（区）	・資格・給付・保険料収納に関する諸届の受付 ・被保険者証の発送 ・窓口における納付相談・徴収業務　など	福祉局	法令	一般市		0.0	160,632		○		◆制度の運営は府内すべての市町村が加入する広域連合で実施。 各種申請・届出の受付、保険料の徴収などの事務については、地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		134	後期高齢者医療事業（繰出金人件費）	・一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		0.0	495,769		○		◆制度の運営は府内すべての市町村が加入する広域連合で実施。 各種申請・届出の受付、保険料の徴収などの事務については、地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		135	後期高齢者医療事業広域連合への派遣	後期高齢者医療広域連合長からの要請により、本市職員を派遣する。	福祉局	法令	その他	広域連合構成団体	5.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	国民年金事業	136	国民年金事業	国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、国民の老齢、障がい又は死亡に関して必要な法定受託事務を行う。 ・国・日本年金機構・区等との連絡調整 ・報告事項のとりまとめ　など	福祉局	法令	一般市		3.0	41,788		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		137	国民年金事業（区）	・第1号被保険者の資格・給付及び特別障がい給付金並びに老齢年金生活者等支援給付金に関する諸届の受理、相談	福祉局	法令	一般市		0.0	24,058		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		138	ねんきんネット接続システム運用管理事務	国民年金事業の円滑な遂行を目的として、被保険者等の情報の提供を受けるために、平成25年4月より当該システムを導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意			0.0	2,526		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		139	税務事務システム・電子申告システム【国保担当分】	税務事務システムから国民年金システムへのリンケージ処理について、連携項目を追加する改修を行う。	福祉局	任意			0.0	0			○一組	◆国民健康保険等システムに関連するシステム改修であるため、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において実施。
16	医療費助成（老人、重度障がい者）	140	老人医療費助成事業	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			1.6	5,350,560		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		141	老人医療費助成事業（区）	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定　など	福祉局	任意			0.0	132,259		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		142	重度障がい者医療費助成事業	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			1.4	3,517,105		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		143	重度障がい者医療費助成事業（区）	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定　など	福祉局	任意			0.0	365,734		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
17	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	144	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事業	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的として社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施。 ・当該事業に要する貸付金の原資として補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.3	81,174	○			◆貸付けの実施主体は府社会福祉協議会であり、広域で一括して事業を実施。
18	ホームレス対策	145	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の援護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。 【施設名等】 ・三徳生活ケアセンター（西成区） ・大阪婦人ホーム生活ケアセンター（平野区）	福祉局	法令	一般市		0.7	157,598		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		146	ホームレス自立支援施策に関する事務	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。 相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、自立支援センターへの入所勧奨を行う巡回相談事業に関する事務。 【施設名等】 ・自立支援センター西成（西成区） ・自立支援センター舞洲（此花区） ・野宿生活者巡回相談室（西区）	福祉局	法令	一般市		1.6	367,323		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		147	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務。 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	地方公共団体		0.2	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		148	ホームレス全国概数調査	・国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施する。 ・また、５年ごと（直近：H28年実施）にホームレスに対して聞き取り調査を行う生活実態調査を実施している。本市においても、国の要請に基づき各調査を行う。	福祉局	法令	地方公共団体		0.2	10,603		○		◆より地域の実情を把握している各特別区で実施。
		149	実施計画策定業務（大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画）	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき大阪市として実施計画を策定し、その実施計画を目標として支援を実施する。なお、現在の実施計画期間は平成26～30年度。	福祉局	法令	一般市		0.1	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
19	あいりん対策	150	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。	福祉局	任意			3.8	21,842	○			◆あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきている経過があり、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中しており、個別の取組みや一基礎自治体での取組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら広域自治体が事業を実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		151	あいりん日雇労働者等自立支援事業（高齢日雇労働者社会的就労支援）	今日の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意			0.5	293,603	○			◆あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきている経過があり、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中しており、個別の取組みや一基礎自治体での取組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら広域自治体が事業を実施。
		152	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、長引く経済不況により、大幅に日雇求人が減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるなどの自立支援を図る。	福祉局	任意			0.6	168,924	○			◆あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきている経過があり、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中しており、個別の取組みや一基礎自治体での取組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら広域自治体が事業を実施。
		153	大阪社会医療センターの事業・整備助成等	・あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。 ・本市の外郭団体である大阪社会医療センターの事業及び整備を行うため、補助金を交付。 【所在地】西成区	福祉局	任意			0.7	236,729	○			◆あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきている経過があり、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中しており、個別の取組みや一基礎自治体での取組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら広域自治体が事業を実施。
		154	あいりん地域における医療施設の整備にかかる基本運営計画等策定事業	あいりん地域には依然多くの日雇労働者や生活困窮者がおり、福祉的な役割を果たす医療施設が必要とされている。しかし、現在の施設は老朽化しており耐震対策が必要となっていることから、建替え、移転により医療施設の整備を行うため、整備にかかる基本運営計画等を策定する。	福祉局	任意			1.5	13,623	○			◆あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきている経過があり、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中しており、個別の取組みや一基礎自治体での取組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら広域自治体が事業を実施。
		155	大阪社会医療センター付属病院（外郭団体）への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・付属病院の管理運営に係る大阪市福祉局との連絡調整 【所在地】西成区	福祉局	任意			1.0	0	○			◆あいりん地域における医療を担う大阪社会医療センターへの派遣事務であるため、広域で実施。
20	生活困窮者関連	156	生活困窮者自立支援事業関係事務	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。 ・事業構築 ・各種要綱・要領等規程整備 ・各区役所及び関係機関への助言・指導 ・予算要望及び国・府との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		3.5	122,427		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		157	生活困窮者自立支援事業関係事務（総合区）	・委託事業者公募・契約・支払関係	福祉局	法令	一般市		0.5	377,139		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		158	生活困窮者自立支援事業関係事務（区）	・法に基づく事業の支援決定（住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・家計相談支援事業・就労訓練推進事業の利用のあっせん） ・支援調整会議への参画 ・庁内外関係機関との連携体制の構築　など	福祉局	法令	一般市		0.0	5,110		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		159	生活困窮者自立支援事業関係事務（就労訓練事業の認定）	・生活困窮者就労訓練事業の認定事務 ・認定生活困窮者就労訓練事業実施者に対する報告要請	福祉局	法令	中核市		0.1	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		160	生活困窮者自立支援事務（庶務業務）	自立支援課（ホームレス自立支援）における事業の円滑かつ適正実施を行うための事務経費。	福祉局	任意			1.8	1,201		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
21	高齢者、障がい者の虐待防止	161	要援護障がい者緊急一時保護事業	区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.5	8,661		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		162	要援護障がい者緊急一時保護事業（区）	養護者からの虐待と考えられる行為を受けた障がい者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		163	要援護高齢者緊急一時保護事業	・区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、区役所・保健福祉センター等と協力しながら身元の判明に努める。	福祉局	要綱等	一般市		1.0	4,464		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		164	要援護高齢者緊急一時保護事業（区）	・養護者からの虐待と考えられる行為を受けた高齢者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、福祉局等と協力しながら身元の判明に努める。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		165	障がい者虐待の防止	・「大阪市障がい者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、職員・施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、各区における困難事例に対して、専門的見地から適切な助言及び後方支援を行える体制を整備する。	福祉局	法令	一般市		0.8	4,082		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		166	障がい者虐待の防止（区）	・「区障がい者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、虐待通報等を受けた場合は、本人の安全確認や立入調査等を実施するとともに、被虐待者の施設入所等の措置を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	386		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		167	高齢者虐待の防止	・「大阪市高齢者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、職員・施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、各区における困難事例に対して、専門的見地から適切な助言及び後方支援を行える体制を整備する。	福祉局	法令	一般市		1.3	2,024		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		168	高齢者虐待の防止（区）	・「区高齢者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、虐待通報等を受けた場合は、本人の安全確認や立入調査等を実施するとともに、被虐待者の施設入所等の措置を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	97		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		169	休日・夜間サポートライン（障がい）	次の業務を委託して実施。 ・障がい者並びにその家族等からの福祉に関する相談について、地域の相談支援機関の窓口が閉まっている休日・夜間において、電話・FAX等により対応する。 ・障がい者虐待にかかる休日・夜間の通報窓口としての役割を担うとともに、要援護障がい者の緊急一時保護に関する連絡窓口としての機能も併せ持つ。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		170	休日・夜間サポートライン（高齢）	次の業務を委託して実施。 ・高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談について、地域の相談支援機関の窓口が閉まっている休日・夜間において、電話・FAX等により対応する。 ・高齢者虐待にかかる休日・夜間の通報窓口としての役割を担うとともに、要援護高齢者の緊急一時保護に関する連絡窓口としての機能も併せ持つ。	福祉局	法令	一般市		0.2	26,506		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		171	休日・夜間サポートライン（任意）	次の業務を委託して実施。 ・高齢者及び障がい者並びにその家族等からの福祉に関する相談について、地域の相談支援機関の窓口が閉まっている休日・夜間において、電話・FAX等により対応する。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
22	身体障がい者手帳、療育手帳関連	172	身体障がい者手帳交付事務	・身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき発行する身体障がい者手帳交付事務を総括する。	福祉局	法令	中核市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		173	身体障がい者手帳交付事務（区）	・身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき身体障がい者手帳交付の申請、交付・不交付決定事務を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		174	公職選挙に関する事務	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する制度の管理を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		175	公職選挙に関する事務（区）	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		176	日本国憲法の改正手続に関する事務	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する制度の管理を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		177	日本国憲法の改正手続に関する事務（区）	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		178	身体障がい者手帳無料診断	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図るために、制度管理、費用の支出等を行う。	福祉局	任意			0.0	1,045		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		179	身体障がい者手帳無料診断（区）	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		180	身体障がい者手帳に係る等級及び指定医師の審査	・身体障がい者手帳の等級の審査（区で認定が困難なもの）。 ・身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等。 ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催。	福祉局	法令	中核市		3.5	843			○ 共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆専門性が要求される業務の人材確保を効果的に実施していくため、機関の共同設置により実施。
		181	療育手帳発行業務（区）	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するために、申請受付、判定依頼、手帳交付を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		0.0	327		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。（交付権者の変更には所得税法施行令等関連規定の改正が必要）
23	療育手帳の発行	182	療育手帳発行業務	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するために、制度管理等を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		0.2	5,696	○			◆国の要綱では療育手帳の交付権者は都道府県知事（政令指定都市の長）とされているため、広域で実施。
24	障がい者自立支援給付	183	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等	○障がい福祉サービス事業所等の事業者指定 必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ○障がい福祉サービス事業所等の指導・監査 自立支援給付対象サービス等の内容並びに給付に係る費用の請求等に関して指導及び監査等を行い、給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。	福祉局	法令	中核市		15.6	0		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		184	障がい福祉サービス等の実施	障がい福祉サービス等を市が主体となって実施する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		185	指定障がい福祉サービス事業者等の基準などの制定	次の各基準条例において法改正等の際に当該条例の改正等を行う。 ①大阪市指定障害福祉サービスの事業等 ②大阪市指定障害者支援施設等 ④大阪市地域活動支援センター ⑤大阪市福祉ホーム ⑥大阪市障害者支援施設	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆各特別区の実情に合わせて実施すべき事務であることから、各特別区で実施。
		186	指定障がい児給付事業者等の基準などの制定	次の各基準条例において法改正等の際に当該条例の改正等を行う。 ①大阪市指定通所支援の事業等 ②大阪市指定障害児入所施設等 ③大阪市児童福祉施設	福祉局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆各特別区の実情に合わせて実施すべき事務であることから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		187	計画相談支援給付費	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の給付のために、制度管理、予算管理等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.2	847,459		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		188	計画相談支援給付費（区）	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の給付のために、支給申請受付、サービスの支給決定、受給者証の交付等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		189	地域相談支援給付費	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援の給付のために、制度管理、予算管理等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.2	46,829		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		190	地域相談支援給付費（区）	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援の給付のために、支給申請受付、サービスの支給決定、受給者証の交付を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		191	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等	○移動支援事業所の登録及び相談支援事業所の事業者指定 　必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ○移動支援事業所及び障がい福祉サービス事業所の指導・監査 ○相談支援事業所の業務管理体制の届出等の受理等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		192	障がい児相談支援事業者等関係事務(指定・指導等)	○障がい児相談支援事業所の事業者指定 　必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ○障がい児相談支援事業所の指導・監査 ○障がい児相談支援事業所の業務管理体制の届出等の受理等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		193	自立支援給付費等	次の自立支援給付等に関する事務整理や各関係法令・関係通知に伴う運用検討、各区保健福祉センターとの連絡調整、制度に対する問い合わせ等を行う。 　①高額障がい福祉サービス等給付費 　②介護給付費・特例介護給付費 　③訓練等給付費・特例訓練等給付費 　④特定障がい者特別給付費・特例特定障がい者特別給付費 　⑤補装具費 　⑥自立支援医療費（更生医療費）	福祉局	法令	一般市		7.2	63,415,315		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		194	自立支援給付費等（区）	次の自立支援給付等に関する相談、受付、支給決定及び変更・更新決定等の業務等を行う。 ①高額障がい福祉サービス等給付費 ②介護給付費・特例介護給付費 ③訓練等給付費・特例訓練等給付費 ④特定障がい者特別給付費・特例特定障がい者特別給付費 ⑤補装具費 ⑥自立支援医療費（更生医療費）	福祉局	法令	一般市		0.0	5,234		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		195	障がい支援区分認定審査会	障がい支援区分の認定にかかる審査及び判定のために次の業務を行う。 ①障がい支援区分認定審査会 ②障がい支援区分認定調査 ③認定事務センター運営	福祉局	法令	一般市		5.0	225,230		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		196	障がい支援区分認定審査会（区）	障がい支援区分の認定にかかる審査及び判定を行う。 （区の業務） 障がい支援区分認定審査会の運営	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		197	障がい支援区分認定システム運用管理事務	障がい支援区分の認定等にかかるシステム管理運用経費	福祉局	任意			0.0	2,165			○ 一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。
		198	障がい福祉サービス等に係る事務費	障害者総合支援法における障がい福祉サービス費などの支給決定事務の整理、児童福祉法における障がい児入所・通所給付についての請求内容審査及び支払い等を行う。	福祉局	法令	一般市		2.7	94,085		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		199	障がい福祉サービス等事務費（区）	各区保健福祉センター（実施機関）において行う障がい福祉サービス等の支給決定にかかる事務費	福祉局	法令	一般市		0.0	4,484		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		200	自立支援医療機関の指定等	・自立支援医療機関の指定等（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	福祉局	法令	中核市		0.0	0			○ 共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆専門性が要求される業務の人材確保を効果的に実施していくため、機関の共同設置により実施。
		201	障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール運用管理事務	自立支援給付等の支払等にかかるシステム管理運用経費	福祉局	任意			0.0	1,620			○ 一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
25	障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業者等の業務管理体制の整備	202	業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務（総合支援法）	○障がい福祉サービス事業所等の業務管理体制の届出等。 事業所又は施設の所在地が一の指定都市の区域にのみ所在する事業者は、業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理及び検査等を行う。	福祉局	法令	指定都市		0.5	0	○			◆事業所が政令市域に限定されない法人に係る事務は、統一的に広域で実施
		203	業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務（児童福祉法）	○障がい児通所支援事業所等の業務管理体制の届出等。 事業所又は施設の所在地が一の指定都市の区域にのみ所在する事業者は、業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理及び検査等を行う。	福祉局	法令	指定都市		0.5	0	○			◆事業所が政令市域に限定されない法人に係る事務は、統一的に広域で実施
		204	介護サービス事業者の業務管理体制の管理等事務	○介護保険事業者の業務管理体制の整備等。 ・介護保険サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出等の各種届出の受理を行う。 ・介護保険サービス事業者に対する質問、検査等。	福祉局	法令	指定都市		5.0	0	○			◆事業所が政令市域に限定されない法人に係る事務は、統一的に広域で実施
26	発達障がい者支援	205	発達障がい者就労支援事業	・障がい者就業・生活支援センター（中央センター）に、発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、発達障がい者の個々の障がい特性を踏まえながら、就業の支援を行う。 ・障がい者就業・生活支援センター（地域6センター）の就労支援員を1名増員し、発達障がい者の個々の障がい特性を踏まえながら、就業の支援を行う。	福祉局	法令	指定都市		0.2	41,066		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		206	発達障がい者支援センター運営等事業	・発達障がい者及びその家族等に対する相談支援、発達支援。 ・発達障がい者に対する就労支援。 ・関係機関・事業所等への啓発研修及び機関支援、ペアレント・トレーニングなどの親支援講座。	福祉局	法令	指定都市		1.1	67,870			○共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆発達障がいの専門機関として、リハビリテーションセンターや知的障がい者更生相談所の業務と効果的な連携や高度な専門性が求められる業務を適切に実施していくため、機関の共同設置等により実施。
		207	発達障がい者の支援（計画・施策）	・区内における発達障がい者への相談や支援のための各種事務。 ・発達障がい者支援部会（企画・推進委員会）。 ・発達障がい者支マネージャーの配置。 ・「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」等の発達障がい理解普及・啓発活動。	福祉局	法令	指定都市		1.0	5,247		○		◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から、発達障がいに係る支援推進業務の計画策定や企画立案などを、各特別区で実施。
		208	発達障がい者の支援（専門相談・専門支援）	・発達障がい者支援に関わる部署や関係機関との連携、各区が発達障がい者支援を円滑に行うための後方支援、サービス水準の維持・統一のための連絡調整。 ・発達障がい者への乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援を効果的に行うことができるよう、支援に関する情報の共有を促進するためのツールや仕組みの構築 等。	福祉局	法令	指定都市		0.4	245			○共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆リハビリテーションセンターや知的障がい者更生相談所の業務と効果的な連携や高度な専門性が求められる業務を適切に実施していくため、機関の共同設置により実施。
		209	発達障がい児専門療育機関の設置・運営	・乳幼児健診後などに発見された発達障がい児への早期支援のために必要な体制の整備並びに支援の専門性の確保。 ・個々の発達障がいの特性に応じた個別的専門療育及び保護者への研修を実施する「発達障がい児専門療育機関」の設置・運営。	福祉局	法令	指定都市		1.1	67,319			○共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆リハビリテーションセンターや知的障がい者更生相談所の業務と効果的な連携や高度な専門性が求められる業務を適切に実施していくため、機関の共同設置により実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
27	盲導犬の貸与	210	盲導犬等の貸与	・必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県（政令市）以外の者にこれを貸与することを委託する。（但し、事業実績なし）	福祉局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆現在も府が一元的に実施しており、盲導犬等の育成を実施できる機関が限られていることから広域で実施。
28	民間障がい（児）者施設の認可・指導・補助等	211	民間の児童福祉施設に対する費用の補助等（障がい児入所施設、児童発達支援センター）	・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助 ・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助がされたときに、予算の変更指示等の権限 ・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助金の返還命令 （いずれも、障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るもの）	福祉局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		212	児童福祉施設の設置等の届出受理（障がい児入所施設及び児童発達支援センター）	・児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置の届出 ・児童福祉法に基づく廃止等の届出 （いずれも、障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るもの）	福祉局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		213	障がい児通所支援事業等の開始等（届出を必要とせず設置する権限）	・都道府県（政令市）による、障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業（以下「障がい児通所支援事業等」という。）の事業開始等	福祉局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		214	障がい児施設関係事務(指定・指導等)	・障がい児通所支援事業所等の事業者指定 必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ・障がい児通所支援事業所等の指導・監査 障がい児通所給付対象サービス等の内容並びに給付に係る費用の請求等に関して指導及び監査等を行い、給付対象サービス等の質の確保及び適正化を図る。	福祉局	法令	指定都市		2.0	7,759		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		215	社会福祉施設整備補助事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。 （障がい者グループホーム整備助成事業含む）	福祉局	要綱等	中核市		0.7	151,641		○		◆より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		216	社会福祉法人・施設監査業務(障がい児入所施設に係るもの)（児童福祉法）	・民間が設置する児童福祉施設についての報告聴取等 ・民間が設置する児童福祉施設に対する改善命令等 ・国以外の者が設置する児童福祉施設の最低基準の検査（都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く） (障がい児入所施設に係るものに限る）	福祉局	法令	指定都市		0.1	256		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
29	障がい児施設の費用関連（給付費、措置費）	217	障がい児入所給付	次の障がい児入所給付に関する事務整理や各関係法令・関係通知に伴う運用検討、各区保健福祉センターとの連絡調整、制度に対する問い合わせ等を行う。 ①障がい児入所給付 ②高額障がい児入所給付	福祉局	法令	指定都市		0.3	386,627		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		218	障がい児入所給付（区）	次の障がい児入所給付に関する相談、受付、支給決定及び変更・更新決定等の業務等を行う。 ①障がい児入所給付 ②高額障がい児入所給付	福祉局	法令	指定都市		0.0	4,391		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		219	法に基づく措置（虐待時などの措置）	・虐待など、障がい児の人権保護のために措置による障がい児入所施設への施設入所にかかる費用を支弁する。	福祉局	法令	指定都市		1.0	1,141,254		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		220	法に基づく措置（虐待時などの措置：入所）（区）	・障がい児の扶養義務者から入所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から各特別区で実施。
		221	法に基づく措置（虐待時などの措置：通所）（区）	・障がい児の扶養義務者から通所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	政令市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		222	障がい児給付事務費（区）	各区保健福祉センター（実施機関）にて行う障がい児入所・通所給付決定にかかる事務費	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		223	法に基づく措置（やむを得ない措置）（区）	「障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱」に基づき、要綱で規定する対象者に対して、障がい福祉サービス又は障がい児通所支援の利用にかかる措置決定、措置変更決定、措置解除決定を行う。 また、指定障がい福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園又は指定医療機関の設置者、指定障がい児通所支援事業者に対して、措置委託決定、措置委託変更決定、措置委託解除決定を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		224	障がい児通所給付	次の障がい児通所給付に関する事務整理や各関係法令・関係通知に伴う運用検討、各区保健福祉センターとの連絡調整、制度に対する問い合わせ等を行う。 ①児童発達支援（福祉型・医療型） ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④障がい児相談支援 ⑤高額障がい児通所給付	福祉局	法令	一般市		1.0	7,014,854		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		225	障がい児通所給付（区）	次の障がい児通所給付に関する相談、受付、支給決定及び変更・更新決定等の業務等を行う。 ①児童発達支援（福祉型・医療型） ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④障がい児相談支援 ⑤高額障がい児通所給付	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
30	障がい者施設の設置・運営	226	障がい者支援施設の設置	・都道府県（政令市・中核市）による障がい者支援施設の設置	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		227	早川福祉会館の運営	・障がい者の自立及び社会参加を支援し、その福祉を増進することを目的として設置する。 ・事業内容 ①視覚障がい者のための図書その他の資料の収集及び提供 ②障がい者の自立及び社会参加に関する相談及び啓発 ③集会その他各種行事の場の提供	福祉局	法令	中核市		0.1	33,668		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、所在区で運営。
		228	点字図書館等運営費補助（早川福祉会館）	・点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、点訳・音訳ボランティアを養成する業務委託を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	45,815		○		◆特別区で運営を行う早川福祉会館の事業であり、各特別区において判断の上実施。
		229	障がい児に係る本市独自事業等（敷津浦学園）	・敷津浦学園運営費（虐待など、障がい児の人権保護のために措置による障がい児入所施設への施設入所にかかる費用を支弁する。）	福祉局	任意			0.0	91,090			○一組	◆市内1箇所の施設であることから、特別区の一部事務組合で管理運営。
		230	障がい者スポーツセンター運営等	・指定管理施設において、経年劣化により建物の躯体及び設備の改修工事等を行う。 ・「大阪市長居障がい者スポーツセンター」、「大阪市舞洲障がい者スポーツセンター」及び「大阪市立千里作業指導所」の管理運営。	福祉局	法令	一般市		0.8	675,009			○一組	◆住民に身近な障がい者支援の拠点として特別区において運営するが、特別区単体での運営は困難であり、特別区の一部事務組合で管理運営。
		231	障がい者スポーツセンター運営等（此花作業所、中央授産場）	・指定管理施設である「大阪市立中央授産場」及び「大阪市立此花作業指導所」の管理運営。 ・運営にかかる経費は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続B型）。の報酬により賄われている。 ・主な事務として基本協定書及び年度協定書締結事務など	福祉局	法令	一般市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		232	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（施設管理・指定管理）	・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務（更生療育センター（指定障がい者支援施設・児童発達支援センター））	福祉局	任意			5.0	164,746			○一組	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で運営するが、更生療育センタの運営、施設の保有については、施設に偏在が見られることから、特別区の一部事務組合で管理運営。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		233	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（診療所・各種サービス事業）	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じてた助言・指導 ・総合医療相談（からだの相談クリニック）や健康診査事業の実施 ・研究・研修・情報サービス　等	福祉局	任意			20.3	18,660			○ 共同	◆身体・知的障がい者更生相談所の業務と一体的に専門的な相談支援等を実施しており、効果的に高度な専門性が求められる事業を実施していくため、機関の共同設置により実施。
31	障がい者福祉関連	234	障がい児等療育支援事業	・在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児(者)、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する市域における療育機関との重層的な連携を図り、もって、在宅障がい児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。	福祉局	法令	中核市		0.0	24,058		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		235	障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター）	・各区障がい者相談支援センターの統括・後方支援等、障がい者相談支援体制の充実を図る ・3年ごとに公募を行い受託法人を決定、3年間の長期継続契約を締結 ・業務委託で実施しており、市内に1カ所設置	福祉局	法令	一般市		0.4	35,560		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		236	障がい者相談支援事業	・障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等から相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。 ・各区に障がい者相談支援センターを設置して実施 ・公募により受託法人を決定（3年（H27～29）の長期継続契約）し、業務委託により実施	福祉局	法令	一般市		0.2	0		○		◆住民に身近な相談事業として各特別区で実施。
		237	障がい者相談支援事業（総合区）	・障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等から相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。 ・各区に障がい者相談支援センターを設置して実施 ・公募により受託法人を決定（3年（H27～29）の長期継続契約）し、業務委託により実施 ・区では業務委託にかかる事業者の選定・契約・支払いを実施	福祉局	法令	一般市		0.2	327,802		○		◆住民に身近な相談事業として各特別区で実施。
		238	地域生活支援事業（障がい福祉課）	・障がい者等が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するなどの事業 （聴覚言語障がいコミュニケーション支援事業、要約筆記者養成及び派遣事業　ほか）	福祉局	法令	一般市		1.0	159,322		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		239	重度障がい者入浴サービス	・重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居宅に搬入して入浴サービスを行うために、事業者の募集、契約等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.3	202,835		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		240	重度障がい者入浴サービス（区）	・重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居宅に搬入して入浴サービスを行うために、利用案内、申請受付、利用決定を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		241	地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業におけるサービス等の実施など ①移動支援事業 ②地域活動支援センター事業 ③日常生活用具給付等事業 ④住宅改修費給付事業 ⑤点字図書給付事業 ⑥重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業 ⑦日中一時支援事業 ⑧障がい者福祉ホーム事業 ⑨医療的ケアを必要とする重症心身障がい児支援事業	福祉局	法令	一般市		3.6	4,313,606		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		242	地域生活支援事業（区）	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業におけるサービス等の実施など ①移動支援事業 ②日常生活用具給付等事業 ③住宅改修費給付事業 ④点字図書給付事業	福祉局	法令	一般市		0.0	3,288		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		243	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護職員初任者研修資格取得に向けた講習、実技等カリキュラムの実施を委託し、資格取得から就職までの支援を行い、就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意			0.1	6,497		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		244	障がい者福祉施設等製作物（授産製品）販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトの管理運営、企業や団体への訪問による製品の展示販売等を委託し、授産製品の販売促進を図る。	福祉局	任意			0.1	6,048		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		245	障がい者能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行う。	福祉局	法令	地方公共団体		0.1	55,199		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		246	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 （淀川、北部、西部、中部、南部、南西部の6センターに委託） ・大阪府が委託する「東部地域障がい者就業・生活支援センター」と本市委託の上記6センターの連携調整のため、「中央センター」を大阪市の委託により東部地域障がい者就業・生活支援センター内に設置。	福祉局	任意			0.3	85,397		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		247	知的障がい者長期受入プロジェクト	・大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、知的障がいのある者を非常勤嘱託職員として長期（原則1年間、更新は2回まで）受け入れし、一般就職に向けた障がいの特性による課題解決や、職員に対する啓発を行う。	福祉局	任意			0.2	2,222		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		248	知的障がい者短期受入プロジェクト	・職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員（アルバイト）雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意			0.1	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		249	ジョブコーチ（指導員）派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ（指導員）を派遣。	福祉局	任意			0.1	3,570		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		250	障がい者施策推進協議会業務（必置規定としての権限）	・障害者基本法等に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項並びに関係機関相互の連絡調整に関する事項等について審議する。	福祉局	法令	指定都市		0.8	1,027		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。（特別区においては必置でないが、条例で定めるところにより協議会の設置が可能）
		251	3号随意契約各局調整業務	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を推進し、障がい者福祉施設で契約可能な物品、役務の調査を行い、契約の調整のため各局との協議を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		252	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務（障害者基本法）	・障害者基本法に基づく市町村障がい者計画に関連する業務を行う。	福祉局	法令	一般市		0.6	12,424		○		◆各特別区の障がい者支援の基本となる計画であり、各特別区で実施。
		253	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務（障害者総合支援法）	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及びその確保のための方策を定める障がい福祉計画に関連する業務。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各特別区の障がい者支援の基本となる計画であり、各特別区で実施。
		254	生活のしづらさなどに関する調査（各区における実地調査）	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、5年に1度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、府からの委託による調査業務を各特別区で実施。
		255	地域自立支援協議会	・課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築を行う。	福祉局	法令	一般市		0.5	1,086		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		256	地域自立支援協議会（区）	・課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築のために、関係機関と協議を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	2,949		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		257	補助犬法に基づく相談業務	・補助犬利用者または、各種施設からの相談対応。 ・市民に対する啓発・広報業務。	福祉局	法令	中核市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		258	生活訓練等事業等の開始等届出の受理	・国及び都道府県以外の者は、都道府県知事（中核市・政令市）に届け出て、身体障がい者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行う。 ・国及び都道府県以外の者は、届け出た事項に変更等が生じたときは、その旨を都道府県知事（中核市・政令市）に届け出る。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		259	市営交通料金福祉措置	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付するために、制度管理、交通局との連携（乗車証の作成依頼、乗車料金の支払事務等）、年度更新業務（封入封緘等）の委託等を行う。	福祉局	任意			1.4	1,457,025		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者等の福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		260	市営交通料金福祉措置（区）	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			0.0	50,953		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者等の福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		261	リフト付バス運行事業	・障害者基本法第6条に基づき、重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスの運行業務委託を行う。	福祉局	任意			0.1	8,064		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		262	障がい者（児）福祉バス借上助成	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			0.1	2,730		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		263	障がい者（児）福祉バス借上助成（区）	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与するために、申請受付、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		264	重度障がい者等タクシー料金給付事業	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付するために、券の調製、タクシー業者への支払い、年度更新業務（封入封緘等）の委託等を行う。	福祉局	任意			2.0	912,791		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		265	重度障がい者等タクシー料金給付事業（区）	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付する。	福祉局	任意			0.0	20,761		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		266	ひとにやさしいまちづくり市民啓発事業	・障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。 ・中学生、高校生を対象に、建物や公園、道路、公共交通機関を安全・快適・便利に利用できる配慮がどのようになされているかを調査し発見したやさしさをまとめたレポートを募集し優秀な作品を表彰する。	福祉局	法令	地方公共団体		0.3	279		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		267	身体障がい者・知的障がい者相談員	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、制度管理、予算管理等、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	129		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		268	身体障がい者・知的障がい者相談員（総合区）	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、相談員の嘱託、報奨金の支払等、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		269	身体障がい者・知的障がい者相談員（区）	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行うために、必要な業務を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	2,875		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		270	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保護、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる、原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して、大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する協力を行う。 （府内28市町に権限移譲済み）	府 福祉部	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		271	障がい者福祉啓発事業（ふれあいキャンペーン）	・府下統一の啓発物を作成し、市内小学校を中心に配布。	福祉局	法令	一般市		0.5	416		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		272	市営特定住宅募集事業（障がい分）	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		273	市営特定住宅募集事業（障がい分）（区）	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行うために、申請受付、問い合わせ対応等を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		274	身体障がい者自動車改造費補助	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。	福祉局	任意			0.0	1,000		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		275	身体障がい者自動車改造費補助（区）	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助するために、申請受付、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		276	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	・放送受信料の全額免除または半額免除を行うために制度管理等を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		277	NHK放送受信料減免証明書の交付事業（区）	・放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、申請受付、NHKへの連携、減免証明の更新確認作業を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		278	有料道路割引証の交付事業	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		279	有料道路割引証の交付事業（区）	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行うために、申請受付、手帳への記載・押印を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		280	その他障がい福祉業務	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務 団体要望、大都市会議、鉄道駅舎エレベーター等設置助成、障害者優先調達推進法、バリアフリー情報WEB、福祉の店・行政財産目的外使用、本市施設を活用した知的障がい者の就業訓練、軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費、区職員研修、災害時の障がい者支援関係業務、観桜会、福祉のあらまし、食事サービス、第三種低料郵便関連業務、法施行大阪市記念大会、今宮寮整備費　ほか	福祉局	任意			4.0	101,348		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		281	その他障がい福祉業務（区）	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務について一括してまとめたもの 軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費	福祉局	任意			0.0	56		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		282	障がい児に係る本市独自事業等	障がい児に係る本市独自事業を行う。 ①第二子等障がい児施設など利用料軽減措置事業 ②難聴児補聴器給付事業 ③障がい児入所施設療育機能強化事業 ④施設児童援護費 ⑤児童発達支援利用者負担給付事業	福祉局	任意			0.9	201,282		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		283	障がい者に係る本市独自事業	障がい者に係る本市独自事業を行う。 ①障がい者リハビリテーション促進事業 ②重症心身障がい者施設通所助成 ③障がい者訓練等通所交通費 ④強度行動障がい者処遇改善事業（平成27年度末で収束）	福祉局	任意			1.0	31,677		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		284	障がい者福祉啓発事業（理解促進事業）	・内閣府との共催事業により障がいや障がいのある方に関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、選考のうえ本市入賞作品を表彰する。 ・障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施する。	福祉局	法令	一般市		0.2	377		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		285	地域生活支援拠点整備事業	・障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活支援体制の強化を行うための機能を発揮することで、重度の障がいがある方であっても地域で安心して生活をおくることができることを目的とする。	福祉局	要綱等	一般市		0.4	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		286	手話言語条例に関する取組み	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を行い、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	福祉局	任意			0.6	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		287	障害者差別解消法に関する取組み	・事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対し、障がいのある人から相談があった場合の対応機能の充実を図る。 ・「建設的対話による相互理解」のための体制を整備 ・事業者、市民に対して制度に関する周知および啓発を進める。	福祉局	法令	一般市		1.2	10,438		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
32	障がい者福祉関連（生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ）	288	生活のしづらさなどに関する調査（広域におけるとりまとめ）	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、5年に1度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		0.0	4,450	○			◆調査の回答について、現在は大阪市から厚生労働省に回答しているが、特別区で実施する場合は、府が集約して回答することとなるため、広域で実施。
33	障がい者等に対する手当、給付金等	289	特別障がい者手当等の支給	・日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給する。	福祉局	法令	一般市		0.7	1,522,267		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		290	特別障がい者手当等の支給（区）	・日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給するために、申請受付、手当認定等を行う。	福祉局	法令	その他		0.0	1,796		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		291	特別児童扶養手当	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図るために、手当の認定、医師からの意見聴取等を行う。	福祉局	法令	指定都市		1.0	6,049		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から特別区で実施。
		292	特別児童扶養手当（区）	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図るために、申請の受付等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	1,272		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		293	特別児童扶養手当システム運用管理事務	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。 ※特別児童扶養手当事業（マイナンバーにかかるシステム改修）および社会保障・税番号制度対応のための中間サーバ接続端末を含む	福祉局	任意			0.2	11,746			○ 一 組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		294	外国人心身障がい者給付金支給事業	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意			0.1	19,340		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		295	外国人心身障がい者給付金支給事業（区）	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		296	心身障がい者扶養共済事業（区）	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するために、申請の受付等を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆加入申込みの受理等に関する事務については、住民の利便性向上の観点から各特別区で実施。 ◆市独自の保険料減免制度の実施については、各特別区で判断の上実施。
		297	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（区）	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆受給資格の認定申請の受理等に関する事務については、住民の利便性の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
34	重度障がい者在宅介護支援給付金	298	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。	福祉局	任意			0.0	0	○			◆手当ての支給については、府要綱に基づき広域で統一的に実施。
35	心身障がい者扶養共済事業	299	心身障がい者扶養共済事業	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。	福祉局	任意			1.0	93,651	○			◆共済制度については、府条例に基づき広域で統一的に実施。
36	障がい者歯科診療センターの運営	300	障がい児（者）歯科診療事業	大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し、「障がい者歯科診療センター」の運営委託を行うとともに、障がい児（者）歯科診療を行う医療機関等について情報提供を行うことで、障がい児（者）歯科診療体制の整備を図る。	福祉局	任意			0.0	23,707	○			◆府内全域を対象とした障がい児（者）歯科診療の拠点施設のため、広域で実施。
37	障がい者福祉啓発事業（内閣府共催分）	301	障がい者福祉啓発事業（理解促進事業）（共催）	・内閣府との共催事業により障がいや障がいのある方に関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、選考のうえ本市優秀作品の推薦を内閣府へ行う。内閣府において入選した場合は表彰状及び記念品の授与を行う。	福祉局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆内閣府と都道府県、政令市の共催事業であり、広域で統一的に実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
38	障がい者の競技スポーツ振興	302	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	・全国障害者スポーツ大会への選手派遣および全国障害者スポーツ大会にかかる団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱等	指定都市		0.0	15,335	○			◆府域全体で選手を選考する必要があり、広域で統一的に実施。
		303	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的発達障がいのある人たちに日常的体育活動の成果を発表しあう機会を提供し、健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参加と社会自立を目的として開催するスポーツ大会の開催支援を行う。	福祉局	任意			0.1	0	○			◆府内全域を対象に開催している大会であり、広域で統一的に実施。
		304	障がい者スポーツ振興事業（全スポ選考会）	・全国障害者スポーツ大会の出場選手選考会の開催。	福祉局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆府域全体で選手を選考する必要があり、広域で統一的に実施。
39	障がい者スポーツ振興	305	障がい者スポーツ国際親善大会	・障がいのある人のスポーツの普及、発展をめざし国際交流に資するため、車椅子バスケットボール競技大会を開催。	福祉局	任意			0.1	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		306	障がい者スポーツ振興事業（全スポ選考会除く）	・大阪市障がい者スポーツ大会の開催や、障がい者スポーツの普及振興に取り組む。 ※全国障害者スポーツ大会の出場選手選考会の開催を除く	福祉局	法令	一般市		0.6	18,768		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		307	障がい者スキー教室	障がいのある人が雪山でスキー技術の向上や仲間づくりを図り、健康の維持増進や社会参加のきっかけとなるようスキー教室を開催。	福祉局	任意			0.1	2,738		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
40	点字図書館運営費補助	308	点字図書館等運営費補助（情報文化センター）	・点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、点訳・音訳ボランティアを養成している点字図書館に対して運営補助を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	65,490	○			◆点字図書館は府内で設置数が限られており、広く府民に利用していただけるよう広域で実施。
41	民間高齢者施設の認可、指定、指導等	309	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等（老人福祉法関係）	・社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム又は養護老人ホームについて、それぞれの設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		1.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		310	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等（老人福祉法関係）	・特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆各特別区の実情に合わせて実施すべき事務であることから、特別区で実施。
		311	高齢者福祉施設（軽費老人ホーム）の設置認可、管理運営等（社会福祉法関係）	・法人が設置する軽費老人ホームについて、設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		312	高齢者福祉施設（軽費老人ホーム）の設置認可、管理運営等（社会福祉法関係）	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆各特別区の実情に合わせて実施すべき事務であることから、特別区で実施。
		313	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等（構造改革特別区域法関係）	・構造改革特別区域として認定を受けた場合に、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームについて、設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		314	高齢者関連施設の指定等事務	○介護保険事業者指定業務 介護保険施設等の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	中核市		1.6	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		315	高齢者関連施設の指導等事務	○介護保険事業者指導業務 ・介護保険サービス事業者に対する指導・監査を行う。 ○介護給付等費用適正化関連業務 ・介護給付費の適正化を図るため、給付情報及びケアプラン等の点検を行う。 ・事業者が適切なサービス提供をおこなうように制度への理解を深めるため、介護給付適正化事業を行う。	福祉局	法令	中核市		1.0	753		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		316	地域密着型介護サービス事業者の指定・指導等事務	○地域密着型の介護保険事業者指定指導業務（高齢施設課所管業務を除く） ・介護保険の居宅系サービスの事業者の指定ならびに各種届出の受理を行う。 ・介護保険の居宅系サービスの事業者に対する指導・監査を行う。 ○介護保険事業者の業務管理体制の整備等 ・介護保険サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出等の各種届出の受理を行う。 ・介護保険サービス事業者に対する質問、検査等。	福祉局	法令	一般市		5.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		317	市町村整備計画に掲載された介護関連施設の届出の受理	・市町村が整備基本方針により策定した、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）に基づき施設整備を行う場合、その施設設置者からの届出を受理する。 ・市町村整備計画の策定にあたっては、厚生労働大臣に意見を述べ、その認定を受ける必要がある。 （対象：老人居宅生活支援事業が実施される施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		318	介護保険給付にかかる施設等への実地指導	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし施設等に対する指導を行う。	福祉局	法令	一般市		19.0	5,844		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		319	介護サービス事業者の指定・指導等事務	○介護保険事業者指定指導業務 ・介護保険の居宅系サービスの事業者の指定ならびに各種届出の受理を行う。 ・介護保険の居宅系サービスの事業者に対する指導・監査を行う。 ・基準条例の制定 ○介護給付等費用適正化関連業務 ・介護給付費の適正化を図るため、給付情報及びケアプラン等の点検を行う。 ・事業者が適切なサービス提供をおこなうように制度への理解を深めるため、介護給付適正化事業を行う。	福祉局	法令	中核市		6.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		320	社会福祉法人・施設監査業務（老人福祉法）	・社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム対する報告の徴収等 ・社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに対する改善命令等	福祉局	法令	中核市		1.6	2,001		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		321	介護サービス事業者の指定等事務（介護老人福祉施設等）	○介護保険事業者指定業務 介護保険の施設系サービスの事業者の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	中核市		0.6	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		322	介護サービス事業者の指定等事務（介護老人福祉施設等）	介護老人福祉施設、介護老人保健施設に係る基準条例の制定	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		323	介護サービス事業者の指定等事務（地域密着型等施設等）	○介護保険事業者指定業務 介護保険の施設系サービスの事業者の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	一般市		1.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		324	介護保険・障がい福祉事業者台帳管理システム運用管理事務	介護保険・障がい福祉事業者台帳の管理システムに係る運用管理。	福祉局	任意			0.0	637		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
42	介護保険事業	325	介護保険関係事務	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行う。	福祉局	法令	一般市		25.5	32,960,757			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		326	介護保険関係事務（繰出金人件費）	一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		0.0	1,876,998			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		327	介護保険関係事務（区）	・区では、被保険者等からの申請受付・承認、納付相談、認定審査会の運営　など行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		328	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費（介護保険法関係）	・高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進している。本計画は3年を1期として計画策定を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		329	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	要綱等	一般市		0.6	533			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		330	地域包括支援センター運営協議会	・大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。	福祉局	法令	一般市		1.3	461			○一組	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		331	地域包括支援センター運営協議会（区）	・地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、区地域包括支援センター運営協議会を運営する。	福祉局	任意			0.0	195			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		332	地域包括支援センター運営関連事業	・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談、権利擁護、継続的・包括的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する。 ・地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ブランチ）を設置し、高齢者の総合相談、権利擁護事業を実施する。	福祉局	法令	一般市		2.1	477,345			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		333	介護予防事業	○生活機能の低下が認められ要支援・要介護状態等となるおそれの高い高齢者（以下「二次予防事業対象者」という）を対象に次の事業を実施（二次予防事業）。 ・二次予防事業対象者把握事業 ・介護予防事業（複合型） ・運動器の機能向上事業 ・閉じこもり等予防事業 ・訪問型介護予防事業 ・二次予防事業評価事業 ○介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うため、次の事業を実施（一次予防事業）。 ・介護予防広報啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防ポイント事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業	福祉局	法令	一般市		10.3	75,315			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		334	介護予防事業（区）	○介護予防地域健康講座・健康相談 介護予防に関する正しい知識の普及を行うとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。 ○介護予防地域健康情報発信事業 地域の特色を反映させた健康情報媒体を作成し、広く区民に発信する。 ○健康づくり展（ひろ）げる講座 生活習慣病予防と介護予防について学び、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発できる人材を育成する。	福祉局	法令	一般市		0.0	1,190			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		335	介護用品支給事業・緊急通報システム事業	・在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を図ることを目的として、紙おむつなどの各種介護用品を給付する。 ・ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、救急車の要請や看護師等が健康面でのアドバイスなど適切な対応を行う。	福祉局	法令	一般市		2.0	128,425			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		336	介護用品支給事業・緊急通報システム事業（区）	区では各種介護用品の申請書受理・決定など	福祉局	法令	一般市		0.0	619			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		337	家族介護慰労金支給事業	・要介護4又は5に該当し、過去1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を介護し、市民税非課税世帯に属する家族を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、年額10万円の慰労金を支給する。	福祉局	法令	一般市		0.3	429			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		338	徘徊認知症高齢者位置情報探索事業	・徘徊する認知症高齢者を介護する家族等に対し、位置情報探索機器を貸与し、徘徊時の位置情報確認及び高齢者保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減し、認知症高齢者の福祉の増進を図る。	福祉局	法令	一般市		0.2	76			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		339	生活支援型食事サービス事業	・心身の障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らし等の高齢者等に、食事を自宅まで配達することで、利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡する。	福祉局	法令	一般市		2.2	90,146			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		340	ケア付住宅生活援助員配置事業	・高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営めるように配慮して整備された市営等のケア付住宅に生活援助員を配置し、生活相談・安否確認・緊急時の対応などのサービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	福祉局	法令	一般市		0.3	14,141			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		341	認知症等高齢者支援地域連携事業	・区レベルで認知症高齢者を支援する医療と介護・福祉関係者のネットワークづくりと協働を促進するため、定期的な連絡会やシンポジウム・研修等を実施する。	福祉局	法令	一般市		0.1	468			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		342	認知症等高齢者支援地域連携事業（総合区）	・区レベルで認知症高齢者を支援する医療と介護・福祉関係者のネットワークづくりと協働を促進するため、定期的な連絡会やシンポジウム・研修等を実施する。区では各区医師会への委託を行う。	福祉局	法令	一般市		0.3	907			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		343	認知症高齢者相談支援サポート事業（認知症サポーター等養成業務）	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱等	一般市		0.1	0			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		344	認知症高齢者相談支援サポート事業（認知症サポーター等養成業務）（総合区）	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	1,407			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		345	認知症介護研修事業（一般市権限）	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護実践者研修等を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		0.3	2,613			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		346	大阪市介護保険施設情報提供等事業	・施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方の特養入所について、ケアマネージャーから地域包括支援センターに相談が寄せられる。その内容について地域包括支援センターと事前協議を行い、その結果、大阪市緊急入所判定委員会の開催が必要な場合は、委員を招集し、判定の結果を地域包括支援センターに通知し、施設入所の斡旋を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.6	1,721			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		347	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱等	一般市		0.1	0			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		348	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（総合区）	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。 区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.1	2,714			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		349	地域支援事業等	○介護給付費等費用適正化事務事業 介護給付費用の適正化を図ることにより、介護保険事業の運営の安定化を図る。 ○住宅改修理由書作成支援事業 ○介護保険法の円滑な実施のための特別対策 生計困難な被保険者について、介護保険利用者負担額軽減の実施による低所得者への対策事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市		2.3	65,786			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		350	介護保険市単独事業	○おおさか介護サービス相談センター事業 利用者の権利擁護が必要であることから、介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図ることを目的とする。 ○介護保険料収納率向上の取組み 介護保険料未収金対策として、財産調査や滞納処分を強化するなど、充実・強化に取り組み、収納率の向上を図る。	福祉局	任意			1.2	50,069			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		351	介護保険料の滞納整理	介護保険料を滞納している被保険者に対し、金融機関等への財産調査、差押予告書や最終催告書の送付、及び債権差押等の滞納処分を行う。	福祉局	法令	一般市		6.0	0			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		352	生活支援体制整備事業	・今後、ますます増加する高齢者の生活支援ニーズ等に対応するため、地域資源の把握やネットワーク化、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図る。	福祉局	法令	一般市		1.2	10,203			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		353	特養入所待機者管理システム運用管理事務	介護保険施設（特養）から提供される入所待機者の情報を集約し、介護保険システムの情報と突合することにより、特養の整備計画に必要な入所待機者の統計資料等の作成を行うと共に、死亡者等の情報を本市から各特養に提供することにより適切な待機者管理を行う。	福祉局	任意			0.2	359			○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		354	認知症初期集中支援推進事業	・認知症の方やその家族を訪問し、初期の適切な支援を行うため、医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行う事業を市内全区で実施する。 併せて、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症高齢者とその家族を支援する相談や支援体制を整備するとともに、若年性認知症等の支援困難症例への対応を行う。	福祉局	法令	一般市		0.7	63,511				○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		355	認知症高齢者見守りネットワーク事業	・認知症の方が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメール等で行方不明者の氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信する。 ・介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった方を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する緊急ショートステイを実施し、認知症の方を介護する家族の負担を軽減する。 ・認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェの運営支援を行う。	福祉局	法令	一般市		0.4	20,892				○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		356	認知症高齢者見守りメール等配信システム運用管理事務	・認知症の方が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるため、24区毎に見守り相談室を設置し、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメール等で氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とするためのシステムの運用などの事業管理を行う。	福祉局	任意			0.1	357				○	◆介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施。 ◆介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		357	中央情報処理センター維持管理(運用)【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			0.0	25,877				○	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。
		358	中央情報処理センター維持管理(その他)【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			0.0	4,544				○	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。
		359	基幹系システム統合基盤【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			0.0	26,718				○	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。
		360	介護保険システム運用管理事務	介護保険システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、介護保険事務全般をシステム化。 これらの事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意			3.0	840,246				○	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		361	中間サーバ接続端末運用管理	介護保険システムでは、サーバ連携機能により「中間サーバ」に対しての情報登録等を行う予定であるが、登録した情報の過誤修正（緊急を要する場合）等に備えて、中間サーバに接続するための専用端末を導入する。	福祉局	任意			0.0	128			○ 一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。
43	高齢者福祉関連	362	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費（老人福祉法関係）	・高齢者施策については、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しており、本計画は3年を1期として計画策定を行う。	福祉局	法令	一般市		1.1	8,673		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		363	法施行事務費	・高齢福祉関係事務説明会（出張旅費）	福祉局	任意			0.4	0		○		◆高齢者福祉の向上に資するため、各特別区で実施。
		364	法施行事務費（区）	・高齢福祉関係事務説明会出席者への旅費支給	福祉局	任意			0.0	24		○		◆高齢者福祉の向上に資するため、各特別区で実施。
		365	市町村整備計画	厚生労働省老健局において策定している「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」に基づき、各中学校区を日常生活圏域の単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に各年度に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を作成し、老健局に提出する。	福祉局	法令	一般市		0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		366	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			1.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		367	認知症高齢者相談支援サポート事業（相談支援業務）	・地域包括支援センター等の認知症にかかる支援困難症例への対応について専門的な助言指導及び情報提供等を行い、相談体制の支援を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		0.4	15,507		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		368	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			0.3	5,302		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		369	日常生活用具給付事業	・在宅の要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。	福祉局	法令	一般市		0.3	9,610		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		370	日常生活用具給付事業（区）	・区では申請書受理・給付決定、・決定通知書・給付券発行送付、用具の発注（専門業者との調整）など行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	76		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		371	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	○在日外国人高齢者給付金 在日外国人で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。 ○福祉目的住宅募集 高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。	福祉局	任意			0.2	26,691		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		372	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集（区）	○在日外国人高齢者給付金 区では申請書受理・決定などを行う 。 ○福祉目的住宅募集 区では申請書受理などを行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		373	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		374	障がい者控除対象者認定書交付業務（区）	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。 区では、申請受理、交付決定を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		375	高齢者住宅改修費給付事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費給付事業を実施することにより高齢者の福祉の向上を図る。	福祉局	任意			0.4	6,084		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		376	高齢者住宅改修費給付事業（区）	・区では申請書類受理、決定通知書交付、実績報告書受理などを行う。	福祉局	任意			0.0	82,679		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		377	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		378	日常生活支援費支給決定事務	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。	福祉局	任意			0.3	4,206		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		379	日常生活支援費支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図る。区では、申請書受理、支給決定などを行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		380	生活支援ハウス運営事業	・大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めた者に対して安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。 【所在地】 淀川区、東淀川区、東成区、住之江区	福祉局	要綱等	一般市		0.3	47,148		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		381	生活支援ハウス運営事業(区)	区では生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		382	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）運営補助	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		0.9	50,041		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		383	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）整備助成	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		384	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意			0.9	9,831		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		385	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）整備・運営助成（区）	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		386	高齢者入浴利用料割引事業	本市に対して補助金申請を行った公衆浴場で、毎月、1日と15日の月2回、70歳以上の高齢者は割引料金で入浴することができる。公衆浴場からの申請に基づき、補助金を支払う。	福祉局	任意			0.6	26,804		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		387	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		0.5	882		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		388	高年齢者就業機会確保事業補助	定年退職後などに、常勤雇用でなくとも何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがい充実や社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的・短期的な仕事を提供する公益社団法人大阪市シルバー人材センターへの助成を行う。	福祉局	法令	一般市		0.5	51,270		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		389	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、大阪市内単位老人クラブへの助成、各区老人クラブ連合会及び大阪市老人クラブ連合会及び助成等の事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.6	90,610		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		390	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3,000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関（大阪市営交通）を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			1.3	5,578,945		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		391	敬老優待乗車証交付事業（区）	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3，000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関（大阪市営交通）を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。 区では、申請の受付等の業務を行う。	福祉局	任意			0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		392	国民健康保険等システム(敬老優待乗車証交付)の運用保守	敬老優待乗車証交付事業を実施するために使用している国民健康保険等システム(敬老優待乗車証)の運用保守を行う。	福祉局	任意			0.9	18,388			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについて、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては一部事務組合において共通システムとして共有。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		393	老人クラブ活動推進員設置事業	大阪市内各単位老人クラブ、各区及び大阪市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、高齢者の福祉の増進を目的とするため、大阪市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.5	87,655		○		◆地域の実情に応じた福祉施策の観点から、各特別区で判断の上実施。
		394	やむを得ない事由による措置（老人福祉法関係）	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置決定・廃止及びそれに伴う費用徴収を行う。	福祉局	法令	一般市		0.4	14,901		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		395	やむを得ない事由による措置（老人福祉法関係）（区）	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置決定・廃止及びそれに伴う費用徴収を行う。 区では、申請書受理（局への報告）、措置決定など行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		396	養護老人ホームへの入所措置事務（老人福祉法関係）	・おおむね65歳以上の者であって、環境上の理由（健康状態・在宅生活状況）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置（及び措置廃止）を行う。	福祉局	法令	一般市		1.1	2,698,661		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		397	養護老人ホームへの入所措置事務（老人福祉法関係）（区）	・おおむね65歳以上の者であって、環境上の理由（健康状態・在宅生活状況）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置（及び措置廃止）を行う。区では申請書受理及び状況把握、養護老人ホームとの入退所に係る調整など行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	2,317		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		398	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業	・民間事業者が、商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを整備するなど、高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる費用を助成する。 ・現在は、補助事業を行っておらず、竣工後10年経過するまでの、事業報告の確認を行っている。	福祉局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		399	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院が培ってきた認知症の専門医療機能と専門介護機能のノウハウを活用し、医療従事職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.2	3,282		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
44	高齢者福祉にかかる専門研修	400	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する「認知症研修」を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱等	指定都市		0.4	4,114	○			◆専門性の高い福祉人材の確保・育成については広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		401	認知症介護研修事業（指導者養成研修等）	・認知症介護職員等に対する研修の企画・講師役であり、地域における介護職員等のネットワーク構築の中心的存在である認知症介護指導者を養成するとともに、フォローアップ研修を受講させる。 ・介護保険施設・事業者等に勤務する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.3	2,272	○			◆専門性の高い福祉人材の確保・育成については広域で実施。
45	民間社会福祉施設の整備、運営等補助	402	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金（経過措置）	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。（現在、経過措置にて補助金交付）	福祉局	任意			0.3	656		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		403	社会福祉法人に対する補助（高齢者の福祉に関する事業）	・社会福祉法人が行う老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）の整備等に要する経費に対して助成することにより、整備促進を図り、高齢者の福祉の向上に資する。	福祉局	法令	中核市		1.6	4,379,956		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		404	軽費老人ホームサービス提供費補助	老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、サービスの提供に要する費用に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図ることを目的とする。	福祉局	法令	中核市		0.6	534,920		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		405	補助施設の財産処分・用途変更	既存施設から財産処分に係る申請があった際、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関連国通知に基づき財産処分承認等を行うとともに、軽微なものについては用途変更の報告を受ける。	福祉局	法令	一般市		0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各施設を所管する特別区で実施。
		406	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意			0.3	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		407	老人福祉施設整備費償還金補助金	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意			0.3	3,171		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		408	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型である。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や府の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.4	392,870		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		409	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設（民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設）の中規模改修に要する費用の一部を補助する。	福祉局	任意			0.1	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		410	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	府は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」を進めており、本市としても、ユニット化等を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.9	646,800		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		411	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存の高齢者グループホーム等においてもスプリンクラーの設置が義務つけられ、国はスプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		0.9	26,953		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
46	全国健康福祉祭（ねんりんぴっく）選手団派遣	412	全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、厚生省創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催し、厚生労働省・長寿社会開発センター・開催地の地方自治体の3者で開催している。選考・派遣業務を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		0.5	18,259	○			◆府域全体からの選考が必要であるため広域で統一的に実施。
47	高齢者施設の設置・運営	413	市立介護老人保健施設の運営	一般公募による指定管理者により施設運営しているおとしよりすこやかセンター5館について、運営状況の把握、監視業務及び市施設であることによる基幹的建物設備の改修業務を行う。 【北部館（旭区）、東部館（東成区）、西部館（此花区）、南部館（平野区）、南部花園館（西成区）】	福祉局	法令	一般市		0.9	21,306		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、所在区において運営。
		414	老人福祉センター管理運営	各種相談・各種講座及び、レクリエーションの便宜供与等を実施することにより、高齢者の生きがいづくり、教養の向上、社会参加の促進を図り、さらに老人クラブ活動への指導・助言を行うなど高齢者の地域における生きがいづくりの拠点施設としての役割を担う。	福祉局	法令	一般市		0.5	489,632		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		415	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。	福祉局	任意			0.6	25,934		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		416	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（附属病院）	・弘済院は、吹田市に位置し、複合的に福祉、医療の両面から様々な段階の認知症疾患等を有する利用者に安心して生活、療養をしていただけるよう個々のニーズにあわせて支援を行っている。 ・認知症をはじめとして高齢者特有の併発疾患について診断、治療（もの忘れ外来）、リハビリテーション等に取り組んでいる附属病院を運営している。	福祉局	任意			78.0	604,969			○一組	◆認知症高齢者等の地域医療・福祉サービスの拠点として、各特別区の高齢者福祉施策と連携しながら実施していくのが効果的であり、また、大阪市域外の施設であることから、一部事務組合の事務とする。 ◆なお、現在、今後の弘済院事業のあり方の検討が行われていることから、その内容が確定した場合には、改めて事務分担の整理を行う

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		417	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（第1特別養護老人ホーム、第2特別養護老人ホーム）	・歩行可能で徘徊など認知症の状態が進行した高齢者が利用する認知症高齢者専用棟の第2特別養護老人ホーム、在宅や地域での介護が困難な寝たきり等の認知症を含む要介護高齢者が利用する第1特別養護老人ホームを運営している。 （第1特別養護老人ホームは、指定管理者制度による運用を実施）	福祉局	任意			29.0	211,635			○一組	◆認知症高齢者等の地域医療・福祉サービスの拠点として、各特別区の高齢者福祉施策と連携しながら実施していくのが効果的であり、また、大阪市域外の施設であることから、一部事務組合の事務とする。 ◆なお、現在、今後の弘済院事業のあり方の検討が行われていることから、その内容が確定した場合には、改めて事務分担の整理を行う
		418	弘済院附属病院治験データ電子化システム運用管理事務	・治験業務における症例報告書の質の確保と作業効率の向上等の目的で導入。	福祉局	任意			0.0	101			○一組	◆附属病院施設運営と一体的にシステムの運営を行う必要があることから一部事務組合で実施
		419	弘済院処遇等管理支援システム運用管理事務	・入所者の処遇管理の記録や国保連に介護報酬の請求を行うことを目的として導入。	福祉局	任意			0.0	912			○一組	◆特別養護老人ホーム施設運営と一体的にシステム運営を行う必要があることから一部事務組合で実施
		420	弘済院附属病院医療情報システム運用管理事務	・病院窓口業務の迅速化による患者サービス向上等の目的で導入。 ・医事会計システム、処方システム、検査システム、給食システム、薬品在庫システム	福祉局	任意			0.0	7,362			○一組	◆附属病院施設運営と一体的にシステムの運営を行う必要があることから一部事務組合で実施
48	専門医療機関の確保	421	発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保	専門的な発達障がいの診断及び発達支援を行うことができる病院又は診療所の確保。	福祉局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆区域を越えた、医療機関との連携の構築が求められるため、広域で実施。
		422	認知症疾患医療センター運営事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」として3病院（大阪市立弘済院附属病院、ほくとクリニック病院、大阪市立大学医学部附属病院）を指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市		0.4	14,744	○			◆専門性の高い医療機関、人材の確保・育成等については広域で実施。
49	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	423	身体障害者更生相談所の設置・運営	・身体障害者更生相談所の設置 ・補装具の判定 ・自立支援医療（更生医療）の判定（ただし内部障がいを除く）	福祉局	法令	指定都市		10.5	17,357			○共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆高度な専門性が要求される判定業務を適切に実施していくため、機関の共同設置等により実施。
		424	知的障害者更生相談所の設置・運営	・知的障害者更生相談所の設置・運営 ・療育手帳の判定（18歳以上）	福祉局	法令	指定都市		11.5	6,849			○共同	◆地域に密着した施策による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 ◆高度な専門性が要求される判定業務を適切に実施していくため、機関の共同設置により実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		425	補装具・福祉機器普及事業	障がい者（児）の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅改修の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意			0.2	19,378			○共同	◆身体・知的障がい者更生相談所と連携した、高度な専門性が求められる事務のため、機関の共同設置により実施。
		426	身体障がい者通所（肢体・言語）訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意			0.4	25,184			○共同	◆身体・知的障がい者更生相談所と連携した、高度な専門性が求められる事務のため、機関の共同設置により実施。
50	内部事務	427	事務の福祉事務所長への委任	・老人福祉法に基づく事務の全部又は一部を、福祉事務所長に委任する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		428	社会福祉に関する職員の指導監督	・社会福祉法、生活保護法、児童福祉法等の施行に関し、職員に対する指導監督を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		429	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査。 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。	福祉局	任意			7.0	18,842		○		◆各特別区で実施すべき事務であり、地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から対象となる不動産の所在する特別区で実施。
		430	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。 ＊市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			0.0	0			○一組	◆市域外に所在する不動産に関するものは一部事務組合で実施。
		431	局所管不動産管理（総合区）	（区の業務） 区への使用承認等により地域で使用している不動産の管理	福祉局	任意			0.0	0		○		◆各特別区で実施すべき事務であり、地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から対象となる不動産の所在する特別区で実施。
		432	収入未済関係業務	・収入未済についての回収・整理業務を行う。 （高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話超過使用料、在日外国人高齢者給付金返還金、介護用品支給事業返還金）	福祉局	任意			0.5	0		○		◆個人にかかる債権については、各特別区において引き継ぎ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		433	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を貸し付けており、その賃借について、定期借地権設定契約として賃貸借を行っており、毎年賃料を収入している。	福祉局	任意			0.2	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各施設を所管する特別区で判断の上実施。
		434	もと公立施設（信太山老人ホーム）の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。	福祉局	任意			0.1	760			○一組	◆市域外の「もと施設」の管理については、一部事務組合で実施。
		435	もといきいきエイジングセンター管理運営事業等	平成25年度末の指定管理期間終了と同時に施設を廃止し、入札に付したが売却には至らなかった。しかし、マンション区分所有であるため、管理費・修繕積立費の支出や施設状態を保持するため設備保守点検を行う。【所在地】北区	福祉局	任意			0.3	0		○		◆地域の実情に応じて実施する事務であり。対象となる市有地の所在区で実施。
		436	未利用地施設売却業務	本課が管理する未利用地施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意			0.9	25,034		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、処分検討地の所在区において実施。
		437	公立保護施設の民間移管等に関する事務	・公立保護施設は、戦略会議に基づき、社会福祉法人への民間移管を進めている。 ・使用貸借契約により民間保護施設及び民間移管施設について、不動産鑑定により貸付に係る適正な価格を算出、徴収することにより歳入を確保する。	福祉局	任意			0.9	5,618			○一組	◆生活保護施設の管理運営と関連することから、特別区の一部事務組合で実施。
		438	市有財産の管理	・施設廃止を行った既存建物について、歳入増及び市費負担軽減を図るため売却等を行う。	福祉局	任意			0.3	273		○		◆各特別区で実施すべき事務であり、対象となる不動産の所在する特別区で実施。
		439	総務部庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広聴・広報関係業務、寄付収受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務　など	福祉局	任意			41.0	137,634		○		◆各自治体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		440	生活保護関係事務（庶務事務）	公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、経理・予算決算業務・契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務等他に属さない業務。	福祉局	任意			4.0	0		○		◆より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		441	もと馬淵生活館に係る未収金徴収業務	・平成21年度末に供用を廃止した馬淵生活館に係る未収金について徴収業務を行う。 【所在地】浪速区	福祉局	法令	地方公共団体		0.9	0		○		◆個人に対する債権の回収等に係る事務であり、対象となる不動産の所在する特別区で実施。
		442	障がい者施策部庶務業務	・障がい者施策部における庶務業務	福祉局	任意			10.5	7,694		○		◆各自治体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		443	高齢者施策部庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管理業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	福祉局	任意			4.3	25,842		○		◆各自治体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		444	生活福祉部庶務関係業務	生活福祉部の各種事業を適正かつ円滑に遂行するための事務を行う。	福祉局	任意			29.7	2,640		○		◆各自治体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。

《3. 健康・保健》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	保健事業・健康増進等	1	地域保健（保健所及び保健センターの設置等）に関する事務	保健所及び保健（福祉）センターを設置し、必要な職員を配置の上、地域住民の健康の保持及び増進を図るために企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を実施 ・保健所の業務を行うために必要な設備施設を整備し、業務に係る使用料等の設定又は変更を行い、保健所運営協議会の設置や事業成績等を厚生労働大臣へ報告する ・保健福祉センター等がPDCAサイクルに基づき保健衛生にかかる施策事業の企画立案・評価等を効果的・効率的に推進できるよう、担当職員に対して必要な保健衛生情報（データ）、専門的知識・技術の提供等を行う	健康局	法令	保健所設置市		13.9	202,988		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		2	地域保健（保健所及び保健センターの設置等）に関する事務〔区役所で実施〕	地域保健対策が地域において総合的に推進されることを確保し、地域住民の健康の保持増進に寄与するため、保健福祉センターにおいて地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な事業を実施する	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		3	地域保健（健康相談、保健指導等の企画調整）に関する事務	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		25.2	56,318		○		同上
		4	地域保健（健康相談、保健指導等の企画調整）に関する事務〔区役所で実施〕	妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		0.0	1,003		○		同上
		5	国民健康・栄養調査、特定給食施設指導等に関する事務	・各教室や相談会における専門的な栄養指導 ・国民健康・栄養調査実施に関する事務 ・特定給食施設に対する栄養管理上の指導並びに助言 ・特別用途食品許可申請の受付・進達事務 ・特別用途食品等の検査及び収去	健康局	法令	保健所設置市		7.4	2,866		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		6	国民健康・栄養調査、特定給食施設指導等に関する事務〔区役所で実施〕	・国民健康・栄養調査 厚生労働省により指定された調査世帯（1歳以上の世帯員）に対して調査を実施。 ・特定給食施設の設置者に対する栄養管理上の指導並びに助言 区内の施設設置者等からの来所や電話での相談に対する助言、指導を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	53		○		同上
		7	栄養（外食栄養管理推進、地区研修会等）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした研修会の開催	健康局	任意			1.6	8,983		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		8	栄養（食育の推進）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進計画の策定、推進、進捗状況管理等	健康局	法令	一般市		2.6	369		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		9	栄養（食育の推進）に関する事務〔区役所で実施〕	・食育推進リーダーを養成し地域に密着した食育の推進を図る。 ・食育推進リーダー養成講座修了者組織である「各区食生活改善推進員協議会」に対して会員の資質の向上と組織の強化のための助言・指導を実施。また協議会と共催で食生活に関する講座を開催し地域の食育の推進のため普及啓発を行う。 ・各区栄養士がコーディネーターとなり地域の食育関係施設・団体等と食育推進会議を開催し、地域に密着した食育の推進が図れるよう「食育推進ネットワークの強化」に取り組む。 ・前項の食育連絡会議参加施設・団体等と連携・協働で食育に特化したイベントを区役所・区民センターや地域のスーパーマーケット、大学等で開催し、広く地域住民に食育の普及啓発を行う。	健康局	法令	一般市		0.0	2,310		○		同上
		10	栄養（栄養相談・講習会）に関する事務〔区役所で実施〕	市民が健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた適正な食生活についての講習会や個別栄養相談・食生活相談を実施。	健康局	法令	一般市		0.0	859		○		同上
		11	食品表示に関する事務（保健所設置市・特別区権限）	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する助言・指導	健康局	法令	保健所設置市		0.4	3		○		同上
		12	がん検診の推進に関する事務	・健康診査事業（がん検診等）を実施。 ・検診の評価検討、効果的な実施方法などを検討し、健康診査事業が円滑かつ効果的に推進するよう大阪市生活習慣病検診会議等、各種会議の開催。 ・各区、関係先との調整業務。 ・受診率向上のためのイベントの企画や実施。	健康局	法令	一般市		23.4	1,401,044		○		同上
		13	がん検診の推進に関する事務〔区役所で実施〕	・がん検診受診勧奨、啓発活動 ・がん検診等の予約受付 ・要精密検査者への結果説明 ・検診日程の調整、周知	健康局	法令	一般市		0.0	8,916		○		同上
		14	がん予防の推進に関する事務（子宮頸がん予防ワクチンの接種）	小学校6年生から高校1年生の年齢相当の女性市民を対象に、子宮頸がん発症の原因であるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチン接種を委託医療機関で実施。	健康局	法令	一般市		0.3	4,954		○		同上
		15	公衆衛生活動事業補助金に関する事務	市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、医師による三次予防の普及啓発を図るための事業に対し、その経費の一部を補助することにより公衆衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			0.2	8,433		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		16	乳がんマンモグラフィ読影システム運用管理事務	・マンモグラフィとは乳房専用のエックス線撮影装置(又は撮影方法)であり、検診にあたっては撮影されたエックス線フィルムを専門医師が読影することにより判定を行うものである。 ・本システムは、モ検診において、本市が雇い上げた専門医師が「読影結果・所見」等を、受診者や撮影を行った医療機関に統一の仕様で返送(通知)するために使用している。	健康局	任意			0.1	1,097		○		同上
		17	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する事務	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為を防止させるため、警察官からの通報の受理及び当該通報にかかる者に対して、医師の診察を受けるように勧める。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		18	地方教育行政の組織及び運営に関する事務	教育委員会による健康診断等学校における保健に関し、協力の要請を受ける。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		19	献血等の推進に関する事務	・献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 ・採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ ・大阪府への献血実施実績の報告務	健康局	法令	地方公共団体		0.1	540		○		同上
		20	献血等の推進に関する事務〔区役所で実施〕	献血思想、移植医療の普及啓発、採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	法令	地方公共団体		0.0	1,068		○		同上
		21	健康増進事業(健康増進計画の策定等)に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・健康増進計画の策定、推進、進捗管理等	健康局	法令	一般市		8.4	38,004		○		◆より地域に密着した健康づくりに関する施策を展開し、住民の健康を推進する観点から、各特別区で実施。
		22	健康増進事業(健康増進計画の策定等)に関する事務〔区役所で実施〕	・た健康増進計画「すこやか大阪21(第2次)」の推進 ・「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、「健康展」や「普及啓発キャンペーン」を実施し、市民の主体的な健康づくりを支援	健康局	法令	一般市		0.0	983		○		同上
		23	健康増進事業(企画調整等)に関する事務	事業に関する予算要求、決算、企画調整、交付決定等に伴う事務処理、実績集計等	健康局	法令	一般市		1.0	6,692		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		24	健康増進事業（企画調整等）に関する事務 〔区役所で実施〕	・健康の保持・増進に必要な事項を記載するための手帳交付 ・生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する啓発、地域に出向いた健康講座や人材育成を目的とした講座などの集団健康教育、喫煙者を対象とした個別健康教育 ・保健師等が訪問して、健康に関する必要な保健指導 ・各区の保健福祉センターや地域の集会所等に健康相談窓口を開設し、市民の健康に関する相談	健康局	法令	一般市		0.0	10,573		○		同上
		25	健康増進事業（歯科口腔保健の推進）に関する事務	事業に関する予算要求、決算、企画調整、委託契約、実績集計等	健康局	法令	地方公共団体		0.1	5,808		○		同上
		26	歯科口腔保健の推進に関する事務（口腔保健支援センターの設置）	歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的な歯科検診の受診勧奨、歯科疾患の予防等の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等を行う機関として、都道府県、保健所設置市及び特別区は口腔保健支援センターを設けることができる。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着した健康・保健等のサービス向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		27	保健衛生システムの運用に関する事務	環境・食品衛生監視事業の許認可情報と監視結果情報や健康管理事業、母子保健事業など保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用。 現在、現行システムの再構築を図るため、「保健管理システム」及び「衛生管理システム」の2つのシステム開発を行っており、平成29年10月末のシステムリリースを予定。	健康局	任意			1.5	78,559			○一組	◆保健衛生に関する事務の総合的な執行に必要なものとしてネットワークを組んで運用しているシステムの運用管理については、一部事務組合の事務とする。
		28	大阪市保健福祉センター等学生実習	専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの実習生受け入れに係る日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			0.2	0		○		◆より地域に密着した体制で、専門職養成に係る実習受入を行う観点から、各特別区で判断の上実施。
		29	大阪市保健福祉センター等学生実習 〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与する、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		30	保健医療計画に関する事務	大阪府保健医療計画に基づく大阪市二次医療圏内における保健医療施策（地域医療構想、医療等各分野）及びそれに関連する福祉施策について、保健医療関係者等が協議検討するとともに、地域保健医療計画について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪市域版を作成。	健康局	任意			2.2	957		○		◆より地域に密着した保健衛生行政の実施のための医療計画を策定する観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		31	健康づくり推進に関する事務	・地域で活動する健康づくり推進団体等と相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通し、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。 ・各区健康づくりを推進する団体等を担当している保健師の技術支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			0.4	83		○		◆より地域に密着した健康づくり支援を行う観点から、各特別区で判断の上実施。
		32	健康づくり推進に関する事務〔区役所で実施〕	・地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			0.0	0		○		同上
2	母子保健	33	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務	・受胎調節実地指導員の指定証、標識交付申請受付交付 ・受胎調節実地指導員の変更届・再交付等受付	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着した母子保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		34	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務（区役所で実施）	・受胎調節実地指導員の指定証、標識交付申請受付交付 ・受胎調節実地指導員の変更届・再交付等受付	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		35	健全母性育成事業及び父親の育児参加啓発事業に関する事務	・思春期特有の性に関する不安や悩みを解消するため、性と生殖の専門家である助産師が中学校に出向き（ティーンズヘルスセミナー）、生命の尊さや子育てに対する自覚、性への理解を促す思春期健康教育を実施。（健全母性育成事業） ・講演や沐浴実習、妊婦の疑似体験、子育て指導セミナーを休日に開催し、父親に対し、母性及び乳幼児についての認識向上を促進。（父親の育児参加啓発事業）	こども青少年局	法令	一般市		0.2	8,269		○		同上
		36	地域ふれあい子育て支援教室事業に関する事務	保健福祉センターや地域の会館等に出向いて、養育者とこども同士の交流を進める場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを図る。 ・傷害保険の加入等	こども青少年局	法令	一般市		0.2	170		○		同上
		37	地域ふれあい子育て支援教室事業に関する事務〔区役所で実施〕	保健福祉センターや地域の会館等に出向いて、養育者とこども同士の交流を進める場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを図る。 ・計画の策定、広報・窓口、保健師の参加	こども青少年局	法令	一般市		0.0	830		○		同上
		38	妊婦健康診査・乳児一般健康診査に関する事務	母子保健法に基づき、妊婦及び乳児の健康管理・保持増進のため、妊婦については妊娠全期間を通じて14回、乳児については生後1～2か月と9～11か月の2回の医療機関等における健康診査を公費負担で実施。	こども青少年局	法令	一般市		1.2	2,478,219		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		39	母子訪問指導事業に関する業務	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までのできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援。 ・制度管理・委託契約	こども青少年局	法令	一般市		0.4	8,493		○		同上
		40	母子訪問指導事業に関する業務〔区役所で実施〕	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までのできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援。 ・対象家庭の把握、事業者との連絡調整、実施状況の集約	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		41	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務	各区保健福祉センターにおいて、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査時幼児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ化物塗布の実施。 ・制度管理、医師会等との調整	こども青少年局	法令	一般市		1.4	92,819		○		同上
		42	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務〔区役所で実施〕	各区保健福祉センターにおいて、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査時幼児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ化物塗布の実施。 ・日程調整、検診の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.0	135,724		○		同上
		43	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、子ども・子育て見守り推進事業を実施するとともに、未受診者連絡会を開催するなど児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。 ・制度管理、各区からの報告取りまとめ	こども青少年局	法令	一般市		0.3	219		○		同上
		44	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務〔区役所で実施〕	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、子ども・子育て見守り推進事業を実施するとともに、未受診者連絡会を開催するなど児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。 ・未受診者の把握、民生委員との調整、局への報告	こども青少年局	法令	一般市		0.0	57		○		同上
		45	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・国庫申請、制度管理、医療機関の指定、他都市との調整	こども青少年局	要綱等	中核市		0.9	662,538		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		46	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務〔区役所で実施〕	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・窓口での申請書受理	こども青少年局	要綱等	中核市		0.0	0		○		同上
		47	妊産婦等指導事業に関する事務	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育て母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。 また、地域における妊産婦をはじめとした養育者の交流を行い、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を図る。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0		○		同上
		48	妊産婦等指導事業に関する事務〔区役所で実施〕	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育て母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。 また、地域における妊産婦をはじめとした養育者の交流を行い、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を図る。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.0	2,028		○		同上
		49	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（母子保健法）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		0.2	248		○		同上
		50	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（母子保健法）〔区役所で実施〕	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		51	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（発達障害者支援法）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		52	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（発達障害者支援法）〔区役所で実施〕	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		53	母子保健衛生一般事務	母子健康手帳等の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。 ・母子手帳の購入、予算・決算、会議への出席等	こども青少年局	法令	一般市		0.5	16,761		○		同上
		54	母子保健衛生一般事務〔区役所で実施〕	母子健康手帳等の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。 ・届出の受理、手帳の交付、保健指導	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		55	産後ケア事業に関する事務	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・国庫申請、制度管理、仕様書の作成、事業者の決定	こども青少年局	要綱等	一般市		0.5	22,544		○		同上
		56	産後ケア事業に関する事務 〔区役所で実施〕	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・相談窓口、受付、審査、利用者調整	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	52		○		同上
		57	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務	・出産後間もない養育者に保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施。妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても対象に実施。 （専門的家庭訪問支援事業） ・子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児（新生児及び未熟児を除く）のいるすべての家庭を訪問。その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ。 （乳児家庭全戸訪問事業） 【局】国庫申請、仕様書の作成、委託業者との契約	こども青少年局	法令	一般市		0.6	73,779		○		同上
		58	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務 〔区役所で実施〕	・出産後間もない養育者に保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施。妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても対象に実施。 （専門的家庭訪問支援事業） ・子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児（新生児及び未熟児を除く）のいるすべての家庭を訪問。その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ。 （乳児家庭全戸訪問事業） 【総合区】対象家庭の把握、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		0.0	193		○		同上
3	感染症対策	59	感染症のまん延の防止等に関する事務	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る ・感染症の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・区が実施する疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置を支援。 ・接触者検便等による病原体の行政検査。 ・感染症診査協議会の開催。 ・入院医療費の公費負担。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発など	健康局	法令	保健所設置市		14.7	70,344		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		60	感染症のまん延の防止等に関する事務〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・感染症の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置の実施。 ・接触者検便等による病原体の行政検査。 ・感染症診査協議会の開催。 ・入院医療費の公費負担。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	20		○		同上
		61	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元 ・接触者健診（勤務先・学校等の集団）の実施 ・入院勧告、就業制限の実施 ・感染症診査協議会の開催 ・結核医療費の公費負担など	健康局	法令	保健所設置市		21.3	475,273		○		同上
		62	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核〕〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元 ・接触者健診(患者の家族・友人)の実施 ・感染症診査協議会の開催前の事前準備業務 ・結核医療費の公費負担の受付など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	604		○		同上
		63	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・定期健診、結核登録者検査等〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核のリスクグループ健康診断の実施 ・病院管理者等からの届出の管理 ・結核登録者に対する精密検査の実施 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	保健所設置市		12.7	30,121		○		同上
		64	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・定期健診、結核登録者検査等〕〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の定期健康診断の実施。 ・病院管理者等からの届出の管理。 ・結核登録者に対する精密検査の実施。 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	1,190		○		同上
		65	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消しにかかる取りまとめ。 ・結核指定医療機関講習会の実施など	健康局	法令	保健所設置市		0.1	2,238		○		同上
		66	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消し等の申請書の受付など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		67	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕（中核市権限）	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消しにかかる取りまとめ。 ・結核指定医療機関講習会の実施など	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		68	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕（中核市権限） 〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消し等の申請書の受付など	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		69	新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等発生時に感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護する。 ・実施体制（行動計画及びマニュアル・ガイドラインの整備、市対策本部の運営） ・サーベイランス・情報収集（新型インフルエンザに関する情報の収集） ・情報提供・共有（発生状況、感染拡大防止策の提供、対策などのコールセンター機能の設置） ・予防・まん延防止（感染症法に基づく患者対応、特定接種、住民接種、府が講じる緊急事態措置への連携・協力など） ・医療（医療資器材の備蓄、国・府と連携した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来による診療などの医療体制の整備など） ・市民生活及び市民経済の安定の確保（本市が緊急事態宣言区域指定時の要援護者への生活支援）	健康局	法令	一般市		0.4	864		○		同上
		70	検疫に関する事務	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止し、船舶等に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講じる。 ・検疫所長からの通知、通報の受理 ・通報を受けた船舶等に対する検査、消毒その他検疫感染症予防上必要な措置など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		71	検疫に関する事務 〔区役所で実施〕	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止し、船舶等に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講じる。 ・検疫所長からの通知、通報の受理	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		72	予防接種に関する事務	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎（結核除く） 高齢者：インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		5.0	5,713,777		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		73	予防接種に関する事務〔区役所で実施〕	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎（結核除く） 高齢者：インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する申請書類の受付	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		74	予防接種に関する事務（保健所設置市及び特別区）	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎（結核除く） 高齢者：インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		75	予防接種に関する事務（保健所設置市及び特別区）〔区役所で実施〕	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎（結核除く） 高齢者：インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する申請書類の受付	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		76	予防接種台帳管理システム運用管理事務	住民基本台帳と連携させ、個人の予防接種履歴を登録することにより、未接種者を把握し、未接種者に対する接種勧奨を行うことで接種率向上を図り、感染症の蔓延を防止する。 また、委託医療機関からの請求を受け、各被接種者が接種対象年齢であるか等のチェックを行い、支払の事務処理を行うとともに各種統計資料の作成を行う。	健康局	任意			0.0	9,980		○		◆予防接種に関する事務の処理のために必要なシステムの運用管理であり、予防接種に関する事務の分担に従い、各特別区の判断の上実施。
		77	結核予防接種事業	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		1.3	83,817		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		78	結核予防接種事業〔区役所で実施〕	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		0.0	19,116		○		同上
		79	結核予防接種事業（保健所設置市及び特別区）	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		80	結核予防接種事業（保健所設置市及び特別区）〔区役所で実施〕	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		81	結核登録者情報システム運用管理事務	・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・結核患者及び接触者の状況登録。 ・住民基本台帳と連携させ、入院勧告、就業制限の実施。	健康局	任意			0.0	3,936		○		◆結核のまん延防止に関する事務の処理のために必要なシステムの運用管理は、結核のまん延防止等に関する事務の分担に従い、特別区で判断の上実施。
		82	感染症対策事業	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・保健所が検査に必要な医薬材料を購入し各区に配付。	健康局	要綱等	保健所設置市		1.9	1,205		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		83	感染症対策事業〔区役所で実施〕	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・各区では検査の予約受付、検査会場の設営、結果通知を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		84	風しん抗体検査事務	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者（風しんに対する免疫を持たない者）を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・感染症対策課において、必要な資材の購入及び結果を通知を行う。	健康局	要綱等	保健所設置市		2.7	856		○		同上
		85	風しん抗体検査事務（区役所で実施）	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者（風しんに対する免疫を持たない者）を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・各区保健福祉センターにおいて予約の受付け、当日の受付を行う ・保健衛生検査所が保健福祉センターにおいて採血し検査を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		86	風しんワクチン接種費用助成事務	風しんの抗体を有していない又は抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対して風しんワクチン予防接種に係る経費を助成することにより、先天性風しん症候群を予防し、もって市民の健康を守る。	健康局	任意			0.4	9,674		○		◆より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	難病等医療費助成等	87	自立支援医療（育成医療）	身体上の障がいを有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童で確実な効果が期待できる場合に医療の給付を行う。 ・審査 ・支給認定通知書の発行 ・受給者証の発行 ・医療費の助成	健康局	法令	一般市		1.2	34,194		○		◆自立支援医療に関する認定通知等の窓口事務であり、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		88	自立支援医療（育成医療）〔区役所で実施〕	身体上の障がいを有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童で確実な効果が期待できる場合に医療の給付を行う。 ・申請書の受付 ・支給認定通知書の交付 ・受給者証の交付 ・申請書の受理 ・保健所への進達	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		89	児童福祉に関する事務（①小児慢性特定疾病対策事業、②結核児童療育給付事業）	①悪性新生物などの慢性疾病に罹っていることによって、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図る。 ② 結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給を行うことにより児童の健全な発育を推進する。	健康局	法令	中核市		3.7	635,801		○		◆小児慢性疾患に係る医療給付、カウンセリング、地域交流会など、より地域に密着した健康・保健サービスを展開する観点から、各特別区で実施。
		90	児童福祉に関する事務（①小児慢性特定疾病対策事業、②結核児童療育給付事業）〔区役所で実施〕	①悪性新生物などの慢性疾病に罹っていることによって、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図る。 ②結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給を行うことにより児童の健全な発育を推進する。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		91	児童福祉に関する事務（長期療養児療育指導事業）	慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、療育についての指導・相談・助言を行う。	健康局	法令	保健所設置市		1.0	587		○		同上
		92	児童福祉に関する事務（長期療養児療育指導事業）〔区役所で実施〕	慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、療育についての指導・相談・助言を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		93	特定医療費（指定難病）助成事業	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。 ・医療費の一部もしくは全部を公費で負担。 ・実施主体は大阪府であり、大阪市では大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき大阪市の区域に係る申請等の受理を実施。 ・保健所では、各区で受理した書類を確認点検し、府への進達を行う。	健康局	法令	都道府県		3.8	6,208		○		◆より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。 ◆府内中核市まで権限移譲している事務。
		94	特定医療費（指定難病）助成事業 〔区役所で実施〕	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。 ・医療費の一部もしくは全部を公費で負担。 ・実施主体は大阪府であり、大阪市では大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき大阪市の区域に係る申請等の受理を実施。 ・保健所では、各区で受理した書類を確認点検し、府への進達を行う。	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		95	特定疾患医療費援助事業	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		96	特定疾患医療費援助事業〔区役所で実施〕	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		97	未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。	健康局	法令	一般市		1.8	181,411		○		◆より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で実施。
		98	未熟児養育医療給付事業〔区役所で実施〕	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 ・申請書の受付 ・療育券の受付	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		99	指定養育医療機関の指定事務（未熟児養育医療給付事業）	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 都道府県知事（指定都市・中核市含む）は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関の指定を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		100	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施。 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等 ・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		1.8	4,025		○		◆難病患者及び家族に対する相談指導をはじめとした支援を、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		101	難病患者等療養支援事業〔区役所で実施〕	・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		102	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病患者に対する社会一般の理解を深め、地域での支援が得られるよう、普及・啓発を充実し、患者及び家族の精神的負担や療養生活上の困難をとり除き、安心して治療に専念できる社会体制の整備を図る。	健康局	任意			0.2	123		○		◆難病患者及び家族に対する相談指導をはじめとした支援を、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。
		103	その他の医療費助成事業	・市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るため、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行ない、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 ・申請書類の審査、受診券の発行、医療費の助成及び日常生活用具の給付を行う。	健康局	任意			0.2	2,079		○		◆その他難病患者に係る医療給付など、より地域に密着した健康・保健サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。
		104	その他の医療費助成事業〔区役所で実施〕	・市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るため、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行ない、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		105	小児ぜん息等医療費助成事業	・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 ・審査・助成証の発行及び医療費の助成を行う。 ・平成28年3月31日をもって事業廃止。（1年間の経過措置あり） ・平成32年度をもって、医療機関からの請求の時効を迎えるため、完全廃止。	健康局	任意			1.0	4,372		○		◆小児ぜんそくに係る医療給付など、より地域に密着した健康・保健サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。
		106	小児ぜん息等医療費助成事業〔区役所で実施〕	・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。 ・平成28年3月31日をもって事業廃止。（1年間の経過措置あり） ・平成31年度をもって、対象者から療養費の請求の時効を迎えるため、完全廃止。	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		107	母子保健医療費公費負担システム運用管理事務	小児慢性特定疾病医療支援事業及び未熟児養育医療給付事業における氏名、性別、生年月日等の患者情報を入力し、台帳の作成・管理を行う。 また、医療券、受給者証、納付書等の関係帳票の発行を行うとともに医療費を管理する。	健康局	任意			0.2	1,606		○		◆小児慢性特定疾病医療支援事業等に関する事務の処理のために必要なシステムの運用管理であり、当該事務の分担に従い、各特別区で判断の上実施。
5	難病等対策（政令市）	108	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する。	健康局	要綱等	指定都市		0.1	0	○			◆専門人材を育成・養成するものであり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		109	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障がいなどの症状を来たすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって重篤な障害を予防することを目的とする。	健康局	任意			0.4	32,271	○			◆府内で出生した新生児の先天性異常を統一的な基準で実施するため、広域で実施。
6	精神保健（手帳交付・相談等）	110	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務	精神障がい者保健福祉手帳を交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の更新・等級変更・返還・再交付審査請求に関する事務	健康局	法令	指定都市		1.9	2,334	○			◆精神障がい者保健福祉手帳の判定業務は、専門医の委嘱など専門性の確保が必要であり、各特別区での実施が困難であることを踏まえ、広域（精神保健福祉センター）で実施。
		111	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務 〔区役所で実施〕	精神障がい者保健福祉手帳を交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に係る申請受理等	健康局	法令	指定都市		0.0	1,230		○		◆申請受理や手帳交付など、身近な対人サービスであるため、各特別区で実施。
		112	精神保健に係る相談、指導に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	保健所設置市		0.8	4,248		○		◆精神障がいの福祉に係る相談、適切な医療施設の紹介等の事務であり、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		113	精神保健に係る相談、指導に関する事務 〔区役所で実施〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	保健所設置市		0.0	2,148		○		同上
		114	精神保健医療に関する事務（自殺対策基本法）	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるための事務を実施 ・自殺防止対策（人材養成・電話相談支援等）	健康局	法令	一般市		1.8	4,809		○		◆地域の実情・実態に則した、より身近な体制で取り組む観点から、各特別区で実施。
		115	精神保健医療に関する事務（自殺対策基本法） 〔区役所で実施〕	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるための事業を実施 ・自殺防止対策 ・自殺未遂者相談支援事業	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		116	精神保健医療に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		2.2	3,040		○		◆精神障がいの福祉に係る相談、適切な医療施設の紹介等の事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		117	精神保健医療に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） 〔区役所で実施〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		0.0	23,277		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		118	精神保健医療に関する事務（医療観察法）	心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、積極的な医療の確保や、再発の防止、社会復帰を促進する。 ・社会復帰支援 ・各区の技術支援 ・処遇計画の継続実施のため、関係機関との連携	健康局	法令	一般市		0.4	68		○		同上
		119	精神保健医療に関する事務（医療観察法） 〔区役所で実施〕	心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、積極的な医療の確保や、再発の防止、社会復帰を促進する。 ・社会復帰のため、地域の社会資源の調整及び対象者への訪問・面接、ケア会議に出席し生活環境の調整	健康局	法令	一般市		0.0	60		○		同上
		120	自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務 〔区役所で実施〕	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき精神障がい者の通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		◆精神通院医療に係る申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		121	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・市営交通等福祉措置事業	健康局	任意			0.4	666,383		○		◆より地域に密着した体制の中で、事業実施を判断していく事務であり、各特別区で判断の上実施。
		122	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付） 〔区役所で実施〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・市営交通等福祉措置事業	健康局	任意			0.0	19,541		○		同上
		123	地域生活支援事業に関する事務	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域生活支援広域調整会議等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	一般市		0.7	0		○		◆精神障がい福祉に係る地域生活支援に関する事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		124	地域生活支援事業に関する事務（指定都市）	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域生活支援広域調整会議等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	指定都市		0.6	717	○			◆精神障がい福祉に係る地域生活支援に関する事務であり、法令上指定都市権限となっていることから、広域で実施。
		125	地域生活支援事業に関する事務 〔区役所で実施〕	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		◆精神障がい福祉に係る地域生活支援に関する事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		126	総合福祉システム運用管理事務（健康局分）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意			0.0	45,289			○ 一組	◆福祉に関する事務の総合的な執行に必要なものとしてネットワークを組んで運用しているシステムの運用管理は、一部事務組合の事務とする。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		127	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意			0.0	8,959			○ 一組	◆福祉に関する事務の総合的な執行に必要なものとしてネットワークを組んで運用しているシステムの運用管理は、一部事務組合の事務とする。
7	精神保健（精神保健福祉センター等）	128	精神保健福祉センターに関する事務	精神保健福祉センターを設置し、その業務を実施 ・市民や精神障がい者からの様々な相談に対応する各区保健福祉センターに対する技術的支援・援助 ・職員を対象とした各種研修の実施 ・精神障がい者にかかる正しい知識の普及啓発 ・関係団体育成	健康局	法令	指定都市		3.3	25,511	○			◆精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、広域で実施。
		129	精神保健医療に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神保健福祉審議会に関すること ・精神医療審査会に関すること ・精神保健指定医に関すること ・精神科病院の指定及び取消に関すること ・精神科救急医療体制の確保	健康局	法令	指定都市		2.6	105,924	○			◆精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、広域で実施。 ◆精神障がい者の診断、病院への搬送、自立支援医療費認定・手帳交付の判定など、専門性と広域対応が求められる事務であり、広域で実施。
		130	保護及び措置入院等に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者に関する診察及び保護に関すること ・警察官、検察官等からの通報の受理 ・措置入院・移送に関すること ・応急入院指定病院の指定・取消し	健康局	法令	指定都市		4.1	240,194	○			同上
		131	保護及び措置入院等に関する事務 （区役所で実施）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者に関する診察及び保護に関すること ・警察官、検察官等からの通報の受理 ・措置入院・移送に関すること	健康局	法令	指定都市		0.0	0	○			同上 （警察官通報は、最寄の保健所長を経て都道府県知事に通報することとされているため、通報の経由事務は各特別区で実施。）
		132	自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき精神障がい者の通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	指定都市		2.2	10,366,355	○			◆精神通院医療にかかる自立支援医療費の認定にあたり、専門医の委嘱など専門性の確保が必要など、専門性と広域対応が求められる事務であり、各特別区で実施することが困難であることを踏まえ、広域（精神保健福祉センター）で実施。
8	救急医療体制	133	休日・夜間の診療体制に関すること	市民が安心・安全に生活できるよう、医療機関が通常診療を実施していない時間帯（平日夜間及び休日）における、急病診療体制を確保する。 ・中央急病診療所（夜間・365日：内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科）及び市内6ヶ所の休日急病診療所（日曜・祝日、年末年始：内科、小児科）を整備し、関係団体等の協力のもと（公財）大阪市救急医療事業団へ事業委託し救急医療体制を確保している。入院や手術が必要な重症患者に対応する二次救急医療機関に対して、救急医療の確保に必要な支援を行う。	健康局	任意			1.7	186,261		○		◆休日等の診療体制確保に当たっては、地域における医療提供体制のニーズの把握や地域の医療機関との密接な連携が必要であることから、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		134	救急医療事業団への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・大阪市から受託した急病診療事業の実施の総括 ・大阪府医師会等関係団体及び大阪市健康局との連絡調整	健康局	任意			2.0	0		○		同上
		135	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着した体制で、医療機関からの申し出に関する進達を行う観点から、各特別区で実施。
		136	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務（区役所で実施）	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0		○		同上
9	救急医療体制（広域拠点）	137	夜間歯科診療に関する事務	市民が安心・安全に生活できるよう、歯科医療機関が通常診療を実施していない時間帯(夜間)の急な歯痛、転倒等による歯牙や顎部の外傷等の口腔疾患に対応する診療体制を確保 ・平成16年6月1日より本市及び大阪府の助成のもとで大阪府歯科医師会が主体的に実施しており、府域で唯一の夜間歯科診療を行っている。	健康局	任意			0.2	7,314	○			◆府内全域を対象とした高度な診療機能の確保の観点から、広域で実施。
		138	周産期緊急医療体制整備事業	周産期（妊産婦・新生児）緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備に対し助成を行う大阪府・堺市との共同で実施。（事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して行う。）	健康局	任意			0.2	30,000	○			◆府市共同事業であるが、府内全域を対象とした事務であり、広域で実施。
10	医療・薬事の許可・指導等	139	毒物及び劇物の販売業の登録等に関する事務	「毒物及び劇物取締法」に基づく販売業の登録等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・毒物劇物販売業者及び業務上取扱者に対する登録や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	保健所設置市		2.8	436		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		140	特定毒物研究者の許可等に関する事務	「毒物及び劇物取締法」に基づく許可等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・特定毒物研究者に対する許可や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆指定都市権限の事務であり、専門性の確保が必要な事務であることから、広域で一元的に実施。
		141	薬事に関する事務	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく許可等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・薬局（薬局製造販売医薬品の製造業、製造販売業を含む）、店舗販売業者、医療機器販売業に対する許可や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	保健所設置市		13.8	2,707		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		142	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務	・出張施術や滞在施術を行うあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の指導監督 ・施術者に対する必要な業務の指示 ・施術所の開設・変更・休止又は廃止の届出受理 ・出張専門の施術者からの業務開始・休止又は廃止の届出受理 ・滞在施術者からの業務の開始届受理 ・報告徴収、立入検査 ・使用制限し、若しくは禁止	健康局	法令	保健所設置市		1.8	0		○		同上
		143	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務〔区役所で実施〕	・出張施術や滞在施術を行うあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の指導監督 ・施術者に対する必要な業務の指示 ・施術所の開設・変更・休止又は廃止の届出受理 ・出張専門の施術者からの業務開始・休止又は廃止の届出受理 ・滞在施術者からの業務の開始届受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用制限し、若しくは禁止 ・上記業務の受付及び現地調査。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		144	医療指導に関する事務	医療を受ける者の利益の保護及び良かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・診療所の各種許可・届出及び指導監督事務	健康局	法令	保健所設置市		14.8	1,659		○		同上
		145	医療指導に関する事務〔区役所で実施〕	医療を受ける者の利益の保護及び良かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・診療所の各種許可・届出及び指導監督事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		146	医療安全相談窓口に関する事務	医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等を行い医療の安全を確保するための事務を実施 ・市民の方の医療内容に関する悩みや相談等に対応するため、専任の相談員（看護師・医師）による医療安全相談窓口（患者ほっとライン）の設置	健康局	法令	保健所設置市		0.3	2,759		○		同上
		147	歯科技工所に関する事務	・歯科技工所の開設・変更・廃止の届出受理 ・歯科技工所の開設者に対し、構造設備の改善命令 ・歯科技工所の開設者に対し、技工所の使用制限し、若しくは禁止 ・歯科技工所開設者若しくは管理者に対する報告の命令、又は立入検査の実施	健康局	法令	保健所設置市		0.2	0		○		同上
		148	歯科技工所に関する事務（区役所で実施）	・歯科技工所の開設・変更・廃止の届出受理 ・歯科技工所の開設者に対し、構造設備の改善命令 ・歯科技工所の開設者に対し、技工所の使用制限し、若しくは禁止 ・歯科技工所開設者若しくは管理者に対する報告命令、又は立入検査の実施 ・上記事業の受付及び現地調査	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		149	衛生検査所に関する事務	・衛生検査所開設の登録 ・衛生検査所の登録事項変更等の受理 ・衛生検査所開設者に対する報告命令、又は立入検査 ・衛生検査所開設者に対する構造設備又は管理組織の変更等の指示 ・衛生検査所の登録取り消し又は停止命令 ・衛生検査所の登録証明書書換 ・衛生検査所の登録証明書再交付	健康局	法令	保健所設置市		0.5	419		○		同上
		150	衛生検査所に関する事務 （区役所で実施）	・衛生検査所開設の登録 ・衛生検査所の登録事項変更等の受理 ・衛生検査所開設者に対する報告命令、又は立入検査 ・衛生検査所開設者に対する構造設備又は管理組織の変更等の指示 ・衛生検査所の登録取り消し又は停止命令 ・衛生検査所の登録証明書書換 ・衛生検査所の登録証明書再交付	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		151	柔道整復師法に係る施術所に関する事務	柔道整復師施術所に係る事務を実施 ・業務に関する必要な指示 ・施術所の開設・休止又は廃止の届出受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用の制限、若しくは禁止	健康局	法令	保健所設置市		1.8	0		○		同上
		152	柔道整復師法に係る施術所に関する事務 〔区役所で実施〕	柔道整復師施術所に係る事務を実施 ・業務に関する必要な指示 ・施術所の開設・休止又は廃止の届出受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用の制限、若しくは禁止	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		153	薬種商販売業の許可等に関する事務	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例　第6条 旧薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改名）に関する事務のうち薬種商販売業に係るものに限る許可や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆旧薬事法の経過措置である当該事務は、都道府県権限の事務であり、また法令により対象事業者は今後増加することはなく、年次経過とともに減少することから、効率性を考慮し広域で実施。
		154	病院の開設許可・取消し等に関する事務	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内において運営されている病院に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等	健康局	法令	指定都市		0.9	0		○		◆より地域に密着して保健衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。 ◆府内中核市まで権限移譲している事務。
		155	病院の開設許可・取消し等に関する事務 〔区役所で実施〕	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内において運営されている病院に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等	健康局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		156	診療所への病床設置の許可等に関する事務	有床診療所の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内での診療所の病床設置等の許可、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		157	診療所への病床設置の許可等に関する事務 〔区役所で実施〕	有床診療所の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内での診療所の病床設置等の許可、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		158	死体解剖保存法に基づく許可に関する事務	死体の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育又は研究に資することを目的とする ・医事に関する事項として行う業務・死体解剖の許可を与えること ・解剖室以外の場所での許可を与えること ・死体保存許可を与えること	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		159	各種医務関係免許申請に係る経由事務	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			0.9	0		○		◆より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。
		160	各種医務関係免許申請に係る経由事務 〔区役所で実施〕	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		161	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築 ・区職員に対する実務者研修会の実施 ・在宅医療・介護連携相談支援室（在宅医療・介護連携支援コーディネーターの配置）の設置運営 ・在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会及び研修会の実施 ・大阪市在宅医療・介護連携推進会議の開催	健康局	法令	一般市		3.8	17,453		○		◆より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		162	在宅医療・介護連携推進事業〔区役所で実施〕	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築 ・医療・介護の資源把握（マップの作成等） ・在宅医療・介護連携推進のための会議の開催 ・医療・介護関係者による多職種研修 ・区民への普及啓発（講演会の開催、パンフレット等の作成）	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		163	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	在宅で療養する重症心身障がい児者が、円滑に適切な医療を受けられるよう医療提供の適正化を図るための事務を実施 ・重症心身障がい児者の基礎疾患等情報の登録及び管理 ・連携医療機関等の医療従事者への研修の開催 ・重症心身障がい児者の急病時における相談、応急的医療処置及び連携医療機関への受入調整 ・症状にあった医療機関を受診できるよう地域のかかりつけ医の確保及び紹介	健康局	任意			0.9	29,203		○		◆より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。
11	医療法人の設立認可等	164	医療法人の設立認可等に関する事務	医療法人の規制の基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図ることを目的とする。 ・大阪市域のみで診療所等を運営している医療法人に対する医療法上の監督、指導、許認可及び届出受理事務	健康局	法令	都道府県		2.7	121	○			◆法人の事業活動範囲が区域を越える場合が多く、府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施。
12	食品衛生の許可・指導等	165	食品衛生法に関する事務	・食品衛生法の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画の策定等の食品衛生施策の企画立案を行うとともに、保健所や庁内関係部局、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等と連携を図る。 ・食中毒に係る行政処分を行うとともに、食品衛生法違反者の名称等の公表を行う。	健康局	法令	保健所設置市		21.4	151,254		○		◆より地域に密着した食品衛生行政による地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		166	食品衛生法に関する事務〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	保健所設置市		85.6	14,855		○		同上
		167	食品衛生法に関する事務〔区役所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、身近な食品等に関する相談への対応や食品等の苦情への対応を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		168	食品衛生法に関する事務〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	保健所設置市		2.0	0		○		◆市場の衛生検査についても、食品衛生業務の一環として、市場が所在する特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		169	食品衛生法に関する事務〔保健所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	保健所設置市		12.0	1,902		○		◆より地域に密着した食品衛生行政による地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		170	食品衛生法に関する事務(中核市権限)	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		0.2	0		○		同上
		171	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		172	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔区役所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、身近な食品等に関する相談への対応や食品等の苦情への対応を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		173	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		◆市場の衛生検査についても、食品衛生業務の一環として、市場が所在する特別区で実施。
		174	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔保健所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		◆より地域に密着した食品衛生行政による地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		175	食品表示法に関する事務	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		176	食品表示法に関する事務〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		177	食品表示法に関する事務〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		178	食品表示法に関する事務〔区役所で実施〕	・食品の表示に関して市民等からの相談に対応	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		179	食品表示法に関する事務〔保健所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		180	と畜場に関する事務	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・と畜場の衛生指導	健康局	法令	保健所設置市		0.9	400		○		◆市場の衛生検査についても、食品衛生業務の一環として、市場が所在する特別区で実施。
		181	と畜場に関する事務〔食肉衛生検査所で実施〕	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・と畜場の衛生指導	健康局	法令	保健所設置市		29.0	31,715		○		同上
		182	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査（BSE検査） ・牛海綿状脳症スクリーニング検査のホームページ上での公表	健康局	法令	保健所設置市		0.3	0		○		同上
		183	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務〔食肉衛生検査所で実施〕	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査（BSE検査） ・牛海綿状脳症スクリーニング検査のホームページ上での公表	健康局	法令	保健所設置市		1.0	4,320		○		同上
		184	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査	健康局	法令	保健所設置市		1.0	5,093		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		185	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務〔保健所で実施〕	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査	健康局	法令	保健所設置市		0.4	0		○		同上
		186	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務〔区役所で実施〕	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		187	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 〔食肉衛生検査所で実施〕	・生鳥検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査及び精密検査（病理検査、細菌検査、理化学検査）の実施 ・残留動物用医薬品のモニタリング検査の実施	健康局	法令	保健所設置市		1.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から該当事業所が所在する特別区で実施。
		188	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			1.0	374		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で判断の上実施。
		189	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等 〔保健所で実施〕	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			1.4	0		○		同上
		190	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等 〔区役所で実施〕	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		191	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供	健康局	任意			0.5	0		○		同上
		192	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務 〔保健所で実施〕	・事業者からの自主回収に係る事前の相談を受け、対応する。 ・違反食品等の自主回収の着手に係る報告を事業者から受理し、大阪府及び関係自治体に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・違反食品等の自主回収の終了に係る報告を事業者から受理し、大阪府に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・回収された食品等の処分等の措置が適切に実施されているかを現地調査する。	健康局	任意			1.1	0		○		同上
13	環境衛生の許可・指導等	193	興行場に関する事務	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.6	209		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		194	興行場に関する事務 〔保健所で実施〕	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.7	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		195	興行場に関する事務〔区役所で実施〕	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		196	旅館業に関する事務	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.4	4,197		○		同上
		197	旅館業に関する事務〔保健所で実施〕	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		2.0	1,902		○		同上
		198	旅館業に関する事務〔区役所で実施〕	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		199	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務	・法令等の規定に基づく民泊施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	42,578		○		同上
		200	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務〔保健所で実施〕	・法令等の規定に基づく民泊施設に対する監視指導及び認定事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		201	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務〔区役所で実施〕	・法令等の規定に基づく相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		202	公衆浴場に関する事務	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.6	558		○		同上
		203	公衆浴場に関する事務〔保健所で実施〕	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		4.1	0		○		同上
		204	公衆浴場に関する事務〔区役所で実施〕	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		205	公衆浴場に対する助成に関する事務	・市内の一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			1.0	81,177		○		◆地域の特性に応じて事業実施を判断していく観点から、各特別区で判断の上実施。
		206	温泉に関する事務	温泉に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.4	140		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		207	温泉に関する事務 〔保健所で実施〕	温泉に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.5	0		○		同上
		208	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務	・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		209	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務 〔保健所で実施〕	・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		210	理容所に関する事務	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.1	384		○		同上
		211	理容所に関する事務 〔保健所で実施〕	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		1.6	0		○		同上
		212	理容所に関する事務 〔区役所で実施〕	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		213	美容所に関する事務	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.1	384		○		同上
		214	美容所に関する事務 〔保健所で実施〕	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		1.6	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		215	美容所に関する事務〔区役所で実施〕	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		216	化製場等に関する事務	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.5	0		○		同上
		217	化製場等に関する事務〔保健所で実施〕	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		218	化製場等に関する事務〔区役所で実施〕	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		219	クリーニング業に関する事務	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.8	279		○		同上
		220	クリーニング業に関する事務〔保健所で実施〕	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.9	0		○		同上
		221	クリーニング業に関する事務〔区役所で実施〕	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		222	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		223	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等〔保健所で実施〕	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		224	水道（専用水道）に関する事務	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		1.3	2,508		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		225	水道（専用水道）に関する事務〔保健所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	一般市		7.9	14,855		○		同上
		226	水道（専用水道）に関する事務〔区役所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		227	水道（簡易専用水道）に関する事務	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		228	水道（簡易専用水道）に関する事務〔保健所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		229	水道（簡易専用水道）に関する事務〔区役所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		230	特設水道の布設工事の設計の確認等	・「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ・設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府 健康医療部	任意			0.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で判断の上実施。
		231	建築物における衛生的環境の確保に関する事務	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.3	1,562		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		232	建築物における衛生的環境の確保に関する事務〔保健所で実施〕	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		7.3	0		○		同上
		233	建築物における衛生的環境の確保に関する事務（区役所で実施）	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		234	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		235	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等〔保健所で実施〕	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		236	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。＜企画調整業務＞	健康局	法令	保健所設置市		0.3	1,802		○		同上
		237	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務〔保健所で実施〕	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。＜試買検査、回収命令等＞	健康局	法令	保健所設置市		1.0	0		○		同上
		238	浄化槽に関する事務	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.2	36		○		同上
		239	浄化槽に関する事務〔保健所で実施〕	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		240	浄化槽に関する事務〔区役所で実施〕	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		241	一般廃棄物処理施設に関する事務	一般廃棄物処理施設に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	中核市		0.3	244		○		同上
		242	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			0.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		243	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			0.5	0		○		同上
		244	墓地・納骨堂・火葬場に関する業務	墓地、納骨堂又は火葬場について、法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		245	墓地・納骨堂・火葬場に関する業務〔保健所で実施〕	墓地、納骨堂又は火葬場について、法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		0.2	0		○		同上
		246	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・市民ニーズの高い講習メニューを作成し、ホームページにより募集	健康局	任意			0.8	203		○		◆市民の快適な生活環境づくりを推進する観点から、各特別区で判断の上実施。
		247	生活衛生学習会〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣する。	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		248	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			6.1	4,408		○		同上
		249	ねずみ・衛生害虫防除指導業務〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			0.0	338		○		同上
14	狂犬病予防・動物愛護	250	犬及び猫の引取りに関する事務	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		1.4	3,967		○		◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		251	犬及び猫の引取りに関する事務〔保健所で実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		7.4	0		○		同上
		252	犬及び猫の引取りに関する事務〔区役所で実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		253	犬及び猫の引取りに関する事務〔動物管理センター分室で実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		10.7	3,597		○		同上
		254	犬及び猫の引取りに関する事務〔動物管理センターで実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養等の指導 ・収容動物の返還、譲渡、殺処分	健康局	法令	中核市		3.8	1,896			○一組	◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施する事務であるが、動物管理センターは市内1箇所であるため、一部事務組合等で実施。
		255	狂犬病予防に関する事務	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・未登録犬の捕獲・抑留・公示・処分 ・狂犬病発生時の措置	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		256	狂犬病予防に関する事務〔保健所で実施〕	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・未登録犬の捕獲・抑留・公示・処分 ・狂犬病発生時の措置	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0		○		同上
		257	野犬等捕獲・処分業務〔動物管理センターで実施〕	犬の登録及び狂犬病予防注射事業の推進及び広報等による適正飼養の普及啓発 ・野犬等の捕獲及び収容犬の処分業務 ・法律等に基づく野犬等の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	法令	保健所設置市		7.4	9,953			○一組	◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施する事務であるが、動物管理センターは市内1箇所であるため、一部事務組合等で実施。
		258	狂犬病予防規制業務	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・飼い犬の登録（鑑札の交付、飼い犬台帳管理） ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・適正飼養の指導	健康局	法令	一般市		11.8	10,692		○		◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		259	狂犬病予防規制業務 〔区役所で実施〕	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・飼い犬の登録（鑑札の交付、飼い犬台帳管理） ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・適正飼養の指導	健康局	法令	一般市		0.0	4,716		○		同上
		260	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			0.8	0		○		◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で判断の上実施。 ◆府内中核市まで権限委譲している事務。
		261	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			7.5	0		○		同上
		262	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		263	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔動物管理センターで実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			0.8	0			○ 一 組	◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施する事務であるが、動物管理センターは市内１箇所であるため、一部事務組合等で実施。
		264	野生鳥獣関係業務	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理に特例に関する条例第34条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.5	0		○		◆より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 ◆府内全市町村へ権限委譲している事務。
		265	野生鳥獣関係業務 〔保健所で実施〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.5	0		○		同上
		266	野生鳥獣関係業務 〔区役所で実施〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.0	0		○		同上
		267	野生鳥獣関係業務 〔動物管理センター分室で実施〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	動物診療施設の許可・指導等	268	飼育動物診療施設開設届等の受理	適切な獣医療の確保 ・開設届出の受理 ・施設の使用制限等 ・報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆専門性を確保しながら、府内統一的な基準に基づき実施する観点から、広域で実施。
		269	飼育動物診療施設開設届等の受理〔動物管理センター分室で実施〕	適切な獣医療の確保 ・開設届出の受理 ・施設の使用制限等 ・報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		0.1	0	○			同上
		270	動物取扱事業者登録等に関する事務	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養施設の規制を行う ・動物取扱業者の登録申請時の監視および登録後の監視・指導を実施し、飼養保管動物の適正管理を遵守させる。 ・環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	指定都市		0.2	0		○		◆当該事務は指定都市権限の事務であるが、府内中核市へ権限移譲を検討している事務であり、市で培ってきたノウハウを活かした市民サービス維持の観点から、引き続き特別区で実施。
		271	事業者登録等に関する事務〔動物管理センター分室で実施〕	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養施設の規制を行う ・第一種動物取扱業者の登録、第二種動物取扱業者の届出を通じ事業内容を把握するとともに監視・指導を実施し、飼養保管動物の適正管理を遵守させる。 ・環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	指定都市		1.8	0		○		同上
16	公害健康被害補償等	272	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し（独）環境再生保全機構へ送付	健康局	任意			0.1	23		○		◆健康被害者からの申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。
		273	石綿健康被害の救済に関する事務〔区役所で実施〕	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務（区） ・受付後、局（保健所管理課審査・給付グループ）へ送付	健康局	任意			0.0	0		○		同上
		274	石綿健康管理試行調査に関する事務	石綿健康相談の実施を見据えた調査・検討を行うとともに健康被害の早期発見及び適切な受診を促すこと ・胸部CT検査や保健指導 ・要精密検査者に対する受診指導 ・大阪府への調査報告	健康局	任意			0.2	3,006		○		◆環境省からの委託（大阪府経由）による石綿ばく露者の健康管理の試行を含めた、試行調査に関し、調査対象自治体として同省から指定された市町村が胸部CT検査や胸部X線画像の読影、保健指導を行うこととされていることから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		275	公害健康被害の補償等に関する事務	著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償および健康の回復・保持・増進並びに健康被害予防 【被認定者に対する内容】 ・認定更新等の申請受付及び審査業務 ・療養の給付及び療養費の給付業務 ・障害補償費、療養手当の給付業務 ・遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の給付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 【地域住民に対する内容】 ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器を整備し地域医療の水準の向上を図る。 ・環境保健サーベイランス調査	健康局	法令	その他	政令で定められた市	16.5	8,098,607		○		◆健康被害者からの申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		276	公害健康被害の補償等に関する事務 〔区役所で実施〕	著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償および健康の回復・保持・増進並びに健康被害予防 【被認定者に対する内容】 ・認定更新等の申請受付及び交付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 ・保健師による面接・訪問相談及び関係機関との連携により必要な支援を行っている。 【地域住民に対する内容】 ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・保健師による事業の勧奨や指導等必要な支援を行う。	健康局	法令	その他	政令で定められた市	0.0	0		○		同上
		277	公害健康被害補償システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、公害健康被害の補償等に関する事務に活用している。住民基本台帳システムと連携を行っている。	健康局	任意			0.3	0		○		◆公害健康被害の補償等の事務の処理のために必要なシステムの運用管理であり、公害健康被害の補償に関する事務の分担に従い、各特別区で判断の上実施。
		278	被爆者援護法関係事務	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区（大正区を除く）で春と秋に実施。 ・大阪府から委託金（定額）を受領。	健康局	任意			0.7	2,955		○		◆被爆者の健康の保持・増進を図るための府からの委託事業であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。
		279	被爆者援護法関係事務 〔区役所で実施〕	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区（大正区を除く）で春と秋に実施。	健康局	任意			0.0	110		○		同上
		280	カネミ油症患者に関する事務	食品を介した特殊な健康被害であるカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進する ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆カネミ油症患者の健康の保持・増進を図るための事業であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
17	環境科学研究	281	特定保健用食品（承認）にかかる試験検査業務等推進事業	特定保健用食品の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、許可試験の実施をはじめ一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できるようにするためのもの ・申請予定事業者からの相談受付 ・予備試験の実施 ・標準作業書の作成 ・試験の実施 ・試験結果通知書作成 ・試験品の廃棄	健康局	任意			1.0	4,901	○			◆環境科学研究所の処理する事務のうち、公衆衛生研究所と統合し地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所となるもの（衛生分野・地方衛生研究所としての役割）については、専門性の高い高度研究機関、広域的な調査研究の拠点となる施設の支援に関する事務であり、広域的な観点からの中期目標の制定、業務実績評価等が必要であり、広域で一元的に実施。
		282	研究・検査業務、管理業務	市民の健康と安全を守る保健部門（微生物保健、食品保健）と市民環境を保全・再生・創造する部門（都市環境）が本市他部局から依頼を受け、研究・検査事業を実施している。 公衆衛生の向上、環境問題の解明と防除技術の開発等を図り、大阪市他部局等（国・一般事業者含む）を通じて市民の健康増進と生活環境の向上に努める	健康局	要綱等	指定都市		64.0	285,860	○			同上
18	病院機構支援	283	地方独立行政法人大阪市民病院機構の支援等	・法人が達成すべき業務運営に関する中期目標の制定 ・運営費交付金など業務に必要な経費の措置 ・大阪市民病院機構の業務実績評価を行うための大阪市民病院機構評価委員会の運営	健康局	法令	地方公共団体		6.0	11,290,170	○			◆医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源を充実するため、広域で実施。
		284	地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	・地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	健康局	任意			56.0	0	○			◆広域的に実施する事務との整理を踏まえ、職員の派遣についても広域で判断。
19	内部事務	285	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、他に属しない業務	健康局	任意			47.2	87,305		○		◆庶務業務については各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		286	桃山跡地健康づくりゾーン用地等管理	桃山病院・桃山市民病院が、長年、公共の医療機関として市民の健康保持に貢献してきた経過を踏まえ、その跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備した。 現行の主な事務内容は、土地所有者としての土地管理事務であり、具体的には、賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整などである。	健康局	任意			0.5	226		○		◆土地賃借者や近隣地元との調整などについては、地域に密着した体制で用地管理を行う観点が重要であり、土地が所在する特別区で実施。

《4. 教育》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	教育委員会の基本的な計画・施策等	1	教育委員会会議に関する事務	・教育委員会会議に関する業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.0	13,968		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		2	総合教育会議に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・総合教育会議に関する業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.3	0		○		同上
		3	教育の事務の点検及び評価に関する事務	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.6	97		○		同上
		4	教育振興基本計画にかかる事務	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定にかかる業務。	教育委員会事務局	任意			2.3	2,341		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		5	分権型教育行政の推進	市長と教育委員の協議により基本的な方針や重要な施策の検討・調整を行うとともに、全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・校園長の裁量拡大 ・区担当教育次長への分権 ・区担当教育次長の所掌事務等に係る連絡調整の仕組みとして、「区担当教育次長会」及び「区教育担当課長会」を開催 ・区が把握した課題に対する取組等の支援・連絡調整　など	教育委員会事務局	任意			1.3	0		○		同上
		6	分権型教育行政の推進（区教育政策課）	全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・平成27年4月から24区に兼務職員を配置。 ・保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みとして、区ごとに「保護者・地域住民等の参画のための会議」及び「教育行政連絡会」を運営。 ・平成28年度からは、校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）により、区が把握した課題に対する取組等を実施。 ・区内の学校長の人事に係る意見書の作成に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	府費負担教職員の人事（指定都市権限）	7	（小中）府費負担教職員の人事に関する事務	府費負担教職員の給与決定、採用における関係事務、人事服務管理事務（懲戒・分限処分の発令）、職務免除・兼業許可等に関する承認を行う。	教育委員会事務局	法令	指定都市		3.4	0		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		8	（小中）府費負担教職員の人事＜主幹教諭等の休業許可（大学院の課程等の履修に伴う休業）＞に関する事務	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可、取り消し等	教育委員会事務局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		9	（小中）府費負担教職員の研修（教員）＜指導が不適切である教員に対する研修＞に関する事務（教育公務員特例法）	・指導が不適切である教員に対する研修の実施 教育公務員特例法第25条の2に基づき、様々な理由から、教員としての職責を遂行できない「指導が不適切である教員」に対して、対応方策を決定し、指導力等の向上を図るとともに、研修を実施する。研修成果があがらない場合、人事上の必要な措置を講ずる。 ・争訟事務 指導改善研修の受講命令を受けた者や、分限免職処分を受けた者と争訟関連事務。	教育委員会事務局	法令	指定都市		3.7	0		○		同上
3	小中学校の教職員の人事	10	（小中）教職員の人事に関する事務（地方公務員法）	小中学校における市費負担教職員の給与決定、人事管理、争訟に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.2	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		11	（小中）教職員の人事に関する事務（地方公務員法）【服務】	地方公務員法の各規定に基づき、教職員の服務規律の確保を図るための指導や、諸願の承認・許可業務を行うとともに、教職員の服務規律違反等に対する道義的責任を問う懲戒処分などを行う。 (懲戒処分・分限処分にかかる事実調査及び関係書類作成業務、職務免除・兼業許可、各校園を巡回しての服務監察指導、服務研修企画運営及び講師手配等、服務ハンドブック等作成業務、人事監察委員委嘱、人事監察委員会の運営等、懲戒処分等にかかる苦情対応）	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		5.9	1,648		○		同上
		12	（小中）教職員の人事に関する事務	小中学校の教職員にかかる人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			22.7	664,172		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		13	（小中）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	（府費負担学校事務職員・事業担当主事）採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 （教員）採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。 （管理職）校長公募の実施に関する事務を行う。採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務並びに、公募校長をフォローするOB校長の勤怠管理等の業務を行う。	教育委員会事務局	任意			2.9	9,915		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		14	（小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		15	（小中）教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	法令	一般市		4.0	1,403		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		16	（小中）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（職員団体・給与・勤務条件関係：地方公務員法）	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整（職員団体関係）	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		4.3	0		○		同上
		17	（小中）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（給与制度：地方自治法）	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		4.3	0		○		同上
		18	（小中）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務（局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生）、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			2.0	2,502		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		19	（小中）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.3	1,084		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		20	（小中）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			2.0	75,698		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		21	（小中）教職員の健康診断に関する事務（学校保健安全法）	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務（小中学校） ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.2	81,294		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		22	（小中）教職員の公務災害に関する事務（地方公務員災害補償法）	公務災害に関する業務（学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務）	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.9	0		○		同上
		23	（小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務(地方公務員法）	教職員（府費）福利厚生事業（教職員の福利厚生事業企画立案）	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		24	（小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員（市費）の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙（健康教育等） ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整（教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務） ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務（公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等）	教育委員会事務局	任意			2.6	14,126		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		25	（小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			5.2	40,810		○		同上
		26	（小中）校務支援システム（教職員健康管理機能）運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で実施。
4	教員免許法認定講習	27	（小中）教育職員免許法認定講習に関する事務	教育職員免許法施行規則の規定により担任している校種・教科について二種免許状を有する教職員及び実習助手に対して、資質の向上を図るとともに一種免許状を取得するために必要な単位を修得させるための講習を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		0.1	0		○		◆教育職員免許認定にかかる講習であるため、大阪市においては大阪教育大学で実施。 ◆免許にかかる講習であり、内容は統一的であるべきもの。 ◆特別区の負担のもとに広域が調整を行い実施することが適当であることから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
5	府費負担教職員の研修（中核市権限）	28	（小中）府費負担教職員の研修（教員）に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	初任者研修10年経験者研修、教員経験者研修等、学び続ける教員サポート事業（H27廃止）、OJT事業（H28新規）、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	法令	中核市		14.0	28,179		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		29	（小中）府費負担教職員の研修（教員）に関する事務（教育公務員特例法）	初任者研修10年経験者研修、教員経験者研修等、学び続ける教員サポート事業（H27廃止）、OJT事業（H28新規）、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		30	（小中）府費負担教職員の研修（教員）＜新任教員内定者研修＞に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	教育センターで実施している研修のうち、下記の新任教員内定者研修の事業費の予算・決算、対象者への案内等を本課で実施している。（研修は教育センターで実施） ・新任教員内定者研修の実施 　教員採用試験合格者に対し、採用後すぐに学校現場において教員としての力量を発揮 　できるように研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		0.1	0		○		同上
		31	（小中）府費負担教職員の研修（事務職員）に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・府費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する府費校長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		2.5	737		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。 ◆広域の実施する研修に参加するかどうかは各特別区で判断。
6	小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	32	（小中）教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力量を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.2	824		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		33	（小中）教職員の研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意			0.5	4,203		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		34	（小中）研修オンライン申込システム運用管理事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		35	（小中）研修オンライン申込システム運用管理事務（教育公務員特例法）	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		36	（小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			7.5	52,888		○		◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		37	（小中）教育センターのシンクタンク機能充実	・全国学力・学習状況調査の詳細かつ多面的な分析によって得られた客観的な結果をもとに、本市及び各小中学校の取組の成果と課題を検証し、各校の学力向上アクションプラン等に役立てる。 ・研究協力校において大学・外部を活用した実践研究を進めるとともに、教育研究会、校長会、外部と連携し、「大阪市スタンダード授業モデル（仮称）」を取りまとめ、各校の校内研修や教育センターでの研修で活用できるよう、Web上に掲載する。	教育委員会事務局	任意			4.0	57,699		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		38	（小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			10.5	4,096,861		○		同上
		39	（小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		40	（小中）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会 事務局	任意			0.5	95,630		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		41	（小中）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		42	（小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		43	（小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
7	小中学校の職員の研修・指導	44	（小中）教職員の研修に関する事務（地方公務員法）	学校現業職員（管理作業員・給食調理員）の資質向上を図るため、集合研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.5	226		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		45	（小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校（420校）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			1.0	85		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
8	府費負担教職員の給与等の支給	46	府費負担教職員にかかる給料その他給与及び旅費、並びに児童手当の支給に関する事務	府費負担教職員の児童手当及び給与等の支給事務 府費負担教職員の住民税、所得税関係事務 府費負担教職員の旅費事務 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会事務局	法令	都道府県		14.0	10,370	○			◆政令市以外の義務教育諸学校の教職員の給与負担は、現行法では都道府県の事務であるため、広域で実施。 ◆なお、人事権と給与負担は一致すべきことから、平成29年4月に政令市に権限移譲されたことに伴い、現在、大阪市において給与負担を行っていることも踏まえ、特別区で当該事務を実施できるよう、府において制度改正を国へ求めていく。
9	小中学校の市費負担教職員の給与等の支給及び府費負担教職員の退職手当の請求	47	（小中）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費） 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		4.1	9,375		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		48	（小中）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会事務局	法令	一般市		0.2	75,013		○		同上
		49	（小中）退職手当の支給（府費）に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	小中学校の施設整備	50	(小中)施設整備に関する事務(学校教育法)	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築 老朽や狭あい等の講堂兼体育館を改築 老朽化の進んだ校舎を計画的に改築 小中一貫校の新設整備・学校規模適正化のための新設校整備 児童生徒の増加等に伴う既存の教室の改造 全学校における学習用机・椅子等の更新整備	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		9.5	6,507,265		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		51	(小中)施設整備に関する事務(学校保健安全法)	市立学校の校舎等の整備補修 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		16.7	3,339,330		○		同上
		52	(小中)施設整備に関する事務(地方自治法)	・学校用地整理(借地・狭小地・不整形校等の用地買収) ・教育財産の適正管理(学校用地の隣地地権者との境界確定協議・廃道処理など)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.1	111,186		○		同上
		53	(小中)施設整備に関する事務	・目的外使用許可	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.5	0		○		同上
		54	(小中)施設整備に関する事務(理科教育振興法)	理科教育用設備機器等の整備	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.4	12,438		○		同上
		55	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事(H27廃止) 学校の機械警備 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検 電子教材活用環境整備事業 屋内運動場の吊天井等落下防止対策(H27廃止) 城東区防災拠点整備事業(H27廃止)	教育委員会事務局	任意			7.4	5,198,769		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		56	(小中)施設整備に関する事務(壁面緑化・芝生化)	全小・中学校の壁面緑化 学校運動場の芝生化の整備事業を行う者に対する補助金交付(H27廃止)	教育委員会事務局	任意			0.1	6,866		○		同上
		57	(小中)国庫補助金申請に関する事務	補助制度や起債許可要件等の精査・調整	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		2.5	0		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
11	小中学校に関する事務（学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等）	58	（小中）学校評価に関する事務（学校教育法、学校教育法施行規則）	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.3	0		○		同上
		59	（小中）学校協議会に関する事務(1)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務）	教育委員会事務局	任意			1.2	609		○		同上
		60	（小中）学校協議会に関する事務(2)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		61	（小中）学事に関する事務【就学】（学校教育法）	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・区長に事務委任している市立小中学校の通学区域の設定並びに変更に関する支援。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知。 ・各学校の沿革の管理。	教育委員会事務局	法令	一般市		4.8	1,639		○		同上
		62	（小中）学事に関する事務【学校選択制】（学校教育法）	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		2.0	10,228		○		同上
		63	（小中）学事に関する事務【学校選択制】（学校教育法）	・学校選択制に係る方針案の作成	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		64	（小中）学事に関する事務【学校適正配置】（学校教育法）	・平成22年2月の大阪市学校適正配置審議会答申を踏まえ、学年によっては6年間クラス替えができない「11学級以下」の小学校の適正化（統合）の取り組みを区長と連携し、取り組んでいる。 ・学校適正配置を進めるにあたり必要な情報（児童数、校舎情報、過去の実例等）を区へ提供する。	教育委員会事務局	法令	一般市		7.0	9,391		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		65	（小中）学事に関する事務【学校適正配置】（学校教育法）	・平成22年2月の大阪市学校適正配置審議会答申を踏まえ、学年によっては6年間クラス替えができない「11学級以下」の小学校の適正化（統合）の取り組みを区長と連携し、取り組んでいる。 ・適正化対象校の統廃合に関する計画の立案及び保護者住民その他関係者との協議にかかる連絡調整に関する業務。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		66	（小中）学事に関する事務【就学】（区）（学校教育法）	・区内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための事務 ・区内における大阪市立小中学校の通学区域の設定並びに変更	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	37,728		○		同上
		67	（小中）学事に関する事務（義務標準法）	各学校による児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 学級編制について、大阪府教育委員会への届出を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		68	（小中）学事に関する事務（統計法）	文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.3	388		○		同上
		69	（小中）学事に関する事務（府による統計調査等）	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		同上
		70	（小中）学事に関する事務（無料乗車証の交付事務）	・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付。	教育委員会事務局	任意			0.0	1,454		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		71	就学事務システム運用管理事務	・就学事務システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		72	学校調査統計システム運用管理事務	・学校調査統計システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	任意			0.0	671		○		同上
		73	（小中）教科書無償給与に関する事務（教科書の発行に関する臨時措置法）	教科書無償給与の需要数報告 ・小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		74	（小中）教科書無償給与に関する事務（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令）	教科書（教科用図書）の受領報告 ・小・中学校が教科用図書の発行者から受領した教科用図書の冊数等をとりまとめ、府教育委員会に報告する。また、これらの事項を記載した受領証明書（教科用図書の発行者に交付するもの）を作成し、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.3	0		○		同上
		75	（小中）児童生徒就学費補助金に関する事務（要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱）	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行う。 小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		7.2	2,113,729		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		76	（中）児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			0.3	1,648		○		◆府内中学校夜間学級に在籍する市内居住生徒に対して、居住地域の基礎自治体が補助金を交付する事業。 ◆住民に身近な基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		77	（小中）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			4.0	116,207		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		78	（小中）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			5.0	180,410		○		同上
		79	（小中）校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	1,287		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		80	（小中）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			3.0	953,670		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		81	（小中）学校維持運営費等に関する事務（学校教育法）	①小学校及び中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計　上した学校維持運営費に係る学校執行・局内執行する予算・決算及び各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務、学校での雑収（工事等による私用光熱水費）の歳入に関する事務 ②小学校及び中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための事業経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ③上記以外に局関係担当から配付を受けた小学校及び中学校に係る各種事業予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		12.2	8,580,866		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		82	（小中）学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）を除く」	教育委員会事務局	任意			0.5	0		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		83	（小中）学校徴収金に関する事務	・小・中学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会事務局	任意			4.1	2,921		○		同上
		84	（小中）学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・学校給食費未納の保護者に対して督促状の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して催告書の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して法的措置(支払督促申立・差押請求申立)の実施 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会事務局	任意			2.8	23,674		○		同上
		85	（小中）学校給食費に関する事務	・小・中学校に係る学校給食費について、収納事務のうち振替口座の登録及び、徴収にかかるシステム処理等を行う。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会事務局	任意			0.4	4,486		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		86	（小中）児童生徒の養護、保健衛生に関する事務（学校保健安全法）	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務（医療費援助） 　感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用のについて、自己負担相当額を援助する。 ・就学時健康診断 　翌年度4月から就学（小学校）する者の健康状態をあらかじめ把握するため実施。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		7.3	167,520		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		87	（小中）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）	独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		1.0	147,119		○		同上
		88	（小中）ヘルスサポート事業	24区で実施されるヘルスサポート事業（統括して実施すること） ・教育委員会の事業として、事業内容について、各区より報告を受けまとめる。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		89	（小中）ヘルスサポート事業（区担当教育次長所管）	24区で実施されるヘルスサポート事業（区担当教育次長所管業務） ・予算、決算 ・契約、支払	教育委員会事務局	任意			0.0	1,095		○		同上
		90	小学校給食に関する事務	事業の概要 ・自校調理方式による小学校給食の実施 事業目的 ・児童の心身の健全な発達および食に関する正しい理解と適切な判断力を養うこと 事業対象（平成27年度） ・市立小学校(292校)に在籍する児童（約113,000人） 事務の概要 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給 ・給食調理業務の委託等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		10.4	7,409,445		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		91	中学校給食に関する事務（学校給食法）	事業の概要 ・平成24年度より弁当箱でのデリバリー方式（選択制）による中学校給食の実施 ・平成26年度よりデリバリー方式について、全員喫食を開始 ・平成27年9月～親子給食モデル事業を開始 ・平成28年9月～18校において親子方式による給食へ移行 ・平成29年度よりデリバリー方式を選択制に変更（段階的に学校調理方式へ移行するため平成31年1学期末で終了） ・就学援助費は、平成25年9月より適用開始（適用率1/2） 事業目的 ・本市中学生の望ましい食生活・食習慣の形成のため、全中学校において学校給食を実施し、小中一貫した食育の取り組みを推進する。 事業対象 ・市内の市立中学校（128校）に在籍する中学生（約54,000人） 事務の概要 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食調理業務の委託等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		15.5	5,369,365		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		92	学校給食献立作成システム運用管理事務	「学校給食献立作成及び献立栄養価の計算、献立内容の比較検討」するためのシステム運用管理事務	教育委員会事務局	任意			0.1	1,226		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		93	中学校給食システム運用管理事務	「中学校におけるデリバリー給食の申込及び実績管理」をするためのシステム運用管理事務	教育委員会事務局	任意			0.5	6,114		○		同上
12	小中学校の学校教育活動	94	（小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会事務局	任意			2.0	167,471		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		95	（中）学校教育活動に関する事務（学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領(1)	・中学校区における地域の学校支援体制（学校元気アップ地域本部）の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 （上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理）	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.1	0		○		同上
		96	（中）学校教育活動に関する事務（学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領(2)	・中学校区における地域の学校支援体制（学校元気アップ地域本部）の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 （上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理以外）	教育委員会事務局	要綱等	一般市		2.1	138,087		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		97	(小)学校教育活動に関する事務(理科観察実験支援事業実施要項)	・小学校の理科授業の支援を行う理科補助員の配置 ・事務局配置のコーディネーターが理科補助員の配置に係る連絡調整を実施	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		0.4	19,768		○		同上
		98	(中)学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会事務局	任意			6.8	118,241		○		同上
		99	(小中)学校教育活動に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	・教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する指導・助言	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		16.8	0		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		100	(小中)学校教育活動に関する事務(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律)	・小中学校の教科用図書採択事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		2.7	1,422		○		同上
		101	(小中)学校教育活動に関する事務(学校教育法施行令)	・就学相談に関する指導・助言 ・大阪市教育支援会議の企画・運営 ・学校指定関係事務	教育委員会事務局	法令	一般市		1.7	0		○		同上
		102	(小中)学校教育活動に関する事務(1)	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・国際理解教育の推進 ・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会事務局	任意			26.0	1,710,800		○		◆学校教育法上、設置義務は市町村。 ◆より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		103	(小中)学校教育活動に関する事務(2) 校長経営戦略支援予算 基本・加算配付	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 (校長経営支援戦略予算 基本配付・加算配付)	教育委員会事務局	任意			6.1	766,860		○		同上
		104	(小中)学校教育活動に関する事務(3) 校長経営戦略支援予算 区担当教育次長枠	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 (校長経営支援戦略予算 区担当教育次長枠)	教育委員会事務局	任意			0.0	91,932		○		同上
		105	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業))	・帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場に派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		1.2	21,643		○		同上
		106	(小中)学校教育活動に関する事務(人権教育推進事業)	・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的研究の実施 ・学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実に向けた実践的研究の実施	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		0.8	1,200		○		同上
		107	(小中)学校教育活動に関する事務(子どもの体力向上推進事業委託要項)	・子どもの体力向上を図るための体力調査の結果の詳細な分析 ・「体力向上モデル校」の取組みなどのとりまとめ	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		0.5	2,446		○		同上
		108	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領))(1)	・中学校区にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置 ・SSWは、不登校児童生徒への支援について、アセスメントやプランニングなどを助言 ・また、SSWは、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携を支援 (上記事務における国の補助金に係る集約事務)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.1	0		○		同上
		109	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領))(2)	・中学校区にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置 ・SSWは、不登校児童生徒への支援について、アセスメントやプランニングなどを助言 ・また、SSWは、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携を支援 (上記事務における国の補助金に係る集約事務以外)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		1.1	27,866		○		同上
		110	(小中)学校教育活動に関する事務(国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業)	・主体的・協働的な学びの推進モデル校事業の実施	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		0.6	5,469		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員：正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		111	（小中）学校教育活動に関する事務(全国学力・学習状況調査に関する実施要領)	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		1.6	0		○		同上
13	幼稚園の教員の研修（指定都市権限）	112	（幼）市費教員の研修（教員）＜幼稚園等新規採用教員研修＞に関する事務（教育公務員特例法）	・幼稚園等新規採用教員に対する研修の実施 教育公務員特例法により、当分の間、初任者研修が適用除外となっている幼稚園及び特別支援学校幼稚部の教諭等の初任者に対して同法附則第4条第1項の規定により保育の実践指導及び研修会を実施する。 （※平成29年度からは、保育・幼児教育センター開設に伴い、こども青少年局所管に変更。）	教育委員会事務局	法令	指定都市		0.1	3,831		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		113	（幼）初任者研修、10年次研修事業に関する事務	・初任者研修については、教育公務員特例法　23条に基づき、教育センター等において、新規採用教員を対象として、年間20日間の研修を事務に即して実施する。 ・10年次研修については、教育公務員特例法教育センター等において、在職期間が10年目の教員を対象として、年間7日間の研修を事務に即して実施する。 （※平成29年度からは、保育・幼児教育センター開設に伴い、こども青少年局所管に変更。）	教育委員会事務局	法令	指定都市		0.1	0		○		同上
14	幼稚園	114	（幼）教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			2.8	0		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		115	（幼）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		116	（幼）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		117	（幼）教職員の人事評価に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		118	（幼）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（職員団体・給与・勤務条件関係：地方公務員法）	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整（職員団体関係）	教育委員会事務局	任意			0.5	0		○		同上
		119	（幼）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（給与制度：地方自治法）	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	任意			0.5	0		○		同上
		120	（幼）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務（局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生）、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		121	（幼）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		122	（幼）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		123	（幼）教職員の公務災害に関する事務（地方公務員災害補償法）	公務災害に関する業務（学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務）	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		同上
		124	（幼）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙（健康教育等） ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整（教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務） ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務（公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等）	教育委員会事務局	任意			0.4	4,106		○		同上
		125	（幼）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	3,692		○		同上
		126	（幼）校務支援システム（教職員健康管理機能）運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		127	（幼）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、特別支援研修、幼児教育研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	任意			0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		128	（幼）教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		同上
		129	（幼）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		130	（幼）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）	教育委員会事務局	任意			0.0	3,258		○		同上
		131	（幼）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		132	（幼）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		133	（幼）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		134	（幼）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務（市費） ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費） 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会事務局	任意			1.1	8,200		○		同上
		135	（幼）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会事務局	任意			0.1	13,544		○		同上
		136	（幼）学校評価・学校協議会に関する事務(1)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務）	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		同上
		137	（幼）学校評価・学校協議会に関する事務(2)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		138	（幼）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			0.3	0		○		同上
		139	（幼）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.4	0		○		同上
		140	（幼）学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が日常の教育活動や幼稚園管理のために使用する消耗品等を購入する経費や光熱水費等の経常的な経費を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ配当し、その執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		同上
		141	（幼）学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		142	（幼）学校徴収金に関する事務	・幼稚園に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。	教育委員会事務局	任意			0.3	116		○		同上
		143	（幼）学校教育活動に関する事務	・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握 ・幼稚園施策に関する調整 ・子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			3.1	0		○		同上
		144	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務【局】	・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断 ・歯みがき指導	こども青少年局	任意			0.2	0		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		145	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務【総合区】	・学校環境衛生基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持 ・消耗品費（ガス検知管カートリッジ）の支出	こども青少年局	任意			1.1	3,661		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		146	公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）に関する事務【局】	・利用料の収入事務、支払督促、予算決算（国庫含む） ・事業の必要経費の予算決算	こども青少年局	法令	一般市		0.5	0		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		147	公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）に関する事務【総合区】	・事業指導員の採解、勤怠処理、賃金等の支払	こども青少年局	法令	一般市		2.0	80,145		○		同上
		148	市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付、管理運営及び施設の維持管理に関する事務【局】	・市立幼稚園の園児募集等 ・全国国公立園長会及び大阪府国公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出 ・国庫申請	こども青少年局	任意			0.6	706		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		149	市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付、管理運営及び施設の維持管理に関する事務【総合区】	・実費徴収に係る補足給付 ・教育にかかる需要費等の支出 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出 ・教科用図書購入にかかる経費の支出 ・建物の修繕にかかる経費の支出 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出 ・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出 ・施設の維持管理運営 ・非常勤保育士の採用	こども青少年局	任意			3.5	717,678		○		同上
		150	市立幼稚園の民営化に関する事務【局】	・市立幼稚園の民営化に向けた整理 ・大阪市全域にわたる計画策定・進捗管理	こども青少年局	任意			0.0	0		○		同上
		151	市立幼稚園の民営化に関する事務【総合区】	・市立幼稚園の民営化に向けた整理 ・区域における計画策定・進捗管理	こども青少年局	任意			2.5	142,087		○		同上
		152	私立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）に関する事務【局】	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園および認定こども園（1号認定の定員を有する園に限る）において教育時間の前後等に教育活動。国の基準を満たし一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し、費用負担の軽減。 ・必要な経費を対象として各施設へ補助金を交付 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		153	私立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）に関する事務【総合区】	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園および認定こども園（1号認定の定員を有する園に限る）において教育時間の前後等に教育活動。国の基準を満たし一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し、費用負担の軽減。 ・必要な経費を対象として各施設へ補助金を交付 【総合区】申請受付、審査、認定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		0.6	146,405		○		同上
		154	幼児教育の充実に関する事務【局】	・就学前教育カリキュラムの普及 ・私立幼稚園等における調査研究事業・教員等研修事業 ・発達障がい等特別支援教育相談事業 ・保育・幼児教育センターの設置	こども青少年局	任意			1.0	144,772		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		155	幼児教育の充実に関する事務【総合区】	・幼稚園保育料（1号認定保育料）関係 ・私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行関係 ・要支援児の受入促進指定園関係 ・大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金・補助金 ・認定こども園特別支援教育・保育経費補助金（1号認定） ・大阪市私立幼稚園等特別支援施設整備補助金	こども青少年局	任意			3.3	240,496		○		同上
		156	就園奨励費補助事業（国庫補助）に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く）に就園する園児（3歳～5歳児、満3歳児）を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得等に応じて補助	こども青少年局	要綱等	一般市		0.9	2,449,552		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		157	就園奨励費補助事業（市単独補助）に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児（3歳児～5歳児、満3歳児）を扶養している保護者のうち、国制度対象外の保護者（満3歳～4歳児）が負担する入園料、保育料の償還・減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助 ・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する5歳児を扶養している保護者に関しては幼児教育の無償化として、当該保護者が負担する入園料、保育料の償還・減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に関係なく年額308，000円を上限に、国制度に上乗せし、補助	こども青少年局	任意			0.9	1,234,904		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	私立幼稚園の設置認可	158	私立幼稚園の設置認可	・私立幼稚園の設置廃止等は、知事の認可を受けなければならない。また、私立幼稚園の設置者は、その設置する幼稚園について、目的、名称、位置又は園則等を変更しようとするときは知事に届け出なければならない。 ・知事は、これら申請に対する認可や届出の受理を行う。	府教育庁	法令	都道府県		0.5	0		○		◆住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。 ◆なお、設置認可事務の移譲だけでなく、学校法人に対するより円滑・効果的な指導を図る観点から、経常的経費等の補助金交付事務（現行は都道府県事務）についても各特別区で実施できるよう、制度改正等を国へ求めることを別途検討していく。
16	高等学校	159	（高）教職員の人事に関する事務	高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充（学校保健統計集計員採用）の活用、生徒及び教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			3.8	42,064	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。
		160	（高）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		161	（高）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		162	（高）教職員の人事評価に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			0.4	0	○			同上
		163	（高）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（職員団体・給与・勤務条件関係：地方公務員法）	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整（職員団体関係）	教育委員会事務局	任意			0.2	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		164	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(給与制度:地方自治法)	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	任意			0.2	0	○			同上
		165	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		166	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.0	722	○			同上
		167	(高)教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。(29年8月) 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		168	(高)教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	公務災害に関する業務(学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務)	教育委員会事務局	任意			0.1	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		169	（高）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙（健康教育等） ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整（教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務） ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務（公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等）	教育委員会事務局	任意			0.2	1,825	○			同上
		170	（高）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	10,326	○			同上
		171	（高）校務支援システム（教職員健康管理機能）運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		172	（高）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	任意			0.1	0	○			同上
		173	（高）教職員の研修に関する事務	高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 高等学校におけるセクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.1	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		174	（高）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		175	（高）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			0.5	0	○			同上
		176	（高）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		177	（高）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		178	（高）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		179	（高）市費負担教職員の研修に関する事務	・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校園長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		180	（高）指導監察業務に関する事務	大阪市立高等学校（21校）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		181	（高）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費） 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会事務局	任意			2.9	38,407	○			同上
		182	（高）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会事務局	任意			0.5	60,278	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		183	（高）市立高等学校の定時制課程の教員等の給与負担に関する事務	・大阪市立の高等学校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の給料その他の給与等並びに講師の報酬等の支払い事務。 ・大阪市立の高等学校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の退職手当、旅費、住民税、所得税に関する事務。	教育委員会事務局	任意			1.7	2,871	○			同上
		184	（高）施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎を計画的に改築 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 耐震補強工事 騒音の著しい教室に防暑設備を設置 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 市立学校の校舎等の整備補修 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 普通教室に空調設備を整備。保守点検、空調設備の移設 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務	教育委員会事務局	任意			3.6	1,518,832	○			同上
		185	（高）学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			0.4	0	○			同上
		186	（高）学事に関する事務	・各学校による生徒数の報告を集約し、学級編制の標準により適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市立の高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会事務局	任意			0.5	2,416	○			同上
		187	（高）校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		188	（高）校園ネットワーク業務システム運行管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		189	（高）学校維持運営費等に関する事務	①高等学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた高等学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③高等学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を含む。	教育委員会事務局	任意			0.9	923,366	○			同上
		190	（高）学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を含む。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			同上
		191	（高）学校徴収金に関する事務	・高等学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を含む。	教育委員会事務局	任意			0.2	338	○			同上
		192	授業料・入学料・検定料の徴収及び未納対策に関する事務	高等学校（デザイン教育研究所を含む）に係る授業料・入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校授業料、納入通知書等の発行に関すること ・高等学校授業料等の免除に関すること ・就学支援金の請求に関すること ・検定料・入学料等 （デザイン教育研究所、中央高等学校聴講生を含む）に関すること ・咲くやこの花中学校の検定料に関すること 高等学校に係る授業料の督促及び法的措置に関する事務 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して督促状の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して催告書の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して法的措置(支払督促申立・差押請求申し立て)の実施	教育委員会事務局	任意			1.1	4,847	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。 ◆デザイン教育研究所については、同研究所の廃止等の方針が出た場合には、その方針に則り、終了事務に修正する。市においてあり方を検討の上で事務配分案の再検討が必要。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		193	（高）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.2	38,154	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。
		194	（高）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	校務支援ICT活用事業に関する業務教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	20,608	○			同上
		195	（高）学校教育活動に関する事務	・高等学校教育活動全般（学習活動支援、生活指導、環境充実等）に関する事務 ・電算組織レンタル ・高等学校教育審議会、産業教育審議会 ・高校生海外派遣、海外研修 ・教科「福祉」の教員要件の高度化に伴う研修 ・高等学校芸術祭の支援 ・産業教育フェア大阪大会 ・高等学校総合体育大会、スポーツクラブ育成 ・高等学校生徒支援事業 ・社会人講師招聘 ・デザイン教育研究所の運営	教育委員会事務局	任意			7.9	241,558	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。 ◆デザイン教育研究所については、同研究所の廃止等の方針が出た場合には、その方針に則り、終了事務に修正する。市においてあり方を検討の上で事務配分案の再検討が必要。
		196	（高）学校教育活動に関する事務（スーパーサイエンスハイスクール実施要項、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール実施要項）	【スーパーサイエンスハイスクール事業（SSH）】 ・指定校における理科・数学に重点を置いたカリキュラム開発の実施 ・同じく大学等との連携による先進的な理数系教育の実施 【スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業（SPH）】 ・指定校における高度な知識・技能を身につけた専門的職業人（介護福祉士等）の育成	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		0.6	5,876	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。
17	旧特別支援学校	197	（旧特）学校教育活動に関する事務	旧市立特別支援学校等に関わる大阪市としてのサービス継続事業 ・在宅重度障がい児集団指導事業 ・大阪市キャリア教育支援センター事業 ・ジョブアドバイザーにより就職・職業支援 ・通学タクシー運行業務（看護師同乗等）	教育委員会事務局	任意			2.5	93,120		○		◆旧市立特別支援学校に在籍する市内居住生徒に対して、居住地域の基礎自治体がサービス給付する事業。 ◆住民に身近な基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
18	大学	198	公立大学法人大阪市立大学関係業務	・公立大学法人大阪市立大学の支援 ・大阪市公立大学法人評価委員会の運営 ・公立大学法人大阪市立大学との連絡調整	経済戦略局	法令	地方公共団体		5.0	14,684,944	○			◆国内外での競争に打ち勝ち、優秀な人材の育成や大阪全体の成長や発展に寄与する大学となるよう広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		199	公立大学法人大阪市立大学への派遣	公立大学法人大阪市立大学への派遣	経済戦略局	任意			208.0	0	○			同上
19	長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	200	（長谷川小中）教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、教育職員免許法認定講習、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		201	（長谷川小中）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	（府費負担学校事務職員・事業担当主事）採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 （教員）採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		202	（長谷川小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		203	（長谷川小中）教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		204	（弘済小中）教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、教育職員免許法認定講習、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		同上
		205	（弘済小中）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	（府費負担学校事務職員）採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 （教員）採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		206	（弘済小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		207	（弘済小中）教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		208	（長谷川小中）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		209	（弘済小中）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		210	（長谷川小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	114		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		211	（弘済小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	75		○		同上
		212	（長谷川小中）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		213	（長谷川小中）教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員（管理作業員・給食調理員）の資質向上を図るための集合研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		214	（弘済小中）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		215	（弘済小中）教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		216	（長谷川小中）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		217	（弘済小中）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		218	（長谷川小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		219	（弘済小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		220	（長谷川小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆市立の児童福祉施設（一部事務組合により保有）に併設される小中学校については、特別区（一部区）の教育委員会の所管とする。
		221	（弘済小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		222	（長谷川小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		223	（弘済小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市 24 区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50 名の教員に対して10 台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		224	（長谷川小中）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		225	（弘済小中）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		226	（長谷川小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		227	（弘済小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		228	（長谷川小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		229	（弘済小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き，学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		同上
		230	（長谷川小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校（郊外）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		同上
		231	（弘済小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校（郊外）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		同上
		232	（長谷川小中）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			0.0	61		○		同上
		233	（長谷川小中）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		同上
		234	（長谷川小中）退職手当の支給（府費）に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会 事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		235	（弘済小中）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会事務局	任意			0.0	203		○		同上
		236	（弘済小中）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		237	（弘済小中）退職手当の支給（府費）に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		238	（長谷川小中）施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校１～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			0.0	19,173		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		239	（弘済小中）施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			0.0	2,105		○		同上
		240	（長谷川小中）学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		241	（弘済小中）学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		242	（弘済小中）学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		243	（長谷川小中）学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		244	明治小学校分校に関する事務	・情緒障害児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるめの小学校であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		245	（長谷川小中）教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書（教科用図書）の受領報告 ・長谷川小・中学校が教科用図書の発行者から受領した教科用図書の冊数等をとりまとめ、府教育委員会に報告する。またこれらの事項を記載した受領証明書（教科用図書の発行者に交付するもの）を作成し、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		246	（弘済小中）教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書無償給与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		247	（長谷川小中）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		248	（長谷川小中）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		249	（弘済小中）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		250	（弘済小中）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		251	（長谷川小中）校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		252	（弘済小中）校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		253	（長谷川小中）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		254	（弘済小中）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		255	（長谷川小中）学校維持運営費等に関する事務	①長谷川小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③長谷川小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.0	24,403		○		同上
		256	（弘済小中）学校維持運営費等に関する事務	①弘済小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③弘済小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.0	17,350		○		同上
		257	（長谷川小中）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務（医療費援助） 　感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用のについて、自己負担相当額を援助する。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.0	95		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		258	（弘済小中）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務（医療費援助） 　感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用のについて、自己負担相当額を援助する。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.0	80		○		同上
		259	（長谷川小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		260	（長谷川中）学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 　・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 　・中学校における総合文化祭の支援 　・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 　・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 　・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 　・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 　・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 　・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 　・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 　・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		261	（長谷川小中）学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務 　・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 　・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 　・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 　・特別支援教育の充実 　・学力向上を図る支援事業 　・学校経営支援事業	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		262	（弘済小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		263	（弘済中）学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		264	（弘済小中）学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 ・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		265	（長谷川小中）学校教育活動に関する事務（全国学力・学習状況調査に関する実施要領）	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		266	（弘済小中）学校教育活動に関する事務（全国学力・学習状況調査に関する実施要領）	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
20	中学校夜間学級	267	中学校夜間学級（天満、天王寺、東生野、文の里中学校）に関する事務	・義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			0.1	0		○		◆学校教育法上、中学校の設置義務者は市町村であるため、学校の所在地の特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		268	（中）学校教育活動に関する事務（「中学校夜間学級の設置促進事業」委託要項）	・中学校夜間学級における学習指導、生徒指導のあり方などに係る調査研究	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.3	250		○		同上
21	天王寺中学校通信教育部	269	天王寺中学校通信教育部に関する事務	・働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部の運営。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆文部科学省からの委託により、S23年度から天王寺中学校で実施。 ◆引き続き、同中学校で実施。
22	咲くやこの花中学校、高等学校（中高一貫校）	270	（咲くやこの花中）就学に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、高校については、広域で実施。 ◆高校に併設された中学校は、高校と同様の要件に該当。
		271	（咲くやこの花中高）学事に関する事務	・中学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・高等学校による生徒数の報告を集約し、学級編制の標準により適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理 ・大阪市立咲くやこの花中学校・高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会事務局	任意			0.0	355	○			同上
		272	（咲くやこの花中）学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・学校給食費未納の保護者に対して督促状の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して催告書の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して法的措置（支払督促申立・差押請求申立）の実施	教育委員会事務局	任意			0.0	67	○			同上
		273	（咲くやこの花中）学校給食費に関する事務	・咲くやこの花中学校に係る学校給食費について、収納事務のうち振替口座の登録及び、徴収にかかるシステム処理等を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	11	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
23	デザイン教育研究所	274	（デザイン教育研究所）学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0	○			◆大阪府域全体で適正配置。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆デザイン教育研究所を存続させる場合は、工芸高校と一体で管理する必要。 ◆デザイン教育研究所については、同研究所の廃止等の方針が出た場合には、その方針に則り、終了事務に修正する。市においてあり方を検討の上で事務配分案の再検討が必要。
24	公設民営学校	275	公設民営学校の設置に係る企画立案及び総合調整に関する事務	国際バカロレア認定コースを持つ中高一貫教育校を、国家戦略特別区域法の規定に基づく公設民営学校として開設するため、企画立案及び文部科学省などの関係機関との調整を行う。	教育委員会事務局	任意			4.5	10,211	○			◆国家戦略特別区域法に基づく公立国際教育学校等管理事業。 ◆通学区域が広域。 ◆専門的な教育を実施。 ◆以上から、広域で実施。
25	奨学費	276	奨学費に関する事務	経済的な理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く）の修学が困難な生徒に対し、奨学費を支給する。 【対象者】 その年度の7月1日現在において、次のすべてに該当する生徒。 1　大阪市の区域内に住所を有する生徒。 2　市民税非課税世帯に属する生徒（生活保護法における高等学校等就学費の給付を受けている者を除く）、又は児童養護施設に入所している生徒、里親に委託されている生徒。 3　学業等が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒 【支給内容】 ・第1学年に属する生徒（入学年度に限る）　年額107，000円 ・上記以外の生徒は年額72，000円 ※　大阪府「奨学のための給付金」支給対象となる場合は、府の給付額を控除した金額が支給上限額となる。 ※　他の給付型の奨学金を受給する場合は、併給調整（支給停止・減額）を行う。 ※　正規の修業年限を限度とする。	教育委員会事務局	任意			3.0	72,867		○		◆高等学校等に在籍する市内居住生徒に対して、居住地域の基礎自治体が補助金を交付する事業。 ◆住民に身近な基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		277	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守に係る事務。 ※特に、当該システムにより税情報を活用することで、保護者が住民票や課税証明書を取りに行く手間を省き、本市内部においては同証明書の発行事務等の軽減を図っている。	教育委員会事務局	任意			0.1	2,100		○		◆高等学校等に在籍する市内居住生徒に対して、居住地域の基礎自治体が補助金を交付する事業。 ◆住民に身近な基礎自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		278	進路選択支援事業	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・奨学金制度説明会、相談会の開催 ・教員OB嘱託職員を配置して、電話相談・窓口相談を実施 ・奨学金に関する冊子を作成し、保護者・生徒等に制度を周知	教育委員会事務局	任意			0.4	5,633		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		279	進路選択支援事業（区担当教育次長所管）	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・高校進学24区説明会の開催	教育委員会事務局	任意			0.0	373		○		同上
26	高等学校等奨学金	280	高等学校等奨学金返還金回収事業	・地対財特法に基づく高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例に基づき借受者への説明をはじめ、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う（地対財特法に基づく高等学校進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため）。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		5.2	11,002		○		◆大阪府・大阪市で免除規定等が異なっており、一体的に管理することが困難であるため、債権管理については特別区で実施。
27	大学奨学金	281	大学奨学金返還金債権回収事業	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例に基づき借受者への説明をはじめ、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う（地対財特法に基づく大学進学奨励の奨学金貸与は、国庫補助制度を活用して実施していたため）。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	福祉局	要綱等	指定都市		2.0	13,256		○		同上
28	大阪府育英会貸付金	282	債権管理事務（大阪府育英会貸付金）	・大阪府育英会貸付金は、大阪市民が国公立及び私立の高等学校等への進学を容易にするための貸付を大阪府育英会に原資を貸付し実施している。	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金の貸付けの事務であるが、過去の貸付債権の帰属先を特別区としていることも踏まえ、各特別区で実施。
		283	債権管理事務（大阪府育英会貸付金）	・大阪府育英会貸付金は、大阪市民が国公立及び私立の大学等への進学を容易にするための貸付を大阪府育英会に原資を貸付し実施している。 ・現在、大学等進学のための貸付事業は廃止している。 ・貸付原資については、高等学校進学のための貸付事業が廃止された後、返還をうけることとなっている。	福祉局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
29	重要文化財、埋蔵文化財等	284	文化財の保護に関する事務【指定都市】	・重要文化財等の管理・修理・復旧についての技術的指導 ・史跡名勝天然記念物の仮指定	教育委員会事務局	法令	指定都市		1.0	0		○		◆地域振興等の施策と一体的・効果的に事業展開できることから、各特別区で実施。
		285	文化財の保護に関する事務【都道府県】	・重要文化財等の管理に関する指揮監督	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.9	0		○		同上
		286	文化財の保護に関する事務【中核市】	・重要文化財の現状変更等の許可等	教育委員会事務局	法令	中核市		0.9	0		○		同上
		287	文化財の保護に関する事務【一般市】	・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	教育委員会事務局	法令	一般市		1.0	0		○		同上
		288	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する。 ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認など	教育委員会事務局	任意			1.0	24,617		○		同上
		289	重要文化財の管理に関する事務	市内に所在する重要文化財の ・現状変更等の許可 ・公開の許可及び取消並びに停止命令 ・保存のための調査	教育委員会事務局	法令	中核市		0.1	0		○		同上
		290	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務【指定都市】	市内における ・民間の土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 ・民間の遺跡の発見に関する届出。停止命令	教育委員会事務局	法令	指定都市		0.3	10,029		○		同上
		291	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務【中核市】	出土遺物の認定と受領	教育委員会事務局	法令	中核市		0.2	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		292	指定、登録及び埋蔵文化財等の普及・活用・保存・修理・助成に関する事務	文化財保護法施行令により大阪府が行うこととされている事務にかかる通知事務等 市内に所在する重要文化財等の ・補助金を交付する管理について等の指揮監督にかかる通知事務 ・現状変更等の許可等にかかる通知事務 ・公開の許可及び取消並びに停止命令にかかる通知事務 ・市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理 ・国の機関が行う発掘に関する通知事務 など	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.3	0		○		同上
30	博物館の登録	293	博物館の登録	・博物館を登録し、博物館登録原簿に登載する ・博物館に相当する施設を指定する ①新規登録・指定 ②登録・指定事項等の変更 ③登録・指定の取り消し ④登録・指定の廃止	教育委員会事務局	法令	指定都市		0.3	0		○		同上
31	社会教育・生涯学習	294	社会教育に関する事務（社会教育法）	・社会教育委員の委嘱 ・社会教育委員会議・同小委員会の開催 ・社会教育に関する諸計画の企画立案 ・社会教育に関する研究調査 ・教育委員会に対する意見具申	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		0.6	1,044		○		◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で実施。
		295	社会教育・生涯学習に関する事務	・庶務業務 ・「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議 ・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・PTA育成 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務	教育委員会事務局	任意			8.7	65,002		○		◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		296	後援名義使用承認に関する事務	○目的 国、地方公共団体、民間企業又は、民間団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用のみを承認することによって支援する。 ○概要 事業の主催者から大阪市教育委員会の後援名義の使用について申請を受け付け、承認を行う。	教育委員会事務局	任意			0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		297	生涯学習センターの管理運営	○目的（大阪市立生涯学習センター条例より） センターは、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的とする。 ○主な事業内容 ・各種講座、講演会等の開催その他市民の生涯学習の機会の提供 ・生涯学習に関する情報の収集及び提供 ・生涯学習に関する相談、調査・研究 ・生涯学習に関する人材育成・研修 ・関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備 ・生涯学習センターの管理・運営、貸室業務等 【所在地】 総合生涯学習センター（北区） 難波市民学習センター（浪速区） 阿倍野市民学習センター（阿倍野区）	教育委員会事務局	任意			1.4	321,068		○		◆地域密着型の教育機関であるため、各特別区で判断の上実施。
		298	大阪城音楽堂の管理運営	大阪城音楽堂の管理・運営にかかる事務 ・音楽堂を含めた大阪城公園を一体的に管理する指定管理者を指定。 ・大阪城公園の観光拠点化に向けて、新たな魅力ある施設の整備や既存の未利用施設の活用を実施する　大阪城パークマネジメント事業の一環。 【所在地】中央区	教育委員会事務局	任意			0.4	0	○			◆音楽堂については、大阪城公園と一体的に管理運営が行われており、広域で実施。
		299	人権啓発普及事業に関する事務	○目的 市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される社会を実現するとともに市民による自主的な学習活動の推進に資する。 ○事業内容 1．講演会・研修会 　区におけるPTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業の企画支援事業として、PTA・社会教育関係団体をはじめとする団体を対象に人権が尊重されるまちづくりを目指して活動ができるよう、講演会・研修会を実施するとともに、新たな学習手法を用いるなど、地域における学習活動の推進に資する。 2．啓発資料作成 　研修会や学習活動の充実に向け、人権について考えるための啓発教材より一層活用できる幅を広げるため、これまでに作成した人権絵本を基に、大型絵本や電子書籍を作成する。 　また、気軽に市民がインターネットで人権学習に取り組めるよう、人権学習eラーニングを立ち上げ、市民に活用を周知する。	教育委員会事務局	任意			1.0	2,652		○		◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		300	識字推進事業（施策の推進・識字日本語教室の開設）	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。学習の場の提供とともに、教室を担う人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図る。 ○主な事業内容 1）識字施策の推進 識字・日本語事業の総合的な企画調整 関係機関等（大阪府他）との連携協力体制の整備 資料・情報の収集・提供および啓発活動等の実施 2）識字・日本語指導者養成事業　（別掲） 識字・日本語指導者養成、研修および教室間の連携・交流 3）識字・日本語教室の開設 社会教育施設モデル教室（6教室） ※生涯学習センター事業(指定管理)	教育委員会事務局	任意			0.8	3,101		○		同上
		301	識字推進事業（識字・日本語指導者養成事業）	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。学習の場の提供とともに、教室を担う人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図る。 ○主な事業内容 1）識字施策の推進（別掲） 2）識字・日本語指導者養成事業 識字・日本語指導者養成、研修および教室間の連携・交流 3）識字・日本語教室の開設　（別掲）	教育委員会事務局	任意			0.7	424		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		302	障がい者成人教育に関する事務	○目的 聴覚障がいおよび視覚障がいのある人の学習機会の保障と社会参加の促進を図るため、一般教養、技術、時事解説ならびに文化・生活等にかかわる学習活動を実施する。また、知的障がいなどのある成人が、社会生活に必要な知識・教養・技術を習得するとともに、体育・レクリエーション及び余暇活動をとおして、仲間づくりをすすめることにより、自主性の涵養・社会参加促進を図る。 ○事業内容 ＜聴覚障がい者成人学校＞聴覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及びコミュニケーション能力の促進、文章読解、正しい日本語の使い方などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜視覚障がい者成人学校＞視覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及び音パソコン等の普及に伴う普通文字によるコミュニケーションの促進、必要な文字の習得などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜障がい者交流学習事業＞心身に障がいのある市民を対象に、仲間づくりをしながら、日常生活に必要な知識・技術の　習得と、集団生活を通じた自立性と社会性の涵養を促進することを目的とした講座を開催する。	教育委員会事務局	任意			0.2	3,590		○		同上
		303	家庭教育充実促進事業に関する事務	○目的 保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、保護者としての学びや育ちを支援することを目的とする。 ○事業内容 市民や関係職員等対象の講座、講演会、交流会を実施するとともに、「親力アップサイト」を教育委員会ホームページ上に作成し、気軽に読める家庭教育コラム・相談窓口の紹介・講座のダイジェスト紹介、自宅等で学べるe-ラーニングなど、家庭教育に関するさまざまな情報発信を行っている。また、家庭教育に関する国の動向や、先進事例などを調査し、関係職員等に情報提供したり、今後の事業のあり方を考える際の参考にしたりしている。	教育委員会事務局	任意			1.0	1,100		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		304	たそがれコンサート	たそがれコンサート実施にかかる事務 ・音楽を通じて市民の情操を豊かにし音楽文化の醸成を目的とし、7、8月の金曜日の夕方に大阪城音楽堂において、吹奏楽のコンサートを実施する。 ・複数の大阪市の中学校、高等学校、及び公設の専門吹奏楽団等が出演することにより構成し、質の高い吹奏楽の鑑賞機会を市民に提供する。 ・中学校・高等学校については複数校で合同演奏を組み、生徒や顧問教諭にとっては、演奏法、楽曲、楽器、クラブ運営方法等における情報交換を行えるようにする。 ・市内の多くの中・高等学校の生徒が多く参加することにより、学校教育の一環として取り組まれている吹奏楽活動の振興に寄与し、生徒の吹奏楽に対する興味・関心を高める。	教育委員会事務局	任意			0.2	10,975		○		同上
		305	生涯学習情報提供システムに関する事務	○目的 ・総合的な情報提供システムを構築・運用し、インターネットを通じて迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。 ○事業概要 ①情報提供サービス ②施設予約（空室照会）サービス ③事業申込サービス ④業務支援機能（学習相談対応、講師情報検索、統計分析業務など） ⑤インターネットを活用した各種サービスの実施 （メールマガジンの配信、視聴覚ライブラリー検索・学習教材閲覧など）	教育委員会事務局	任意			0.4	23,309		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		306	識字推進事業(識字・日本語教室の開設)	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。 ○主な事業内容 識字教室および地域識字・日本語教室の開設 ※区担当教育次長専決事項 1）識字教室（8区・20教室） 様々な理由により、読み書きや日本語の会話等に不自由している人々の実生活に即した多様な基礎的学習ニーズ（日本の生活習慣や文化、生活情報、漢字の習得や文書・帳票作成、生活に必要な各種制度、それに伴う申請方法、生活に必要な社会技能など）に応える開かれた成人基礎教育の場として実施する。 2）地域識字・日本語交流教室（14区・15教室） 識字・日本語学習支援を通じて、地域住民相互の国際理解や交流を図ることを目的に、生涯学習ルーム事業の一環として実施することにより、外国籍の保護者や家族等の日本語学習・地域交流を促す。	教育委員会事務局	任意			0.3	4,935		○		同上
		307	各区PTA地域教育活動研修会	○目的 単位PTA役員および実行委員のPTA指導者に対して、今後、活動を行う上で理解しておくことが必要である基礎知識や現状認識、区の状況や課題などに関する学習（研修）の機会を提供し、資質向上を図る。 ○事業内容 ・各区において、年間1回以上実施。 ・区域における子どもにかかわる課題解決や、区PTA活動にかかる課題解決に向けた内容、もしくは区域の家庭・学校・社会における教育の振興につながる内容について学習する。 ・学習した内容について、参加者が校区をこえて研究討議・意見交換できる場を設ける。	教育委員会事務局	任意			0.1	504		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		308	「小学校区教育協議会-はぐくみネット-」事業	○目的 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進する。 ○事業概要・役割分担 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで小学校区協議会(はぐくみネット)等を組織。学校教育支援や教育コミュニティづくりに資する行事実施・情報共有・情報発信、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。はぐくみネットコーディネーターを推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、府教育コミュニティづくり担当・学校元気アップ地域本部事業担当・総合生涯学習センターと調整しコーディネーター研修・実践報告会の実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、はぐくみネットコーディネーターの委嘱等 ※区CMで実施するのはコーディネーター委嘱にかかる委嘱状発行のみ。	教育委員会事務局	任意			0.2	79		○		同上
		309	生涯学習ルーム事業	○目的 市内小学校の特別教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動の場を提供するとともに、身近な講習・講座の開催を通じて学習機会の提供を行い、地域における生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、生涯学習の推進及びコミュニティづくりに寄与することを目的とする。 ○事業内容 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで生涯学習ルーム事業運営委員会等を組織。主催事業・地域連携支援事業・自主運営の学習活動、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。生涯学習推進員養成講座受講者を推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、総合生涯学習センターと調整し生涯学習推進員養成講座・3年次研修わんすてっぷフォーラムの実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、生涯学習推進員の委嘱、生涯学習推進員協議会の支援等 ※区CMで実施するのは生涯学習推進員委嘱にかかる委嘱状・推進員証・徽章の発行のみ。	教育委員会事務局	任意			0.2	168		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		310	新今宮文庫運営委託	○目的 あいりん地域の社会的に不利な立場や、人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、図書の閲覧及び貸出を行う文庫を開設することにより、地域住民に文化的機会や学習機会を提供し、自己実現に寄与することを目的とする。 ○主な事業内容 「新今宮文庫」の開設 図書の閲覧および貸し出し 【所在地】西成区	教育委員会事務局	任意			0.2	2,361		○		◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、特別区で判断の上実施。
32	クラフトパーク	311	クラフトパークに関する事務	○目的 ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。 ○事業概要 （1）教室事業 ①創作教室（各分野の技能を習得できる場として開講） ②自由創作教室（多種多様な工芸を選択し学べる教室として開講） ③体験教室事業（日・祝日を中心に、簡単な作品作りを体験できる） （2）工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 （3）展示事業 （4）その他の事業 ・学校、各種団体の見学の受入事業 ・こども教室や親子教室、イベントの開催などの交流事業ほか 【所在地】平野区	教育委員会事務局	任意			1.0	11,670		○		◆土地区画整理事業にあわせて整備した施設であり、地域に密着した教育機関である。 ◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
33	キッズプラザ大阪	312	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする施設。 ・キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 ・補助事業は、キッズプラザ大阪の入館料を低廉に設定することで、その利用促進を図り、多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、子どもの健全育成に寄与することを目的に実施。 ・自然・科学・文化・社会等多様なジャンルのハンズオン展示（五感を使って触れることのできる参加型の展示物）やワークショップ、イベント・企画展等の実施のほか、館での体験を校園の教育課程の一環として活用できる「学校園体験型プログラム」を開発・実施している。 【所在地】北区	教育委員会事務局	任意			1.2	407,925		○		◆より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、特別区で判断の上実施。
34	大阪国際平和センター	313	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、大阪空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念するとともに、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界の平和に貢献することを目的に、大阪府・大阪市の共同出資により設立。 ・本市の外郭団体として位置づけられていることから、適切に運営されるよう、監理を行う。 【所在地】中央区	教育委員会事務局	任意			1.2	44,191	○			◆地域性によらない普遍的なテーマを取り扱っていることから、広域で実施。
35	大阪市立図書館	314	大阪市立図書館の運営に関する事務	大阪市民及び市内在勤、在学者が心豊かに文化的な生活を送れるよう、学習・文化、並びに社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、地域の情報拠点として生活上のさまざまな課題や地域課題の解決のため、図書資料の充実を図るとともに、中央図書館を中枢とした情報・物流ネットワークのもと、スケールメリットを活かし市内全域に自動車文庫の巡回も含め効率的な図書館サービスを提供する。 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、各区の実情に応じて地域・学校と連携した子ども読書活動推進のための企画・立案・実施を行うなど、子どもの読書相談支援センターとしての機能を果たす。 各市立図書館は、魅力ある学校図書館づくりの推進を図るため小中学校図書館整備を支援するとともに、調べ学習、一斉読書など学校教育での図書館活用の充実を図り、主体的な子どもの学びを支援する。	教育委員会事務局	任意			124.0	1,873,074		○		◆地域密着型の教育機関であるため、各特別区で判断の上実施。 ◆市立中央図書館の中央機能については、各特別区での連携の必要性・その手法等について検討が必要。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		315	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪市域の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。それらを通じて市域の歴史の学習や研究を促進し、もって郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会事務局	任意			0.0	32,162		○		◆中央図書館内にあり、大阪市の歴史に関する資料を保存・活用しており、中央図書館と一体。
		316	図書館情報ネットワークシステム事業	市民が必要な情報をいつでもどこでも入手できるように市立図書館全館のオンラインシステムを整備・拡充し、他都市の図書館システムとの連携、並びにインターネット技術を活用し、情報提供サービスの拡充を図る。	教育委員会事務局	任意			0.0	211,339		○		◆地域密着型の教育機関であるため、各特別区で実施。
		317	学校図書館活用推進事業にかかる学校図書館に配置する学校図書館補助員の配置計画の作成に関する事務	学校図書館活用推進事業においては、中央図書館学校図書館支援グループのもと、学校図書館補助員（非常勤嘱託職員）の採解、配置、研修、業務支援等を行っている。 本事務事業は、その業務の一部である学校図書館補助員の当年度配置計画（どの曜日のどの時間帯に配置するか）の作成に関して、区担当教育次長専決事項として、各校と調整のうえ策定している。（教育委員会事務局等専決規程 第2条の3 (10)により、区担当教育次長専決事項）	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
36	内部事務	318	庶務業務に関する事務（総務課）	秘書、庁舎管理、OA（庁内パソコンを含む）、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付収受、公正職務、報道、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟など	教育委員会事務局	任意			17.7	89,173		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		319	庶務業務に関する事務（施設整備課）	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意			0.0	0		○		同上
		320	施設整備業務管理システム運用管理事務	予算、決算、調達、関係職員及び開発業者等との連絡調整	教育委員会事務局	任意			0.2	15,821		○		◆基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		321	未利用地等の活用に関する事務	用地整備、財産の適正管理、未利用地処分	教育委員会事務局	任意			3.0	121,456		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		322	庶務業務に関する事務（学事担当）	・課運営に必要な一般事務（文書、予算決算、市会、調達等）	教育委員会事務局	任意			1.6	18,396		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		323	庶務業務に関する事務（教育政策課）	予算決算、調達、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積、監査、調査照会、庶務・秘書、文書、子どもの貧困対策推進本部との連絡調整など	教育委員会事務局	任意			14.3	162,704		○		同上
		324	校園事業所に関する事務	校園営繕園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に出向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。（搬送は民間事業者に業務委託している。） それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意			0.7	576,039		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		325	庶務業務に関する事務（教職員人事担当）	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意			3.6	10,031		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		326	庶務業務に関する事務（学校保健担当）	庶務業務 文書管理、市会対応、予算決算業務等	教育委員会事務局	任意			2.0	898,285		○		同上
		327	庶務業務に関する事務(指導部)	・文書・公印管理関係業務、後援名義関係事務、諸団体関係事務 ・市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務 ・人事・給与･福利厚生関係業務、職員研修関係業務 ・照会・回答、行財政改革･企画関係業務。	教育委員会事務局	任意			11.8	24,430		○		同上
		328	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答　等	教育委員会事務局	任意			3.4	0		○		同上
		329	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センターの運営等に係る予算・決算、予算管理・執行に関する事務	教育委員会事務局	任意			1.0	90,360		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		330	学校園の物品調達・管理に関する事務	学校園の物品等の調達に関する事務 ・ 学校園で使用する物品等の調達について、校園長専決額を超える案件の調達・契約を行う。 ・ 学校園で使用する物品の内、集約することでスケールメリットがある物品を、使用頻度に応じた回数で調達・契約する。 （年1回‥帳票類、年4回‥備品類、年6回‥文房具類、毎月‥紙類、等） 学校の備品の出納管理に関する事務 ・ 校園ネットワーク業務システムに全学校の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・ 学校の備品の出納に関し、受入・処分・保管換等に係る事務を行う。	教育委員会事務局	任意			3.8	1,073		○		同上
		331	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の（小・中・幼）運営に必要な一般事務 ・職員の勤怠 ・給与・福利厚生 ・各種の照会・回答 ・文書管理　　など	教育委員会事務局	任意			0.2	0		○		同上
		332	庶務業務に関する事務（教育センター）	一般事務、関係諸機関との連携、市会関係事務、文書管理関係事務、計理・予算決算事務、調達事務、物品・備品の管理事務、防災・消防関係事務、施設維持管理事務、事務局の調査・照会対応等	教育委員会事務局	任意			6.0	90,217		○		同上

《5. 環境》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
1	環境行政の総合企画、環境教育等	1	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。加えて、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			4.5	370		○		◆より地域に密着した啓発・広報による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		2	環境審議会の運営等に関する事務	環境の保全についての重要事項を調査審議するため、学識経験者、市民及び事業者代表などの委員により構成される「大阪市環境審議会」を運営する。	環境局	法令	一般市		0.1	1,158		○		◆より地域の実情に応じた環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		3	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			0.2	0		○		◆より地域の実情に応じた環境行政に関する計画を策定し、実施することによる地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		4	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			0.5	361		○		◆各地方公共団体の環境の現状や施策実施状況等について広く周知するものであることから、各特別区で判断のうえ実施。
		5	環境教育等促進法に関する事務（行動計画）	環境教育等促進法に基づき、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するように努める。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域に密着したきめ細かな環境教育による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		6	環境教育等促進法に関する事務（体験の機会の場の認定）	環境教育等促進法に基づき、土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。	環境局	法令	中核市		0.2	0		○		同上
		7	環境教育等促進法に関する事務（協定の締結等）	国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。	環境局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		8	環境月間等に関する事務	市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			0.2	0		○		◆より地域に密着したきめ細かな啓発事業による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		9	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体及び事業者並びに学校園を対象に、選定会議の審査を踏まえて受賞者を決定し、表彰を行う。	環境局	任意			0.4	151		○		同上
		10	地域環境啓発に関する事務（環境活動）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視グループにおいて環境保全に関する啓発事業を実施する。 環境施策課においては、事業の全体調整を行う。	環境局	任意			0.2	0		○		同上
		11	地域環境啓発に関する事務（環境規制）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視グループにおいて環境保全に関する啓発事業を実施する。	環境局	任意			0.3	0		○		同上
		12	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立された「大阪市環境経営推進協議会」にオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策との連携を図る。	環境局	任意			0.1	0		○		同上
		13	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 【目的】　人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 【学習対象】 ・市立小学校生　（3～6年生） ・市立中学校生	環境局	任意			1.0	5,954		○		◆より地域に密着したきめ細かな環境教育により地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		14	クラウド型ごみ分別アプリ運用管理事務	クラウド型ごみ分別アプリの運用管理を行う。	環境局	任意			0.2	130		○		◆より地域に密着した啓発・広報により地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		15	災害廃棄物処理基本計画の策定業務	大規模災害に伴い発生する災害廃棄物への対策について、事前の体制整備とともに大阪市域に係る災害廃棄物処理に関し市が行う業務の基本方針を策定する。	環境局	要綱等	一般市		0.7	0		○		◆大規模災害に備えた災害廃棄物の処理計画であり、地域の実情に応じた計画を事前に策定することにより、災害発生時における廃棄物処理を円滑に進めることができることから、各特別区で判断のうえ実施。
2	環境監視規制等	16	ダイオキシン類による汚染状況の調査に関する事務（常時監視）	・ダイオキシン類による汚染の状況を大気、水質、土壌等について常時監視する。 ・上記常時監視結果の報告、公表を行う。	環境局	法令	中核市		1.2	23,653		○		◆より地域に密着した汚染状況の監視やより地域の実情に応じた事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		17	大気関係法令等規制業務に関する事務	環境保全監視グループと連携して次の事務を行う。 ・大気汚染防止法等に基づく改善命令等	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		18	大気汚染の監視に関する事務（常時監視）	・大気環境の状況を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視する。 ・常時監視結果の報告、公表を行う。	環境局	法令	中核市		7.7	73,180		○		同上
		19	大気汚染常時監視テレメータシステム運用管理事務	大気汚染常時監視テレメータシステムの運用管理を行う。 【大気汚染常時監視テレメータシステム】 ・環境大気自動測定機（以下測定機という）と、テレメータ親局装置、テレメータ子局装置とネットワークを構築し、オンライン・リアルタイムによるデータ処理・記録 ・大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）「AEROS」への大気データの提供［速報値（1時間値）のインターネット上での公開］	環境局	法令	中核市		0.9	28,024		○		同上
		20	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			0.3	2,182		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		21	一般粉じん発生施設の規制に関する事務	・一般粉じん発生施設（堆積場等）の設置者から提出される届出等の処理 ・一般粉じん発生施設の基準遵守等に係る規制指導 ・一般粉じん発生施設の構造等に関する基準に適合しないときの命令等	環境局	法令	中核市		1.1	63		○		◆より地域に密着した汚染状況の監視やより地域の実情に応じた事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		22	特定粉じん排出等作業等の規制に関する事務	・特定粉じん（アスベスト）発生施設の設置者及び特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者から提出される届出等の処理 ・特定粉じん排出等作業の基準遵守等に係る規制指導 ・特定粉じん排出等作業に係る作業基準に適合しないときの改善命令等 ・特定粉じん排出等作業に係る立入検査、報告の徴収	環境局	法令	中核市		10.8	717		○		同上
		23	大気汚染の監視に関する事務（常時監視以外）	・市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として自動車排出ガス濃度の測定を実施する。（局地汚染調査） ・その測定結果に基づき、道路管理者等へ自動車排出ガス濃度の低減に係る意見等を述べる。	環境局	法令	中核市		0.4	1,194		○		同上
		24	一般粉じん発生施設にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外（電気事業法対象等）となる一般粉じん発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請などを行う。	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		25	ばい煙発生施設等にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外（電気事業法対象等）となるばい煙発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請などを行う。	環境局	法令	中核市		0.3	0		○		同上
		26	公害防止組織の整備に関する事務（ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの）	公害防止を目的に特定工場（ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの）における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理する。	環境局	法令	中核市		0.5	77		○		同上
		27	公害防止組織の整備に関する事務（一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの）	公害防止を目的に特定工場（一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの）における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理する。	環境局	法令	中核市		0.4	16		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		28	ダイオキシン類を排出する施設にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法の適用除外（電気事業法対象等）となる特定施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請などを行う。	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		29	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙等（石綿を除く）の排出の規制等に関する事務	・ばい煙等に係る届出施設等の設置者から提出された届出等の事務 ・ばい煙等に係る届出施設の基準遵守等に係る規制指導 ・届出施設等に係る規制基準等に適合しないときの改善命令等 ・届出施設等等に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			4.7	254		○		同上
		30	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出等作業の規制に関する事務	・石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事（特定排出等工事）の発注者から提出される届出等の処理 ・石綿排出等作業の基準遵守等に係る規制指導 ・石綿排出等作業に係る作業基準等に適合しないときの改善命令等 ・特定排出等工事場所に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			2.8	444		○		同上
		31	指定ばい煙総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が指定ばい煙総量削除計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対応する。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		32	ダイオキシン類の排出規制に関する事務	・特定施設（焼却炉等）の設置者から提出される届出等の事務 ・特定施設の基準遵守等に係る規制指導　・特定施設の設置者が排出基準に適合しないときの改善命令等 ・特定施設に係る立入検査、報告の徴収、・事故時の措置	環境局	法令	中核市		0.6	48		○		同上
		33	設置者によるダイオキシン類測定結果の報告に関する事務	ダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者による測定結果の報告の受理等を行う。	環境局	法令	中核市		0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		34	ダイオキシン類に関する総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県知事が総量削減計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対応する。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		35	設置者によるダイオキシン類測定結果の報告に関する事務（公表）	ダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者による測定結果の公表	環境局	法令	中核市		0.3	0		○		同上
		36	ばい煙発生施設等の規制に関する事務	・ばい煙発生施設（ボイラー等）及び揮発性有機化合物排出施設の設置者から提出される届出等の事務 ・ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の基準遵守等に係る規制指導 ・ばい煙量等の排出基準に適合しないときの改善命令等 ・ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設に係る立入検査、報告の徴収 ・事故時の措置	環境局	法令	中核市		6.7	325		○		同上
		37	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務（市要領等）	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導並びに苦情対応を行う。 ・大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市低NOx機器普及促進方針 ・大阪市くん蒸施設管理指針	環境局	任意			2.2	107		○		同上
		38	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修等工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			1.2	425		○		同上
		39	騒音に係る環境基準の類型の当てはめ及び騒音・振動関係法令等規制業務に関する事務	次の事務について、環境保全監視グループと連携して行う。 ・環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定 ・騒音規制法・振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定 ・騒音規制法・振動規制法に基づく改善勧告、改善命令等	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		◆より地域の実情に応じた環境基準の設定による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		40	自動車騒音対策及び交通騒音振動に係る苦情対応等に関する事務	騒音に係る環境基準の達成及び自動車騒音の限度の遵守に向け、法等に基づく環境調査及び公表を行うとともに、市民から寄せられる騒音苦情等に対応する。	環境局	法令	一般市		1.2	4,877		○		◆より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		41	道路交通振動対策に関する事務	道路交通振動の限度の遵守状況を調査する。	環境局	法令	一般市		0.6	817		○		同上
		42	自動車騒音面的評価システム運用管理事務	自動車騒音面的評価システムの運用管理を行う。	環境局	任意			0.4	8,387		○		◆地域の騒音状況の把握のための事務であり、きめ細やかな住民対応等による地域の生活環境の向上の役割を担う、特別区で実施。
		43	自動車排出ガス対策に関する事務	大気汚染物質の高濃度が予測される沿道地域の交通状況及び排出量、大阪市内全域における自動車からの大気汚染物質の排出量を把握するための環境調査を実施する。（高濃度地域汚染調査） また、「港区の環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」、「港区国道43号沿道環境改善対策地域連絡会」に参画している。	環境局	任意			0.3	1,821		○		◆より地域に密着した汚染状況の調査やきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		44	航空機騒音対策に関する事務（生活保護等世帯空調機器稼働費補助）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、空港管理者と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。【淀川区】	環境局	任意			0.2	69		○		◆よりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、特別区で実施。
		45	航空機騒音対策に関する事務（測定）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。【淀川区、東淀川区】	環境局	任意			0.9	6		○		◆より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、特別区で実施。
		46	空港周辺整備計画に係る知事への回答に係る事務	都道府県知事が空港周辺整備計画を策定するにあたり、航空機騒音により生じる障害が軽減され、生活環境の改善に資するための計画的な整備が促進されるよう意見を行う。【淀川区】	環境局	法令	その他	空港周辺市	0.1	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		47	航空機騒音対策に関する事務（共同利用施設の整備）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的とした共同利用施設の整備を行う。 【淀川区】 大阪市立西三国センター、大阪市立三国センター、大阪市立東三国センター、大阪市立北中島センター、大阪市立西中島センター、大阪市立宮原センター 【東淀川区】 大阪市立啓発センター、大阪市立柴島センター	環境局	法令	その他	空港周辺市	0.5	2,900		○		◆地域に密着した騒音対策にかかる施設の運営事務であり、地域の生活環境の向上の観点から、特別区で実施。
		48	航空機騒音対策に関する事務（共同利用施設の維持管理）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。 【淀川区】 大阪市立西三国センター、大阪市立三国センター、大阪市立東三国センター、大阪市立北中島センター、大阪市立西中島センター、大阪市立宮原センター 【東淀川区】 大阪市立啓発センター、大阪市立柴島センター	環境局	任意			2.0	30,345		○		同上
		49	法に基づく工場・事業場等の騒音・振動対策に関する事務	騒音規制法や振動規制法に基づき、工場・事業場及び建設作業等の騒音・振動対策に係る規制指導を行う。	環境局	法令	一般市		2.5	1,275		○		◆より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな規制指導等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		50	工場・事業場等の騒音・振動に係る公害防止に関する事務	工場・事業場の騒音・振動発生施設に係る公害防止統括者等の届出や職務の実施状況の報告徴収等を行う。	環境局	法令	一般市		0.4	2		○		同上
		51	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場等の騒音・振動対策及び苦情対応に関する事務	工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策、カラオケ騒音、商業宣伝に係る規制指導及び騒音・振動の苦情対応を行う。	環境局	任意			8.9	1,586		○		同上
		52	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）運用管理事務	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）の運用管理を行う。	環境局	任意			0.3	3,116		○		◆より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		53	騒音振動規制指導（深夜営業等の規制）	深夜営業等の規制 ・飲食店、カラオケ店、遊泳場（屋外）、テニス場（屋外）、バッティング練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料洗車場の7営業と材料等の搬出入作業 【営業禁止時間】 ・午後11時から翌日の午前6時まで （ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止） ・対象地域・・・準住居地域を除く住居系地域	府 環境農林水産部	任意			0.0	0		○		◆より地域に密着した規制監視・事業者指導による生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 ◆府内市町村へ権限移譲をすすめている事務
		54	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			2.2	83		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		55	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づく事務	・特定化学物質の排出量等について事業者から提出される届出等の処理を行う。 ・化学物質取扱事業者への助言 ・届出された排出量等の取りまとめ及び公表 ・出前講座等による、化学物質の排出状況等に関する市民啓発	環境局	法令	都道府県		1.4	64		○		同上
		56	悪臭防止対策及び工場・事業場等の悪臭に係る苦情対応に関する事務	市内の工場・事業場等の立入検査や嗅覚測定の結果に応じて規制指導及び悪臭防止対策を指導するとともに苦情対応を行う。	環境局	法令	一般市		2.6	0		○		◆より地域に密着した臭いの状況の調査やよりきめ細かな事業者指導、住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		57	悪臭防止対策及び工場・事業場等の悪臭に係る苦情対応に関する事務（嗅覚測定）及び悪臭関係法令等規制業務に関する事務	環境保全監視グループと連携して次の事務を行う。 ・悪臭に関する苦情に対応するため、悪臭防止法に基づく嗅覚測定の実施 ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定 ・悪臭防止法に基づく改善勧告、改善命令等	環境局	法令	一般市		1.6	1,874		○		同上
		58	化製場等管理に関する事務	・西成区の化製場の集約化事業に関する業務（同事業の土地の賃貸借等に関する業務を含む）：【西成区】 ・浅香資源再生共同作業場建物賃貸料債権に関する業務：【住吉区】	環境局	任意			1.6	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		59	土壌汚染状況の調査等に関する事務	土壌汚染による健康被害の防止のため次の事務を行う。 ・有害物質使用特定施設に係る土地の調査結果の受理 ・土壌汚染のおそれがある土地の調査命令、結果の報告命令 ・土壌汚染により健康被害のおそれがある土地の「指定区域」への指定、告示、解除、台帳の調製 ・土壌汚染のある土地についての形質変更届の受理、計画変更命令	環境局	法令	中核市		4.7	7,074		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		60	汚染土壌処理業者に対する規制に関する事務	汚染土壌の適正な処理のため、その処理を業として行おうとする者に対して、許可、許可の取消し、改善命令などを行う。	環境局	法令	中核市		0.5	0		○		同上
		61	関係行政機関への協力要請等に関する事務	・法の目的の達成のため必要があると認めるときの関係行政機関の長等への協力要請を行う。 ・土壌汚染に関する情報収集等を行う。	環境局	法令	中核市		1.0	0		○		同上
		62	対策地域の指定に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン対策特別措置法に基づき、土壌において環境基準を超過する地域について、都道府県が対策地域を指定する際に行う照会に対して、市町村として意見を行う。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		63	水環境計画に関する事務	大阪市水環境計画に基づき、市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			0.4	0		○		◆より地域に密着した水環境の保全・創造、汚染状況の監視やきめ細かな事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		64	水環境協働事業に関する事務	大阪市水環境計画に基づく、水環境に係る協働事業の全市的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			0.7	2,041		○		同上
		65	瀬戸内海の区域における排水事業者の指導等に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的として指定物質（燐等）を排出する者に指導、助言、勧告を行う。	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		66	瀬戸内法に基づく意見回答に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的に、特定施設の設置許可等に係る関係知事及び市町村長からの照会への回答を行う。	環境局	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		67	水質汚濁対策に関する事務	・淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。 ・大阪市における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。 ・港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意			0.2	1,851		○		同上
		68	水質汚濁の規制に関する事務（特定施設は市下水処理場に関する事務のみ）	公共用水域（河川等）の水質保全のため次の事務を実施 ・ 公共用水域の水質汚濁の状況の監視、報告、公表	環境局	法令	中核市		0.6	396		○		同上
		69	水質汚濁の規制に関する事務（特定施設は市下水処理場に関する事務のみ）	公共用水域（河川等）の水質保全のため次の事務を行う。 ・ 公共用水域に排出水を出す特定施設（下水処理場）の届出等の処理 ・ 下水処理場の基準遵守等に係る規制指導 ・ 下水処理場に係る立入検査、報告の聴取 ・ 公共用水域・地下水の水質汚濁の状況の監視、報告、公表	環境局	法令	中核市		2.1	30,092		○		同上
		70	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意			0.3	1,846		○		同上
		71	水質汚濁防止法による工場排水規制事務	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を目的とし、排水を公共用水域へ排出または地下へ浸透させる特定施設の設置者に対する排水規制及び有害物質使用特定施設等の設置者に対する構造等の規制事務。（下水処理場を除く。）	建設局	法令	その他	同法施行令で定める市	0.6	0		○		同上
		72	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務	公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、一定量以上の排水を公共用水域へ排出する特定施設の設置者に対する排水規制事務。	建設局	法令	中核市		0.2	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		73	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務（12条の5、6第1項関係）	富栄養化による被害の発生の防止を目的とし、公共用水域に窒素、燐を排出するものに対し、必要な指導、助言及び勧告、報告の徴収を求める事務。	建設局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		74	建築物用地下水の採取の規制に関する事務	建築物用地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことを目的に次の事務を実施 ・建築物用地下水の採取の許可に関する事務 ・建築物用地下水を採取する者の土地への立入り、検査、報告の徴収	環境局	法令	指定都市		0.5	0		○		◆特定の場所における監視、検査指導であり、地域に密着した対応による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		75	地盤沈下対策に関する事務（常時観測及び水準測量支線ルート）	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			0.8	2,603		○		同上
		76	工業用水法に係る地下水の採取の規制に関する事務	工業用地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことを目的に次の事務を行う。 ・工業用地下水の採取の許可に関する事務 ・工業用地下水を採取する者の土地への立入り、検査、報告の徴収	環境局	法令	指定都市		0.3	0		○		◆より地域に密着した規制監視・事業者指導による地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		77	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			0.9	0		○		◆建築物の立地に伴う居住環境の保全に関する事業者への啓発・指導など地域に密着した対応による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		78	環境影響評価法に関する事務（一般市関係）	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	法令	一般市		1.9	1,601		○		◆開発等の事業による環境への影響について、より地域の実情に応じた事業者への意見を述べることにより、地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		79	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を実施することを目的に、次の事務を実施 ・有害物質使用届出施設に係る工場等の敷地であった土地の調査結果の受理 ・要措置管理区域の指定等に係る事務 ・汚染土壌の搬出に関する規制 ・自主調査等についての指導等	環境局	任意			0.2	0		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		80	建設工事に係る資材の再資源化等に関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等を推進することを目的に次の事務を実施する。 ・対象建設工事において再資源化等が適正に行われなかったと認められるときに、発注者から申告の受付 ・対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告 ・対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令 ・対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収 ・対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		81	環境データ処理システム運用管理事務	環境データ処理システムの運用管理を行う。 【環境データ処理システム】 (1) 大気汚染常時監視システム ・「大気汚染常時監視テレメータシステム運用管理事務」でリアルタイムによるデータ処理・記録したデータの収集管理、加工・分析 ・大気常時監視の結果の報告、公表データの作成 (2) 水質定点測定システム ・公共用水域の水質汚濁の状況の報告、公表データの作成 (3) 水質検査データ管理システム ・市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査結果データの蓄積	環境局	法令	中核市		0.3	4,658		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
3	地盤沈下対策（幹線ルート）	82	地盤沈下対策に関する事務（水準測量幹線ルート）	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意			0.0	0	○			◆阪神地区の各自治体が同じ水準で地盤変動状況を把握するために必要な幹線ルートの測量は、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	環境影響評価（条例）	83	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意			1.8	1,809	○			◆環境影響評価制度は、大規模なインフラ整備や再開発事業等を対象としているため、府条例に一元化し、広域で実施。
5	地球温暖化対策等	84	生物多様性に関する事務	持続可能な社会をめざし、様々な生物が生息する自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図るため、関西広域連合や大阪生物多様性保全ネットワークなど広域連携のもとで、大阪府や堺市とともに啓発や調査等を行っている。	環境局	任意			1.0	0		○		◆自然環境の保全に関する広域自治体の戦略・方針を踏まえ、より地域に密着した取組による地域の自然環境の向上を図る観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		85	ヒートアイランド対策に関する事務	「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携のもと、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン･カーペットの普及に取り組む。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意			1.6	517		○		◆様々な主体がそれぞれの地域に応じて実施可能な取組を行うべきものであるため、各特別区で判断のうえ実施。
		86	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となって平成16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			0.6	1,999		○		◆区民まつりなど地域に密着した場面における環境問題に関する普及啓発事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		87	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活を実践していただくため、大阪市エコボランティアとともに、なにわエコライフチャレンジシート（＝環境家計簿）の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、大阪市エコボランティアとともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意			0.1	0		○		◆地域に密着して行う普及啓発事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		88	地球温暖化対策に関する事務	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制のための施策（地方公共団体実行計画）の策定等を行う。	環境局	法令	中核市		2.7	3,046		○		◆より地域の実情に応じた対策によるより地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		89	地球温暖化対策に関する事務（市条例関係）	大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例に基づき、低炭素社会の構築に関し、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な事項を定め、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進する。	環境局	任意			0.0	0		○		同上
		90	地球温暖化対策（地方公共団体実行計画）の策定等に関する事務	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、大阪市役所の事務事業における温室効果ガス排出抑制を進める。 ・「大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく市役所排出量の算定等、施策の実施状況の把握と公表	環境局	法令	一般市		0.7	0		○		同上
		91	急速充電スタンドの運用等に関する事務	平成23年度に平野区の民間施設に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。	環境局	任意			0.1	349		○		◆より地域に密着した環境行政の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		92	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・平成22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意			0.5	533		○		同上
		93	エコカーの普及促進に関する事務	エコカーの普及を促進するため、全市的観点から充電インフラ整備の検討その他施策の企画立案・全体調整を行う。	環境局	任意			0.3	0		○		同上
		94	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			0.2	0		○		◆特定地域における地域に密着した取組による地域の生活環境の向上の観点から、特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		95	環境活動推進施設の運営	大阪市エコボランティア、市民団体、NGO／NPO法人の環境活動や情報交換の場として、もと環境学習センター別館を各地域における環境学習の展開を支えるプラットホーム機能を有する環境活動推進施設（愛称：なにわECOスクエア　行政財産）として活用し、環境ネットワークを構築することにより環境保全活動の充実を図っている。 ・環境活動推進施設の所在区：鶴見区	環境局	任意			1.4	7,185		○		◆より地域に密着したきめ細かな環境教育による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		96	環境学習推進事業	環境保全に関する気づきや行動を幅広く促すため、区民センターや地域の公園など市民に身近な場所で、こどもから社会人、シニア向け、家庭向けなど幅広い市民を対象に、環境学習講座やイベントを実施するとともに、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供する。	環境局	任意			3.4	36,450		○		同上
		97	地球温暖化対策推進本部の運営に関する事務	全庁的に計画の推進及び進行管理を行い、省エネルギー化を推進することで市民・事業者の取組みを牽引するため、平成28年7月に設置した「大阪市地球温暖化対策推進本部」を運営する。	環境局	任意			0.3	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		98	公共建築物等における木材の利用の促進に関する事務	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、区域の経済的社会的条件に応じ、木材の利用の促進に関する施策を策定し、実施する。市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定める。	環境局	法令	一般市		0.2	0		○		同上
		99	他団体等への派遣事務（公益財団法人地球環境センター）	公益財団法人地球環境センターへの派遣業務	環境局	任意			0.0	0		○		同上
6	地球温暖化広域対策等	100	国連環境計画（UNEP）国際環境技術センターの支援に関する事務	平成4年に鶴見区鶴見緑地に誘致した国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）の活動に協力し、（公財）地球環境センター（GEC）とともに、環境分野における国際交流を推進することにより、開発途上国の環境問題の解決に取り組む。	環境局	任意			2.0	93,384	○			◆国際的な環境問題解決に取り組む団体の活動支援であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		101	大阪　水・環境ソリューション機構に関する事務	官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献し、大阪・関西企業の海外展開を支援することにより地域経済活性化を図るため、「大阪　水・環境ソリューション機構（OWESA）」を活用し、上水道、下水道、廃棄物処理など水・環境分野において官民が連携して海外での事業展開をめざした取組を進める。さらに、ホーチミン市をはじめ、アジア諸都市等の低炭素都市形成の支援を図る産学官連携の「Team OSAKAネットワーク」とJCM等の国の支援制度を活用し、日本企業の海外進出の促進による大阪・関西の経済の活性化と国際的な地球温暖化対策に貢献する。	環境局	任意			2.0	6,454	○			◆国際的な水・環境問題の解決に向けた技術支援のため、広域で実施。
		102	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会・近畿八府県市自動車環境対策協議会へ参加し情報を交換するとともに、エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意			0.8	721	○			◆全国的な大都市の連携又は大阪全体の取組であるため、広域で実施。
7	エネルギー政策	103	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力需給がひっ迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになったことから、エネルギーの効果的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進するため、おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、大阪府と連携した企画・立案や、施策の方向性の検討、進捗管理や見直し等を行う。	環境局	任意			0.6	0	○			◆エネルギー消費抑制、電力ピーク対策等に関する基本的な方向を示す事務であることから、広域で実施。
		104	脱原発依存の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を踏まえ、エネルギー需給のあり方を根本的に見直し、安心かつ安価な電力が安定的に供給されるシステムが求められている。こうした観点から、原発依存からの脱却を求めて、国や電力会社に対し、申入れ等を行うとともに、関西電力株式会社の株主としての立場により株主提案を行うとともに、他の株主に対する賛同呼び掛けを行う。	環境局	任意			0.5	0	○			◆原発依存からの脱却という基本的な方向を国や電力会社に示す事務であることから、広域で実施。
		105	おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づく新たなエネルギー社会の構築に関する事務	おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、産業活動をはじめ大阪の成長や安定した市民生活と調和のとれた新たなエネルギー社会の構築・都市間競争に打ち勝つ強靭なまちづくりを行ううえで不可欠な、エネルギーコストの低減・エネルギーセキュリティの向上を実現する、大阪における大都市型エネルギー有効利用のベストミックスを求めて各種調査（エネルギー面的利用促進事業・地中熱導入促進事業等）を行う。	環境局	任意			5.0	30,912	○			◆大阪における大都市型エネルギー有効利用にかかる事務であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		106	水素エネルギー社会の構築をめざした、水素需要拡大に向けた取組みに関する事務	水素・燃料電池関連分野における今後の取組みの方向性を示すものとして策定した「H2Osakaビジョン」に基づき、府市連携による「H2Osakaビジョン推進会議」を運営し、産学官連携のプロジェクトを創出を図るプラットフォームとして、水素エネルギーの利活用の拡大を図る。	環境局	任意			0.9	0	○			◆あらたなエネルギーである水素利用にかかる事務であり広域的な観点で進めるものであることから、広域で実施。
		107	統合型GIS（市民向け）運用管理業務	統合型GIS（市民向け）にて帯水層蓄熱情報マップの運用管理を行う。	環境局	任意			0.3	743	○			◆エネルギー面的利用促進事業等であり、広域的な観点で進めるものであることから、広域で実施。
8	エネルギー政策推進等	108	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラーを設置するとともに、地域と連携して環境学習事業を展開している。	環境局	任意			0.5	0		○		◆広域で策定するエネルギー政策の方針のもと、施設所在特別区で実施。
		109	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	再生可能エネルギーの導入促進を図る拠点として、「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置（大阪府環境農林水産部エネルギー政策課スマートエネルギーグループ内）し、太陽光パネルの普及啓発事業や公共・民間施設や遊休地を活用した太陽光発電事業のマッチングを行うとともに需要サイドの節電を促すアグリゲーション事業を行う節電アグリゲータと小口需要家とのマッチングなどを実施する。	環境局	任意			0.9	2,830		○		◆太陽光発電事業のマッチング事業等であり、地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
9	環境保全設備資金融資	110	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資金にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付を平成19年9月末に終了し、平成26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済した。 このため、平成26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続している。	環境局	任意			0.1	0	○			◆信用保証協会の統合により、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	緑化	111	公園樹・街路樹の保全育成（制度管理・受託事業）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・公園樹・街路樹の保全育成 公園樹及び街路樹の適切な管理の制度設計 ・受託事業：歳入・歳出 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ・他局・他部からの受託事業 市営住宅植栽工事（都市整備局） 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意			0.2	10,866	○			◆公共空間の緑化推進については、広域自治体所管の公園・道路に関するものは、広域で実施。
		112	公園樹の保全育成（維持工事）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・公園樹の保全育成 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			0.1	62,144	○			同上
		113	街路樹の保全育成（維持工事）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】における以下の業務。 ・街路樹の保全育成 街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。 ・御堂筋の樹木維持管理 御堂筋の街路樹の保全育成を実施し、都市環境の改善や良好な都市景観の形成等に寄与する。	建設局	任意			0.0	226,779	○			同上
		114	公共空間の緑化の推進（制度管理）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の制度設計。 ・地域ふれあい緑化 ・公共空間の花飾り	建設局	任意			0.0	0	○			同上
		115	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意			0.0	0	○			同上
		116	緑化の普及啓発（花とみどりと自然の情報センター）	花と緑のまちづくり推進のため、市民への緑化普及啓発を目的とする「花と緑と自然の情報センター」の管理運営を行う指定管理者との調整業務。	建設局	任意			0.4	113,305	○			◆公共空間の緑化推進については、広域自治体所管の公園・道路に関するものは、広域で実施。 ◆花と緑と自然の情報センターは長居公園の所管に合わせて広域。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		117	鶴見緑地体験学習施設の運営	市民への緑化普及啓発を目的として、利用者が、植物との触れ合い体験等を通じ、都市における自然や緑の必要性に関する理解を深めることができる施設として管理運営を行う指定管理者との調整業務。	建設局	任意			0.2	0	○			◆公共空間の緑化推進については、広域自治体所管の公園・道路に関するものは、広域で実施。 ◆鶴見緑地体験学習施設は、鶴見緑地公園の所管に合わせて広域で実施。
11	緑化（市民協働等）	118	森林法関連業務（制度管理、国との調整）	森林法に基づき大阪市森林整備計画を作成、森林所有者情報（阿倍野区帝塚山）の把握管理を行う。	建設局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の森林整備に資する事務であり、地域の実情や住民ニーズに応じて細やかな対応ができる各特別区で実施。
		119	街路樹・公園樹の保全育成（制度管理・受託事業）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における以下の業務。 ・公園樹・街路樹の保全育成 公園樹及び街路樹の適切な管理の制度設計 ・受託事業：歳入・歳出 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ・他局・他部からの受託事業 市営住宅植栽工事（都市整備局） 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意			4.3	72,722		○		◆身近な生活環境向上に資する事務であり、地域の実情や住民ニーズに応じて細やかな対応ができる各特別区で判断の上実施。
		120	公園樹の保全育成（維持工事）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・公園樹の保全育成 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			0.0	335,711		○		同上
		121	公園樹の保全育成（維持工事）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・公園樹の保全育成（設計・工事発注） 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			1.5	0		○		同上
		122	公園樹の保全育成（維持工事）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における以下の業務。 ・公園樹の保全育成 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			1.4	9,476		○		同上
		123	街路樹の保全育成（維持工事）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における以下の業務。 ・街路樹の保全育成 街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			0.0	313,171		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		124	公共空間の緑化の推進（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における以下の制度設計。 ・地域ふれあい緑化 ・公共空間の花飾り	建設局	任意			0.0	0		○		同上
		125	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意			0.0	23,331		○		同上
		126	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化（設計・工事発注）	建設局	任意			0.6	0		○		同上
		127	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意			0.0	0		○		同上
		128	未来樹づくり協定（制度管理）	未来樹づくり協定における制度管理。	建設局	任意			0.1	0		○		同上
		129	未来樹づくり協定（維持管理）	市民のみなさんに自然を身近に感じられるように、土地所有者等と協定を締結し、本市が植樹した地域のシンボルとなる高木の維持管理業務。	建設局	任意			0.3	300		○		同上
		130	保存樹の保全育成（制度管理）	保存樹の保全育成における制度管理	建設局	任意			0.1	0		○		同上
		131	保存樹の保全育成（補助金交付）	市内に残る貴重な緑の保全育成のため保存樹、保存樹林等の維持管理を行う事業に対して補助金を交付及び要綱の管理。	建設局	任意			0.2	1,500		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		132	種から育てる地域の花づくり	種から育てる地域の花づくり運動を市域全域に浸透するよう展開させ、花と緑のまちづくりを推進する制度の管理。	建設局	任意			0.8	0		○		同上
		133	ふれあい花壇業務（制度管理）	市民が花と緑を守り育てる気運やまちづくりに参画する意識を高めるために、公園の一角を「ふれあい花壇」として提供し、地域の方々が主体的に花壇を設置・管理を行う制度の管理。	建設局	任意			0.1	0		○		同上
		134	ふれあい花壇業務（地域との調整業務等）	市民が花と緑を守り育てる気運やまちづくりに参画する意識を高めるために、公園の一角を「ふれあい花壇」として提供し、地域の方々が主体的に関るための調整業務。	建設局	任意			0.5	0		○		同上
		135	緑化の普及啓発	市民への緑化普及啓発を目的として、市民ボランティアであるグリーンコーディネーターの育成および緑化の普及啓発に関する情報を広報紙等の発注。	建設局	任意			0.7	4,105		○		同上
		136	公園・緑化普及啓発事業	グリーンコーディネーター等の緑化ボランティアとの花と緑を通した市民協働の展開により、市民自らが各地域で行う緑化普及活動のサポート業務。	建設局	任意			32.0	0		○		同上
		137	都市緑化フェアへの参画	自治体として、全国都市緑化フェアに参画するとともに、自治体出展花壇等を通じて、本市の公園・緑化施策のPRの実施及び参画に伴う調整業務。	建設局	任意			0.1	2,588		○		同上
		138	花と緑のフェスティバル等の開催業務	グリーンコーディネーターなどと協働で実施する花と緑のフェスティバル「はならんまん」など一般市民を対象に行催事を実施するための各団体との調整及び業者委託の設計・発注。	建設局	任意			1.4	3,000		○		同上
		139	緑化業務（寄付収受業務）	・寄付収受関係業務（現金）	建設局	任意			0.4	0		○		◆寄付収受事務であり、各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		140	緑化業務（寄付収受業務）	・寄付収受関係業務（物品）	建設局	任意			0.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		141	花と緑のまちづくり推進基金管理	大阪市の花と緑のまちづくり推進に資するためにある「花と緑の推進基金」の処分（取崩）及び繰入（積立）を行い、適正な基金の管理を行う。	建設局	任意			0.4	19,742		○		◆特別区で行う緑化推進にかかる基金の管理事務であり、地方公共団体で実施すべき事務であることから、特別区で実施。
12	産業廃棄物処理	142	産業廃棄物処理指導方針の策定等に関する事務	大阪市域の産業廃棄物処理の実情に合わせた指導方針を定めることを目的として次の事務を行う。 ・大阪市域の事業者に対する産業廃棄物処理に係る実態調査 ・実態調査結果を踏まえた産業廃棄物処理指導方針の策定及び改定	環境局	任意			0.0	0		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		143	産業廃棄物処理業者の規制に関する事務	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対して次の事務を行う。 ・産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可関係事務 ・産業廃棄物処理施設の設置許可・定期検査等に関する事務 ・熱回収施設の認定等に関する事務	環境局	法令	中核市		2.5	3,527		○		同上
		144	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務（事前協議関係事務）	産業廃棄物の処理施設の設置に係わって、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行う。	環境局	任意			0.5	15		○		同上
		145	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務（届出関係、土地の使用者に対する指導等関係）	産業廃棄物が発生する事業場の外で保管を行う場合について、事前の届出や帳簿の備付け等の自家保管に関する規制指導業務を行う。また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の使用者等に対する指導等を実施する。	環境局	任意			0.2	0		○		同上
		146	産業廃棄物排出事業者の規制に関する事務	産業廃棄物の排出事業者の責務に係る届出等 ・建設廃棄物の自ら保管の届出関係 ・産業廃棄物の多量排出事業者に関する計画・実施報告書関係 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書関係	環境局	法令	中核市		2.2	947		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		147	廃棄物が地下にある土地指定・形質の変更に関する事務（一般廃棄物の最終処分場にかかる事務を除く）	廃棄物が地下にある土地指定・形質の変更に関する次の事務を行う。 ・廃棄物埋立処分場の廃止等により地下に廃棄物が埋まっている区域（指定区域）を指定し、告示を行う ・指定区域に係る形質変更に関する届出等（一般廃棄物の最終処分場に係る事務（健康局）を除く。）	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		148	事業者からの報告徴収、措置命令等	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者等に対し報告徴収及び立入検査を実施し、改善及び措置命令を行う。	環境局	法令	中核市		2.0	648		○		同上
		149	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務	PCB廃棄物を処理計画期限内に適正な処理を確保することを目的として次の事務を実施する。 ・PCB廃棄物保管事業者の監視指導 ・PCB廃棄物に関する届出関係 ・中間貯蔵・環境安全事業㈱（JESCO）大阪PCB処理事業所の監視指導 ・PCB廃棄物及び使用機器に係る届出をしていない事業者の掘り起こし調査	環境局	法令	中核市		2.5	2,189		○		同上
		150	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務（大阪PCB廃棄物処理事業監視部会関係）	市民・事業者・行政の信頼関係に立脚したPCB廃棄物の適正処理の推進を図るため、近畿2府4県及び14政令市が参加する近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会で開催される大阪PCB廃棄物処理事業監視部会において、情報公開等の業務を行う。	環境局	任意			0.0	0		○		同上
		151	特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する事務	過去に不適正処分された産業廃棄物について都道府県等が行う対策を国が財政支援することを目的に産業廃棄物の除去等に関する計画を策定する。	環境局	法令	中核市		0.0	0		○		同上
		152	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	自動車リサイクル法に基づき、大阪市内で自動車ユーザー等から使用済自動車を引き取る事業（引取業）及び使用済自動車から冷媒として充填されているフロン類を回収する事業（フロン類回収業）を行う事業者の登録管理を行う。	環境局	法令	保健所設置市		0.2	36		○		同上
		153	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化等を目的に次の事務を実施する。 ・解体業及び破砕業の許可関係事務 ・関係事業者からの報告の徴収、立入検査	環境局	法令	保健所設置市		0.3	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		154	産業廃棄物情報管理システム運用管理事務	産業廃棄物情報管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			0.0	3,170		○		同上
13	産業廃棄物処理（特定施設整備）	155	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務	産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行う一群の施設の整備を、その周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置関係事務を行う。	環境局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施。
14	一般廃棄物処理	156	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物（3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物）を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受付ている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			0.8	0		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		157	し尿処理事業に関する事務（本課）	・し尿及び浄化槽等の汚泥の収集・運搬の許認可に関する事務を行う。 ・未水洗家屋のし尿を民間の許可業者に委託し収集する。 ・委託分も含め許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を、し尿流注場で受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送することに関する事務を行っている。	環境局	法令	一般市		1.0	13,560		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		158	し尿処理事業に関する事務（事業所）	許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を中浜流注場（城東区）で受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送する。	環境局	法令	一般市		2.0	0		○		同上
		159	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務（本課）	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。	環境局	任意			0.1	0		○		◆廃棄物の収集にあわせて行う、地域の安心・安全に関わるきめ細かな見回りであるため、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		160	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務（事業所）	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。	環境局	任意			0.0	0		○		同上
		161	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態（発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等）を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			0.8	12,113		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		162	粗大ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する粗大ごみや家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出されるごみの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。	環境局	法令	一般市		1.0	551,346		○		同上
		163	適正処理困難物の処理に関する事務	国が指定した適正処理困難な廃棄物の処理に関して、関係業界に対し適正処理可能な製品の開発や生産者による回収等の協力を求めるとともに、国に対して処理ルートの確立を要望している。 具体的には、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会や近畿地区適正処理困難指定廃棄物対策協議会を通じ、適正処理困難物に関する協議や情報の共有化等を行っている。	環境局	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		164	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務（本課）	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 また、集合式住宅の居住者及び管理者・所有者に対する分別排出の啓発用ビラを作成する。	環境局	法令	一般市		0.6	1,648		○		同上
		165	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務（事業所）	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施する。 また、集合式住宅の居住者及び管理者に対しては、分別排出の啓発用ビラを配付するとともに、分別排出に係る説明会の実施等を行う。	環境局	法令	一般市		8.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		166	資源ごみの選別業務委託等に関する事務	市民が排出する資源ごみ（空きびん・空き缶・ペットボトル・金属製の生活用品）を分別収集し、種類別に選別を行い、再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		1.4	352,840		○		同上
		167	容器包装プラスチックの異物除去業務委託等に関する事務	市民が排出するプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、異物除去等を行い、資源化を図る。	環境局	法令	一般市		1.4	556,945		○		同上
		168	許可業者が収集する家庭系資源ごみの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭から排出される資源ごみ（缶、びん、ペットボトル等）について、6か所の焼却工場内に設置したコンテナ又は直接に中継地2か所（東淀工場敷地内と平野工場併設）で受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		0.8	33,525		○		同上
		169	許可業者が収集する家庭系ごみの容器包装プラスチックの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭から排出される容器包装プラスチックごみについて、6か所の焼却工場内に設置した専用容器又は直接に中継施設1か所（舞洲工場）で受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		0.5	2,454		○		同上
		170	魚腸骨処理対策に関する事務（業の指定を除く）	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意			0.5	5		○		同上
		171	一般廃棄物収集運搬業者に対する規制指導に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に対する適正処理指導のほか違法行為の摘発・行政処分を行うとともに、許可業者に関する市民広聴に対応する。	環境局	法令	一般市		2.4	850		○		同上
		172	一般廃棄物収集運搬業の許可関係に関する事務（本課）	本課では、一般廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新・変更）申請に関する関係書類の審査(特に個人情報を扱う欠格条項の照会)や実地調査等の実施、許可に関する意思決定を行う。	環境局	法令	一般市		2.4	5,661		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		173	一般廃棄物収集運搬業の許可関係に関する事務 （事業所）	事業所では、一般廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新・変更）申請に関する関係書類の受理及び審査や実地調査等の実施を行う。	環境局	法令	一般市		3.2	0		○		同上
		174	一般廃棄物再生利用業の指定関係に関する事務	廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づき、大阪市長が再生利用されることが確実であると認めた、動植物性残渣・魚類の固形状粗（動植物性残渣）・揚げかす（動植物性残渣）・家電（特定用家庭機器一般廃棄物）・廃油（廃食用油に限る）・木くず（剪定枝に限る）に関する、申請に基づく再生輸送業及び再生活用業の指定、指定業者の指導監督を行う。	環境局	法令	一般市		1.0	0		○		同上
		175	一般廃棄物規制指導等運営事務（許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く）に関する事務	一般廃棄物の規制指導に関する企画運営（不動産の貸付や業界団体への委託料等）を行う。	環境局	任意			0.5	2,077		○		同上
		176	一般廃棄物規制指導等運営事務（配券・手数料）	一般廃棄物収集運搬業許可業者が本市処理施設に一般廃棄物を持ち込んだ際の処分手数料を徴収する。一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、一般廃棄物を搬入すべき処理施設を指定する。	環境局	法令	一般市		1.6	6,874		○		同上
		177	搬入票発行・作業対象名簿管理システム運用管理事務	搬入票発行・作業対象名簿管理システムにより、工場別の搬入実績や、一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集実績を把握することにより、一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集先・承認車両・搬入実績・手数料等のデータの作成や、搬入実績に基づく、搬入票の発行、許可業者の実態把握の資料としている。	環境局	任意			0.3	5,501		○		同上
		178	一般廃棄物収集輸送業務に関する事務（本課）	家庭から排出される一般廃棄物の収集輸送に関する次の事務を実施 ・ 普通ごみ収集業務 ・ 粗大ごみ収集業務 ・ 環境ごみ収集業務 ・ 資源ごみ収集業務 ・ 容器包装プラスチック収集業務 ・ 古紙・衣類収集 ・ その他一般廃棄物の収集に付帯する業務 本課では、収集輸送作業計画の策定や車両管理、事業所の業務に係る調整等を行っている。	環境局	法令	一般市		4.6	638,373		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		179	一般廃棄物収集輸送業務に関する事務（事業所）	家庭から排出される一般廃棄物の収集輸送に関する次の事務を実施 ・ 普通ごみ収集業務 ・ 粗大ごみ収集業務 ・ 環境ごみ収集業務 ・ 資源ごみ収集業務 ・ 容器包装プラスチック収集業務 ・ 古紙・衣類収集 ・ その他一般廃棄物の収集に付帯する業務 事業所では、収集輸送作業や車両の整備等を行っている。	環境局	法令	一般市		1735.5	767,004		○		同上
		180	家庭系ごみ収集輸送事業に係る新たな経営形態の検討に関する事務	家庭系ごみ収集輸送事業については、廃棄物処理事業のより一層の効率化を図るため、ごみの収集部門における民間活力の導入を推進することとし順次民間委託を拡大しており、引き続き、民間委託の拡大に向けた改革方策について検討を進める。	環境局	任意			2.7	0		○		◆地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等にかかる実施形態の検討であり、地域の生活環境の向上を図る観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		181	環境事業センター改革検討に関する事務	環境事業センターの業務運営の向上を図るため、服務規律の確保、交通事故防止、更なる業務の効率化等の諸課題について、ボトムアップによる課題解決をめざした取組を行う。	環境局	任意			1.8	0		○		同上
		182	普通ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する普通ごみの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。（平成28年4月1日から北区・都島区において民間委託を実施している）	環境局	法令	一般市		0.5	322,609		○		◆廃棄物の収集運搬業務を担う各特別区で判断うえ実施。
		183	ごみ量集計システム運用管理事務	・一般廃棄物のうち、直営収集分（普通ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・容プラごみ・環境ごみ等）及び事業者が搬入するごみ（一般搬入分、道路傭車ごみ）については、焼却工場でごみの搬入前後に計量を行ってデータ化し、ごみ搬入量を管理するごみ量集計システムにてデータ管理を行っている。	環境局	任意			1.0	11,409		○		◆廃棄物の量を把握するためのシステム運用事務であることから、廃棄物処理を行う各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		184	一般廃棄物処理手数料収納業務（本課）	一般臨時・継続搬入手数料収納業務 ・本市では大阪市内の市民や事業者が自ら焼却工場に一般廃棄物を搬入できる制度として、自己搬入制度を行っている。自己搬入制度は、搬入期間によって一般臨時搬入と一般継続搬入の区分がある。 ・一般臨時搬入は、1回ごとにごみ搬入希望者が焼却工場へ申し込みを行うもので、搬入1回ごとに焼却工場で処分手数料を即時徴収し、工場職員が収入金を納付している。 ・一般継続搬入については、一般臨時搬入の実績のある搬入者（週に1回以上かつ6か月間継続）のうち、事前申込で焼却工場への搬入を当局へ申し出た方を、継続搬入者として認め、焼却工場へ搬入している。この一般継続搬入分の処分手数料については、月末締めで翌月に1か月分をとりまとめて、本課が納入通知書を発行して徴収している。 粗大ごみ処理手数料収納業務 ・本市では粗大ごみを有料収集している。また、粗大ごみ処理手数料券の販売をスーパー、コンビニエンスストア分、郵便局等に粗大ごみ処理手数料収納業務を委託している。 ・粗大ごみ処理手数料券取扱店は市民に販売した同手数料券販売額を月単位で取りまとめ、当課へ実績報告書を提出する。この実績に基づき、同取扱店に対して納入通知書を発行し、手数料を収納している。	環境局	法令	一般市		1.0	0		○		◆地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		185	一般廃棄物処理手数料収納事務（事業所）	粗大ごみ処理手数料収納業務 ・本市では粗大ごみを有料収集している。また、粗大ごみ処理手数料券についてはスーパー、コンビニエンスストア分、郵便局以外に各環境事業センターでも販売を行っている。各センターでは同手数料収入金を翌日中に納付書にて銀行等に納付している。 臨時搬出ごみ手数料収納業務 ・地域活動協議会等団体が主催する行事から発生するごみについて、収集依頼があった場合に直営でごみ収集を行い、50kgまでごとに1,350円の処理手数料を徴収している。納付方法については粗大ごみと同様である。 火事ごみ臨時搬出分手数料収納業務 ・火災ごみについて、センターでごみ収集を行った場合、有料収集となり、50kgまでごとに900円の手数料を徴収している。納付方法については粗大ごみと同様である。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		186	一般搬入事務（本課）	廃棄物の排出者の申し出に基づき、排出者自身が自ら車両によりその廃棄物を本市処理施設へ搬入を行う際に、搬入券交付や指導等を行う。本課では、制度設計、継続搬入の搬入券交付や搬入指導を行い、事業所では、継続搬入の受付及び搬入物の審査を行うとともに、臨時搬入の火事跡ごみ・災害ごみの受付及び現場確認を行う。	環境局	法令	一般市		0.8	735		○		同上
		187	一般搬入事務（事業所）	廃棄物の排出者の申し出に基づき、排出者自身が自ら車両によりその廃棄物を本市処理施設へ搬入を行う際に、搬入券交付や指導等を行う。本課では、制度設計、継続搬入の搬入券交付や搬入指導を行い、事業所では、継続搬入の受付及び搬入物の審査を行うとともに、臨時搬入の火事跡ごみ・災害ごみの受付及び現場確認を行う。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		188	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（本課）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う。本課では、関係局である区役所、福祉局との連絡調整や、審議会の運営、臭気測定を行う。なお、行政指導、行政処分、経済的・社会的支援については、区役所及び福祉局が所管となっている。	環境局	任意			0.4	2,506		○		同上
		189	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（事業所）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う。事業所では、区役所からの情報提供を受けて、現地確認や調査、立入等を連携して行う。	環境局	任意			0.0	0		○		同上
		190	南港地区管路輸送施設の代替設備設置に関する事務	南港地区における管路輸送施設を廃止し普通ごみ収集への移行に向けた、ごみ置き場等の代替設備の設置と事業廃止後に不要となる管路輸送施設の処置等を実施する。	環境局	任意			5.6	142,466		○		同上
		191	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合との連絡調整に関する事務	必要な経費について、ごみ量割を基本とした分担金として負担するとともに、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合との連絡調整を通じて、長期的・安定的なごみ焼却処理体制の構築と事業運営を行う。	環境局	法令	一般市		1.4	8,306,065		○		◆廃棄物処理のために各特別区が域内の廃棄物の量に応じて負担すべきものであるため、各特別区で実施。
		192	最終処分場の確保に関する事務	大阪湾広域処理場整備事業（フェニックス計画）に参画することにより、長期的・安定的な最終処分場の確保を図るとともに、北港処分地の延命化に努める。（企画調整業務）	環境局	法令	一般市		0.4	18,205		○		◆最終処分場所の確保にかかる事務であり、廃棄物行政を担う各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		193	最終処分場の確保に関する事務	大阪湾広域処理場整備事業（フェニックス計画）に参画することにより、長期的・安定的な最終処分場の確保を図るとともに、北港処分地の延命化に努める。	環境局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		194	北港処分地に関する事務	廃棄物の最終処分場である、北港処分地に関する港湾管理者等との調整事務を行う。	環境局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		195	最終処分場に関する事務	最終処分場である、北港処分地等に関する港湾管理者等との調整事務を行う。	環境局	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		196	廃棄物処理技術調査	廃棄物処理技術の調査研究を行う。	環境局	任意			0.0	0		○		◆地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		197	汚染負荷量賦課金（閉鎖した焼却工場分）	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、前年に排出した硫黄酸化物（SOx）量と昭和57年から昭和61年の5年間の間に排出した硫黄酸化物（SOx）量に応じて、定められた算出方法に基づき汚染負荷量賦課金を支払う。	環境局	任意			1.2	38,455		○		◆より地域の実情に応じた廃棄物処理にかかる事務であり、地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		198	八尾工場関連施設建設費交付に関する事務	八尾工場の建替えに伴う工場関連施設として八尾市が温水プールを建設し、その建設費を八尾市との協議に基づき、八尾市が本市の負担額分も含めて起債を充当していることから、その元利償還額を年度ごとに交付する。	環境局	任意			0.2	50,796		○		同上
		199	他団体等への派遣事務（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合）	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への派遣業務	環境局	任意			93.0	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		200	他団体等への派遣事務（大阪湾広域臨海環境整備センター）	大阪湾広域臨海環境整備センターへの派遣業務	環境局	任意			10.0	0		○		同上
15	環境美化、減量・リサイクル	201	一般廃棄物の減量・リサイクルの総合的推進（食品リサイクル）に関する事務	食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について総合調整を行う。	環境局	任意			0.4	0		○		◆より地域の実情に応じた廃棄物減量等の対策による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		202	循環型社会形成の推進に関する事務	平成23年10月に制定（平成24年4月1日施行）した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意			0.0	0		○		◆より地域の実情に応じた環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		203	一般廃棄物処理計画に関する事務及び廃棄物減量等推進審議会の運営に関する事務	本市域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、その進捗状況の管理を行うとともに、今後の廃棄物行政の総合調整を行う。 また、本市の一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するために設置した「大阪市廃棄物減量等推進審議会」の運営に係る事務を行う。	環境局	法令	一般市		0.8	854		○		◆より地域の実情に応じた廃棄物処理に関する計画を策定し、実施することによる地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		204	容器包装廃棄物の分別収集計画関係事務	本市域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めるとともに、その進捗状況の管理を行う。	環境局	法令	一般市		0.1	0		○		◆より地域の実情に応じた廃棄物処理にかかる事務であり、地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		205	古紙・衣類収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する古紙・衣類の収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。 （平成27年4月1日から2行政区（北区・都島区）において実施。平成28年４月１日から3行政区（西区・港区・大正区）においても実施）	環境局	法令	一般市		2.1	159,953		○		同上
		206	資源ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する資源ごみの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。（平成27年4月1日から2行政区（北区・都島区）において実施。	環境局	法令	一般市		1.0	71,957		○		同上
		207	容器包装プラスチック収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する容器包装プラスチックの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。（平成27年4月1日から2行政区（北区・都島区）において実施。	環境局	法令	一般市		1.0	71,957		○		同上
		208	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査（詳細な組成分析）等の実施	環境局	任意			0.2	6,888		○		◆より地域の実情に応じた廃棄物処理に関する計画を策定するための基礎データの収集・分析を行うものであることから、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		209	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（本課）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 本課（事業管理課）は各事業の総括事務を行う。	環境局	任意			1.4	7,508		○		◆より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、特別区で実施。
		210	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（事業所）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 事業所（環境事業センター）は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			6.3	0		○		同上
		211	公衆トイレ整備事業に関する事務（本課）	環境局が所管する27か所の公衆トイレの維持管理を行っている。本課（事業管理課）では、それらに関する統括事務を行っている。 また定期的な清掃業務の民間委託に関する事務を行っている。なお、小修理等は直営で行っている。	環境局	法令	一般市		1.0	56,085		○		◆より地域に密着した環境衛生施策による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		212	公衆トイレ整備事業に関する事務（事業所）	環境局が所管する27か所の公衆トイレ維持管理に係る巡回点検及び小修理等を行っている。	環境局	法令	一般市		2.0	0		○		同上
		213	路上喫煙対策事業(審議会・禁止地区等関係)に関する事務	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収などの事業を実施している。本課（事業管理課）では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当4局（環境局、健康局、危機管理室、消防局）内の事務局として運営している。	環境局	任意			1.8	60,101		○		◆より地域に密着した取組による地域の快適な生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		214	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度)に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市的な普及啓発、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。	環境局	任意			0.2	1,847		○		同上
		215	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度)に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。 事業所(環境事業センター)では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との調整並びに啓発等を行っている。	環境局	任意			6.4	0		○		同上
		216	不法投棄家電4品目の再商品化業務に関する事務	不法投棄された廃家電4品目を回収し、再商品化可能なものについては、家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、再商品化を図る。	環境局	法令	一般市		0.4	10,105		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		217	乾電池などの拠点回収事業に関する事務(本課)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・使用済小型家電・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施するための事業計画の企画立案、進捗管理を行う。	環境局	法令	一般市		0.5	10,613		○		同上
		218	乾電池などの拠点回収事業に関する事務(事業所)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・使用済小型家電・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施する。	環境局	法令	一般市		5.8	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		219	資源集団回収活動に関する事務（本課）	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、資源集団回収活動等を行う住民団体等への支援や表彰に関する事務を局で総括的に行っている。	環境局	任意			3.0	90,401		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。
		220	資源集団回収活動に関する事務（事業所）	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、本市環境事業センターの所管区内における資源集団回収活動等を行う住民団体への支援や表彰に関する事務を行っており、普及啓発や新たに活動を実施する住民団体への制度説明や対応など、資源集団回収活動の促進を図るため、地域との窓口となっている。	環境局	任意			6.1	0		○		同上
		221	地域住民（大阪市廃棄物減量等推進員）との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務（本課）	地域におけるごみ減量・3Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセールの企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 廃棄物減量等推進員委嘱事務については、各環境事業センターにおいて推薦の取りまとめを行い、本課にて委嘱手続きを行い、環境事業センターを通じて推進員に委嘱を行う。 啓発事業については、環境事業センターにおいて推進員等との協働により、具体的な実施計画から啓発の実施までを行う。	環境局	法令	一般市		1.3	10,228		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		222	地域住民（大阪市廃棄物減量等推進員）との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務（事業所）	地域におけるごみ減量・3Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセールの企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 廃棄物減量等推進員委嘱事務については、各環境事業センターにおいて推薦の取りまとめを行い、本課にて委嘱手続きを行い、環境事業センターを通じて推進員に委嘱を行う。 啓発事業については、環境事業センターにおいて推進員等との協働により、具体的な実施計画から啓発の実施までを行う。	環境局	法令	一般市		7.4	0		○		同上
		223	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（本課）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。	環境局	任意			0.6	0		○		同上
		224	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（事業所）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。	環境局	任意			5.9	3,797		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		225	ごみ減量キャンペーンに関する事務（本課）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。 区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。	環境局	任意			1.2	1,555		○		同上
		226	ごみ減量キャンペーンに関する事務（事業所）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。 区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。	環境局	任意			2.0	0		○		同上
		227	ごみ減量・3R啓発推進事務（本課）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。本課においては事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施するとともに、予算執行を行う。	環境局	任意			0.7	2,230		○		同上
		228	ごみ減量・3R啓発推進事務（事業所）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。 事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。	環境局	任意			5.4	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		229	大規模事業所等に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務（本課）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務付けるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかについて、事業所職員が中心となり指導等を行っている。また、本課としても必要に応じて立入検査を行い、指導や助言を行うとともに、その指導等における各種集約や、職員研修・特定建築物の廃棄物管理責任者向けの講習会の企画・運営等を行う。	環境局	法令	一般市		2.4	3,164		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		230	大規模事業所等に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務（事務所）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務付けるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかについて、事業所職員が中心となり指導等を行っている。また、本課としても必要に応じて立入検査を行い、指導や助言を行うとともに、その指導等における各種集約や、職員研修・特定建築物の廃棄物管理責任者向けの講習会の企画・運営等を行う。その他排出事業者に関する苦情対応（排出実態調査含む）、野焼き苦情対応を行う。	環境局	法令	一般市		28.6	0		○		同上
		231	特定建築物管理システム運用管理事務	特定建築物管理システムにより、指導対象建築物のデータを把握するとともに、減量計画書に記載し提出された前年度実績、当年度計画について集計を行う。また、前年度の立入結果の評点を整理し、本年度の立入検査時に必要な資料を作成するとともに表彰等の基礎資料としている。	環境局	任意			0.2	1,230		○		同上
		232	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（本課）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。本課は、企画・運営を行う。	環境局	任意			0.8	712		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		233	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（事業所）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。事業所では、本課が企画・運営を行うにあたり、それぞれの事業所が担当する特定建築物についての功績内容の精査・確認、表彰対象建築物の選定を行う。また、表彰当日の運営についても従事する。	環境局	任意			3.2	0		○		同上
		234	事業系一般廃棄物の適正処理に向けた普及啓発に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と、適正処理を推進するため、再生利用可能な廃棄物はリサイクルルートへ誘導するとともに、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分、適正処理を求め、排出事業者責任に基づく適正処理を徹底するため、パンフレット作成・セミナー開催による啓発を行っている。	環境局	法令	一般市		1.0	1,573		○		◆より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から、各特別区で実施。
		235	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と適正処理を推進するため、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施しており、展開検査により産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。	環境局	法令	一般市		1.8	41,262		○		同上
		236	環境美化運動推進基金積立金に関する事務	運用利子を基金へ積み立て、環境美化運動の推進を図る事業等の資金に充てることを目的としている。	環境局	任意			0.0	1,246		○		◆地域に密着した環境美化運動の推進により地域の生活環境の向上を図るものであることから、各特別区で実施。
16	斎場・霊園	237	斎場の管理運営に関する事務（本課）	市立斎場の適正な管理運営（指定管理者の履行確認や連絡調整）及び斎場施設の修繕（予算要求、契約事務）を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市		5.3	683,899			○一組	◆より地域に密着した環境衛生行政による地域の生活環境向上の観点及び施設の偏在性から、特別区の一部事務組合等で実施。
		238	斎場の管理運営に関する事務（事業所）	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、使用許可を行ったのち、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う。また、通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の保安点検等の維持管理業務を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市		21.0	211,433			○一組	同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		239	葬祭場（やすらぎ天空館）の運営に関する事務	会葬者1,000人規模の大式場（間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能）を提供する。 ・やすらぎ天空館（阿倍野区）	環境局	任意			0.4	8,386			○一組	同上
		240	霊園の管理運営に関する事務 ※【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市		3.4	827,107			○一組	同上
		241	施設等整備企画事務に関する事務（斎場・大規模霊園等）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区） ・瓜破霊園（平野区）、服部霊園（豊中市）、泉南メモリアルパーク（阪南市）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）	環境局	任意			2.7	0			○一組	同上
		242	斎場予約受付システム運用管理事務	斎場予約受付システムの運用管理を行う。	環境局	任意			0.3	6,947			○一組	同上
		243	霊園管理システム運用管理事務【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			0.5	9,273			○一組	同上
		244	霊園の管理運営に関する事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務 ・小規模霊園等　59箇所	環境局	要綱等	一般市		2.0	51,099		○		◆より地域に密着した環境衛生行政による地域の生活環境向上の観点から、小規模霊園等については、各特別区が実施。
		245	霊園管理システム運用管理事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			0.1	0		○		同上
17	内部事務	246	局庶務業務（総務課）	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書逓送業務、内部統制体制、情報公開関係業務、災害対策業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意			26.6	283,169		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		247	局事業総合企画に関する事務	運営方針の進捗管理や改革関連事務その他局所管の事務事業に係る総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備等の事務を行う。	環境局	任意			2.2	0		○		同上
		248	庶務業務（企画課）	企画課における庶務関係業務 （市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務など）	環境局	任意			0.7	1,497		○		同上
		249	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務 ・局保有車両の保険に関する業務 ・コンプライアンス関係業務	環境局	任意			20.0	113,412		○		同上
		250	庁内環境管理計画に関する事務	大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意			0.2	201		○		同上
		251	庶務業務（環境施策課）	環境施策部環境施策課における庶務関係業務（市会関係業務、予算・決算業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、安全衛生関係事務　など）	環境局	任意			1.7	8,713		○		同上
		252	庁内の省エネ・節電対策に関する事務（省エネ・節電対策の総括）	庁内における省エネ・節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行う。	環境局	任意			0.2	0		○		同上
		253	庶務業務（環境管理課）	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境管理部門における研修の企画実施	環境局	任意			5.5	89,890		○		同上
		254	庶務業務（産業廃棄物規制担当）	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意			0.5	372		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		255	事業管理課運営業務に関する事務	ごみの収集輸送等に関する総合的企画等（事業所間の連絡調整やパンフレット、スケールカード、地図等物品の発注等）を行う。	環境局	法令	一般市		6.7	54,040		○		同上
		256	庶務業務（事業管理課）	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意			1.1	1,719		○		同上
		257	庶務業務（家庭ごみ減量課）	事業部家庭ごみ減量課の庶務業務 （市会関係業務、計理・予算決算業務、各種照会回答業務等）	環境局	任意			0.8	2,241		○		同上
		258	庶務業務（一般廃棄物指導課）	事業部一般廃棄物指導課の庶務業務 （市会関係業務、計理、予算決算業務等）	環境局	任意			1.0	2,791		○		同上
		259	施設等整備企画事務に関する事務（屋内プールや集会施設等区関連施設）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・ 屋内プール ： 3施設 ・ さざんか会館 ： 1施設 ・ 桜島地区集会所 ： 1施設 ・ 鶴見区緑地帯 ： 1施設 ・ 小規模霊園等 ：59施設（引継霊園：54施設含む） ・ 共同利用施設（航空機騒音対策）：8施設 ・ 東淀工場付帯施設（エコホール江口）：1施設	環境局	任意			1.4	0		○		同上
		260	施設等整備企画事務に関する事務（その他施設）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・環境事業センター （11箇所：北部（北区）、東北（東淀川区）、城北（鶴見区）、西北（西淀川区）、中部（東住吉区）、中部出張所（浪速区）、西部（大正区）、東部（生野区）、西南（住之江区）、南部（西成区）、東南（平野区）） ・資源ごみ中継地 （5箇所：鶴見区、西淀川区、大正区、平野区、東淀川区） ・容器包装プラスチック中継施設 （6個所：此花区、住之江区、西淀川区、鶴見区、平野区、東淀川区） ・中浜流注場（城東区） ・リフレうりわり（平野区）　　ほか	環境局	任意			4.4	0		○		同上
		261	工場跡地等整備に関する事務（もと大正工場）	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。 ・もと大正工場（大正区）　平成25年度停止	環境局	任意			0.2	2,317		○		◆施設跡地活用等は地域のまちづくりの観点から、特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		262	工場跡地等整備に関する事務（もと南港工場・もと港工場）	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。 ・もと南港工場（住之江区）　平成20年度停止 ・もと港工場（港区）　平成21年度停止	環境局	任意			0.4	80,966		○		同上
		263	工場跡地等整備に関する事務（もと森之宮工場・もと建替計画用地）	閉鎖した焼却工場等跡地等の保全実施及び跡地等の利用を進める。 ・もと森之宮工場（城東区）　平成24年度停止 ・もと森之宮工場建替計画用地（城東区）	環境局	任意			1.4	16,476		○		同上
		264	庶務業務（施設管理課）	総務部施設管理課における庶務関係業務（市会関係業務、予算・決算業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、安全衛生関係事務など）	環境局	任意			6.3	2,029		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		265	鶴見区緑地帯の管理に関する事務	鶴見区緑地帯維持管理及び倉庫の貸し付けに向けた事務等を行う。	環境局	任意			0.3	4,341		○		◆区事業用地等の管理事務であることから、それぞれ施設所在の特別区で実施。
		266	鶴見工場搬入路の管理に関する事務	鶴見工場搬入路の維持管理等（路面状況の確認、舗装補修、境界確定、認定道路として所管替の協議）にかかる事務を行う。	環境局	任意			0.5	0		○		同上
		267	焼却工場・環境事業センター底地整理に関する事務	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が所管する工場用地（焼却工場）と環境局が管理するべき土地（環境事業センター）の管理区分等を明確（底地整理）にし、より適切な管理を行うために境界確定及び登記等に関する事務を行う。 ・鶴見工場、城北環境事業センター（鶴見区） ・西淀工場、西北環境事業センター（西淀川区）	環境局	任意			0.5	0		○		同上
		268	グリーン購入法に関する事務	地球温暖化問題や廃棄物問題など地球環境問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から使用、廃棄までのライフサイクル全体の環境負荷を低減することが必要である。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、「大阪市グリーン調達方針」を定め、物品及び役務（以下「物品等」という。）の効率的な利用やリサイクルを促進するとともに、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図る。	環境局	任意			0.6	10		○		◆各地方公共団体における環境に配慮した物品調達の方針であることから、各特別区で実施。
		269	電力調達にかかる入札集約化に関する事務	地球温暖化対策推進本部事業として、環境に配慮した電力調達を推進し、温室効果ガス等の削減を図るため、所属横断的に対象施設を集約化し、入札を実施する。	環境局	任意			0.5	0		○		◆各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		270	省エネルギー改修（LED化）に関する事務	地球温暖化対策推進本部事業として、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を推進させ、市民・事業者の先頭に立った率先行動として、大阪市役所が温室効果ガス排出量の削減及び光熱費削減効果を早期に発現させることを目的とし、本市実行計画〔事務事業編〕に相当する「政府実行計画」が掲げる取組み内容を踏まえ、費用対効果を検証しながら対象施設を選定し、省エネルギー改修（LED化）を推進する。	環境局	任意			0.9	0		○		同上
		271	フロン排出抑制法にかかる事務	第一種特定製品の保守・点検の徹底を周知し、自主的なフロンの適正管理を促すとともに、大阪市役所全体の保有機器のフロン類算定漏えい量をとりまとめ、一定以上の漏えいがある場合、国へ年1回報告を行う。	環境局	任意			0.2	0		○		同上
		272	庶務関係等業務（環境規制）	・予算、決算に関する業務 ・市会対応に関する業務 ・国や他自治体からの照会等に関する業務 ・各種会議への参画 ・公害防止対策関係業務（窒素酸化物排出状況調査等） ・市民からの問合せ、公害等の苦情対応 ・環境保全監視グループとの連絡調整業務	環境局	任意			4.8	0		○		同上
		273	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務（本市の市長部局で保管されている安定器の処理関係）	本市の市長部局で保管されている安定器について、計画的な処理を図る。	環境局	任意			1.3	1,477,526		○		同上

《6. 産業・市場》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	成長分野の企業支援等	1	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の推進	政策企画室	任意			0.3	0	○			◆大阪の成長の実現に向け、大阪全体の視点から統一的な戦略・方針を確立するため、広域で実施。
		2	企業等の誘致に関する事務【府等との連携事業等】	・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る ・大阪府と連携した地方税軽減制度を活用し、「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリアへのターゲット企業の集積を図る ・MICEの開催を通じた観光消費の拡大を図るとともに、大阪に集積する産業分野を活かしたビジネスやイノベーションの機会を創出するため、大阪府、経済界、大阪観光局と連携して戦略的にMICE誘致を推進する	経済戦略局	任意			3.0	250,391	○			◆ハイエンド都市の実現、大阪産業の成長に向けた企業誘致等については、広域で実施。
		3	総合特区に関する事務	総合特区法に基づく国際戦略総合特区制度を活用し、「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」において、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を講じることにより、地域そして国の発展を牽引する成長戦略拠点を形成する。	経済戦略局	法令	地方公共団体		1.6	2,468	○			◆大阪の成長戦略を進めるうえで重要なまちづくり施策に対する支援であり、本制度を活用して実施するまちづくり施策の所管に合わせ、広域で実施。
		4	有望企業への重点的支援事業	【大阪トップランナー育成事業】 医療・介護・健康分野等において新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業化をめざすプロジェクトを発掘・認定し、認定を行ったプロジェクトに対して、コーディネータが伴走し、経営ノウハウ提供を中心としたソフト面での継続的サポートを実施することにより認定プロジェクトの事業化を促進するとともに中小企業の新規プロジェクトの創出を促進する。	経済戦略局	任意			2.0	83,949	○			◆大阪の成長を支える重要分野への支援、新たな産業の創出、海外展開などの事務であるため、広域で実施。
		5	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	「クリエイティブネットワークセンター大阪」を拠点として、クリエイター同士のネットワークづくりを進め、クリエイター、団体、企業とのイベント連携により新たな価値を情報発信するとともに、ものづくり企業などと協働を促進し、付加価値の高い製品やサービスを創出する。	経済戦略局	任意			1.1	95,227	○			同上
		6	科学技術の振興事務	大阪に集積する大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に活かし、産業の振興や人材の育成が図られるよう、大阪市の持続的な成長に欠かすことのできない事務事業を推進するため、これらの事業の根幹をなす科学技術の振興に取り組む。 また、高度な専門知識を有する人材が豊富で、貴重な知的資源である大学のポテンシャルを市域内で活用する仕組みとして、都心部に今後の大阪の発展に資する大学等と連携した人材育成中核拠点「キャンパスポート大阪」（北区）を設置し、大学の連携組織である大学コンソーシアム大阪に賃貸することで、人材育成機能を発揮する。	経済戦略局	任意			1.6	11,710	○			◆大学等と連携して大阪の成長に必要な人材の育成を進める事業であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	成長分野の企業支援等	7	グローバルイノベーション創出支援事業	うめきたに開設した「大阪イノベーションハブ（OIH）」（北区）を拠点に、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、国内外から人材・情報・資金を誘引して、新製品・新サービスにつながるプロジェクトの創出・推進支援を行う「場」と「仕組み」づくりに取り組む。	経済戦略局	任意			6.4	162,734	○			◆大阪の成長を支える重要分野への支援、新たな産業の創出、海外展開などの事務であるため、広域で実施。
		8	ファンド運営のモニタリング事務	出資者としての、グローバルイノベーションファンドの運営状況の確認　など	経済戦略局	任意			1.1	1,507	○			◆大阪の成長を支える重要分野への支援等に係る事業に関連する事務であるため、広域で実施。
		9	サイバーフィジカルシステム（CPS）を活用したビジネス創出事業	CPS／IoTに特化した起業家育成プログラムを実施し、新たなビジネス分野であるCPS／IoTを活用した事業展開を行う事業者を輩出するとともに、大阪がCPS／IoTを活用した新しいビジネスの集積地になることを目的とする。	経済戦略局	任意			0.8	19,525	○			◆今後の大阪の成長を支えることが期待される産業分野に特化した創業支援事業であるため、広域で実施。
		10	水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で設立した「大阪水・環境ソリューション機構」に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意			0.1	0	○			◆国際的な水・環境問題の解決に向けた技術支援であるため、広域で実施。
		11	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び（一財）大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	・昭和60年に開業したインターナショナル エキシビションセンター，オオサカ（インテックス大阪）（住之江区）の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。 ・インテックス大阪の建設当初から施設の管理運営を実施してきた（一財）大阪国際経済振興センターの監理事務を実施。	経済戦略局	任意			1.8	262,644	○			◆広域産業基盤のインフラであり、広域で実施。
		12	地方独立行政法人大阪市立工業研究所関係業務	設立団体として、理事長等の任命や中期目標の策定、中期計画の認可、財務諸表の承認等法令に基づく事務の他、法人の事業進捗及び予算の管理等を行う。 ※平成29年度に(地独）大阪市立工業研究所は、(地独）大阪府立産業技術総合研究所と合併し、(地独)大阪産業技術研究所を設立。	経済戦略局	法令	地方公共団体		2.9	1,207,322	○			◆府下のものづくり企業の技術支援を一元的に行う公設試験研究機関であり、広域で実施。
		13	地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣	地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣。 ※平成29年度に(地独）大阪市立工業研究所は、(地独）大阪府立産業技術総合研究所と合併し、(地独)大阪産業技術研究所を設立。	経済戦略局	任意			2.0	0	○			◆広域で運営する公設試験研究機関に係る人員の派遣であり、広域で判断の上実施。
		14	創業・新事業創出・経営革新支援事業	・地域の中小企業を対象として、大阪産業創造館（中央区）において中小企業支援事業を実施 ・（公財）大阪市都市型産業振興センターが大阪産業創造館を活用し、個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施	経済戦略局	任意			4.9	330,843	○			◆大阪の成長を支える重要分野への支援等に係る事業に関連する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	成長分野の企業支援等	15	産創館施設管理運営	・中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」（中央区）の施設管理運営 ・延べ床面積　23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設 ・施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施	経済戦略局	任意			1.0	308,068	○			◆大阪の成長を支える重要分野への支援等に係る事業に関連する事務であるため、広域で実施。
		16	（公財）大阪市都市型産業振興センターへの派遣	公益財団法人大阪市都市型産業振興センターへの派遣。	経済戦略局	任意			3.0	0	○			◆広域へ移管予定の事業に関連する派遣であり、広域で判断の上実施。
2	地域の企業支援等	17	企業等の誘致に関する事務【市内投資促進事業等】	・進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る ・企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う ・「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリア等へのターゲット企業の集積を図る	経済戦略局	任意			4.0	73,542		○		◆地域の特性や強みを活かし、まちづくりと密接に関わる企業誘致については、各特別区で判断の上実施。
		18	国家戦略特区制度に関する事務	国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区制度にかかる区域会議やワーキンググループの円滑な運営、綿密な連携により、効果的に特区制度を推進する。 また国家戦略特区における規制改革や税制・金融措置の新たな措置や制度提案を行ない、都市間競争に打ち勝つための環境整備をすすめ、国の成長をリードする仕組みをつくる。	経済戦略局	法令	地方公共団体		1.3	352		○		◆国家戦略特区の提案・申請は特別区も可能であり、国家戦略特区制度の活用を図るかどうかは各特別区で判断の上実施。
		19	国家戦略特区関連事業	世界の都市間競争に打ち勝つための環境整備を進めるため、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区制度を活用し、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する事業について、制度設計や関係機関との調整などを行う。	経済戦略局	法令	地方公共団体		1.4	385		○		◆国家戦略特区制度を活用して推進する事業の調整等に関する事務であり、制度を活用する事業の所管に合わせ、各特別区で実施。
		20	構造改革特区に関する事務	構造改革特区法に基づく構造改革特区制度を活用し、民間企業等の取組み等の妨げとなっている国の規制について、制度提案を行う等により、地域を限定した規制の特例措置を受け、構造改革を進めることで、地域の活性化を推進する。	経済戦略局	法令	地方公共団体		0.7	20		○		◆構造改革特区に関する窓口業務であり、特別区において構造改革特区法の活用を図るかどうかは各特別区で判断の上実施。
		21	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	・大阪市がアジア太平洋地域の主要経済都市（13都市）と提携するビジネスパートナー都市のネットワークの活用・強化を図るとともに、専門家によるアドバイス等、海外販路開拓にかかるきめ細やかな支援などにより、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を実施 ・日本貿易振興機構（ジェトロ）の研修生受入制度を活用して、職員をジェトロへ派遣し、大阪市の今後の国際ビジネスの中核を担う国際人材を育成	経済戦略局	任意			1.8	62,090		○		◆地元中小企業の国際化・活性化に向け、地域の特性や強みを活かした支援事業を展開するため、地元企業に近くニーズをくみ取りやすい各特別区で判断の上実施。
		22	輸出手形保険　てん補金回収事務	大阪市が過去に輸出手形保険制度に基づいて支払ったてん補金にかかる回収納付金の収納事務。	経済戦略局	任意			0.1	0		○		◆大阪市が過去に輸出手形保険制度に基づき支払ったてん補金に係る回収納付金収納事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	地域の企業支援等	23	ものづくり関連事業	・同一の職業に従事し社会に貢献している功労顕著な、中小企業に働く技能者及び優秀な技能を有する青年技能者を顕彰する中小企業技能功労者表彰を実施 ・ものづくり人材育成事業：大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会を実施 ・大阪市泉尾賃貸工場（テクノシーズ泉尾）（大正区）事業 ・地域のものづくり企業への企業訪問を通じて施策PRとともに、企業ニーズを踏まえ適切な施策へ誘導を行う ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と伝統工芸品展を開催など	経済戦略局	任意			4.0	729		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から、各特別区で判断の上実施。
		24	地域経済活力創造事業に関する事務	【地域経済活力創造制度】 区役所のコーディネートのもと、地域の商店街やものづくり企業、商工団体、住民、NPOなど多様な主体が協働し、一体となって実施する地域経済活性化事業を支援するため、区役所に予算配付する。 ※平成28年度は中央区役所のみ（平成29年度は実施予定なし） 【区役所における経営相談】 地域の事業者が身近な場所で経営相談が受けられるよう、区役所と連携して区役所経営相談を実施する。	経済戦略局	任意			1.0	782		○		◆顧客（企業）の身近で提供する観点から、各特別区で判断の上実施。
		25	産業振興施設等維持管理運営業務	【市有財産（地域産業振興施設等）にかかる貸付契約の適正な履行及び維持管理等業務】 ・地域産業振興施設として貸付している施設の法令点検等の維持管理及び適宜の修繕補修を行い、建物賃料の収入を確保 ・産業振興事業などの用地として貸し付けている土地の適正な管理とともに、土地賃料の収入を確保 【供用廃止した市有財産の処分に向けた商品化】 ・供用廃止後の市有財産の適正な維持管理及び売払い処分などに向けた各種調査等を実施	経済戦略局	任意			7.5	179,768		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から、各特別区で判断の上実施。
		26	小売市場施設の管理に関すること	・小売市場条例廃止後に小売市場等として民間に賃貸している市有財産（土地・建物）の維持管理及び財産管理業務 ・事業用途の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の商品化及び維持管理	経済戦略局	任意			5.9	62,355		○		同上
		27	商業魅力向上事業（ハード事業）	商店街等のハード事業への助成。	経済戦略局	任意			4.0	26,220		○		◆顧客（企業）の身近で提供する観点から、各特別区で判断の上実施。
		28	商業魅力向上事業（ソフト事業）	商店街等のソフト事業への助成。	経済戦略局	任意			1.0	13,241		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	地域の企業支援等	29	大阪商店街にぎわいキャンペーン事業に関する事務	市内商店街の元気と魅力を幅広く発信し、商店街への集客・回遊・販売を促進するため、大阪市商店会総連盟と分担事業として実施。	経済戦略局	任意			0.5	3,500		○		◆住民の生活に深く関連する商店街の振興を図る観点から、各特別区で判断の上実施。
		30	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など。	経済戦略局	任意			2.6	7,270		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から、各特別区で判断の上実施。
		31	コミュニティビジネス（CB）への支援	・コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施 ・CB/SBの創業から自立化までの成長段階に応じた一貫した支援体制を確保するとともに、事業執行の円滑化を図る観点から平成26年度から市民局実施事業と一体的に実施	経済戦略局	任意			0.5	724		○		◆地域の産業特性に応じた施策を展開していく観点から、各特別区で判断の上実施。
		32	小規模事業者等支援事業	【小規模事業者等支援委託事業】 国の「小規模事業者等支援委託金」に基づく、小規模事業者に対する一般研修の実施。 【新事業分野開拓事業者認定事業】 新規性があり、優れた特性を有する新商品の生産等に取り組む中小企業を支援するため、基準を満たす新商品等を認定することにより、庁内での調達及び市場での販売促進につなげる。	経済戦略局	任意			1.0	414		○		◆顧客（企業）の身近で提供する観点から、各特別区で判断の上実施。
3	地域産業の振興・規制等	33	「中心市街地の活性化に関する法律」にかかる大規模小売店舗立地法の特例に関する事務	「中心市街地の活性化に関する法律」にかかる大規模小売店舗立地法の特例に基づき、大規模小売店舗の新設等の手続を緩和する等の特例区域の指定に伴う業務。	経済戦略局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆大規模小売店舗の立地にあたり、交通・騒音など周辺地域の生活環境を保持する観点から、各特別区で実施。
		34	大規模小売店舗立地法関係事務	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等にあたって設置者に対して、交通・騒音・廃棄物など周辺地域の生活環境の保持を目的とした届出に係る事前指導や関係各局との連絡調整、審議会の開催等の業務を実施。	経済戦略局	法令	指定都市		2.0	1,188		○		◆大規模小売店舗の立地にあたり、交通・騒音など周辺地域の生活環境を保持する観点から、各特別区で実施。 ◆事務処理特例条例により府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		35	大規模小売店舗立地法関係事務（区）	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等にあたって、各区役所において届出書の縦覧等に関する業務を実施。	経済戦略局	法令	指定都市		0.0	0		○		同上
		36	工場の立地に関する事務	・工場立地法に基づき、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行う。 ・大阪市では平成23年に大阪市工場立地法地域準則条例を制定し、工場から届出があった緑地面積や生産施設面積の敷地面積に対する割合等について準則に適合するか等を判断している。	経済戦略局	法令	一般市		0.5	0		○		◆工場の立地にあたり、周辺地域の生活環境を保持する観点から、各特別区で実施。
		37	商店街振興組合法に関する事務	商店街振興組合法に基づき、商店街振興組合の設立・解散や定款の変更の認可等に関する事務を行う。	経済戦略局	法令	一般市		0.5	0		○		◆住民の生活に深く関連する商店街の振興を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
3	地域産業の振興・規制等	38	中小小売商業振興法に関する事務	高度化事業計画等商店街等の整備計画の認定事務など。	経済戦略局	法令	一般市		0.2	0		○		◆住民の生活に深く関連する商店街の振興を図る観点から、各特別区で実施。
		39	中小企業信用保険法等に基づく認定事務	中小企業信用保険法等に基づき、売上高が減少している、または業況の悪化している業種に属する等の中小企業者の認定。	経済戦略局	法令	一般市		2.7	8,161		○		◆地域における中小企業の経営を支援する観点から、各特別区で実施。
4	商工会議所	40	商工会議所の定款変更の届出、特定商工業者に対する負担金賦課の許可等	商工会議所の定款変更の届出、事業等についての報告の受理、検査等を行う事務。 商工会議所の管内の特定商工業者に対して負担金を賦課する許可に関する事務など。	経済戦略局	法令	指定都市		0.1	0	○			◆商工会議所単位の事務であり、大阪市域で一つの商工会議所であるため、広域で実施。
		41	商工会等の基盤施設計画の認定等に関する事務	商工会等が小規模事業者の事業の共同化に寄与する施設を設置する事業について作成する基盤施設計画にかかる認定の事務など。	経済戦略局	法令	指定都市		0.1	0	○			同上
5	融資制度	42	融資制度の実施（経営支援特別融資を除く）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、制度融資に取組み、中小企業者の資金調達を支援。（経営支援特別融資を除く）	経済戦略局	任意			2.7	81,178,000	○			◆信用保証協会の統合により基本的な融資制度は広域で一元的に実施。
		43	融資制度の実施（経営支援特別融資）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、大阪府の制度融資を活用した経営支援特別融資を実施し、中小企業者の資金調達を支援。	経済戦略局	任意			2.4	67,000		○		◆府内の他市町と同様に府の制度融資を活用した小規模企業者向け融資制度であり、地域の産業特性等を踏まえて各特別区で判断の上実施。
		44	大阪府地域支援人権公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援	経済戦略局	任意			0.1	0	○			◆広域的に融資事業を実施するため府市共同出資で設立した法人の監督等であり、広域で実施。
6	ATC	45	産業振興拠点における支援事業	アジア太平洋トレードセンター（ATC）を産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設（産業振興施設）を設け、製品・企業活動の展示紹介等の情報発信や商談機会の創出、企業間交流の促進、人材の育成等による支援を行い、大阪経済の成長につなげていく。 【対象事業】 ①大阪デザイン振興プラザ事業（デザイン関連産業） ②ソフト産業プラザ事業（IT・デジタルメディア産業） ③ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業（健康・福祉・介護関連産業） ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業（環境・エネルギー関連産業） ⑤ATC輸入住宅促進センター事業（住宅関連産業）	経済戦略局	任意			5.5	1,099,784	○			◆大阪の成長を支える産業振興拠点に係る事務であるため、広域で実施。
		46	ATCに関する事業	・アジア太平洋トレードセンター（ATC）が公的役割を果たすため、運営主体である(株)アジア太平洋トレードセンターの特定調停の履行と経営健全化について、大阪市による経営状況の監視を継続的に実施。 ・ATCの関連施設であるオズパーク（海浜公園）及びATCホールについて、経費補助等を通じて施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たす。	経済戦略局	任意			3.1	42,106	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
7	計量	47	計量に関する事務	○定期検査 市内の商店や事業場で取引・証明用として使用されている計量器について、計量法に基づき定期検査を実施（指定定期検査機関に業務委託）。 ○立入検査 ・商品量目計量立入検査（市内百貨店・スーパー・市場・小売店等） ・特定計量器立入検査（市内の燃料油メーターや電気・ガス・水道メーター等） ・適正計量管理事業所（経済産業大臣が指定した事業所）	経済戦略局	法令	中核市		4.7	58,978		○		◆スーパー・小売店等身近な場所における計量器の検査、電気・ガス等身近な場所にあるメーターの検査、家庭用品の検査、住民への啓発など、地域におけるきめ細かな対応の観点から各特別区で実施。
		48	計量啓発に関する事務	適正計量の普及・啓発を図るため、イベントへの参加による計量啓発、シンポジウムの開催、一日計量検査所長による市内百貨店での量目検査などの事業を実施。	経済戦略局	任意			1.8	415		○		同上
		49	特定計量器定期検査事務事務管理システム	計量法に基づく定期検査の実施について、特定計量器定期検査システムを用いてより効率的に事務執行を管理。	経済戦略局	任意			0.1	843		○		◆計量法に基づく定期検査に係るシステムであり、定期検査を行う各特別区で判断の上実施。
8	農業の振興・規制等	50	農地転用の許可等	農地法に基づく農地等の転用の事務。	経済戦略局	法令	都道府県		0.0	27		○		◆農地の適正管理や利用関係の調整について、より身近な所で実施する観点から、各特別区で実施。 ◆事務処理特例条例により府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		51	農業経営計画の認定申請の受理等	大阪府が認定する農業経営計画（農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等）の受理。	経済戦略局	任意			0.1	33		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな農業者への対応の観点から、各特別区で実施。
		52	市民農園の開設承認に関する事務	市民農園開設のための、開設承認事務。	経済戦略局	法令	一般市		0.0	0		○		◆良好な都市環境づくりの一環として、市民農園の整備を促進する観点から、各特別区で実施。
		53	生産緑地地区に関する事務	都市計画により生産緑地地区とする農地等の追加指定の相談や営農の継続が困難となった生産緑地の買取申出を受け付ける。 また、都市計画審議会に諮るべき案件（地区指定変更等）を都市計画局へ依頼するなどの事務。	経済戦略局	法令	一般市		0.8	150		○		◆都市計画による生産緑地地区の指定等、地域の都市環境づくりの観点から、各特別区で実施。
		54	防疫対策関係業務	鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫活動といった、家畜伝染予防法に関する防疫対策関係事務。府が行う発生農家での防疫作業に対するサポート等、発生時の連携にむけた関係局区間における情報の共有と体制整備。	経済戦略局	法令	一般市		0.1	0		○		◆緊急時対応として、都道府県の防疫作業と連携して、地元自治体として実施する観点から、各特別区で実施。
		55	大阪府北部農業共済組合分担事業	農業者が、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害など不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図る。大阪市は府下市町とともに大阪府北部農業共済組合に対し、法令に基づき経費を一部分担し、農業経営の安定などに取り組む。 ※平成29年4月、大阪府北部農業共済組合は、合併により大阪府農業共済組合となる。	経済戦略局	法令	一般市		0.1	1,398		○		◆地域に密着した農業者のセーフティネット整備の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
8	農業の振興・規制等	56	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会（構成：大阪市、JA等生産出荷団体、農業共済組合、土地改良区等、地域の実情に応じた会員）」において各農業者に米の生産数量目標を設定し、米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、国が直接農家に交付する交付金の申請受付、作付実績確認等の事務を行う。	経済戦略局	要綱等	一般市		0.5	817		○		◆米の生産目標管理に関する各農業者へのきめ細かな対応の観点から各特別区で実施。
		57	都市農業振興事業	都市農業振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興や農や食に対する市民啓発の理解醸成のためのPR業務など。	経済戦略局	任意			1.9	9,804		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から、各特別区で判断の上実施。
		58	農業委員会等に関する法律に基づく事務	農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務を処理し、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可・届出書の受理などの事務を行う。 ※平成28年10月に大阪市農業委員会を廃止	経済戦略局	法令	一般市		4.2	11,096		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
9	花き流通対策	59	花き流通対策事業	大阪における花き流通の拠点として、平成2年に府市共同で出資、設立した（株）大阪鶴見フラワーセンターに対し、大阪鶴見花き地方卸売市場（鶴見区）用地として土地を賃貸している。	経済戦略局	任意			0.2	0	○			◆花き流通の広域的拠点施設に関する事務であり、広域で判断の上実施。
10	中央卸売市場	60	中央卸売市場事業（本場）	・本場（福島区）の運営、取引の指導監督等 ・本場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	30.0	0	○			◆広域的な流通インフラ施設であり、広域で実施。
		61	中央卸売市場事業（東部市場）	・東部市場（東住吉区）の運営、取引の指導監督等 ・東部市場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	25.0	0	○			同上
		62	中央卸売市場事業（南港市場）	・南港市場（住之江区）の予算決算等 ・南港市場及び大阪市食肉処理場の運営、取引の指導監督等 ・南港市場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	95.0	0	○			同上
11	内部事務	63	庶務関係業務	局業務に関する人事、給与、市会、文書、行財政改革等の庶務関係業務、及び、予算・決算、契約、管財等の計理関係業務、並びに所管監理団体等に対する監督指導など。	経済戦略局	任意			65.2	375,830		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		64	局施策の企画推進関係事務	・地域経済の実態把握のため、各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪府市都市魅力戦略推進会議」や「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・地域の特性や社会経済情勢に対応した施策の企画立案や推進にかかる各種調整等を実施 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意			11.3	30,413		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区の判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
11	内部事務	65	企業情報データベースシステム運用管理事務	局のマーケティング機能の強化のため、企業情報等の共有、施策・事業への反映・活用などが可能となる企業情報データベースの運用を行う。	経済戦略局	任意			2.0	933		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区の判断の上実施。
		66	もと国際見本市会場来場者駐車場の賃貸に関する事務	「もと国際見本市会場来場者駐車場」（住之江区）の賃貸に関する事務。	経済戦略局	任意			0.2	0		○		同上
		67	中央卸売市場事業（総務担当）	・市場の文書、人事、給与、予算決算、市場業務の進行管理、広報等	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	17.0	0	○			◆中央卸売市場事業に係る事務であり、広域で実施。
		68	中央卸売市場事業（企画担当）	・市場業務に係る企画、連絡調整、調査統計及び取扱品情報の公表や関係事業者の業務改善指導等	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	7.0	0	○			同上
		69	特別会計（食肉市場事業・中央卸売市場事業等）繰出金	特別会計への繰出金に関する事務。	経済戦略局	法令	地方公共団体		0.0	4,178,704	○			同上

《7. 都市魅力》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	観光振興（成長・集客関連）	1	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	【現在、府市で連携し事業を実施しているもの】 ・大阪・光の饗宴事業 ・御堂筋活性化事業 ・水と光のまちづくり推進事業	経済戦略局	任意			8.6	234,598	○			◆大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策については、広域で判断の上実施。 ◆新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長・集客が図れるよう施策を構築。
		2	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城エリア観光拠点化事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意			4.9	169,946	○			同上
		3	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城天守閣学芸業務	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城天守閣学芸業務	経済戦略局	任意			5.0	36,171	○			同上
		4	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	経済戦略局	任意			2.9	17,239	○			同上
		5	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	・大阪観光局事業 プロモーション活動の推進 都市魅力の創造とインフラ整備推進 MICE誘致の推進 マーケティング・情報発信　など	経済戦略局	任意			2.4	320,118	○			同上
		6	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	クルーズ船の寄航誘致による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、また夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、一般会計上次の事務を実施。 ・クルーズ客船：大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の運営、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・客船ターミナルの整備：ターミナルの整備をPFI手法による実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意			4.4	27,202	○			◆官民連携による大阪・関西へのインバウンド誘致を促進するものであり、大阪全体の観光・集客戦略・都市魅力向上に資するものであることから、広域で判断の上実施。
		7	観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意			0.3	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	観光振興（地域関連）	8	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・シティプロモーション等の業務】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：「市」としてのシティプロモーション等の業務】 ・「三都物語」コーディネート事業 ・京阪神堺四都市外客誘致実行委員会事業 ・関西国際空港内広域観光案内推進事業 ・「歴史」と「食」の魅力発信事業　　など	経済戦略局	任意			7.5	24,899		○		◆観光プロモーションについて、広域で実施すべきものは主に大阪観光局事業として実施しており、市においては、基礎自治体・地元自治体として応分の分担を求められている事業または地域固有の魅力開発・発信に寄与する事業を実施していることから、各特別区で判断の上実施。
		9	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・観光客受入環境整備事業 】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・外国人等観光客受入環境整備事業 ・観光バス乗降場の利便性向上事業 ・観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業 ・観光案内表示板の設置 ・大阪城公園内特設案内所における観光案内業務　　など	経済戦略局	任意			3.6	52,747		○		◆観光客受入環境整備について、広域で実施すべきものは府または大阪観光局事業として実施しており、市においては、基礎自治体として観光客受入に伴う地域固有の課題解決のための事業を実施している現状を踏まえ、各特別区で判断の上実施。
		10	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・施設管理】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・築港地区活性化事業施設管理運営	経済戦略局	任意			0.8	0		○		◆現時点で市が管理を行う施設は、基礎自治体が管理すべき築港地区2施設（もと赤レンガ倉庫、もと中央突堤2号上屋）のみであることから、立地する特別区で判断の上実施。
3	文化振興（成長・都市魅力創造関連）	11	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（広域）	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ広域的な事業： 大阪アーツカウンシル等による文化行政の推進、大阪アジアン映画祭の開催、咲くやこの花賞受賞者支援事業、文化創造拠点ネットワークの形成（中央公会堂（北区））、咲くやこの花賞事業、大阪文化祭賞・大阪文化賞事業、三好達治賞事業、織田作之助賞事業、大阪市芸術活動振興事業助成（特別助成）、（一財）地域創造に対する分担金 、芸術文化魅力育成プロジェクト、文楽を中心とした古典芸能振興事業、芸術・文化団体サポート事業	経済戦略局	任意			5.5	196,348	○			◆大阪全体の成長や都市魅力創造による文化振興サイクルの確立を図るため統一的、戦略的に実施すべき文化施策については、広域で判断の上実施。 ◆新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や都市魅力の創造を図れるよう施策を構築。
		12	大阪市生涯学習情報提供システム(中央公会堂分)	大阪市生涯学習情報提供システムで大阪市中央公会堂の予約情報を市民に提供。	経済戦略局	任意			0.1	2,227	○			◆中央公会堂の利用に係るシステムであり、施設を所管する広域で判断の上実施。
4	文化施設（博物館、美術館等）	13	博物館群の魅力向上等	・市立の博物館施設の運営事業及び連携による機能の向上と新たな事業展開によるサービスの向上に資する事業 ・博物館施設改修事業 ・史跡難波宮跡維持管理等	経済戦略局	任意			5.3	1,748,515	○			◆博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化の上広域で一体的に実施。
		14	大阪市立美術館の魅力向上	・大阪市立美術館（天王寺区）の大規模改修 ・リニューアル後の美術館については隣接する「慶沢園」の活用などにより更なる美術館の魅力向上、集客力向上、来館者満足度向上を図る	経済戦略局	任意			1.9	54,000	○			◆博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化の上広域で一体的に実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	文化施設（博物館、美術館等）	15	局所管施設の点検保全業務【博物館等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、科学館（北区）、中央公会堂（北区）、東洋陶磁美術館（北区）、大阪歴史博物館（中央区）、市立美術館（天王寺区）、自然史博物館（東住吉区））	経済戦略局	任意			0.0	2,737	○			◆大阪全体の成長や都市魅力の向上に資する文化施設については、広域で実施。
		16	博物館施設の地方独立行政法人化	博物館施設の最適な経営形態の実現に向け、地方独立行政法人への移行をめざす	経済戦略局	任意			2.9	1,699	○			◆博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化の上広域で一体的に実施。
		17	（公財）大阪市博物館協会への派遣	公益財団法人大阪市博物館協会への派遣	経済戦略局	任意			32.0	0	○			◆博物館・美術館等は、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから広域で実施。 ◆市において文化施設の地方独立行政法人化を検討しており、法人移行時におけるその運営に係る人員の派遣については市が判断。
		18	（公財）大阪科学振興協会への派遣	公益財団法人大阪科学振興協会への派遣	経済戦略局	任意			10.0	0	○			同上
5	文化施設（地域関連）	19	泉布観維持管理・桜宮公会堂の管理運営	泉布観地区について、中之島、八軒家浜からOAP地区、毛馬桜之宮公園につながる人の流れを生み出し、大川沿いの水辺エリア全体の魅力向上および活性化を実現する。 泉布観地区内の重要文化財「泉布観」「桜宮公会堂」（北区）について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			0.1	1,341		○		◆地域に密着した文化施設であるため、その維持管理、再生活用に関する事務は立地する特別区で実施。
		20	適塾史跡公園の維持管理	適塾史跡公園（中央区）について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			0.0	317		○		◆地域に密着した文化施設であるため、その保存に関する事務は立地する特別区で実施。
		21	もと大阪市公館の管理運営	もと大阪市公館（都島区）の管理運営。	経済戦略局	任意			0.1	0		○		◆現在民間活用されている歴史的建築物であり、地域の特徴ある施設として維持管理・活用については立地する特別区で判断の上実施。
6	新しい美術館の整備事業の推進	22	新しい美術館の整備事業	・新しい美術館整備事業 ・収蔵作品展の開催 ・美術資料の収集　など	経済戦略局	任意			11.9	96,349	○			◆大阪全体の成長や都市魅力の向上に資する文化施設については、広域で実施。
		23	大阪新美術館建設準備室収蔵品管理システム	大阪新美術館建設準備室収蔵品の情報管理。	経済戦略局	任意			0.1	605	○			同上
7	文化振興（地域関連）	24	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（基礎）	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ地域性の強い事業： 青少年芸術体験事業、大阪市芸術活動振興事業助成（一般助成）、第一級の芸術にふれる機会の充実、地域等における芸術活動促進事業、文楽を特色とする地域魅力創出事業、大阪クラシックの開催、文化振興事務	経済戦略局	任意			4.8	122,225		○		◆地域に密着した文化事業であり、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
7	文化振興（地域関連）	25	文化振興にかかる事務（区CM事業として実施している事業）・芸術創造館除く	芸術文化振興事業のうち、区CM事業（芸術創造館除く）： 現代芸術振興事業、文化創造拠点ネットワークの形成（クラシック音楽普及促進）、 創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理	経済戦略局	任意			1.8	29,679		○		◆地域に密着した文化事業であり、各特別区で判断の上実施。
		26	芸術創造館の管理運営	芸術文化振興事業のうち、芸術創造館（旭区）の管理運営。	経済戦略局	任意			1.4	33,298		○		◆地域に密着した文化施設として、立地する特別区で判断の上実施。
		27	局所管施設の点検保全業務【芸術創造館】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、芸術創造館（旭区））	経済戦略局	任意			0.0	137		○		同上
		28	築港地区活性化事業施設の管理運営（大阪文化館）	芸術文化振興事業のうち、築港地区活性化施設（大阪文化館（港区））の管理運営。	経済戦略局	任意			0.4	133,801		○		同上
8	スポーツ振興（生涯スポーツ）	29	生涯スポーツ事業【市長杯、審議会等関係事務】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施するとともに、生涯スポーツの振興に向けた取り組みを実施。 ・市長杯各種大会 ・スポーツ推進委員関係事務 ・スポーツ推進審議会 ・スポーツ関係事務（後援名義、表彰、寄付収受など）	経済戦略局	任意			2.5	7,168		○		◆より地域に密着した施策展開による生涯スポーツ振興の観点から、各特別区で判断の上実施。
		30	生涯スポーツ事業【スポーツ教室、学校体育施設開放事業等】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、各種スポーツ事業を実施し生涯スポーツの振興を図る。 ・オータムチャレンジスポーツ ・スポーツ教室事業 ・ウオーキング事業 ・学校体育施設開放事業及び施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に対する支援 ・スポーツ関係事務（スポーツボランティアなど）	経済戦略局	任意			7.7	109,972		○		◆より地域に密着した施策展開による生涯スポーツ振興の観点から、各特別区で判断の上実施。
9	スポーツ振興（地域関連）	31	競技スポーツ振興施策【交流事業】	トップアスリートとの交流やスポーツを通じた国際交流など、競技団体との連携を基に実施することで、市民スポーツの振興を図る。 ・トップアスリートとの交流事業 ・JOCパートナーシップ事業 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・競技力向上事業 ・プロスポーツ関係業務 ・オリンピック・パラリンピック関係業務 ・大阪市国際ユースサッカー大会 ・陸上競技フェスタ	経済戦略局	任意			4.5	30,206		○		◆地域に密着したスポーツ施策であり、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	スポーツ振興（競技スポーツ）	32	競技スポーツ振興施策【大規模競技大会】	大規模競技大会（国際大会・全国レベルの大会）の開催・招致など「みる」スポーツを通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。 ・大阪国際女子マラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会 ・全日本バレーボール大会 ・全日本陸上実業団陸上競技選手権 ・中之島ダンスフェスティバル ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・その他、国際競技等運営・活動業務	経済戦略局	任意			3.5	90,000	○			◆競技スポーツの振興については、広域的な集客や都市魅力創造の観点から広域で判断の上実施。 ◆新たな大都市制度の下で、集客や都市魅力の創造を図れるよう施策を構築。
		33	大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会	靭テニスセンターで開催される国際大会を通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意			1.5	17,000	○			◆競技スポーツの振興については、広域的な集客や都市魅力創造の観点から広域で判断の上実施。
		34	ワールドマスターズゲームズ2021関西	関西WMG2021組織委員会が主催する「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の閉会式を大阪市内で開催し、大会の盛り上げと都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意			0.5	14,000	○			◆生涯スポーツの国際総合競技大会の閉会式であり、広域的な集客や都市魅力創造の観点から広域で実施。
11	競技施設等の運営管理（大規模公園内）	35	競技施設等の運営事業【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	長居（東住吉区）、鶴見（鶴見区）、大阪城公園内競技施設・修道館（中央区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			1.5	368,736	○			◆大規模公園と一体の競技施設の運営等については、当該公園の所管である広域で実施。
		36	スポーツ施設の補修【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・長居公園内施設（東住吉区）：長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場、長居庭球場 ・鶴見緑地内施設（鶴見区）：鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場 ・大阪城公園内施設（中央区）：修道館、大阪城弓道場	経済戦略局	任意			0.5	253,670	○			同上
12	大阪ドーム	37	大阪ドームの公的部分に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪ドームの施設利用の促進と公的施設（外周デッキ）の維持管理に関する補助を実施する。	都市計画局	任意			0.6	124,284	○			◆大阪の魅力を創出・拡充し、大阪への集客の促進に寄与することを目的とした助成であり、広域で実施。

《8. まちづくり》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
1	都市計画（都市再生特別地区・用途地域等）	1	都市計画審議会に関する事務（都道府県権限）	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	都市計画局	法令	指定都市		0.1	1,206	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		2	都市計画決定等に関する事務（都道府県権限）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	都市計画局	法令	指定都市		2.5	3,114	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		3	都市計画アセス関連事務【法】（都道府県権限）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	都市計画局	法令	指定都市		0.3	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		4	都市計画アセス関連事務【任意】（都道府県権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	都市計画局	任意			0.1	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		5	都市再開発方針等関係業務	都市再開発方針等は、都市計画法における「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中に含まれていたが、平成12年5月の同法改正に伴い、独立した都市計画として定めることとなった。都市再開発方針等の変更に向け、関係局や大阪府と調整を行う。	都市計画局	法令	指定都市		0.1	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		6	流通業務市街地の都市計画に関する事務	流通業務市街地の整備及び必要な都市施設に係る都市計画の策定	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		7	都市計画審議会に関する事務（都の特例権限）	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	都市計画局	法令	一般市		0.0	322	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		8	都市計画決定等に関する事務（都の特例権限）（その1）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	都市計画局	法令	一般市		0.7	830	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
		9	都市計画アセス関連事務【法】（都の特例権限）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （特区制度の場合、都の特例制限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	都市計画局	法令	一般市		0.1	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		10	都市計画アセス関連事務【任意】（都の特例権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	都市計画局	任意			0.0	0	○			◆大阪市域全体を一体の都市として、総合的に計画することが望ましい事務であるため、広域で実施。
2	都市計画 （地区計画等）	11	都市計画審議会に関する事務（特別区権限）	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 （都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの） 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園（国、都道府県設置以外、地区計画（3ha以下）、沿道地区計画（3ha以下）等	都市計画局	法令	一般市		0.3	2,895		○		◆地域のまちづくりに必要な都市計画に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		12	都市計画決定等に関する事務（特別区権限）（その1）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 （都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの） 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園（国、都道府県設置以外、地区計画（3ha以下）、沿道地区計画（3ha以下）等	都市計画局	法令	一般市		6.0	7,473		○		◆地域のまちづくりに必要な都市計画に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		13	都市計画アセス関連事務【法】（特別区権限）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの） 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園（国、都道府県設置以外、地区計画（3ha以下）、沿道地区計画（3ha以下）等	都市計画局	法令	一般市		0.6	0		○		◆地域のまちづくりに必要な都市計画に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		14	都市計画アセス関連事務【任意】（特別区権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの） 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園（国、都道府県設置以外、地区計画（3ha以下）、沿道地区計画（3ha以下）等	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆地域のまちづくりに必要な都市計画に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
3	都市計画企画立案支援	15	都市計画基礎調査（任意）	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意			0.1	5,342		○		◆特別区において都市計画決定を行うために必要な調査事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		16	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意			1.0	2,719		○		◆特別区における都市計画決定内容の広報事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		17	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットホームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意			0.9	172		○		◆住民等への行政サービス向上の手段として、地図情報の活用等の事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		18	統合型GIS（庁内向け）運用管理事務	統合型GIS（庁内向け）にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意			1.3	47,837			○一組	◆特別区における共通システムの運用管理事務であり、効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		19	統合型GIS（市民向け）運用管理事務	統合型GIS（市民向け）にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意			1.3	4,545			○一組	◆特別区における共通システムの運用管理事務であり、効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		20	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図（1／2,500）、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図（A2判）を出力し、市民の閲覧に供するものである。 都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えるとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	都市計画局	任意			1.0	22,908			○一組	◆特別区における共通システムの運用管理事務であり、効率性の観点から、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	住宅市街地の整備	21	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市		0.1	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		22	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務	「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく防災街区整備地区計画等に係る勧告・公告等、防災都市施設の整備のための特別の措置に係る許可等及び防災街区整備推進機構に係る指定・公示等の事務	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		23	市街地再開発事業に係る認可関連事務（権限移譲）	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づいて実施する再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業に係る認可等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	都道府県		0.1	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		24	市街地再開発事業に係る認可関連事務（指定都市権限（中核市権限のものを除く））	都市再開発法に基づき、指定都市の権限の範囲内で、民間施行による市街地再開発事業の認可等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	指定都市		1.1	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		25	再開発事業計画に係る認定関連事務（中核市権限）	都市再開発法に基づき、中核市の権限の範囲内で、民間施行による再開発事業計画の認定等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		26	市街地再開発事業に係る事務（一般市権限）	都市再開発法に基づき、一般市町村の権限の範囲内で、民間施行による市街地再開発事業の申請の受理等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		1.4	8,188		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		27	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買入れる者に必要な資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実により平成19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行っている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			0.3	1,873,150		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		28	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（都心共同住宅供給事業の認定等）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ・個人施行者や組合が実施する住宅街区整備事業の認可 ・民間事業者等が実施する都心共同住宅事業の認定等	都市整備局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		29	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.9	27,999		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		30	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	既成市街地において、都市機能の更新、密集住宅市街地の整備改善等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業について国が助成を行う「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、生野区南部地区、西成区北西部地区、福島区北西部地区、大阪市東南部地区などで事業を実施している。 また、事業化に至らなかった用地について、維持・管理を行うとともに、当該用地の売却を進めている。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		1.2	1,694		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		31	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主建替えを促進するため、ハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、賃貸住宅建設資金融資、従前居住者家賃補助を実施する。 「防災性向上重点地区」及び「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（優先地区）」では補助要件や補助率等を優遇し、民間老朽住宅のさらなる建替えを促進するとともに、優先地区において狭あい道路等に面した敷地における除却費補助を実施する。 また、「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、密集住宅市街地における防災性の一層の向上に向け、「重点整備エリア」において、民間老朽住宅の除却や建替え等への支援策の強化を図るとともに、跡地を防災空地として活用する場合に、民間老朽木造住宅の除却費及び空地の整備費に対する補助を実施する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		6.3	304,554		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		32	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1,300ha）」において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場等となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		4.5	38,616		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		33	防災街区整備事業に係る認可関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業に係る認可、承認、届出受理、公告等	都市整備局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		34	防災街区計画整備組合に関する認可関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区計画整備組合の設立や解散等の認可、監督等に関する事務	都市整備局	法令	中核市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		35	防災街区整備事業等に関する事務（一般市権限）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく居住安定計画の認定等に関する事務	都市整備局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		36	防災街区整備事業等に関する事務（地方公共団体権限）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業を施行する場合における都道府県への認可等に関する事務	都市整備局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		37	住宅地区改良事業	【住宅地区改良事業】 住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し、住環境や防災面で問題を抱えている地区（改良地区）において、不良住宅をすべて除却し、生活道路･児童遊園･集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設する事業である。現在、老朽住宅が建て詰まり、狭あい道路も多い西成地区のうち、特に老朽住宅が集中する長橋地区（1.6ha）･旭地区（1.2ha）において事業を実施している。 【未利用地の管理･活用業務】 事業収束済の改良地区において、未利用地の管理、暫定利用･処分などの活用業務を行っている。	都市整備局	法令	一般市		4.0	146,045		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		38	生野区南部地区整備事業（住宅地区改良事業関係）に係る事務	住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区（改良地区）において、不良住宅をすべて除却し、生活道路･児童遊園･集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設する事業である。現在、生野区南部地区（6.15ha）において事業を実施している。	都市整備局	法令	一般市		7.0	720,465		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		39	生野区南部地区整備事業（住宅市街地総合整備事業関係）に係る事務	平成6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路･都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.0	56,519		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		40	土地区画整理事業に係る事務･事業管理事務	本市の施行する土地区画整理事業の実施にかかる次の事務。 ･進行管理事務 ･予算調整事務 ･法令審査事務 ･移転建築物等の補償審査事務 ･各種懸案問題の処理事務	都市整備局	法令	地方公共団体		21.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		41	土地区画整理事業に係る意見書の処理等に関する事務（指定都市権限）	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議等。	都市整備局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆政令指定都市権限であり、大阪市が施行する事業の監督等の事務であるため、広域で実施。
		42	土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧等に関する事務（一般市権限）	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る縦覧及び公告等 組合施行の賦課金等の滞納処分事務 本市施行以外の事業に伴う書類の送付にかかる公告事務	都市整備局	法令	一般市		1.0	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		43	工事積算システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業の道路・公園等の工事に伴う設計業務に使用する、工事積算システムの運用管理。	都市整備局	任意			0.0	6,152		○		◆積算のための補助的システムの運用管理事務であり、各特別区が判断の上実施。
		44	測量計算CADシステム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴う測量事務に使用する、測量CADシステムの運用管理	都市整備局	任意			0.0	5,662		○		◆測量事務のための補助的システムの運用管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
		45	補償金算定システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴い移転等を要する建物その他工作物等の調査及び補償金の算定に使用する、補償金算定システムの運用管理	都市整備局	任意			0.0	1,382		○		◆補償金算定のための補助的システムの運用管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
		46	民間施行の土地区画整理事業に係る認可関連事務	個人、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の許認可関係業務	都市整備局	法令	中核市		0.7	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		47	独立行政法人都市再生機構施行に係る土地区画整理事業の認可関連事務	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づいて処理する。 独立行政法人都市再生機構施行の土地区画整理事業の認可業務など （換地計画の認可、換地計画の変更の認可、換地処分の届出の受理、換地処分の公告）	都市整備局	法令	都道府県		0.2	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		48	大阪市内における土地区画整理事業に関する推進事務	大阪市内全域における土地利用の更新計画にかかる新規事業について、手法等の計画検討、関係機関との協議調整等を行なう。 組合等（個人、組合、会社、都市再生機構など）が施行中の土地区画整理事業について、助言、協議調整等を行ない、民間等のまちづくりを推進する。 大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムに位置付けられた福島区モデルエリアにおける地籍整備型土地区画整理モデル事業の推進。	都市整備局	任意			1.5	26,746		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		49	組合等の土地区画整理事業の施行に係る技術的助言等事務	組合等の施行する土地区画整理事業にかかる次の事務。 ・経由、縦覧、公告などの事務 ・事業を円滑に推進するための指導、監督、技術的助言業務	都市整備局	法令	一般市		0.5	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		50	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.2	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		51	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の補助事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から補助を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.5	0		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		52	弁天町駅前土地区画整理記念事業に関する事務	広く区民に役立つ、今後の港区のまちづくりに貢献する公共施設（（仮称）区画整理記念・交流会館）を整備するとともに、大阪みなと中央病院との共同事業により、隣接する交通局用地等も含め一体的に活用し、当該病院との連携・協力のもと、港区の地域医療・災害時医療の拠点機能を形成する。	都市整備局	任意			3.1	1,249,751		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、施設が所在する特別区で実施。
		53	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理等事務	土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバーブレイス、大正地区文化交流プラザ（アゼリア大正）、マリンテニスパーク北村の管理運営事務 上記3施設の効率的な施設運営手法の検討事務	都市整備局	任意			1.7	131,687		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、施設が所在する特別区で実施。
		54	土地区画整理事業に係る換地処分済地区の清算事務	本市施行の土地区画整理事業の換地処分後にかかる次の事務 ・清算金の徴収交付事務 ・所管用地の管理及び処分事務 ・道路・公園等の工事及び維持管理事務 ・公共施設・所管用地等の測量事務 ・移転補償事務	都市整備局	法令	地方公共団体		38.0	268,792		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		55	淡路駅周辺地区土地区画整理事業	淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行事務	都市整備局	法令	地方公共団体		16.0	1,921,069		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等をふまえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、所在する特別区で実施。
		56	三国東地区土地区画整理事業	三国東地区土地区画整理事業の施行事務	都市整備局	法令	地方公共団体		45.0	4,194,064		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等をふまえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、所在する特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		57	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	本事業は、天王寺・阿倍野ターミナルの南西に位置する約28haの区域（権利者数3,000人以上）において、公共施設と再開発ビルを総合的に整備して、土地の高度利用、都市機能の更新及び防災性の向上を図り、安全で住みよいまち、賑いと魅力のあるまちづくりを行うことを目的に、昭和51年度から進めている第二種市街地再開発事業である。	都市整備局	法令	地方公共団体		8.0	1,528,795		○		◆地域の市街地整備に関する事務であり、都市計画等をふまえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、所在する特別区で実施。
		58	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（住宅街区整備事業）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ・縦覧に供した事業計画に関する意見書の受理 ・都道府県都市計画審議会への意見書の付議　等	都市整備局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆政令指定都市権限であり、大阪市が施行する事業の監督等の事務であるため、広域で実施。
5	景観行政	59	景観計画の策定及び景観計画に基づく行為の規制等関連事務	良好な景観の形成を図るため、対象区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定の方針などを定めた景観計画を策定及び変更する。 大規模建築物等について建築、又は外観に係る修繕等が行われる場合、当該大規模建築物等の形態、意匠等について景観計画に基づき届出を受付ける。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	1.6	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		60	景観重要建造物等の指定関連事務	景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な建造物（建築物や工作物）を景観重要建造物として指定する。 景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定する。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.0	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		61	景観協定の認可関連事務	景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により定められた協定について景観行政団体（大阪市）の長が認可を行う。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.3	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		62	景観整備機構の指定関連事務	民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人について、その申請により景観行政団体（大阪市）が景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.2	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		63	大阪都市景観建築賞	大阪市、大阪府、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会近畿支部、一般社団法人日本建築協会の6者主催により、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰する。	都市計画局	任意			0.4	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		64	わがまちナイススポットの発見（都市景観資源の発掘・活用）（制度管理）	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。 制度管理は、登録にかかる審査を行う都市景観委員会への意見聴取手続きや、登録景観資源の専門的な助言を行う事務。	都市計画局	任意			0.9	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		65	わがまちナイススポットの発見（都市景観資源の発掘・活用）（移管検討分）	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。 移管検討分は、景観資源の募集・登録、登録された景観資源の活用等に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	1,943		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		66	景観形成方策の推進	都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい都市景観の形成に向け、本市景観施策の推進・見直しに向けた調査・検討を行う。 本市景観施策について、市民や事業者等へ広く周知し、良好な景観の形成を図るために必要な協議・説明を行う。	都市計画局	任意			1.0	4,662		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		67	建築美観誘導関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準（建築美観誘導基準）を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受付ける。	都市計画局	任意			1.0	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		68	都市景観委員会	都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意			1.2	3,549		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		69	デジタルサイネージ及び一時広告等関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に面する敷地にある建築物に、デジタルサイネージを設置する場合、又は建築美観誘導基準に適合しない規模の広告物を一定期間表示する場合に、事業者からの事前協議の申出を受付けるとともに、デジタルサイネージ設置基準等に従い、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるよう、誘導を行っている。	都市計画局	任意			0.3	960		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		70	御堂筋デザインガイドライン協議事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間において、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみの創造を図るため、御堂筋デザインガイドラインに従った誘導を行っている。	都市計画局	任意			0.9	0		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		71	御堂筋デザインガイドライン運用関係事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間においては、地区計画の改定とあわせて「御堂筋デザインガイドライン」（大阪市H26.1）を制定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進する。	都市計画局	任意			1.0	587		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		72	御堂筋彫刻ストリートの推進	御堂筋を市民や外部からの来訪者に親しまれるアメニティ豊かな芸術文化軸としていくため、世界的にも一級品である彫刻29体（沿道企業等の寄付により道路上に設置）について、適切な維持管理を行うとともに、彫刻ガイドツアーを情報発信ツールとして活用し、御堂筋の魅力を高めていく。	都市計画局	任意			0.5	3,994		○		◆地域の景観形成に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、所在する特別区で判断の上実施。
		73	屋外広告物の許可に関する事務	屋外広告業の登録について、条例制定を行うとともに、屋外広告業を営むものへの指導・助言・勧告を実施。	建設局	法令	中核市		0.5	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		74	屋外広告物の許可に関する事務（制度管理）	申請内容を審査し、許可行為を実施。 （国、他都市、業界団体等との連絡・調整に関する事務）	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	1.5	4,020		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		75	屋外広告物の許可に関する事務（本課）[幹線道路【広域交通網】][幹線道路【地域交通網】]	幹線道路において、申請内容を審査し、許可行為を実施。 （広告物景観形成地区における基本計画の策定など）	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.0	485		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		76	屋外広告物の許可に関する事務（本課）[幹線道路【広域交通網】][幹線道路【地域交通網】]	幹線道路において、申請内容を審査し、許可行為を実施。 （申請受付、審査、許可書発行、手数料の受領）	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.5	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		77	屋外広告物の許可に関する事務（本課）[生活道路]	生活道路において、申請内容を審査し、許可行為を実施。 （申請受付、審査、許可書発行、手数料の受領）	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	1.5	1,382		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		78	違反広告物対策事務（本課）（制度管理）	違反広告物の解消を実施。 ・条例の改正や関係法改正による制度・仕様の設定等	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	1.5	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		79	違反広告物対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】][幹線道路【地域交通網】]	幹線道路における、違反広告物の解消を実施。 ・管理道路条例違反簡易広告物除却業務委託の設計・発注 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の事務局	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.0	6,014		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		80	違反広告物対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】][幹線道路【地域交通網】]	幹線道路における、違反広告物の解消を実施。 ・管理道路条例違反簡易広告物除却業務委託の設計・発注 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の事務局	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.1	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		81	違反広告物対策事務（本課）[生活道路]	生活道路における、違反広告物の解消を実施。 ・管理道路条例違反簡易広告物除却業務委託の設計・発注 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の事務局	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.4	17,117		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		82	違反広告物対策事務（工営所）［幹線道路【広域交通網】］［幹線道路【地域交通網】］	幹線道路における、違反広告物の解消を実施。 ・違反者への是正指導、直営による除却 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の日常的な窓口	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	4.2	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		83	違反広告物対策事務（工営所）［生活道路］	生活道路における、違反広告物の解消を実施。 ・違反者への是正指導、直営による除却 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の日常的な窓口	建設局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	12.0	0		○		◆地域の景観形成や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
6	建築基準法関係	84	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく都市施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		85	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務	建築物の計画について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合の認定事務。「大阪府福祉のまちづくり条例」における制限の緩和についての認定事務。	都市計画局	法令	所管行政庁		0.5	362		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		86	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第３１条に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査、勧告、公表に係る事務、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第9条第1項（第2号ケを除く）」に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査，勧告、公表に係る事務。	都市計画局	任意			1.0	362		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		87	建築基準法関連業務	建築確認申請及び計画通知の審査及び専門相談 建築物の許可及び認定 指定確認検査機関への調査報告書の交付 建築物に関する中間検査及び完了検査 違反建築物に対する措置 指定確認検査機関への立入り検査 建築物、建築設備、防火設備に関する定期報告業務 建築統計の作成 建築計画概要書の閲覧業務 道路判定、道路位置指定及び道路台帳の整備 建築審査会運営及び審査請求審理手続き	都市計画局	法令	特定行政庁		46.4	36,544		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		88	建築基準法に関する任意事務	建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 建築相談 「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意			7.0	1,495		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		89	都市再生特別措置法に基づく認定事務	特定都市再生緊急整備地区内において、都市再生特別地区に関する都市計画に重複利用区域及び当該区域内の建築限界が定められた場合に、申請に基づいて道路上空利用の認定を行う。	都市計画局	法令	所管行政庁		0.1	13		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		90	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく許可事務	耐震性が不足しているものとして認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備･改善に資するものについて、容積率制限の緩和許可を行う。	都市計画局	法令	特定行政庁		0.1	13		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		91	優良宅地･優良住宅の認定事務	土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地･優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地･優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 （租税特別措置法に基づき市町村長又は特別区の区長の事務とされた認定事務のみ）	都市計画局	法令	一般市		0.0	1		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		92	「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づく優良宅地･優良住宅の認定事務	土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地･優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地･優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 （租税特別措置法に基づき都道府県知事の事務とされた認定事務のみ）	都市計画局	法令	都道府県		0.0	0		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		93	建設リサイクル法関係業務	一定規模以上の建築物の解体工事等を行う際に義務付けられる、建設資材の分別解体等に関する届出等。（認定道路工事は建設局へ届出）	都市計画局	法令	特定行政庁		2.5	379		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		94	建築物省エネ法関係業務	一定規模以上の建築物の新築・増改築等を行う際に義務付けられる、省エネ基準適合に係る適合性判定業務及び省エネ計画届に係る受理業務、並びに任意で申請される省エネ性能向上計画に係る認定業務等を行う。	都市計画局	法令	所管行政庁		2.0	429		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		95	都市の低炭素化の促進に関する法律関係業務	低炭素化のための建築物の新築等の計画が、エネルギーの使用の効率性等に関する法令の基準に適合している場合に、申請に基づいて認定を行う。	都市計画局	法令	所管行政庁		1.0	171		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		96	浄化槽法関係業務	浄化槽の設置等の際に設置者に義務付けられる届出。	都市計画局	法令	特定行政庁		0.0	0		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		97	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。	都市計画局	任意			0.2	26		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		98	建築行政支援システム運用管理事務	建築行政支援システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			0.1	17,562		○		◆建築基準法に基づく確認等にかかるシステムの運用管理であることから、各特別区で判断の上実施。
		99	市民用建築情報検索システム運用管理事務	市民用建築情報検索システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			0.1	2,704		○		◆建築基準法に基づく確認等にかかるシステムの運用管理であることから、各特別区で判断の上実施。
		100	建築基準法関連業務（地方公共団体権限）	建築基準法に基づく条例の制定・改正（地区計画条例・建築協定条例を除く）	都市計画局	法令	地方公共団体		0.7	91		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		101	建築基準法関連業務（市町村権限）	地区計画条例の制定・改正 建築協定条例の制定・改正 建築協定関係事務	都市計画局	法令	一般市		0.6	78		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		102	長期優良住宅認定制度に係る事務	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、長期優良住宅建築等計画の認定を実施する。	都市整備局	法令	所管行政庁		2.3	131		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		103	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定等に係る事務	要安全計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告に係る命令、結果の公表等を行う。 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の促進のために必要な指導、助言、指示等を行う。 建築物の耐震改修をしようとする者が耐震改修計画の認定を受けようとするときに、その認定を行う。 建築物の所有者が、所有建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けようとするときに、その認定を行う。 耐震診断が行われた区分所有建築物が存する建築物の管理者等が、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けようとするときに、その認定を行い、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をする。	都市整備局	法令	所管行政庁		2.2	0		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		104	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく建替計画の認定等に関する業務	都市整備局	法令	所管行政庁		0.0	0		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		105	道路工事等による建設副産物のリサイクル促進事務	道路内工事で発生又は利用する特定建設資材に関する届出、通知についての受付･審査･受領書等の交付を行っている。	建設局	法令	特定行政庁		0.8	550		○		◆建築物に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
7	開発指導	106	民間開発に伴う手続き（大規模･地下街）	＜民間開発に伴う交通処理計画の調整＞ 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領･同実施（技術）基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 ＜大規模小売店舗立地法関連＞ 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 ＜地下街連絡協議会＞ 地下街の新設･改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛星、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	都市計画局	任意			2.2	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		107	駐車場法に関する事務（任意事務）	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。	都市計画局	任意			1.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		108	宅地造成工事規制区域に関する事務	開発許可関連の宅地造成工事規制区域及び造成工事に係る許認可事務等。	都市計画局	法令	中核市		0.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		109	造成宅地防災区域に関する事務	開発許可に関連する造成宅地防災区域の造成工事に係る許認可事務等	都市計画局	法令	中核市		0.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		110	開発許可等に関する事務	都市計画法第29条及び同施行令第19条により、大阪市おいては開発区域面積が500㎡以上の開発行為（建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定められている。 法に定める開発許可要件に適合する開発許可申請に対する開発許可のほか、関連事務を行っている。 （主な関連事務） ①開発許可を行った開発工事の検査、検査済証の発行、告示 ②敷地面積.500㎡以上の建築確認申請前に、開発許可申請の有無に関わらず開発許可の対象となる開発行を伴うか、開発許可が必要な開発行為か否かの判定 ③都市計画法第46条等に基づき開発登録簿の調整、閲覧、交付	都市計画局	法令	中核市		3.8	1,087		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、基準条例事務を含めて、各特別区で実施。
		111	開発審査会に関する事務	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決等 ･審査請求の受付、文書送達等 ･審査会運営	都市計画局	法令	中核市		0.4	0	○			◆特別区が行う開発許可の審査請求の受付等の事務であるため、広域で実施。
		112	独立行政法人鉄道施設･運輸施設整備支援機構の開発における協議に関する事務	独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構が特例業務を行う場合において市街化区域又は市街化調整区域で開発行為を行う時の協議。	都市計画局	法令	中核市		0.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		113	独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に関する建築行為等の許可	独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	中核市		0.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		114	土地区画整理法による建築物等の規制	事業者が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	一般市		0.2	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		115	都市再開発法による建築物等の規制	都市再開発事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある行為や建築物･工作物の新築、増築等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		116	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発指導行政に係る調査・立案事務 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務（一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。） 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務（敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。） 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務（ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。） 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務（一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出） 住宅附置誘導関係事務（JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。） 建築誘導行政の企画・調整事務	都市計画局	任意			6.1	1,812		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		117	都市計画法に係る緑地等の協議	都市計画法第32条の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際の緑化指導・同意協議	建設局	法令	中核市		0.5	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		118	府条例に係る緑地等の協議	大阪府自然環境保全条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 （建築物の敷地等における緑化を促進する制度）	建設局	任意			0.4	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		119	大規模開発等に係る緑地等の協議	・大阪市みどりのまちづくり条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 ・建築物に付属する緑化等に関する指導要綱の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。	建設局	任意			0.5	0		○		◆開発に対する規制･誘導等に関する事務であり、都市計画等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
8	開発指導 （府県をまたがる大規模なもの）	120	宅地事業開発計画の認定に関する事務	宅地事業開発計画の認定に伴う国に対する意見提出 計画の認定をした旨の国土交通大臣の通知の受理	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆府県をまたがる大規模な住宅団地の計画の認定に関する事務であり、広域で実施。
9	広域計画 （振興拠点地域基本構想）	121	振興拠点地域基本構想に関する事務	人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とし、基本構想の作成にあたり本市意見を計画に反映させ、本市の施策の推進を図る。	都市計画局	法令	中核市		0.0	0	○			◆成長戦略に資するまちづくりに関する事務であり、市域を越えて検討する必要があるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	広域計画 （意見表明）	122	国土利用計画広域計画関連事務	国土利用計画（都道府県計画）の策定過程において、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆関係団体としての意見表明に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて実施する事務であるため、各特別区で実施。
		123	近畿ブロック社会資本重点整備計画関連事務	地方ブロック社会資本重点整備計画に関して、本市として意見を述べる等により本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆関係団体としての意見表明に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて実施する事務であるため、各特別区で実施。
11	地価監視 （国土利用計画法等）	124	土地利用審査会に関する事務	国土利用計画法第39条及び第44条の規定により、都道府県及び政令市に土地利用審査会を設置する。 委員7人で組織することとされており、議会の同意を得て任命を行う。 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	都市計画局	法令	指定都市		0.3	142	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		125	国土利用計画法に基づく規制区域に関する事務	土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ又は行われる恐れがあり、地価が急激に上昇し又は上昇するおそれがあると認められる国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域にかかる規制区域の指定及び解除。 規制区域を指定した場合の区域内の届出にかかる土地利用目的及び予定対価、取引状況にかかる許可等。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		126	国土利用計画法に基づく注視区域・監視区域に関する事務	地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域にかかる注視区域・監視区域の指定及び解除。 注視区域又は監視区域を指定した場合の区域内の届出にかかる土地利用目的及び予定対価にかかる審査、通知、助言、勧告等。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		127	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条の2において、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区等において、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		128	多極分散型国土形成促進法に基づく監視区域の指定に関する事務	多極分散型国土形成促進法に係る振興拠点区域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		129	地方拠点都市施設の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に係る指定地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		130	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく監視区域の指定に関する事務	大阪湾臨海地域及び関連整備地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		131	被災市街地復興特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に被災地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		132	国会等の移転に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務	国会等の移転に関する法律第19条第2項に規定する現地調査を行う区域又は候補地の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するものとされている。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
		133	租税特別措置法に基づく審査証明事務	土地譲渡益重課税制度の適用除外要件のひとつである価格審査を行うもの。 ただし、重課税制度そのものが、平成32年3月31日まで停止されているため、その間は実務が発生しない。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆監視区域等の指定による土地利用規制に関する事務であり、大阪市全体の地価動向を勘案して総合的に判断する事務であるため、広域で実施。
12	地価監視（届出受理・情報提供）	134	土地取引の事後届出等に関する事務	国土利用計画法第23条の第1項の規定に基づく、土地取引に係る事後届出に係る利用目的審査、助言、勧告等 上記届出にかかる価格審査 上記届出後、2年を経過したものに係る利用状況を調査し、遊休土地と認められるものについての通知、助言、勧告等	都市計画局	法令	指定都市		0.5	1,061		○		◆事後届出による審査に関する事務であり、届出窓口が身近である方が望ましいため、各特別区で実施。
		135	国土利用計画法の施行に関する事務（一般市）	国土利用計画法（国土法）に基づく2000㎡以上の土地取引についての届出にかかる府への経由事務。（当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出ることとされている。）	都市計画局	法令	一般市		0.3	0		○		◆土地所在地の長を経由し届け出る事務であり、届出窓口は身近にあることが望ましいため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		136	土地情報の提供に関する事務	地価公示（国土交通省）、地価調査（都道府県）等の公的地価評価の結果について、GIS（マップナビおおさか）を利用して、市内の情報を提供。 地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆住民・事業者への情報提供に関する事務であり、身近なところで提供できるのが望ましいため、各特別区で判断の上実施。
13	用地買取申し出対応	137	生産緑地法による照会及び回答に関する事務	生産緑地について、都市計画法の規定による告示日から30年を経過した際、あるいは主たる従事者が死亡または故障した際、その所有者が市長に対し買い取り申出を行った場合、経済戦略局からの依頼に基づき事業主管局に照会を行い、買い取りの有無を決定し、1ヶ月以内に申出者にその旨を通知するとともに、経済戦略局へ結果を通知する。	都市計画局	法令	一般市		0.2	0		○		◆住民・事業者からの届出を受けて、当該土地の必要性について判断する事務であり、所有者や当該土地と近いところで行うことが望ましいため、各特別区で実施。
		138	公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務	公拡法に基づき、都市計画施設等の区域内にかかる200平米以上の土地又は市街化区域内の5,000平米以上の土地を有償譲渡しようとする場合の届出や、都市計画区域内の200平米以上の土地の買取申出を受理し、当該土地についての買取の有無を決定し、3週間以内に届出（申出）者にその旨を通知する。	都市計画局	法令	一般市		0.5	0		○		◆住民・事業者からの届出を受けて、当該土地の必要性について判断する事務であり、所有者や当該土地と近いところで行うことが望ましいため、各特別区で実施。
14	広域的な交通基盤の整備	139	近畿地方交通審議会関連事務	近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等、および新たな答申に向けた関係先との連絡調整事務	都市計画局	任意			0.3	450	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		140	高速道路に関する事務	高速道路の新設又は改築に係る同意等 道路整備特別措置法第3条第1項の許可後の高速道路の路線名、新設又は改築に係る工事の内容、料金の額及びその徴収期間を変更にかかる道路管理者の同意、及び、道路管理者である地方公共団体の議会の議決。 高速道路の新設又は改築に係る通知の受理 会社の行う工事の廃止に係る通知の受理	都市計画局	法令	指定都市		2.3	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		141	阪神高速道路関係事務	阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資。 阪神高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視。	都市計画局	法令	その他	国及び政令に規定する地方公共団体	0.1	646,000	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		142	阪神高速道路（株）派遣事務	阪神高速道路株式会社では淀川左岸線延伸部の事業計画にかかる関係者との協議・調整など、本市の都市政策に大きく影響する事業を実施しており、政策レベルでの協議・調整を円滑に進める上で大阪市の関与が必要であることから、阪神高速道路の整備推進に関する業務の総括を行うため、阪神高速道路株式会社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			1.0	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		143	本州四国連絡高速道路関係事務	本州四国連絡高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視。	都市計画局	法令	その他	国及び政令に規定する地方公共団体	0.1	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		144	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会（現、経営監視会議）に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意			0.6	366,895	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		145	（株）湊町開発センター派遣事務	株式会社湊町開発センターは、特定調停を経て現在経営再建中であり、大阪市は巨額の損失補償を行っていることから、二次破綻を起こさぬよう、経営監視、団体監理を行っていく必要があるなど大阪市の関与が必要であることから、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			1.0	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		146	鉄道整備連絡事務（法）	交通結節機能高度化構想の作成、国土交通大臣への協議、その同意 同意を得た交通結節機能高度化構想の変更しようとするときの国土交通大臣の同意 協議会を組織しようとするときの公表 交通結節機能高度化構想の提案受付、受付時の協議をするか否かについて、遅滞ない公表	都市計画局	法令	指定都市		0.4	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
		147	民間開発に伴う手続き（鉄道）（広域）	鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。（鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条） 当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。 （都区制度における広域自治体の事務） 都道府県知事が民間開発事業者からの申請を受け、道路管理者（府道・区道）に意見を聴取する。 道路管理者（府道）としての知事が意見を提出する。	都市計画局	法令	指定都市		0.2	0	○			◆鉄道事業者の窓口として、道路管理者と調整する事務であることから、広域が管理する道路における調整については、広域で実施。
		148	北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線開業に向け関係機関と連携し、国等関係先への要望活動を行う。	都市計画局	任意			0.6	4,500	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		149	関西国際空港関連事業（法定）	関西国際空港の整備を行う会社に対し、建設資金等の出資・貸付を行っていたことから会社の経営業況を把握し、必要に応じて連絡等を行う。	都市計画局	法令	地方公共団体		0.1	0	○			◆広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を越えて検討する事務であるため、広域で実施。
15	地域交通政策	150	大阪外環状線の建設促進	城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪駅から大阪東部地域を経てJR久宝寺駅に至る旅客線（大阪外環状線：延長約20.3km）を整備する事業であり、本事業について関係先との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図るとともに、整備事業者である大阪外環状鉄道株式会社に対し、出資等を行う。	都市計画局	要綱等	その他	沿線自治体	1.7	2,366,020		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、沿線の各特別区で実施。
		151	大阪外環状鉄道（株）派遣事務	大阪外環状鉄道株式会社は、現在、新大阪から放出までの区間において、鉄道建設を進めているところであり、早期開業を実現するとともに、総事業費の抑制を図り大阪市からの出資額を抑制するため、関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、地元ときめ細かな調整を行い、事業を円滑に進捗させる必要がある。 また、施設計画の立案にあたって、地域のまちづくりの課題解決に資するよう検討及び地元調整を行うとともに、関連する街路事業等と事業調整を行う必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			3.0	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、沿線の各特別区で判断の上実施。
		152	鉄道整備連絡事務（任意）	新規鉄道整備にかかる路線計画や事業スキーム等に関する事業者など関係者との連絡調整、及び鉄道整備と連携した地域のまちづくりや交通政策にかかる検討。	都市計画局	任意			0.6	514		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、広域と連携しつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施
		153	鉄道の安全性向上	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業及び浸水対策事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	その他	関係地方公共団体	0.9	114,334		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		154	駐車場法に関する事務（法令事務）	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。 「駐車場法」に基づく路外駐車場の届出協議を行う。	都市計画局	法令	一般市		1.1	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		155	駐車対策促進事務	迷惑駐車の防止に関する施策を推進するため策定した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者に駐車場情報を提供し、区と連携しながら広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。	都市計画局	任意			0.3	1,850		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		156	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策（TDM）などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。 また、なにわ筋線の事業化に向けた検討調査や関係先との調整等を行う。	都市計画局	任意			1.1	10,000		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		157	総合交通対策関係事務	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務。 バス利用促進やバスサービス改善等のバス交通の活性化方策についての検討事務。 交通政策業務に関する関係団体との連絡調整用資料作成等事務。	都市計画局	任意			1.7	4,363		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		158	バスネットワーク維持改善補助	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの要件を満たすものについて、その運行維持に必要な経費の一部を補助する。	都市計画局	任意			0.7	601,673		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		159	バス利用促進総合対策関連事務	バス利用促進やバスサービスの改善等バス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		160	バス路線に係る協議調整	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業計画と都市基盤整備との整合性を図るとともに、地域住民の性格上の便益を確保する観点から、本市に係る一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について、本市意見を述べる。	都市計画局	法令	その他	関係地方公共団体	0.2	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		161	鉄道駅舎可動式ホーム柵設置補助	鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによってプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する。	都市計画局	任意			0.4	60,000		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		162	バリアフリー基本構想による移動等円滑化の推進（企画検討）	移動等円滑化基本構想を策定し重点整備地区の設定を行い、鉄道駅舎、駅前広場、主要な経路となる道路及び信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を図る。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		163	バリアフリー基本構想による移動等円滑化の推進（技術的支援）	移動等円滑化基本構想を策定し重点整備地区の設定を行い、鉄道駅舎、駅前広場、主要な経路となる道路及び信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を図る。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	法令	一般市		1.0	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		164	交通バリアフリー化の推進（企画検討）	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		0.0	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		165	交通バリアフリー化の推進（技術的支援）	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		1.0	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		166	民間開発に伴う手続き（鉄道）（基礎）	鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。（鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条） 当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。 （都区制度における基礎自治体の事務） 都道府県知事の意見聴取に対し、道路管理者（区道）としての区長が意見を提出する。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆鉄道事業者の窓口として、道路管理者と調整する事務であることから、各特別区が管理する道路における調整については、各特別区で実施。
		167	モビリティ・マネジメントの推進（港区）	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施してきた。 同検討会は、平成28年3月をもって解散したが、引き続き各種モビリティ・マネジメント施策を実施していく。	都市計画局	任意			0.8	0		○		◆地域の交通政策に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、所在する特別区で実施。
16	成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	168	夢洲まちづくりに関する事務	観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等を作成するための各種調査を行うとともに、統合型リゾート（IR）関連法整備の状況を注視しながら、必要に応じてIR立地に付随する課題についても検討する。 ※統合型リゾート（IR）に係る事務は平成29年度よりIR推進局が実施	経済戦略局	任意			9.0	33,223	○			◆大阪の成長戦略･グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		169	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意			0.4	0	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		170	うめきた地区開発関連事務	うめきた地区については、大阪駅周辺地区の中核エリアとして、大阪・関西の発展を牽引する新しい拠点の形成に向けて取り組んでいる。 先行開発区域では、新しい産業やビジネス等を創出するナレッジキャピタルを中核とした高水準の都市機能の集積や、緑・水を豊かに配した空間整備等、魅力あるまちづくりを実現している。 今後、2期区域については、まちづくりの目標として掲げる“世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点の形成”をめざし、質の高い民間開発を誘導するとともに、JR東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業等の基盤整備を推進していく。	都市計画局	任意			7.0	146,937	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		171	（独）都市再生機構派遣事務	うめきた地区先行開発に引き続き、当該団体は、2期開発においても土地区画整理事業の事業主体となっている。同地区の土地区画整理事業の計画・実施にあたっては、「大阪駅北地区まちづくり基本計画」はもとより大阪市の都市計画の内容を十分反映し同地区周辺の大規模開発との整合を図るとともに、JR、道路管理者、地権者、開発事業者等との多岐にわたる調整を円滑に進める必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			3.0	0	○			◆上記事務にあわせて、広域で実施
		172	都市再生緊急整備地域に関する業務	都市再生緊急整備地域にかかる施策・事業の取りまとめや進捗管理を行う。また、国から特定都市再生緊急整備地域として指定を受けた「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」及び「咲洲コスモスクエア駅周辺地域」について着実な都市再生と都市魅力の向上に向け、協議を行うとともに、規制の特定措置等を活用した事業の着実な実施を図る。 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備協議会（国、府、市、民間事業者等、経済団体、学識経験者で構成）を組織し、整備計画の作成、公表及び関係機関との調整を行う。	都市計画局	法令	地方公共団体		0.4	0	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		173	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務（都市再生特別措置法）	成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、都市再生特別措置法を活用して、大阪市・大阪府・経済団体で協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取組みを進めている。 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備協議会（国、府、市、民間事業者等で構成）を組織し、整備計画の作成、公表及び関係機関との調整を行う。	都市計画局	法令	地方公共団体		1.1	750	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		174	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務（総合特別区域法）	成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、総合特別区域法を活用して、大阪市・大阪府・経済団体で協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取組みを進めている。	都市計画局	法令	地方公共団体		1.1	750	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		175	統合型リゾート(IR)を契機とした夢洲まちづくりの検討	「大阪の成長戦略」のもと、日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市の実現に向けて、海外からの大きな投資を呼び込むとともに、世界が憧れる都市魅力を創造するため、統合型リゾート（IR）の立地に向けた夢洲における国際観光拠点の形成等に関する夢洲まちづくり構想を検討する。	都市計画局	任意			1.4	10,655	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		176	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線（新大阪～淡路間）鉄道免許の廃止（平成15年3月）に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意			0.1	0	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		177	大阪駅北大深西地区土地区画整理事業に関する事務	うめきた2期区域の基盤整備となる大阪駅北大深西地区土地区画整理事業（施行者：UR）について、URへ事業要請を行った立場から、関連事業等との協議調整を行い、事業推進を行なう。 うめきた2期開発の推進に係る費用負担に関する覚書（府市で締結）に基づいた、大阪府への補助金の申請。	都市整備局	任意			1.6	1,100,000	○			◆大阪の成長戦略・グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		178	JR東海道線地下化事業	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	地方公共団体		2.2	2,982,320	○			◆大阪の成長戦略･グランドデザインを進めるうえで重要な事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
17	地域まちづくり	179	都市開発プロモーションに関する事務	国内外の不動産投資家や都市開発事業者等に対して重点的に都市の開発や再生を推進する都市再生緊急整備地域を中心に、国内外へ各地区の魅力のPRを官民連携して行い、海外での知名度向上に努め、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図る。	都市計画局	任意			0.5	14,260		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		180	市有地の有効活用（企画検討）	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		181	市有地の有効活用（技術的支援）	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			1.6	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		182	まちづくり活動支援事業に関する事務	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 また、ホームページ等を通じて地域の自発的なまちづくり活動の情報発信を行っている。	都市計画局	任意			2.9	7,903		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		183	まちづくり活動支援事業に関する事務（区）	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と都市計画局が連携しながらまちづくり活動を支援している。 区役所では、まちづくり活動の支援について、団体等との相談や各種申請の受付を行っている。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		184	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。 また、地区全体の地権者企業から成る「中之島まちみらい協議会」と連携し、都市再生緊急整備協議会中之島地域部会において作成を行った整備計画や都市再生安全確保計画に基づく事業の推進などにより、中之島地区の公民一体となったまちづくりを推進する。	都市計画局	任意			2.1	1,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		185	西梅田地区周辺開発の推進（企画検討・エリアマネジメント）	西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントよる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		186	西梅田地区周辺開発の推進（技術的支援）	西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントよる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.4	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		187	都心機能活性化地区開発計画の検討（企画検討）	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		188	都心機能活性化地区開発計画の検討（技術的支援）	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		189	都市再生推進法人指定事務	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的に、要件に該当する法人を、その申請により都市再生推進法人として指定する。 ・推進法人の指定 ・推進法人の監督等 ・推進法人への情報の提供等	都市計画局	法令	一般市		0.3	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		190	都市利便増進協定認定事務	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的に、土地所有者等又は都市再生推進法人により締結された都市利便増進協定を、その申請に基づき認定する。 ・都市利便増進協定の認定等 ・都市利便増進協定締結者への情報の提供等	都市計画局	法令	一般市		0.3	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		191	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能アメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			1.2	1,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		192	エリアマネジメント活動支援事業	大阪の資産価値向上と経済活性化のため、実現性の高いしくみづくりによる官民協働の都市経営を目的として、大阪エリアマネジメント活性会議を設置し会議運営を行うとともに、行政と民間エリアマネジメント団体によるエリアブランド・公共空間利活用・観光地域まちづくりなどのガイドライン及びエリア防災減災ネットワークの検討を実施する。 また、市内におけるエリアマネジメント団体からの問合せや団体への情報提供、並びにOBP協議会との連絡調整等を実施する。	都市計画局	任意			1.7	2,264		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		193	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進（企画検討・エリアマネジメント）	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		194	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進（技術的支援）	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.3	589,184		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		195	御堂筋の活性化	建替え予定のない既存建築物に、御堂筋に面する①低層部の外観・外構の改修、②にぎわいを創出するためのオープンスペースの活用にかかる費用の一部を大阪市が補助金として負担。 民間まちづくり団体による自主的な取組を助言するなどにより支援し、エリアマネジメント活動の促進・定着を図る。	都市計画局	任意			0.5	8,959		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		196	淀川区役所跡地活用の検討（企画検討）	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		197	淀川区役所跡地活用の検討（技術的支援）	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		198	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月31日に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺に新たな空間が生まれることから、踏切跡の拡幅による地域分断の解消など、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意			0.6	4,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		199	JR大阪臨港線跡地活用の検討（企画検討）	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		200	JR大阪臨港線跡地活用の検討（技術的支援）	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		201	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金））の活用	大阪の都市再生に資するため、都市再生整備計画事業について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、事業を活用して、各地区におけるまちづくりを効果的に推進するための連絡調整を行う。	都市計画局	任意			0.4	98		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		202	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 （中心市街地活性化法：人口減少･超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現）	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		203	中心市街地の活性化に関する事務	政府の定める基本方針に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の作成、国への申請を行う。 中心市街地の整備改善業務に関して、情報の提供、相談その他の援助を行う中心市街地整備推進機構の指定を行う。 等	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		204	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営を行う。	都市計画局	任意			0.8	7,449		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、所在する特別区で判断の上実施。
		205	アイ・スポットの企画・管理運営に係るシステム運用管理業務	大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営に係るシステムの運用管理。	都市計画局	任意			0.0	30		○		◆アイスポットにおけるシステムの運営管理事務であり、所在する特別区で判断の上実施。
		206	岩崎橋地区開発の推進（企画検討・エリアマネジメント）	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		207	岩崎橋地区開発の推進（技術的支援）	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		208	扇町水道局庁舎跡地活用の検討（企画検討）	扇町水道局庁舎跡地（水道局用地）は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		209	扇町水道局庁舎跡地活用の検討（技術的支援）	扇町水道局庁舎跡地（水道局用地）は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		210	淀川連絡線跡地活用の検討（企画検討）	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。（幅員：10～30m、延長：約2km）東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		211	淀川連絡線跡地活用の検討（技術的支援）	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。（幅員：10～30m、延長：約2km）東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		212	あいりん地域における総合的生活環境の整備（企画検討）	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。 平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエリアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		213	あいりん地域における総合的生活環境の整備（技術的支援）	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。 平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエリアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		214	平林地区まちづくりの検討（企画検討）	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		215	平林地区まちづくりの検討（技術的支援）	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で判断の上実施。
		216	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討（企画検討）	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		217	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討（技術的支援）	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海電気鉄道株式会社が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		218	加美駅周辺地区まちづくりの検討（企画検討）	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		219	加美駅周辺地区まちづくりの検討（技術的支援）	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		220	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪市で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意			0.6	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		221	常盤地区まちづくりの検討（企画検討）	天王寺･阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発（あべのand）に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		222	常盤地区まちづくりの検討【技術的支援）	天王寺･阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発（あべのand）に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		223	森之宮地区まちづくりの推進	大規模な低未利用地が多い森之宮地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。	都市計画局	任意			1.7	1,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		224	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の都市計画局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意			0.5	1,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		225	心斎橋筋地区の活性化（企画検討）	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		226	心斎橋筋地区の活性化（技術的支援）	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.7	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		227	中島工業団地の開発調整（企画検討）	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地（約137ha）の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		228	中島工業団地の開発調整（技術的支援）	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地（約137ha）の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		229	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意			0.4	3,000		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、成長戦略・グランドデザイン等を踏まえつつ、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		230	矢田南部地区まちづくりの検討（企画検討）	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で判断の上実施。
		231	矢田南部地区まちづくりの検討（技術的支援）	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		232	長吉東部地区まちづくりの検討（企画検討）	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「『（仮称）平野区まちづくり地域ビジョン（案）』策定及び実施に向けたプロジェクトチーム」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		233	長吉東部地区まちづくりの検討（技術的支援）	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「『（仮称）平野区まちづくり地域ビジョン（案）』策定及び実施に向けたプロジェクトチーム」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.2	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		234	神崎川駅前地区の開発調整（企画検討）	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		235	神崎川駅前地区の開発調整（技術的支援）	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		236	神崎川駅周辺まちづくりの検討（企画検討）	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市･大阪府･阪急電鉄･大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		237	神崎川駅周辺まちづくりの検討（技術的支援）	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市･大阪府･阪急電鉄･大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			0.1	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		238	エリアマネジメント活動促進制度関係事務	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、都市の魅力の向上に資することを目的として、エリアマネジメント活動に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等を行う。	都市計画局	任意			0.8	37,375		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		239	淀川･大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら（淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議･調整等）、淀川や大和川の治水計画と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	その他	沿川自治体	0.4	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、沿川の特別区で判断の上実施。
		240	地域魅力創出建築物の修景制度検討調査	長屋･町家･近代建築のような地域の個性や特色をもった建築物の外観改修を支援することにより、建築物本来の魅力を引き出し、地域魅力の創出を図る事業の創設に向け、調査･検討を行う。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		1.8	5,133		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		241	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史･文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携･協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。 上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		2.2	35,006		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		242	HOPEゾーン事業（移管検討分）	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の堀り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。 上記にかかる事務のうち、修景整備関係業務、協議会活動支援業務、居住地魅力の情報発信業務等を実施する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		3.4	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		243	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.4	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		244	マイルドHOPEゾーン事業（移管検討分）	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 上記にかかる事務のうち、上町台地の居住地魅力の情報発信業務や、自主修景の促進業務を実施する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.5	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		245	大阪市生きた建築ミュージアム事業に係る事務	大阪のまちを1つの大きなミュージアムと捉え、そこに存在する‘生きた建築’※を通して見えてくる、多様で豊かな都市の物語性を大阪の新しい魅力として創造・発信する。 ※‘生きた建築’とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」をいう新しい概念。	都市整備局	任意			2.5	6,884		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
18	港湾事業	246	港湾管理業務（計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等）【一般会計】	港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として、一般会計上次の事務を実施。 ・港湾計画の作成、ﾎﾟｰﾄｾｰﾙｽ、統計資料の作成 ・港湾区域や港湾隣接地域、臨港地区内の行為の届け出の許認可（公有水面埋立に関するもの含む。） ・臨港地区の分区規制 ・防波堤、航路、岸壁、上屋、荷捌き地等の港湾施設の計画・整備 ・上記施設の維持補修、管理、使用許可に関する事務など ・国際コンテナ戦略港湾の施策に関すること ・国際港湾施設の保安に関すること ・環境整備負担金の賦課・徴収に関すること　　など	港湾局	法令	港湾管理者		145.3	6,773,888	○			◆大阪の成長をけん引する広域インフラの管理事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		247	港湾管理業務（計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等）【港営事業会計】	港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として、港営事業会計上次の事務を実施。 ・港湾計画の作成、ﾎﾟｰﾄｾｰﾙｽ、統計資料の作成 ・港湾区域や港湾隣接地域、臨港地区内の行為の届け出の許認可 ・臨港地区の分区規制 ・防波堤、航路、岸壁、上屋、荷役機械等の港湾施設の計画・整備 ・上記施設の維持補修、管理、使用許可に関する事務など ・国際コンテナ戦略港湾の施策に関すること ・国際港湾施設の保安に関すること ・環境整備負担金の賦課・徴収に関すること　　など	港湾局	法令	港湾管理者		42.6	0	○			◆大阪の成長をけん引する広域インフラの管理事務であり、大阪全体の観点から検討する事務であるため、広域で実施。
		248	港湾管理業務（フェニックス）【一般会計】	近畿2府4県168市町村から発生する廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び港湾の秩序ある整備による港湾機能の再編・拡充を図ることを目的として、次の事務を実施。 ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理の委託 ・廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成の委託 ・基本計画及び実施計画の協議 ・大阪市港湾施設条例に規定する廃棄物埋立護岸使用料の徴収　など	港湾局	法令	港湾管理者		0.2	0	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		249	港湾管理業務（公害防止対策事業）【一般会計】	水底の有害汚泥の除去等を実施し、大阪港の水環境保全を図るため、 大阪港内（木津川等7区域[河川港湾重複区域を含む]）における底質ダイオキシン類浄化対策　などを実施。	港湾局	法令	港湾管理者		6.6	225,400	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		250	港湾管理業務（臨港道路管理）【一般会計】	臨海部における都市活動に資する交通輸送路、幹線道路交通網を供するため、臨港道路・橋梁・トンネル等に関する次の事務を実施。 ・計画・整備 ・維持補修・管理 ・行為許可、占有許可等	港湾局	法令	港湾管理者		35.5	1,565,689	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		251	港湾管理業務（臨港緑地管理）【一般会計】	臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、市民への健康的な憩いの場の提供、市民の健康の増進に寄与するため、臨港緑地に関する次の事務を実施。 ・計画、整備 ・維持補修、管理 ・行為め許可、占用許可に関する事務　など	港湾局	法令	港湾管理者		16.5	274,639	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		252	海岸管理の業務【一般会計】	津波、高潮等の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全等を図るため、次の事務を実施。） ・防潮施設（防潮堤、水門、防潮扉および集中監視システム（防災センター）の維持管理 ・防潮施設の改良 ・防潮施設（水門、防潮扉）の閉鎖体制の確保 ・防潮施設（防潮堤、防潮堤敷地）の目的外使用に係る許可 ・海岸保全区域の管理（占用・行為許可・監督処分など） ・東日本大震災を教訓とした地震・津波対策計画の立案、推進 ・大阪港地震・津波対策アクションプランの充実、推進 ・大阪港BCPの推進 ・港湾防災センターにおける防災対策の推進　など	港湾局	法令	港湾管理者		112.7	3,939,624	○			◆法令上港湾管理者が実施する必要があり、広域で実施。
		253	港湾管理業務（臨港鉄道）【一般会計】	臨海部における交通需要に対応するため、都心部と臨海部、埋立地（咲州、舞洲、夢洲）間を結ぶ鉄道を整備し、次の事務を実施。 ・地下鉄中央線（大阪港駅～コスモスクエア駅、供用中）・ニュートラム南港ポートタウン線（コスモスクエア駅～フェリーターミナルの一部区間、供用中）のインフラ（高架、駅舎等）の所有・管理 ・北港テクノポート線（コスモスクエア駅～新桜島駅、事業休止中）のインフラ（トンネル）部の所有・管理・整備	港湾局	法令	港湾管理者		0.8	0	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		254	港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務	・港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務。 ・港湾局から、臨港道路の舗装や歩道橋などの管理業務の一部を受託している。 ・建設局と港湾局との協定にもとづき、港湾局管理橋梁（25橋）の維持管理を行う。 ・港湾局管理1ヶ所を港湾局との協定に基づき、建設局が渡船の運航業務を受託している。	建設局	任意			58.8	0	○			◆法令上港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		255	港湾管理業務（埋立事業）【一般会計】	市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分のための埋立てを行いつつ、地盤改良・盛土などの土地造成や道路・ライフライン等の基盤整備を進め、新たな市民ニーズへの対応や大阪市の発展に寄与する用地として活用していくため、一般会計上次の事務を行う。 ・北港処分地の管理運営 ・道路の位置指定手続き ・まちづくり要綱地区内の建築に係る規制 ・まちづくりに伴う連絡調整　など	港湾局	法令	港湾管理者		9.5	73,979	○			◆埋立事業については、大阪の成長・発展に資するものであり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		256	港湾管理業務（埋立事業）【港営事業会計】	市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分のための埋立てを行いつつ、地盤改良・盛土などの土地造成や道路・ライフライン等の基盤整備を進め、新たな市民ニーズへの対応や大阪市の発展に寄与する用地として活用していくため、港営事業会計上次の事務を行う。 ・埋立造成（護岸、埋立） ・道路・埋設等の基盤整備の実施 ・埋立地の分譲、分譲地の管理 ・まちづくりに伴う連絡調整　など	港湾局	法令	港湾管理者		36.9	0	○			◆埋立事業については、大阪の成長・発展に資するものであり、広域で実施。
		257	南港ポートタウンに関する業務【一般会計】	南港ポートタウンの住環境の確保のため、一般会計上次の事務を実施。 ・ノーカーゾン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整　など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営　など	港湾局	任意			1.8	0	○			◆港営事業会計が所管する施設と関連する事務であるため、広域で実施。
		258	南港ポートタウンに関する業務【港営事業会計】	南港ポートタウンの住環境の確保のため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・ノーカーゾン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整　など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営　など	港湾局	任意			2.9	0	○			◆港営事業会計が所管する施設と関連する事務であるため、広域で実施。
		259	南港ポートタウンに関する業務（道路管理）【一般会計】	・南港ポートタウン内道路の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内道路における行為許可、占用許可に関する事務　など	港湾局	任意			7.9	28,613	○			◆港営事業会計が所管する施設と関連する事務であるため、広域で実施。
		260	南港ポートタウンに関する業務（緑地管理）【一般会計】	・南港ポートタウン内緑地の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内緑地における行為許可、目的外使用許可　など	港湾局	任意			4.1	107,843	○			◆港営事業会計が所管する施設と関連する事務であるため、広域で実施。
		261	下水施設関連業務【港営事業会計】	・夢洲地区の下水施設の維持管理 ・夢洲地区の下水施設への接続に伴う排水協議　など	港湾局	任意			0.2	0	○			◆下水道の事務分担にあわせて、広域で実施。
		262	阪神国際港湾㈱への派遣業務【一般会計】	阪神国際港湾㈱は、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するため、必要な施設の建設、賃貸及び管理運営や、港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意			3.0	0	○			◆港湾管理事務に関連する外郭団体への派遣であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		263	大阪港埠頭ターミナル㈱への派遣業務【一般会計】	大阪港埠頭ターミナル㈱は、穀物、鉄鋼材等の市民生活に不可欠な物資の入出庫及び保管、貸倉庫事業を実施し、物資の安定供給の役割を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意			1.0	0	○			◆港湾管理事務に関連する外郭団体への派遣であることから、広域で実施。
		264	システム運用管理事務（大阪市オーバス・スポーツ施設情報システム）【一般会計】	大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、ウエブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。（一般会計負担分） （港湾局所管施設：鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設）	港湾局	任意			0.2	274	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		265	システム運用管理事務（大阪市オーバス・スポーツ施設情報システム）【港営事業会計】	大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、ウエブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。（港営事業会計負担分） （港湾局所管施設：鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設）	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		266	システム運用管理事務（準公営企業財務会計システム（港湾業務情報システム（財務管理システム））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		267	システム運用管理事務（準公営企業事務会計システム（仮想統合基盤））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		268	システム運用管理事務（港湾局所管道路橋梁総合管理システム）【一般会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用（一般会計負担分） ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報	港湾局	任意			0.1	9,320	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		269	システム運用管理事務（港湾局所管道路橋梁総合管理システム）【港営事業会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用（港営事業会計負担分） ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報。	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		270	システム運用管理事務（港湾統計管理システム）【一般会計】	港湾統計調査データ作成処理業務及び港湾統計資料等作成業務を行うためのシステムの運用（一般会計負担分）。	港湾局	任意			0.0	359	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		271	システム運用管理事務（船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム）【一般会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務（一般会計負担分） ・船舶の係留施設への着岸申請を受付。 ・船席決定し登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。 ・特定区域間内における特定総トン数以上の船舶入出港の管理。	港湾局	任意			0.8	6,919	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		272	システム運用管理事務（船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム）【港営事業会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務（港営事業会計負担分） ・上屋、荷さばき地等の使用申請を受け付け。 ・使用面積、使用期間を登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。	港湾局	任意			0.1	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		273	システム運用管理事務（事業案検索システム）【一般会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案（仕様書・明細書・図面）のスキャニングデータを検索閲覧するシステムの運用（一般会計負担分）。	港湾局	任意			0.4	86	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		274	システム運用管理事務（事業案検索システム）【港営事業会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案（仕様書・明細書・図面）のスキャニングデータを検索閲覧するシステムの運用（港営事業会計負担分）。	港湾局	任意			0.1	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		275	システム運用管理事務（設計積算システム）【一般会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意			0.6	16,918	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		276	システム運用管理事務（設計積算システム）【港営事業会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		277	システム運用管理事務（港湾業務情報システム基盤関連）【一般会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。（一般会計負担分）	港湾局	任意			0.9	7,434	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		278	システム運用管理事務（港湾業務情報システム基盤関連）【港営事業会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。（港営事業会計負担分）	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		279	システム運用管理事務（海上測位システム）【一般会計】	港内の海上測量業務において、GPS位置情報と音響測深機の水深データをパソコンに取り込み、水深成果図を作成するシステムの運用	港湾局	任意			3.9	571	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		280	システム運用管理事務（工事台帳管理システム）【一般会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意			0.1	961	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		281	システム運用管理事務（工事台帳管理システム）【港営事業会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		282	システム運用管理事務（測量業務システム）【一般会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意			0.0	2,023	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		283	システム運用管理事務（測量業務システム）【港営事業会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意			0.0	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		284	システム運用管理事務（道路管理システム（公益事業者用））【一般会計】	道路管理システムは、一般財団法人道路管理センターと道路管理者及び関係公益事業者により運営されるシステムで、道路管理者と公益事業者は、サーバー端末を道路管理センターのサーバーに接続することで、占用物件の現況データ入手と道路占用の許認可に利用している。	港湾局	任意			0.1	223	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
		285	システム運用管理事務（土砂搬入管理システム）【港営事業会計】	大阪市の公共事業で発生した建設発生土を大阪港の埋立事業に活用するため搬入許可証の発行・土量の集計等搬入管理を行うシステムの運用 （関係局）建設局、交通局、水道局	港湾局	任意			0.2	0	○			◆港湾管理事務に関連するシステムの管理運営であることから、広域で実施。
19	公営住宅（特定公共賃貸住宅等含む）	286	公営住宅（特定公共賃貸住宅等を含む）	公営住宅（特定公共賃貸住宅等を含む）の施行に係る事務	都市整備局	法令	地方公共団体		165.0	35,011,066		○		◆公営住宅等に関する政策に関する事務であり、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましいため、各特別区で実施。
		287	建築積算システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等建設事業に伴う工事積算システムの運用管理	都市整備局	任意			1.0	2,093		○		◆積算のための補助的システムの運用管理事務であり、各特別区が判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		288	市営住宅管理システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等維持管理業務に係るシステムの運用管理 システム開発・改修の企画及び実施	都市整備局	任意			2.0	278,692		○		◆公営住宅維持管理のための補助的システムの運用管理事務であり、各特別区が判断の上実施。
		289	公営住宅（特定公共賃貸住宅を含む）	公営住宅（特定公共賃貸住宅等を含む）の施行に係る事務。	府 住宅まちづくり部	法令	地方公共団体		3.5	4,196,955		○		◆公営住宅等に関する政策に関する事務であり、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましいため、各特別区で実施。
20	公社住宅事業	290	公社住宅事業に係る事務（特定優良賃貸住宅関連）	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、特定優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助や住宅金融支援機構融資に対する利子補給を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。	都市整備局	法令	地方公共団体		1.5	421,429		○		◆良質な住宅供給を図る事務であり、公社住宅事業を引き継いだ団体に対する事務であるため、各特別区で実施
		291	公社住宅事業に係る事務（地域優良賃貸住宅関連）	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅についても、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.8	187,642		○		◆良質な住宅供給を図る事務であり、公社住宅事業を引き継いだ団体に対する事務であるため、各特別区で実施
21	多様な世帯に対する居住支援	292	サービス付き高齢者向け住宅登録事業	高齢者が安心して暮らせる住宅を提供するため、各住戸の広さやバリアフリーなどの建物のハード面のほか、生活相談や安否確認といったサービスの提供など、法律で定める基準を満たした住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として登録等を行っている。	都市整備局	法令	中核市		1.9	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、基準条例事務を含め、各特別区で実施。
		293	終身建物賃貸借事業認可制度	高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃貸住宅を賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことができる「終身建物賃貸借事業」の認可を行っている。	都市整備局	法令	中核市		0.3	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。
		294	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	市内に居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資をあっせんする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は継続分の返済期間（平成43年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市		0.1	1,111,901		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		295	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世帯の市内居住を促進する。 要件を満たす既存住宅ストックについて、オーナーが子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助する。	都市整備局	任意			1.3	50,100		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		296	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高（2,000万円限度）に対し、年0.5%以内（融資利率を上限）の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。	都市整備局	任意			1.9	443,615		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		297	民間すまいりんぐ供給事業に係る事務	民間土地所有者等が建設する中堅層向けの優良な賃貸住宅（民間すまいりんぐ）を、大阪市住宅供給公社又は市が指定する民間指定法人が、定められた管理期間（20年間又は15年間）、借上げ又は管理受託により管理する。 国と市が建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。 新規の供給計画の認定は平成15年度をもって停止しており、現在は、家賃減額補助金の支出及び適正な管理に向けた指導等を行っている。	都市整備局	法令	一般市		1.7	1,006,923		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		298	高齢者居住安定確保計画の作成に係る事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、市町村の区域内において、高齢者の居住の安定の確保に関する計画（市町村高齢者居住安定確保計画）を定めることができる。 （※平成28年8月20日施行の法改正により、それまで都道府県が作成することになっていた高齢者居住安定確保計画について、市町村においても作成できるようになった） 市町村高齢者居住安定確保計画を定めるようとするときは、パブリックコメントを実施し、都道府県に協議を行う。 また、市町村高齢者居住安定確保計画を定めたときは、遅滞なく公表し、国並びに都道府県にその写しを送付する。	都市整備局	法令	一般市		0.0	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		299	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進するため、断熱性能の向上、創エネ設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定する。 また、平成25年度までに「大阪市エコ住宅」として認定を受けた住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行う。	都市整備局	任意			0.4	20,451		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		300	大阪市子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			0.5	483		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		301	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（補助等）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ･住宅街区整備事業に係る分担金 ･都心共同住宅供給事業に係る費用の補助　等	都市整備局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		302	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 公募による推薦住宅について書類･現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			1.2	1,512		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		303	住まい情報センター事業に係る事務	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策･公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築･法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち･大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい･まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働･交流を促進する「住まい･まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 （所在地）　住まい情報センター（北区） 住まいのミュージアム（北区）	都市整備局	任意			2.5	365,833		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で判断の上実施。 ◆施設管理については、所在区が実施するが、共同で実施する手法も含め各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		304	住まい情報センター事業に係る事務（普及啓発等企画検討）	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、住まいに関する普及啓発等を行う事務。	都市整備局	任意			0.0	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で判断の上実施。
		305	住まい情報センター管理運営システム運用管理事務	住まい情報センター管理運営システムは、住まい情報センターにおいて住まいに関する相談への対応や情報提供を実施していくうえで、必要な情報をデータ化し、業務効率の向上を図るものであり、相談対応サブシステム、図書管理システムから構成されている。 相談対応サブシステムは、住まいに関する電話相談、窓口相談の内容をデータベース化し、相談員が相談対応時に同種の相談を参照するなど、業務効率の向上を図るものである。 図書システムは、住まい情報センターのライブラリー蔵書約11,000冊の管理や、利用者の登録、予約、資料の検索などに使用し、市民の利便性並びに職員の業務効率の向上を図るものである。 これらとあわせて、ホームページ「おおさか・あんじゅネット」により、住宅関連情報や住まい情報センターが開催するセミナー等の情報発信を実施している。	都市整備局	任意			0.0	10,646		○		◆住まい情報センターのシステムの運営管理事務であり、所在区である特別区で実施。 ◆他の特別区は、事務の実施とあわせて、システムへの参加を判断。
		306	マンション購入資金融資制度に係る事務	大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪市が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は既融資分の返済期間（平成43年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	任意			0.1	972,080		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		307	大阪市優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、平成19年度をもって新規採択を停止し、平成21年度で全ての補助事業を完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行っている。	都市整備局	任意			0.3	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		308	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	阪神・淡路大震災による被災者が、住宅金融支援機構の災害復興住宅購入資金融資を受けて市内のマンションを購入する場合に、その購入資金の低利での融資あっせんを行い、被災者の住生活の安定に寄与することを目的とする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成12年度末で終了しており、現在は、平成6～10年に受付した既融資分について、返済期間（平成36年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	任意			0.1	8,120		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		309	マンション管理・建替支援事業に係る事務	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」をふまえ、分譲マンションの適正な維持・管理を促進するため、専門家団体や民間事業者団体と連携して「大阪市マンション管理支援機構」を設立し、各種セミナーの実施や情報誌の発行、ホームページ運営等による情報提供や普及啓発など、様々な支援を実施している。また、建替えや計画的な大規模修繕、省エネルギー改修に関するアドバイスを行うため建築士等の専門家を無料で派遣する「分譲マンションアドバイザー派遣」や、長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助する「分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度」、マンションの再生（建替え、敷地売却、耐震改修等）に向けた検討費用の一部を補助する「分譲マンション再生検討費助成制度」を実施している。このほか「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に係る法定受託事務を実施している。	都市整備局	法令	一般市		1.0	8,712		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		310	住宅転用支援事業にかかる事務	建築ストックの有効活用を図るとともに、多様な都市居住ニーズに対応していくうえで、空きオフィス等の住宅転用（コンバージョン）を支援し、SOHO等の住宅供給を促進することは有効な手法の一つである。そのため、住宅転用に関する知識・経験を有する建築士事務所をコーディネーターとして登録している情報を提供する「住宅転用コーディネーター制度」を実施するとともに、転用に関するガイドブックを配布するなど、住宅転用を支援する情報提供や普及啓発事業を実施している。	都市整備局	任意			0.0	0		○		◆住民の居住支援に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		311	若年世帯支援業務システム運用管理事務	「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」、「大阪市エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給」及び「大阪市新婚世帯向け家賃補助制度」において、受給者情報の入力・管理・通知書などの帳票出力、統計処理、各種照会用資料の作成及び補助事業の適正な執行を図るため、本システムによる業務を実施。	都市整備局	任意			0.2	3,275		○		◆各種補助制度における帳簿出力、統計処理、各種資料作成等のためのシステムの運用管理事務であり、各特別区が判断の上実施。
		312	地域住宅計画の作成等に係る事務	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、地域住宅計画を策定するとともに、事業に必要な交付金の交付等の特別措置を講じる。	都市整備局	法令	地方公共団体		0.9	0		○		◆住民の居住支援等に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		313	住宅政策の企画立案に係る事務	住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整、大阪市住宅審議会の開催に向けた調整等を実施する。	都市整備局	任意			6.5	10,776		○		◆住民の居住支援等に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
22	建築物の安全確保（耐震化促進等）	314	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布･送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動をおこなう。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		0.7	5,900		○		◆建築物の安全確保に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。
		315	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく助成制度、普及啓発、耐震改修促進計画の策定及び特例の承認等に係る事務	民間建築物の耐震化を促進するため、民間建築物の建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成などを行う。 民間建築物の耐震化を促進するため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発などを行う。 地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定する。 都道府県耐震改修促進計画において特定入居者（認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者）に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事（市の区域内にあっては、指定都市又は中核市の長）の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		4.2	414,210		○		◆建築物の安全確保に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案 広域	事務分担案 特別区 各区	事務分担案 特別区 連携	考え方
		316	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく助成制度、普及啓発、耐震改修促進計画の策定及び特例の承認等に係る事務(普及啓発等企画検討)	・民間建築物の耐震化を促進するため、民間建築物の建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成などを行う。 ・民間建築物の耐震化を促進するため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発などを行う。 ・地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定する。 ・都道府県耐震改修促進計画において特定入居者（認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者）に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事（市の区域内にあっては、指定都市又は中核市の長）の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、民間住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発を実施する事務。	都市整備局	任意			0.0	0		○		◆建築物の安全確保に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		317	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務（大阪市耐震改修支援機構関連）	大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、平成20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、イベントへの出展、耐震出前講座等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っている。	都市整備局	任意			1.0	216		○		◆建築物の安全確保に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		318	防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意			1.0	648		○		◆建築物の安全確保に関する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であるため、各特別区で判断の上実施。
23	放置自転車対策	319	有料駐輪場の管理事務（工営所支援）	通勤・通学目的で利用される自転車を対象に駐輪場を整備し指定管理者制度を導入。 ・駐輪事業者の募集・選定業務 ・駐輪事業者との定例的な協議等 ・駐輪事業者を利用した広告事業にかかる事務 ・管理事務者の修繕等維持管理 ・駐輪場用地賃貸借事務 ・ホームページ管理事務	建設局	法令	地方公共団体		3.0	42,693		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		320	放置自転車の撤去事務（本課）（制度管理）	鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定し放置自転車の撤去を実施している。また、撤去した自転車の保管・返還業務のほか引取りがなかった自転車の売却処分を実施。 ・制度に関する事務	建設局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で実施。
		321	放置自転車の撤去事務（本課）（工営所支援）	鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定し放置自転車の撤去を実施している。また、撤去した自転車の保管・返還業務のほか引取りがなかった自転車の売却処分を実施。 ・撤去・運搬、保管・返還業務に関する業務委託事務 ・撤去運搬業務に関する監督実施のための調整業務 ・自転車売却事務 ・市民苦情、要望対応 ・保管所施設の財産管理	建設局	法令	地方公共団体		4.9	630,728		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で実施。
		322	放置自転車の撤去事務（工営所）	鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定し放置自転車の撤去を実施している。また、撤去した自転車の保管・返還業務のほか引取りがなかった自転車の売却処分を実施。 ・禁止区域内の放置自転車撤去作業における監督業務 ・無料駐輪場内及び禁止区域外の放置自転車撤去における監督業務 ・禁止区域外の引き取りの無い自転車等の売却業者との立会業務 ・放置自転車撤去に関する事前啓発業務	建設局	法令	地方公共団体		57.1	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で実施。
		323	放置自転車の削減に向けた啓発事務（本課）（制度管理）	放置自転車対策協議会の運営及び各合同啓発の実施に関して支援を行っている。また、無償サイクルサポーター（市民ボランティア）を募集し、市民協働の取組を進めている。 ・制度に関すること。	建設局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で実施。
		324	放置自転車の削減に向けた啓発事務（本課）	放置自転車対策協議会の運営及び各合同啓発の実施に関して支援を行っている。また、無償サイクルサポーター（市民ボランティア）を募集し、市民協働の取組を進めている。 ・各駅の自転車対策協議会運営にかかる区、工営所支援 ・各合同啓発実施にかかる区、工営所支援 ・無償サイクルサポーターの新規・廃止・変更手続き業務 ・新規認定サイクルサポーターに対する制度説明及び講習会の実施	建設局	法令	地方公共団体		5.1	1,726		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する必要があるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		325	放置自転車の削減に向けた啓発事務（工営所）	放置自転車対策協議会の運営及び各合同啓発の実施に関して支援を行っている。また、無償サイクルサポーター（市民ボランティア）を募集し、市民協働の取組を進めている。 ・無償サイクルサポーター及び地元町会との合同啓発キャンペーン業務 ・放置自転車撤去に関する事前啓発業務	建設局	法令	地方公共団体		27.5	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。
		326	有料駐輪場の管理事務（制度管理）	通勤・通学目的で利用される自転車を対象に駐輪場を整備し指定管理者制度を導入。 ・条例改正に関する事務（新設有料駐輪場の指定等） ・制度に関する事務	建設局	法令	地方公共団体		0.2	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。
		327	駐輪場の整備事業（制度管理）	鉄道駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車場（駐輪場）の整備を進めている。 ・駐車需要を生じさせる特定の集客施設や共同住宅を新築・増築する際に自転車駐車場の設置を義務付けており、それに伴う受付・協議・指導・検査を行っている。	建設局	法令	地方公共団体		1.1	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。
		328	駐輪場の整備事業（本課）	・自転車駐車場の整備、維持管理 【設計・契約事務】	建設局	法令	地方公共団体		5.5	0		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。
		329	駐輪場の整備事業（本課）	・自転車駐車場の整備、維持管理 【管理権限・予算】	建設局	法令	地方公共団体		0.0	123,424		○		◆地域の生活環境の向上や道路適正化利用に資する事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する必要があるため、各特別区で実施。
		330	放置自転車管理システム運用管理	放置自転車管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	13,831		○		◆放置自転車対策に関するシステムの運用管理事務であり、各特別区で判断の上実施。
24	管財事務	331	建設発生土の海上輸送中継基地用地の返還事業	建設発生土海上輸送中継基地が廃止になり、用地返還に伴う事業	都市整備局	任意			0.0	0		○		◆工事に伴う調整事務であり、組織運営に関する事務であることから、各特別区で実施。
		332	賃貸地（臨港地区外）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 ・臨港地区外の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化（測量、不動産鑑定など）など	港湾局	任意			1.9	148		○		◆普通財産の貸付等の事務であり、財産を所管する各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		333	賃貸地（臨港地区内）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にある一般会計上の所管不動産の管理及び処分等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化（測量、不動産鑑定、維持管理等） など	港湾局	任意			12.6	11,711		○		◆普通財産の貸付等の事務であり、財産を所管する各特別区で実施。
		334	賃貸地（臨港地区内）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にあり、港湾局業務と密接不可分と判断される一般会計上の所管不動産の管理及び処分等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化（測量、不動産鑑定、維持管理等） など	港湾局	任意			7.0	6,521	○			◆港湾管理事務と密接不可分な普通財産貸付事務については、広域で実施。 ※今後、行政財産化も検討。
25	空家等対策	335	空家法に基づく特定空家等対策業務	特定空家等対策（保安上危険なものに対する命令・行政代執行）業務 区役所への技術的支援 ※本市では区長会議まちづくり・にぎわい部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。	都市計画局	法令	一般市		3.5	9,130		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であることから、各特別区で実施。
		336	空家法に基づく特定空家等対策業務（区）	特定空家等対策（通報の受付、現地確認、所有者調査、立入調査、所有者への助言・指導・勧告）業務 ※本市では区長会議まちづくり・にぎわい部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であることから、各特別区で実施。
		337	空家等対策に係る総合的企画、調査及び連絡調整業務	大阪市空家等対策協議会の開催（平成27年12月に設置） 大阪市空家等対策計画の策定・変更等のとりまとめ事務 ※区長会議まちづくり・にぎわい部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。	都市計画局	法令	一般市		3.0	1,238		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であることから、各特別区で実施。
		338	空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除関連事務	平成28年度税制改正で創設された空き家の発生を抑制するための特例措置で、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除に必要な被相続人居住用家屋等確認申請書の受付及び確認書の交付事務。（確定申告に必要な添付書類の一つ） 平成28年10月より業務開始 ※区長会議まちづくり・にぎわい部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案・実施する事務であることから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		339	空家等の利活用に関する事務	大阪市空家等対策計画（H28年11月30日策定）に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策（補助事業、情報発信など）を講じる。 都市整備局としては、住宅の改修や除却、建替えの補助など空家等の利活用にも繋がる各種補助事業を実施するとともに、住まい情報センターとも連携し、空家活用に係る情報発信や相談対応等を行っている。	都市整備局	法令	一般市		0.5	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であることから、各特別区で実施。
		340	空家等の利活用に関する事務（企画検討）	大阪市空家等対策計画（H28年11月30日策定）に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策（補助事業、情報発信など）を講じる。 都市整備局としては、住宅の改修や除却、建替えの補助など空家等の利活用にも繋がる各種補助事業を実施するとともに、住まい情報センターとも連携し、空家活用に係る情報発信や相談対応等を行っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、アクションプラン等の策定や、空家の利活用等に関する施策を実施する事務。	都市整備局	任意			0.0	0		○		◆地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり事務であり、地域の実情やニーズにあわせて立案･実施する事務であることから、各特別区で判断の上実施。
26	内部事務	341	庶務関係業務	都市計画局企画振興部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			27.6	21,999		○		◆地方公共団体において実施すべき事務であることから、各特別区で実施。
		342	庶務関係業務	都市計画局計画部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			2.4	230		○		◆地方公共団体において実施すべき事務であることから、各特別区で実施。
		343	庶務関係業務	都市計画局開発調整部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			0.9	2,217		○		◆地方公共団体において実施すべき事務であることから、各特別区で実施。
		344	庶務関係業務	都市計画局建築指導部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			1.0	130		○		◆地方公共団体において実施すべき事務であることから、各特別区で実施。
		345	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整をを行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意			44.0	150,638		○		◆組織運営に関する事務であることから、各特別区で実施。
		346	庶務関係業務【一般会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる一般会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意			49.1	394,216	○			◆港湾管理者としての庶務関係事務は、広域で実施。
		347	庶務関係業務【港営事業会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる港営事業会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意			9.5	0	○			◆港湾管理者としての庶務関係事務は、広域で実施。

《9. 都市基盤整備》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	道路事業	1	建設局所管財産の管理事務（本課）	所管不動産（法定外を含む。ただし、下水道用地及び公園用地にかかるものを除く。）の管理事務（工営所で取り扱う業務以外）。 法定外公共物の使用許可業務（「継続」許可業務及び工営所で取り扱う使用物件以外の許可）。	建設局	法令	地方公共団体		4.6	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		2	建設局所管財産の管理事務（工営所）	所管不動産（法定外を含む。ただし、下水道用地及び公園用地にかかるものを除く。）の維持管理業務。 法定外公共物の使用許可業務（道路法第36条の規定に該当する物件の「新規」・「変更」許可業務及び足場・仮囲い・養生棚の許可業務）及び工事施行承認に関する業務。	建設局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		3	道路台帳の整備並びに管理に関する事務［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】において、道路台帳の整備を図るとともに、変化に応じて現地を調査及び測量し補正を行い、道路台帳の適正管理を実施。	建設局	法令	指定都市		1.0	10,441	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		4	道路台帳の整備並びに管理に関する事務［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、道路台帳の整備を図るとともに、変化に応じて現地を調査及び測量し補正を行い、道路台帳の適正管理を実施。	建設局	法令	一般市		4.7	46,308		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		5	道路区域の明示事務［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】において、道路の区域の境界明示の受付、審査、証明書（明示書）等の作成、交付。	建設局	法令	指定都市		4.6	49	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		6	道路区域の明示事務［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、道路の区域の境界明示の受付、審査、証明書（明示書）等の作成、交付。	建設局	法令	一般市		20.3	221		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		7	市町村が管理する道路に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等	管理道路に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等を実施。	建設局	法令	都道府県		0.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		8	市町村が管理する道路に供用されている府有地に係る地方自治法基づく境界確定等	管理道路に供用されている府有地に係る地方自治法基づく境界確定等を実施。	建設局	法令	都道府県		0.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		9	公共基準点（道路基準点）保全事務	公共基準点（道路基準点）の保全管理業務。	建設局	法令	地方公共団体		10.1	4,640		○		◆公共基準点の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		10	都市計画道路の用地測量［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】の都市計画道路おいて、事業用地を取得するために行う用地境界確定測量及び買収図面、表示に関する登記図面（地積測量図）作成事務。	建設局	法令	指定都市		3.2	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		11	都市計画道路の用地測量［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】及び生活道路の都市計画道路おいて、事業用地を取得するために行う用地境界確定測量及び買収図面、表示に関する登記図面（地積測量図）作成事務。	建設局	法令	一般市		8.7	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		12	道路橋梁総合管理システムの運用管理	・建設局が管理している道路・橋梁等の施設データ及び保全巡視業務等を一元的に管理。	建設局	任意			2.1	80,804			○ 一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		13	道路巡視事務（本課）（制度管理）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、道路占用工事の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 ・埋設調整 ・要綱等管理	建設局	法令	指定都市		0.2	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		14	道路巡視事務（本課）（制度管理）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、道路占用工事の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 ・埋設調整 ・要綱等管理	建設局	法令	一般市		0.9	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		15	道路巡視事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、請負工事現場の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。	建設局	法令	指定都市		0.2	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		16	道路巡視事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、請負工事現場の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		17	道路巡視事務（本課）[生活道路]	生活道路において、請負工事現場の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。	建設局	法令	一般市		0.9	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		18	道路巡視事務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、道路占用工事及び請負工事現場の巡視を行い、工事現場の保安施設等の設置状況など安全管理の徹底を行い、その改善措置の指導・助言を実施。	建設局	法令	指定都市		7.8	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		19	道路巡視事務（工営所）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、道路占用工事及び請負工事現場の巡視を行い、工事現場の保安施設等の設置状況など安全管理の徹底を行い、その改善措置の指導・助言を実施。	建設局	法令	一般市		8.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		20	道路巡視事務（工営所）[生活道路]	生活道路において、道路占用工事及び請負工事現場の巡視を行い、工事現場の保安施設等の設置状況など安全管理の徹底を行い、その改善措置の指導・助言を実施。	建設局	法令	一般市		26.9	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		21	道路管理に関する法手続き事務[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における、道路認定、区域変更、供用開始、変更、廃止等。	建設局	法令	指定都市		1.4	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		22	道路管理に関する法手続き事務[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における、道路認定、区域変更、供用開始、変更、廃止等。	建設局	法令	一般市		6.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		23	道路資料閲覧コーナーの管理運営事務	本庁舎3階に「道路資料閲覧コーナー」を設置し、道路に関する情報を提供	建設局	任意			0.1	7,557		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		24	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（本課）（制度管理、大規模構造物等の許可）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （専門知識と経験が必要な許可（地下街、高架下等）や、複数の区をまたがる許可（警察、消防、鉄道、バス等）に関する事務） ・条例・規則（道路占用料条例、許可基準等）の改正・運用などの制度管理事務	建設局	法令	指定都市		0.7	15,676	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		25	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（本課）（制度管理、大規模構造物等の許可）［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （専門知識と経験が必要な許可（地下街、高架下等）や、複数の区をまたがる許可（警察、消防、鉄道、バス等）に関する事務） ・条例・規則（道路占用料条例、許可基準等）の改正・運用などの制度管理事務	建設局	法令	一般市		2.8	69,523		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		26	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（本課）（大規模構造物等以外）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （日常的な道路管理の許可に関する事務）	建設局	法令	指定都市		0.3	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		27	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（本課）（大規模構造物等以外）［幹線道路【地域交通網】］	幹線道路【地域交通網】における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （日常的な道路管理の許可に関する事務）	建設局	法令	一般市		0.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		28	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（本課）（大規模構造物等以外）［生活道路］	生活道路における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （日常的な道路管理の許可に関する事務）	建設局	法令	一般市		1.5	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		29	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（工営所）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （公益物件や建築工事に伴う足場・仮囲い等の物件の設置、歩道改築等の道路工事の申請についての審査・許可）	建設局	法令	指定都市		8.1	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		30	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（工営所）［幹線道路【地域交通網】］	幹線道路【地域交通網】における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （公益物件や建築工事に伴う足場・仮囲い等の物件の設置、歩道改築等の道路工事の申請についての審査・許可）	建設局	法令	一般市		6.7	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		31	道路占用許可及び道路工事施行承認に関する事務（工営所）［生活道路］	生活道路における、道路占用許可及び道路工事施行承認の実施 （公益物件や建築工事に伴う足場・仮囲い等の物件の設置、歩道改築等の道路工事の申請についての審査・許可）	建設局	法令	一般市		29.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		32	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務（制度管理）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】における、国、警察、道路管理者等との連絡調整に関する事務 過積載防止対策懇談会 道路情報便覧付図システム関係事務	建設局	法令	指定都市		0.2	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		33	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務（制度管理）［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】における、国、警察、道路管理者等との連絡調整に関する事務 過積載防止対策懇談会 道路情報便覧付図システム関係事務	建設局	法令	一般市		1.3	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		34	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における、特殊車両の通行許可事務全般 （申請受付、審査、許可書発行、申請手数料の受領）	建設局	法令	指定都市		0.6	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		35	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】における、特殊車両の通行許可事務全般 （申請受付、審査、許可書発行、申請手数料の受領）	建設局	法令	一般市		0.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		36	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務[生活道路]	生活道路における、特殊車両の通行許可事務全般 （申請受付、審査、許可書発行、申請手数料の受領）	建設局	法令	一般市		2.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		37	道路法上の道路に関する各種協議関係事務[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、道路管理に関する各種協議業務を実施。	建設局	法令	指定都市		1.8	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		38	道路法上の道路に関する各種協議関係事務[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、道路管理に関する各種協議業務を実施。	建設局	法令	一般市		7.9	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		39	放棄自動車対策事務（本課）（制度管理）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 （条例の改正や関係法改正による制度・仕様の設定）	建設局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		40	放棄自動車対策事務（本課）（制度管理）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 （条例の改正や関係法改正による制度・仕様の設定）	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		41	放棄自動車対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・車両の処理業者の選定。 ・警察及び工営所が所有者を確知できない物件について、公報登載のうえ略式代執行を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	指定都市		0.1	27	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		42	放棄自動車対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・車両の処理業者の選定。 ・警察及び工営所が所有者を確知できない物件について、公報登載のうえ略式代執行を行う。 【契約事務・法的手続】	建設局	法令	指定都市		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		43	放棄自動車対策事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・車両の処理業者の選定。 ・警察及び工営所が所有者を確知できない物件について、公報登載のうえ略式代執行を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	12		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		44	放棄自動車対策事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・車両の処理業者の選定。 ・警察及び工営所が所有者を確知できない物件について、公報登載のうえ略式代執行を行う。 【契約事務・法的手続】	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		45	放棄自動車対策事務（本課）[生活道路]	生活道路において、放棄自動車の解消を実施。 ・車両の処理業者の選定。 ・警察及び工営所が所有者を確知できない物件について、公報登載のうえ略式代執行を行う。	建設局	法令	一般市		0.6	111		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		46	放棄自動車対策事務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・警察と連携のうえ所有者を確知 ・所有者を確知できないものについて警察立会いのうえ物件を占有し、処理業者に引き継ぐ。	建設局	法令	指定都市		3.4	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		47	放棄自動車対策事務（工営所）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、放棄自動車の解消を実施。 ・警察と連携のうえ所有者を確知 ・所有者を確知できないものについて警察立会いのうえ物件を占有し、処理業者に引き継ぐ。	建設局	法令	一般市		1.4	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		48	放棄自動車対策事務（工営所）[生活道路]	生活道路において、放棄自動車の解消を実施。 ・警察と連携のうえ所有者を確知 ・所有者を確知できないものについて警察立会いのうえ物件を占有し、処理業者に引き継ぐ。	建設局	法令	一般市		13.8	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		49	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）（制度管理）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・仕様の設定など	建設局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		50	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）（制度管理）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・仕様の設定など	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		51	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 （調査・是正指導・法的手続） 【管理権限・予算】	建設局	法令	指定都市		0.0	2,759	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		52	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 （調査・是正指導・法的手続） 【作業】	建設局	法令	指定都市		0.7	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		53	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 （調査・是正指導・法的手続） 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	1,141		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		54	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 （調査・是正指導・法的手続） 【作業】	建設局	法令	一般市		0.3	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		55	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（本課）[生活道路]	生活道路において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 （調査・是正指導・法的手続）	建設局	法令	一般市		2.9	11,099		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		56	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 ・対象物件の発見及び本課への連絡 ・所有者を確知し是正指導 ・所有者不明物件について公報登載のうえ略式代執行	建設局	法令	指定都市		3.6	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		57	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（工営所）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 ・対象物件の発見及び本課への連絡 ・所有者を確知し是正指導 ・所有者不明物件について公報登載のうえ略式代執行	建設局	法令	一般市		1.6	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		58	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（工営所）[生活道路]	生活道路において、違反物件（不法占拠、不正使用）の解消を行っている。 ・対象物件の発見及び本課への連絡 ・所有者を確知し是正指導 ・所有者不明物件について公報登載のうえ略式代執行	建設局	法令	一般市		14.8	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		59	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務（道路区域外）	・建設局所管用地（法定外公共物）について、不法占拠物件の現場確認、撤去交渉、処理を行っている。	建設局	法令	地方公共団体		1.0	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		60	道路におけるホームレス物件対策事務（本課）（制度管理）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定	建設局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		61	道路におけるホームレス物件対策事務（本課）（制度管理）［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		62	道路におけるホームレス物件対策事務（本課）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	指定都市		0.4	3,205	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		63	道路におけるホームレス物件対策事務（本課）［幹線道路【地域交通網】］	幹線道路【地域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	一般市		0.1	1,283		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		64	道路におけるホームレス物件対策事務（本課）［生活道路］	生活道路のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	一般市		1.4	12,932		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		65	道路におけるホームレス物件対策事務（工営所）［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・対象物件の発見 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	指定都市		3.4	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		66	道路におけるホームレス物件対策事務（工営所）［幹線道路【地域交通網】］	幹線道路【地域交通網】のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・対象物件の発見 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	一般市		1.4	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		67	道路におけるホームレス物件対策事務（工営所）［生活道路］	生活道路のホームレス物件による不法占拠の解消を行っている。 ・対象物件の発見 ・所有者を確知のうえ是正指導 ・所有者を確知できないものについて除却	建設局	法令	一般市		13.6	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		68	自転車通行環境の整備事業［幹線道路【広域交通網】］	幹線道路【広域交通網】において、「自転車通行環境整備計画」に基づき、自転車関連事故が多発している市内中心6区の幹線道路を重点に自転車レーン等の整備に取り組む。	建設局	法令	指定都市		0.5	5,704	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		69	自転車通行環境の整備事業［幹線道路【地域交通網】］［生活道路］	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、「自転車通行環境整備計画」に基づき、自転車関連事故が多発している市内中心6区の幹線道路を重点に自転車レーン等の整備に取り組む。	建設局	法令	一般市		2.2	25,296		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		70	渡船事業（建設局）	・橋梁の架設が困難な地域や、大型船舶の運航のため非常に高い所に橋梁が架設されている地域など、市民の生活道路を確保しなければならない場所に限り、道路法上の認定道路として位置づけを行い運営している。	建設局	法令	一般市		64.8	125,819		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		71	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（本課）（制度管理）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係機関への連絡、調整、指導、周知業務（国、マスコミ等対応）。	建設局	法令	指定都市		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		72	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（本課）（制度管理）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係機関への連絡、調整、指導、周知業務（国、マスコミ等対応）。	建設局	法令	一般市		0.4	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		73	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係先への連絡、調整（警察、局）。	建設局	法令	指定都市		0.3	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		74	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係先への連絡、調整（警察、局）。	建設局	法令	一般市		0.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		75	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（本課）[生活道路]	生活道路において、通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係先への連絡、調整（警察、局）。	建設局	法令	一般市		1.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		76	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、道路の維持管理、道路交通の支障となる事案が発生した場合に関係先との連絡調整業務を行う。 （業務時間内は職員、夜間・土・日・祝日等の業務時間外は委託業者が現場緊急対応を行う）	建設局	法令	指定都市		12.4	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		77	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（工営所）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、道路の維持管理、道路交通の支障となる事案が発生した場合に関係先との連絡調整業務を行う。 （業務時間内は職員、夜間・土・日・祝日等の業務時間外は委託業者が現場緊急対応を行う）	建設局	法令	一般市		11.4	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		78	道路の維持管理にかかる緊急対応業務（工営所）[生活道路]	生活道路において、道路の維持管理、道路交通の支障となる事案が発生した場合に関係先との連絡調整業務を行う。 （業務時間内は職員、夜間・土・日・祝日等の業務時間外は委託業者が現場緊急対応を行う）	建設局	法令	一般市		44.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		79	道路の補修事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、舗装、地下道・アンダーパスなどの道路構造物を適正に維持管理するための調査、計画、点検、補修工事などを実施している。	建設局	法令	指定都市		3.3	739,359	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		80	道路の補修事業[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、舗装、地下道・アンダーパスなどの道路構造物を適正に維持管理するための調査、計画、点検、補修工事などを実施している。	建設局	法令	一般市		5.8	1,292,882		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		81	道路の補修事業[生活道路]	生活道路の舗装、地下道・アンダーパスなどにおける調査、計画、点検、補修工事など（設計・工事発注） 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		9.1	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		82	道路の補修事業[生活道路]	生活道路において、舗装、地下道・アンダーパスなどの道路構造物を適正に維持管理するための調査、計画、点検、補修工事などを実施している。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	1,986,019		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		83	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、道路の補修工事に合わせて埋設管敷設工事等が実施される場合は、埋設企業体から受託して、一括復旧工事（設計・積算・工事発注）を実施している。	建設局	法令	指定都市		0.3	58,604	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		84	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、道路の補修工事に合わせて埋設管敷設工事等が実施される場合は、埋設企業体から受託して、一括復旧工事（設計・積算・工事発注）を実施している。	建設局	法令	一般市		0.1	24,206		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		85	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業[生活道路]	生活道路において、道路の補修工事に合わせて埋設管敷設工事等が実施される場合は、埋設企業体から受託して、一括復旧工事（設計・積算・工事発注）を実施している。 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		1.3	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		86	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業[生活道路]	生活道路において、道路の補修工事に合わせて埋設管敷設工事等が実施される場合は、埋設企業体との調整を実施。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	235,690		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		87	橋梁の維持管理事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】の橋梁において、定期点検を行うとともに、その結果に基づき、橋梁を計画的に予防保全するとともに、橋梁の延命化を実施。	建設局	法令	指定都市		7.6	1,427,769	○			◆広域自治体で管理する橋梁に係る事務であり、広域で実施。
		88	橋梁の維持管理事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路の橋梁において、定期点検を行うとともに、その結果に基づき、橋梁を計画的に予防保全するとともに、橋梁の延命化を実施。	建設局	法令	一般市		3.3	638,467		○		◆各特別区で管理する橋梁に係る事務であり、各特別区で実施。
		89	一般道路の改良事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】の道路整備（電気・機械設備含む）の企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計、積算、工事発注などの業務を行っている	建設局	法令	指定都市		1.7	115,463	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		90	一般道路の改良事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路の道路整備（電気・機械設備含む）の企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計、積算、工事発注などの業務を行っている	建設局	法令	一般市		7.4	512,057		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		91	老朽化橋梁の改修事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】の老朽化した橋梁のうち、抜本的な対策が必要な橋梁について、架替や部分更新を行うことで、安全、安心を確保する。	建設局	法令	指定都市		2.3	167,498	○			◆広域自治体で管理する橋梁に係る事務であり、広域で実施。
		92	老朽化橋梁の改修事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路の老朽化した橋梁のうち、抜本的な対策が必要な橋梁について、架替や部分更新を行うことで、安全、安心を確保する。	建設局	法令	一般市		1.1	74,902		○		◆各特別区で管理する橋梁に係る事務であり、各特別区で実施。
		93	河川改修関連橋梁の架替事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、城北川改修事業に伴う橋梁の架替を実施している。	建設局	法令	指定都市		0.7	13,820	○			◆広域自治体で管理する橋梁に係る事務であり、広域で実施。
		94	河川改修関連橋梁の架替事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、城北川改修事業に伴う橋梁の架替を実施している。	建設局	法令	一般市		0.2	6,180		○		◆各特別区で管理する橋梁に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		95	都市計画道路の整備計画策定・調整事務[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、都市計画道路の見直し後の整備計画等の検討、及び関係部署との連絡調整業務。	建設局	法令	指定都市		0.4	2,630	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		96	都市計画道路の整備計画策定・調整事務[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、都市計画道路の見直し後の整備計画等の検討、及び関係部署との連絡調整業務。	建設局	法令	一般市		1.0	7,370		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		97	都市計画道路の整備事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、都市計画道路の新設・拡幅の整備を行い、交通機能、防災機能、市街地形成機能、空間機能等を向上させる。	建設局	法令	指定都市		3.6	1,110,361	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		98	都市計画道路の整備事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、都市計画道路の新設・拡幅の整備を行い、交通機能、防災機能、市街地形成機能、空間機能等を向上させる。	建設局	法令	一般市		10.2	3,111,544		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		99	地域高規格道路（淀川左岸線2期）の整備	都市計画にもとづき、延長約4．3km・幅員約22mの地域高規格道路（淀川左岸線2期）の整備を行う。あわせて、一体的に一般街路（淀川南岸線）の整備も行う。	建設局	法令	指定都市		10.6	1,422,200	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		100	橋梁の耐震対策事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】の橋梁において、「南海トラフ巨大地震による被害想定」等に基づき、橋梁の耐震対策を実施する。	建設局	法令	指定都市		2.3	451,475	○			◆広域自治体で管理する橋梁に係る事務であり、広域で実施。
		101	橋梁の耐震対策事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路の橋梁において、「南海トラフ巨大地震による被害想定」等に基づき、橋梁の耐震対策を実施する。	建設局	法令	一般市		1.1	201,890		○		◆各特別区で管理する橋梁に係る事務であり、各特別区で実施。
		102	環境負荷を軽減する舗装整備事業【低騒音舗装】[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、快適な都市環境を実現させることを目的として低騒音舗装の整備を進めている。 整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	指定都市		0.1	88,952	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		103	環境負荷を軽減する舗装整備事業【低騒音舗装】[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、快適な都市環境を実現させることを目的として低騒音舗装の整備を進めている。 整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		0.7	394,488		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		104	環境負荷を軽減する舗装整備事業（保水性舗装）	快適な都市環境を実現させることを目的として保水性舗装の整備を進めている。 整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		105	電線類地中化の推進事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、整備計画に関わる企画、調整、進行管理などの業務を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	指定都市		0.7	109,329	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		106	電線類地中化の推進事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、整備計画に関わる企画、調整、進行管理などの業務を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		3.2	484,853		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		107	安全な通行空間の確保のための事業[幹線道路【広域交通網】]	・幹線道路【広域交通網】において、歩道設置や歩車道の分離等を行うことにより、歩行者の安全を確保する。 ・また、視覚障害者誘導用ブロック設置などによるバリアフリー化対策を行う。 ・加えて、交通事故が多発する幹線道路の交差点などは「事故危険箇所」として指定、同様に住居系地区などの生活道路は「あんしん歩行エリア」として面として指定し、対策を行う。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	指定都市		0.8	145,632	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		108	安全な通行空間の確保のための事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	・幹線道路【地域交通網】及び生活道路において、歩道設置や歩車道の分離等を行うことにより、歩行者の安全を確保する。 ・また、視覚障害者誘導用ブロック設置などによるバリアフリー化対策を行う。 ・加えて、交通事故が多発する幹線道路の交差点などは「事故危険箇所」として指定、同様に住居系地区などの生活道路は「あんしん歩行エリア」として面として指定し、対策を行う。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		3.3	645,850		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		109	幹線道路の共同溝整備事業	・共同溝の整備等に関する特別措置法（S38）に基づき、都市生活に必要不可欠であるライフラインを道路の地下にまとめて収容する構造物を建設する。 ・整備計画に基づいて設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	指定都市		4.4	1,413,189	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		110	水辺の魅力向上事業（橋梁のライトアップ）	水辺の魅力向上として、橋梁のライトアップを実施する。	建設局	任意			0.8	70,280		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で判断の上実施。
		111	道路照明灯の整備事業[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における道路照明灯の整備 ・老朽化等による道路照明灯の建替え更新する ・LED長期借入に伴う支払事務	建設局	法令	指定都市		0.1	18,172	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		112	道路照明灯の整備事業[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における道路照明灯の整備 ・老朽化等による道路照明灯の建替え更新する ・LED長期借入に伴う支払事務	建設局	法令	一般市		0.6	80,589		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		113	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】の照明灯において、照明灯（高圧ナトリウム灯110w以上）が不点灯等故障となった場合、ランプ及びその他部品の取替えを行い機能復旧する	建設局	法令	指定都市		0.5	99,729	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		114	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】の照明灯において、照明灯（高圧ナトリウム灯110w以上）が不点灯等故障となった場合、ランプ及びその他部品の取替えを行い機能復旧する	建設局	法令	一般市		0.4	41,193		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		115	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】[生活道路]	生活道路の照明灯において、照明灯が不点灯等故障となった場合、ランプをLEDに改良及びその他部品の取替えを行い機能復旧する 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		2.2	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		116	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】[生活道路]	生活道路の照明灯において、照明灯が不点灯等故障となった場合、ランプをLEDに改良及びその他部品の取替えを行い機能復旧する 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	401,084		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		117	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算	建設局	法令	指定都市		0.3	249,742	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		118	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】における道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算	建設局	法令	一般市		0.2	206,502		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		119	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（本課）[生活道路]	生活道路における道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		0.7	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		120	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（本課）[生活道路]	生活道路における道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	901,051		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		121	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	・幹線道路【広域交通網】における道路附属施設の機械電気設備の日常維持管理業務 ・機械電気設備の各種保守点検業務委託や設備修繕工事の監督業務	建設局	法令	指定都市		4.0	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		122	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務（工営所）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	・幹線道路【地域交通網】及び生活道路における道路附属施設の機械電気設備の日常維持管理業務 ・機械電気設備の各種保守点検業務委託や設備修繕工事の監督業務	建設局	法令	一般市		18.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		123	街路防犯灯設置助成事業（本課）（制度管理）	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 ・制度設計	建設局	要綱等	地方公共団体		0.1	0		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		124	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【助成可否の判断（現場調査含む）・予算】	建設局	要綱等	地方公共団体		0.0	9,367		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		125	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【設計・工事発注】	建設局	要綱等	地方公共団体		1.6	0		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		126	道路占用工事に関する立会事務（指導・立会・検査）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】において、許可を行った占用工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	指定都市		7.9	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		127	道路占用工事に関する立会事務（指導・立会・検査）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】において、許可を行った占用工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	一般市		3.3	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		128	道路占用工事に関する立会事務（指導・立会・検査）[生活道路]	生活道路において、許可を行った占用工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	一般市		31.8	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		129	道路にかかる請負工事等の監督事務[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における、以下の事務。 ・路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等）。 ・路線指定が無く維持修繕要素の強い請負工事及び業務委託の監督業務。 ・市民要望や保全巡視による「要補修箇所」の調書等作成。	建設局	法令	指定都市		19.8	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		130	道路にかかる請負工事等の監督事務[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】における、以下の事務。 ・路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等）。 ・路線指定が無く維持修繕要素の強い請負工事及び業務委託の監督業務。 ・市民要望や保全巡視による「要補修箇所」の調書等作成。	建設局	法令	一般市		8.3	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		131	道路にかかる請負工事等の監督事務[生活道路]	生活道路における、以下の事務。 ・路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等）。 ・路線指定が無く維持修繕要素の強い請負工事及び業務委託の監督業務。 ・市民要望や保全巡視による「要補修箇所」の調書等作成。	建設局	法令	一般市		79.9	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		132	道路維持修繕事務（本課）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における、以下の事務。 ・道路工事による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。 ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託設計書の作成及び発注業務。	建設局	法令	指定都市		0.3	45,424	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		133	道路維持修繕事務（本課）[幹線道路【地域交通網】]	幹線道路【地域交通網】における、以下の事務。 ・道路工事による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。 ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託。	建設局	法令	一般市		0.0	21,120		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		134	道路維持修繕事務（本課）[生活道路]	生活道路における、以下の事務。 ・道路工事による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。 ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託。 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		1.6	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		135	道路維持修繕事務（本課）[生活道路]	生活道路における、以下の事務。 ・道路工事による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。（予算） ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	180,328		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		136	道路維持修繕事務（工営所）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における、直営による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。	建設局	法令	指定都市		4.2	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		137	道路維持修繕事務（工営所）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における、直営による維持・修繕等業務（舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等）。	建設局	法令	一般市		18.6	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		138	道路施設広告事業関係業務	大阪駅前地下道及び阿倍野南北線公共地下通路、阿倍野歩道橋、京橋プロムナード等における広告事業関係（広告事業者募集、選定、契約、広告料収入手続き、広告審査）事務。	建設局	任意			0.9	0		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		139	国直轄事業負担金事務（道路）	・国直轄事業負担金は道路法第53条外に基づき、一般国道（指定区間）の新設・改築費用の一部を都道府県または指定都市が負担する義務的経費。 ・本市負担額を予算化し国土交通省からの請求に基づき負担金を支出する事務。	建設局	法令	指定都市		0.0	521,000	○			◆国直轄事業負担金に係る事務であり、指定都市権限であることを踏まえ、広域で実施。
		140	道路管理システム運用管理事務	道路管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	3,580			○一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		141	道路台帳システム運用管理事務	道路台帳システムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	2,170			○一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		142	測量CADシステム運用管理事務	測量CADシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	0		○		◆システムの運用管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		143	工事積算システム運用管理事務	工事積算システムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	6,153			○一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		144	(一財)道路管理センターへの派遣事務	一般財団法事道路管理センターへ職員の派遣。	建設局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		145	大阪府警への派遣事務	・大阪府警へ職員の派遣。	建設局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		146	箕面市への派遣事務	・箕面市への派遣。	建設局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		147	都市技術センターへの派遣事務（道路関係）	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		148	道路清掃に関する事務（本課） 【広域管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 本課(事業管理課)においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務務（夜間検収等）を行っている。	環境局	法令	一般市		0.4	217,123	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		149	道路清掃に関する事務（本課） 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 本課(事業管理課)においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務務（夜間検収等）を行っている。	環境局	法令	一般市		0.6	366,542		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。
		150	道路清掃に関する事務（事業所） 【広域管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 事業所（環境事業センター）は、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		1.8	0	○			◆広域自治体で管理する道路に係る事務であり、広域で実施。
		151	道路清掃に関する事務（事業所） 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 事業所（環境事業センター）は、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		3.0	0		○		◆各特別区で管理する道路に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	連続立体交差事業	152	道路と鉄道の立体交差化事業（阪急連立）	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	中核市		4.5	11,229,920		○		◆まちづくりへの寄与の面が大きく、実施にあたっては地元商店街等との調整など地域に精通した特別区で実施。
3	駐車場	153	市立駐車場の管理運営事務	路上駐車を解消、円滑な都市交通機能の確保を図るために策定された「大阪市駐車基本計画」を基に整備した駐車場をはじめ市内に21個所ある市立駐車場について、指定管理者制度を導入し、本市の指導・監督のもと効率的かつ効果的なに管理運営している。	建設局	法令	地方公共団体		6.1	0		○		◆駐車場に関する施策は、地域の実情に応じた取り組みが必要な事務であるため、各特別区で実施。
		154	高架下駐車場等の管理運営事務	・高架橋桁下等の用地において、本市の指導・監督のもとで民間を活用し、自動車駐車場として管理・運営している。 ・道路部所管駐車場及び大阪市立駐車場の設備を除く施設維持補修	建設局	法令	地方公共団体		5.5	46,495		○		◆駐車場に関する施策は、地域の実情に応じた取り組みが必要な事務であるため、各特別区で実施。
		155	駐車対策事務	交通渋滞や交通事故等を誘発し、道路機能の低下をきたす違法駐車によって生じる課題について、対策案の検討や関係先との連絡調整を行う。	建設局	任意			0.6	14,500		○		◆駐車場対策は、地域の実情に応じた取り組みが必要な事務であるため、各特別区で実施。
4	河川事業（一級河川）（治水等）	156	河川事業　一級河川　河川事業に係る企画・調整事務（国との調整含む）【城北川】	一級河川城北川の河川事業に係る、各種計画等の企画・調整や国費に関する国等との調整事務。	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆一級河川城北川については、広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
		157	河川事業　一級河川　基盤整備事務・維持事務【城北川】	一級河川城北川の河川事業のうち、耐震対策、護岸研修、親水整備、小規模維持補修等を行う事務。	建設局	法令	都道府県		0.5	308,999	○			◆一級河川城北川については、広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
		158	河川事業　一級河川　河川事業に係る調整事務【城北川を除く】【河川法第16条の3の協議により実施可能な事業以外の事業（No.164以外の事業）】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業（No.164以外の事業）の実施に係る企画・調整などを行う事務（国、府等との調整含む）。	建設局	法令	指定都市		0.3	0	○			◆広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
		159	一級河川の河川区域についての明示事務	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川区域に供用されている国有財産を国有財産法に基づいて境界確定し、証明書（協議書）を作成する事務など。	建設局	法令	都道府県		1.3	0	○			◆一級河川の許認可権限と密接なため、河川管理者（広域）で実施。
		160	河川事業　一級河川　管理事務	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、許認可や利用適正化などを行う事務。	建設局	法令	指定都市		2.9	0	○			◆広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
		161	河川事業　一級河川　基盤整備事務【城北川を除く】【河川法第16条の3の協議により実施可能な事業以外の事業（No.166以外の事業）】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、No.166以外の事業を行う事務。	建設局	法令	指定都市		3.0	2,744,860	○			◆広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
		162	河川法、河川法施行令および法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務	・河川法、河川法施行令及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務。	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆一級河川城北川については、広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		163	河川水面清掃事業に関する事務（木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路、城北川）	快適な水環境の維持を図るため、市内の主要11河川を対象に、水面に浮遊するごみを機械船（ネットコンベア船）を主力とする清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入している。 【対象河川：木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路、城北川】	環境局	法令	一般市		1.1	92,535	○			◆対象河川（※）の管理が広域の事務であることにともない、その水面清掃は広域で実施。 （※ 対象河川：木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路、城北川）
5	河川事業（一級河川）（親水環境等）	164	河川事業　一級河川　河川事業に係る調整事務【城北川を除く】 【河川法第16条の3の協議により実施可能な事業】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業（河川法第16条の3の協議により実施可能な事業）の実施に係る調整などを行う事務（国、府等との調整含む）。	建設局	法令	一般市		0.6	517		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		165	河川事業　一級河川　維持事務【城北川を除く】 【河川法第16条の3の協議により実施可能な事業】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、小規模維持補修などを行う事務。	建設局	法令	一般市		25.2	641,751		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		166	河川事業　一級河川　基盤整備事務【城北川を除く】 【河川法第16条の3の協議により実施可能な事業】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、河川法第16条の3の協議により実施可能な事業（親水整備等）を行う事務。	建設局	法令	一般市		1.0	0		○		◆これらの河川については、治水、利水、環境の観点での影響が区内で完結するものであり、地域の状況に合わせた河川の利活用の観点から、基盤整備事業に係る事業の企画、設計、監督等については、各特別区で実施。
		167	一級河川の利活用促進事務【城北川を除く】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）において、河川法に基づく占用許可を受ける範囲内で利活用促進を行う事務。	建設局	任意			0.0	0		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		168	市有地の境界明示についての明示事務	・市民からの申請により、建設局所管の法定外公共物や河川の市有地等の境界明示の受付、審査、証明書（明示書）等の作成、交付。	建設局	法令	地方公共団体		23.5	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		169	河川水面清掃事業に関する事務（道頓堀川、東横堀川）	快適な水環境の維持を図るため、市内の主要11河川を対象に、水面に浮遊するごみを機械船（ネットコンベア船）を主力とする清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入している。 【対象河川：道頓堀川、東横堀川】	環境局	法令	一般市		0.1	17,198		○		◆対象河川（※）の維持事務が特別区の事務とされることから、その水面清掃は特別区で実施。 ※ 対象河川：道頓堀川、東横堀川
6	河川事業（準用河川・普通河川）	170	河川事業　準用・普通河川　表面管理及び基盤整備事務	管理する準用・普通河川における、点検や小規模維持補修、許認可や利用適正化、基盤整備などの河川事業全般に係る事務。	建設局	法令	一般市		5.1	578,784		○		◆地域の状況に合わせた河川の利活用を図るため、各特別区で実施。
		171	準用河川の河川区域についての明示事務	大阪市が管理する準用河川の河川区域に供用されている国有財産等を国有財産法に基づいて境界確定し、証明書（協議書）を作成する事務。	建設局	法令	都道府県		0.5	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
7	公園事業	172	公園内電気施設維持・管理（制度管理）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】において、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための維持管理基準等制度管理に関する事務。	建設局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		173	公園内電気施設維持・管理（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等において、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための維持管理基準等制度管理に関する事務。	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		174	公園内電気施設維持・管理（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】において、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。	建設局	法令	都道府県		0.2	4,366	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		175	公園内電気施設維持・管理（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】において、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。	建設局	法令	一般市		0.6	12,741		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		176	公園内電気施設維持・管理（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等において、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	73,850		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		177	公園内電気施設維持・管理（本課）[住区基幹公園等]	市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		3.6	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		178	公園内電気施設整備[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の新設・拡張・再整備に伴い、公園内電気設備(主に公園灯)について計画・設計・積算・発注・調整等。	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		179	公園内電気施設整備[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園の新設・拡張・再整備に伴い、公園内電気設備(主に公園灯)について計画・設計・積算・発注・調整等。	建設局	法令	一般市		2.5	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		180	所管公園の維持管理等事業（公園事務所）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における維持管理等 （公園維持管理業務にかかる監督業務、有料施設の使用許可業務、公園施設の設置・管理・占用の許可業務、公園不適正利用に対する指導・対策　等） 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	21,552	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		181	所管公園の維持管理等事業（公園事務所）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における維持管理　等 （公園維持管理業務にかかる監督業務、有料施設の使用許可業務、公園施設の設置・管理・占用の許可業務、公園不適正利用に対する指導・対策　等） 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	129,759		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		182	所管公園の維持管理等事業（公園事務所）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における維持管理　等 （公園維持管理業務にかかる監督業務、有料施設の使用許可業務、公園施設の設置・管理・占用の許可業務、公園不適正利用に対する指導・対策　等） 【作業】	建設局	法令	一般市		96.7	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		183	所管公園の維持管理等事業（公園事務所）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における維持管理　等 （公園維持管理業務にかかる監督業務、有料施設の使用許可業務、公園施設の設置・管理・占用の許可業務、公園不適正利用に対する指導・対策　等）	建設局	法令	一般市		190.3	297,699		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		184	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等】等の管理運営を実施するために必要な一般事務（予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等）	建設局	任意			0.5	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		185	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】・住区基幹公園等の管理運営を実施するために必要な一般事務（予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等）	建設局	任意			10.5	148		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		186	庶務業務（庁舎管理業務）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	緑化推進部並びに公園事務所における大規模公園【広域】等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務（公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等）	建設局	任意			0.3	4,496	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		187	庶務業務（庁舎管理業務）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	緑化推進部並びに公園事務所における大規模公園【基礎】・住区等公園等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務（公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等）	建設局	任意			6.3	89,178		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		188	公園維持管理業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の美化（清掃・除草）等の維持管理及び公園管理運営にかかる各種連絡調整　等 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	16,007	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		189	公園維持管理業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の美化（清掃・除草）等の維持管理及び公園管理運営にかかる各種連絡調整　等 【設計・契約事務】	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		190	公園維持管理業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の美化（清掃・除草）等の維持管理及び公園管理運営にかかる各種連絡調整　等 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	90,253		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		191	公園維持管理業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の美化（清掃・除草）等の維持管理及び公園管理運営にかかる各種連絡調整　等 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		0.5	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		192	公園維持管理業務（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等の美化（清掃・除草）等の維持管理及び公園管理運営にかかる各種連絡調整　等	建設局	法令	一般市		1.6	258,252		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		193	ごみ運搬処分・不法投棄除去業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分等に関する業務 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	9,347	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		194	ごみ運搬処分・不法投棄除去業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分等に関する業務 【設計・契約事務】	建設局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		195	ごみ運搬処分・不法投棄除去業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分等に関する業務 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	42,931		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		196	ごみ運搬処分・不法投棄除去業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分等に関する業務 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		0	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		197	ごみ運搬処分・不法投棄除去業務（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分等に関する業務	建設局	法令	一般市		0.4	142,444		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		198	有料施設管理運営業務（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		199	有料施設管理運営業務（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。	建設局	法令	一般市		0.7	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		200	有料施設管理運営業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	3,517	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		201	有料施設管理運営業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	43,956		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		202	有料施設管理運営業務（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		203	有料施設管理運営業務（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等の公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	25,807		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		204	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム運用管理事務	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムの運用	建設局	任意			0.4	14,816		○		◆オーパスシステムの導入については、各特別区で判断の上実施。
		205	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意			0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		206	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意			0.9	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		207	公園の指定管理者制度関係業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	指定管理者制度を導入している大規模公園【大規模公園【後方支援活動拠点等】において、指定管理者との連絡調整を行うとともに、適切なモニタリングを行い、その検証結果を踏まえ、今後の制度の導入計画について再検討する。	建設局	法令	都道府県		0.8	1,215,337	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		208	公園の指定管理者制度関係業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	指定管理者制度を導入している大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】において、指定管理者との連絡調整を行うとともに、適切なモニタリングを行い、その検証結果を踏まえ、今後の制度の導入計画について再検討する。	建設局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		209	公園内放置自転車対策（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における放置自転車対策の制度管理	建設局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		210	公園内放置自転車対策（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における放置自転車対策の制度管理	建設局	法令	一般市		0.3	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		211	公園内放置自転車対策（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の放置自転車について、指導・啓発及び撤去を行なうことなどにより放置自転車対策に取り組む。	建設局	法令	都道府県		0.0	409	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		212	公園内放置自転車対策（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の放置自転車について、指導・啓発及び撤去を行なうことなどにより放置自転車対策に取り組む。 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		213	公園内放置自転車対策（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の放置自転車について、放置自転車対策に取り組む。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	2,076		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		214	公園内放置自転車対策（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等の放置自転車について、指導・啓発及び撤去を行なうことなどにより放置自転車対策に取り組む。	建設局	法令	一般市		0.4	6,040		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		215	公園の巡回監視強化事業（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策の制度管理。	建設局	法令	都道府県		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		216	公園の巡回監視強化事業（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策の制度管理。	建設局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		217	公園の巡回監視強化事業（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策として夜間・休日を含めた監視強化 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	3,167	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		218	公園の巡回監視強化事業（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策として夜間・休日を含めた監視強化 【設計・契約事務】	建設局	法令	都道府県		0.2	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		219	公園の巡回監視強化事業（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策として夜間・休日を含めた監視強化 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	16,069		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		220	公園の巡回監視強化事業（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策として夜間・休日を含めた監視強化 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		1.2	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		221	公園の巡回監視強化事業（本課）[住区基幹公園等]	公園におけるテント・小屋掛けの監視の強化及び新規設置防止対策として夜間・休日を含めた監視強化	建設局	法令	一般市		3.3	46,750		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		222	公園ねこ適正監理サポーター制度（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策の制度管理	建設局	任意			0.0	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		223	公園ねこ適正監理サポーター制度（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策の制度管理	建設局	任意			0.3	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		224	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策 【管理権限・予算】	建設局	任意			0.0	12	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		225	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策 【管理権限・予算】	建設局	任意			0.0	63		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		226	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意			0.1	183		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		227	公園用地関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の整備に向けた公園用地の取得に関する計画・調整業務	建設局	法令	都道府県		0.0	279,319	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		228	公園用地関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等の整備に向けた公園用地の取得に関する計画・調整業務	建設局	法令	一般市		0.7	1,425,158		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		229	管財業務（未利用地の活用・処分等）	未利用地の活用・売却に関する計画・調整業務を行なう。 ・処分検討地に関する商品化作業 ・未利用地の利活用 ・未利用地の維持管理	建設局	法令	地方公共団体		2.3	0		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		230	都市公園法に基づく許認可等（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・都市公園法及び公園条例に基づく許認可業務にかかる要綱・基準等の策定 ・公園事務所がおこなう許認可にかかる歳入調定の確認・予算要求業務等 ・公園条例改正（使用料改定等） ・都市公園台帳・占用台帳の管理、都市公園の供用手続、都市公園における権原取得のための更新手続　等	建設局	法令	都道府県		0.1	77	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		231	都市公園法に基づく許認可等(制度管理)[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における以下の業務。 ・都市公園法及び公園条例に基づく許認可業務にかかる要綱・基準等の策定 ・公園事務所がおこなう許認可にかかる歳入調定の確認・予算要求業務等 ・公園条例改正（使用料改定等） ・都市公園台帳・占用台帳の管理、都市公園の供用手続、都市公園における権原取得のための更新手続　等	建設局	法令	一般市		2.3	1,517		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		232	管財業務（公有財産の許認可等）［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・地方自治法に基づく許認可業務 ・土地境界の確定等財産管理、土地台帳の管理、土地の管理替等の手続　等	建設局	法令	地方公共団体		0.0	0	○			◆広域自治体で管理する財産係る管財事務であり、広域で実施。
		233	管財業務（公有財産の許認可等）［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における以下の業務。 ・地方自治法に基づく許認可業務 ・土地境界の確定等財産管理、土地台帳の管理、土地の管理替等の手続　等	建設局	法令	地方公共団体		1.5	996		○		◆所管不動産の管理事務であり、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		234	大川地区不法占拠対策分担金	大川地区の不法占拠対策に関する大阪府への分担金の支払い。解消した箇所から順次、府と調整のうえ、公園整備工事に着手。公園整備事業と連動する。	建設局	法令	一般市		0.1	1,020		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		235	都市基幹公園の計画の推進［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における新設・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整等	建設局	法令	都道府県		0.2	3,000	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		236	都市基幹公園の計画の推進［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における新設・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整等	建設局	法令	一般市		5.0	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		237	国直轄負担金（淀川河川公園）	国直轄事業（淀川河川公園整備事業）に係る経費の負担	建設局	法令	指定都市		0.0	10,817	○			◆国直轄事業負担金に係る事務であり、指定都市権限であることを踏まえ、広域で実施。
		238	国庫補助事業関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における国庫補助金各種業務や各種照会・調整等	建設局	法令	都道府県		0.1	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		239	国庫補助事業関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における国庫補助金各種業務や各種照会・調整等	建設局	法令	一般市		1.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		240	都市計画関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における、都市計画原案作成、都市計画事業認可申請書作成及び調整等	建設局	法令	都道府県		0.1	388	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		241	都市計画関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における都市計画原案作成、都市計画事業認可申請書作成及び調整等	建設局	法令	一般市		1.1	7,703		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		242	公園・緑化事業計画関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			0.1	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		243	公園・緑化事業計画関連業務［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			1.5	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		244	事業連携関係業務	各種関係団体及び市組織内の各局・各区等との連絡調整業務	建設局	任意			1.6	0		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		245	事業連携関係業務（PMO）	PMOや窓口である経済戦略局との連絡調整業務	建設局	任意			0.3	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		246	都市基幹公園の計画・整備の推進［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】の新設・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整業務等	建設局	法令	都道府県		0.3	193,025	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		247	都市基幹公園の計画・整備の推進［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】の新設・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整業務等	建設局	法令	一般市		5.2	209,200		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		248	住区基幹公園の計画の推進	住区基幹公園の企画・調整、新設・拡張・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整等	建設局	法令	一般市		1.0	169,404		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		249	住区基幹公園の計画・整備の推進	住区基幹公園の新設・拡張・再整備に係る計画・設計・積算・発注・調整等	建設局	法令	一般市		3.0	156,800		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		250	都市・住区基幹公園の再整備［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	大規模公園【後方支援活動拠点等】において、老朽化が進む防球柵等の予防保全による維持管理を行う公園施設等について、施設の計画的な更新や腐食防止などの長寿命化対策にて施設の改修を行う。	建設局	法令	都道府県		0.2	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		251	都市・住区基幹公園の再整備［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等において、老朽化が進む防球柵等の予防保全による維持管理を行う公園施設等について、施設の計画的な更新や腐食防止などの長寿命化対策にて施設の改修を行う。	建設局	法令	一般市		3.0	205,500		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		252	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	・大規模公園【後方支援活動拠点等】における公園施設の適正な維持管理のため、老朽化した公園施設の部分的な更新や修繕を行う。 【設計・契約事務】	建設局	法令	都道府県		0.3	0	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		253	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］［住区基幹公園等］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における公園施設の適正な維持管理のため、老朽化した公園施設の部分的な更新や修繕を行う。 【設計・契約事務】	建設局	法令	一般市		5.0	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		254	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修［大規模公園【後方支援活動拠点等】］	・大規模公園【後方支援活動拠点等】における公園施設の適正な維持管理のため、老朽化した公園施設の部分的な更新や修繕を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	都道府県		0.0	479	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		255	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修［大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】］	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における公園施設の適正な維持管理のため、老朽化した公園施設の部分的な更新や修繕を行う。 【管理権限・予算】	建設局	法令	一般市		0.0	72,607		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		256	都市・住区基幹公園施設の適正な維持管理に係る補修[住区基幹公園等]	住区公園等における公園施設の適正な維持管理のため、老朽化した公園施設の部分的な更新や修繕を行う。	建設局	法令	一般市		0.0	315,504		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		257	道路橋梁総合管理システム運用管理事務（公園）	道路橋梁総合管理システムの運用	建設局	任意			0.0	10,652			○一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		258	工事積算システム運用管理事務（公園）	工事積算システムの運用	建設局	任意			0.0	6,152			○一組	◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。
		259	水辺の魅力向上（公園）	中之島公園、福島浜緑道の公園照明灯の改善	建設局	任意			0.0	38,000		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		260	公園愛護会制度（制度管理）	公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務における制度設計	建設局	任意			0.1	0		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		261	公園愛護会制度（交付金交付等）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意			0.6	13,780	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		262	公園愛護会制度（交付金交付等）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意			0.5	38,720		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		263	美化功労者表彰（制度管理・市長表彰）	公園における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、市長表彰を実施。また、制度管理を実施。	建設局	任意			0.2	102		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で判断の上実施。
		264	美化功労者表彰（区長表彰）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意			0.1	61	○			◆広域自治体で管理する公園に係る事務であり、広域で実施。
		265	美化功労者表彰（区長表彰）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意			0.2	92		○		◆住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で判断の上実施。
		266	児童遊園活動費補助・整備費補助事業	都市公園法による街区公園の補完的施設として、地域住民で組織する団体等が取り組む事業に対して補助金の交付及びに要綱の管理業務。	建設局	任意			1.2	8,709		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		267	天王寺動植物公園管理運営	天王寺動物園及び天王寺公園の管理運営	建設局	法令	都道府県		89.0	973,356	○			◆天王寺動物園及び天王寺公園に関する事務は、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		268	公園管理(住吉公園)	住吉公園の管理業務。	府都市整備部	法令	一般市		0.8	83,965		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
		269	公園管理(住之江公園)	住之江公園の管理業務。	府都市整備部	法令	一般市		0.7	137,838		○		◆各特別区で管理する公園に係る事務であり、各特別区で実施。
8	下水道事業	270	下水道にかかる業務全般（下水道会計）	下水道にかかる業務全般。	建設局	法令	一般市		419.2	0	○			◆区部下水道の一体管理が必要であることから、大都市制度移行時においては、広域が一体的に所管。
		271	下水道事業会計操出金	・総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき、下水道事業の雨水処理経費、高度処理経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務経費などの維持管理費及び資本費に対して繰出しを行う。	建設局	法令	一般市		0.0	32,989,332	○			◆地方公営企業として、下水道事業会計への負担金を支払う事務であり、地方公共団体として実施すべき事務のため、広域で実施。
		272	都市技術センターへの派遣事務（下水関係）	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意			755.0	0	○			◆他団体への派遣事務であり、地方公共団体として実施すべき事務のため、広域で実施。
		273	日本下水道協会への派遣事務	・公益財団法人日本下水道協会へ職員の派遣	建設局	任意			1.0	0	○			◆他団体への派遣事務であり、地方公共団体として実施すべき事務のため、広域で実施。
		274	日本下水道事業団への派遣事務	・地方共同法人日本下水道事業団へ職員の派遣	建設局	任意			6.0	0	○			◆他団体への派遣事務であり、地方公共団体として実施すべき事務のため、広域で実施。
9	水道事業	275	水道事業	水道法に基づき、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的として、その達成のために、事業の持続性を確保するとともに、お客さまからの信頼を確保するよう水道事業を運営する。	水道局	法令	一般市		1441.0	0	○			◆以下の観点から大阪府の事務として整理。 ・これまで大阪市水道事業が培ってきた大規模事業体としてのノウハウ等の活用 ・大阪市域を含めた広域水道の基盤強化 ・国において都道府県の役割強化に向けた水道法改正を予定
		276	災害応援派遣事務	東日本大震災被災地への災害応援派遣事務	水道局	任意			1.0	0	○			同上
		277	株式会社　大阪水道総合サービスへの派遣	株式会社大阪水道総合サービスへの派遣事務	水道局	任意			1.0	0	○			同上
		278	工業用水道事業	工業用水道事業法に基づき、「工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与すること」を事業目的として、工業用水道事業を運営する。	水道局	法令	地方公共団体		30.0	0	○			◆水道事業と一体的に事業を実施していることから、水道事業とともに、広域で実施。
10	内部事務	279	建設局業務の総合企画、調査	・建設局が所管する道路、河川、下水道、公園の各事業の総合的な企画及び調査。 ・御堂筋の道路空間再編やデザイン検討を実施。	建設局	任意			3.7	66,000		○		◆地方自治体の内部管理事務であり、組織運営に関る事務のため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		280	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意			1.2	0		○		◆地方自治体の内部管理事務であり、組織運営に関る事務のため、各特別区で実施。
		281	防災関連事務（河川除く）	・建設局における防災計画の策定、方針の見直し及び各種訓練等の実施業務。 ・災害対策会議等に係る建設部事務局としての企画、運営、連絡調整、資料作成業務。	建設局	任意			3.2	0		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		282	防災関連事務（河川）	・水防に必要な情報収集及び伝達及び水防管理者としての企画、運営、各種訓練等を実施する事務。 ・河川施設等の災害予防及び復旧に係る河川管理者としての企画、運営事務。	建設局	法令	一般市		0.7	480		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		283	建設局所管工事等にかかる設計積算基準、仕様書等作成事務	工事・業務委託を発注する際の積算基準、単価等の作成、調整、通知などを実施。 仕様書等の作成及び改訂業務	建設局	法令	地方公共団体		5.9	0		○		◆内部管理事務であり、各特別区で実施。
		284	建設局所管工事等にかかる検査	技術検査等において工事目的物が適正に施行されたことを確認。	建設局	法令	地方公共団体		2.7	0		○		◆内部管理事務であり、各特別区で実施。
		285	地下街防災推進事業関係業務	地下街管理者が行う安全対策に対し、国と協調してその費用の一部を補助するものである。 予算要求、関係先との連絡調整及び補助金交付等に関する事務	建設局	要綱等	地方公共団体		0.1	10,000		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		286	クリスタ長堀（株）の監理事務 予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務	建設局において、クリスタ長堀株式会社の監理事務として、予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務を実施している。	建設局	任意			0.2	0	○			◆対外調整事務であり、特定調停を踏まえた団体管理が必要であるため、広域で実施。
		287	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。	建設局	任意			131.1	638,107		○		◆内部管理事務であり、地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		288	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 （工営所関連）	建設局	任意			33.2	54,915		○		◆内部管理事務であり、地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		289	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 （工営所移管分）	建設局	任意			1.3	0		○		◆内部管理事務であり、地方自治体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

《10. 住民生活》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	特定非営利活動の促進	1	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務以外（認証事務など）＞	大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）の設立・定款変更の認証、事業報告等各種届出の事務を行う。また上記法人が法令違反等を行った場合に、報告の督促や過料事件通知及び取消し関係業務の実施等の管理監督業務を行う。 特定非営利活動促進法の大阪市における施行細則の改正を行う。 施行細則の改正に伴い、手引・ホームページの修正を行う。	市民局	法令	指定都市		6.4	15,509		○		◆NPO法人格を付与する認証事務などの事務は、指定都市権限であるが、事務処理特例条例でほとんどの府内市町村に移譲されていることから、各特別区で実施。
2	特定非営利活動の促進（認定事務）	2	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務以外（認証事務など）＞に係る基準条例制定事務	特定非営利活動促進法の大阪市における施行条例の改正を行う。 条例の改正に伴い、手引・ホームページの修正を行う。	市民局	法令	指定都市		0.0	0	○			◆基準条例については、府域で統一的な基準で実施すべき事務であることから、広域で実施。
		3	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務に関すること＞	大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定・仮認定の事務を行う。	市民局	法令	指定都市		0.1	349	○			◆認定事務については、税制上の優遇など法人の活動への影響が極めて大きく、専門性も非常に高いこと、事務処理特例条例でも対象としていないことから、広域で実施。
3	不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等	4	不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への指導等に関する事務	景表法に基づく事務のうち、大阪市の区域に係る下記の事務を行う。 ・違反する行為等がある場合、事業者に対し、その行為の差止め再発防止のため必要な事項の命令 ・優良誤認にあたるかどうか判断するため、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出命令 ・上記事務を行った場合、消費者長官への報告	市民局	法令	都道府県		0.2	29	○			◆当該事務は、都道府県権限であり、幅広い専門知識が必要であり、府内統一基準で実施するのが基本であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		5	食品表示法に基づく事業者への指導等（品質事項）に関する事務	食品表示法に基づく事務のうち、大阪市の区域に係る下記の事務を行う。 ⇒指定都市に委任の範囲 〇内閣総理大臣所管の食品（酒類を除く）の品質事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組み換え及び原産地など）に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・事業者が指示等に従わない場合の措置命令等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・食品表示の不備の公表 〇農林水産大臣所管の食品の品質事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組み換え及び原産地など）に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・食品表示の不備の公表	市民局	法令	指定都市		0.8	582	〇			◆当該事務は、産地偽装等に対する監視・取り締まりを行う事務であり、法令による特別区への委任は行われていないことから、食品表示法に基づき広域で実施。
		6	農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）に基づく事業者への指導等に関する事務	農林物資の規格化等に関する法律に基づく事務のうち、大阪市の区域に係る内閣総理大臣及び農林水産大臣の飲食料品以外の農林物資（いぐさ製品、生糸、一般材等）の品質に関する表示について、調査、違反が確認された場合の事業者への指示、公表等の事務を行う。 ⇒指定都市に委任の範囲 〇内閣総理大臣所管の飲食料品以外の農林物資の品質事項に関する表示に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・事業者が指示等に従わない場合の措置命令等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・農林物資の品質に関する表示不備の公表 〇農林水産大臣所管の飲食料品以外の農林物資の品質事項に関する表示に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・農林物資の品質に関する表示不備の公表	市民局	法令	指定都市		0.0	0	〇			◆当該事務は、政令指定都市権限であり、幅広い専門知識が必要であり、府内統一基準で実施するのが基本であることから、広域で実施。
		7	消費者の安心安全の確保に関する事務（立入り調査）	消費者安全法の施行に必要な限度において、事業者に対し、生命身体事案・財産被害事案に係る報告徴収・立入調査を行う。※消費者庁長官からの意向調査への同意により、権限の委任を受ける。	市民局	任意			0.0	0	〇			◆事業者への立入り調査等は、府内統一的に実施することが効果的であることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	安全なまちづくりの推進	8	地域安全防犯対策の推進に関する事務	地域の安全防犯対策に向け、 ・防犯・暴力追放運動の支援（市保護司会連絡協議会、防犯協会への補助） ・自転車安全利用促進・交通安全運動事業（府、堺市、府警との合同の春・秋の広報啓発、自転車安全利用促進イベント・ロゴマーク等） ・犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進（市の統計冊子、安全ガイドブック作成等） 【区との役割分担】 〇局は、府警本部や府交通対策協議会、防犯協会等との連携に関する事業 〇区は、地元警察署や地元地域活動協議会等との連携に関する事業	市民局	任意			5.5	8,275		〇		◆地域防犯対策は基礎自治体としての基本的な業務であり、地域の実情やニーズを踏まえた対応が可能なため、各特別区で実施。
		9	青色防犯パトロール車両の貸出事務	市民局所管の青色防犯パトロール車両を区役所へ貸与し、区の地域安全防犯業務に活用する。 H29年度には車両を区へ移管予定。	市民局	任意			0.1	470		〇		同上
		10	ミナミ活性化推進協議会に関する事務	〇大阪ミナミの環境浄化と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あるまちづくりを進めることにより、ミナミを安全で誰もが安心して楽しむことができるまちにするため、行政、地元及び経済団体によって平成17年に設立。 【主幹団体】 大阪府、大阪市、大阪府警察、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会、大阪商工会議所、一般社団法人 関西経済同友会	市民局	任意			0.2	100		〇		同上
		11	「客引き行為等の適正化に関する条例」の運用管理事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則を適用する。 【事務内容】 ・条例の運用（解釈など制度管理）・禁止区域の設定・罰則の適用　等	市民局	任意			0.2	0		〇		同上
		12	客引き行為等適正化指導員の配置等に関する事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則規定を適正に運用するため、指導員を配置して、巡回指導を行う。 【事務内容】 ・巡回指導員の雇用・配置業務	市民局	任意			0.3	86,501		〇		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		13	大阪府交通安全対策会議への職員参画等	下記の内容を検討する会議へ指定都市の長又はその指名する職員が参画(現在は、副市長） ・交通安全計画の作成・実施 ・陸上交通の安全に関する総合的な施策・企画の審議と施策の実施 ・陸上交通の安全に関し毎年講ずべき施策に関する計画（交通安全実施計画）の作成 ・府・地方行政機関・市町相互の連絡調整 上記会議により作成された大阪府交通安全計画に基づき、大阪市交通安全計画を作成	市民局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆地域防犯対策は基礎自治体としての基本的な業務であり、地域の実情やニーズを踏まえた対応が可能なため、各特別区で実施。 ◆府の会議への参画について、現状では、政令市ゆえに参画が課されているが、特別区になれば、府内市町村のうちから任命される（任意参画）こととなる。
		14	子どものための「見守りカメラ」設置事業	昼夜間問わず24時間作動し、犯罪抑止効果の高い、子どものための「見守りカメラ」を設置（H28年度350台予定）し、市民が安心して暮らせるまちをめざす。	市民局	任意			1.0	107,800		○		◆地域防犯対策は基礎自治体としての基本的な業務であり、地域の実情やニーズを踏まえた対応が可能なため、各特別区で実施。
		15	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。 【H28年度予算】福島区、此花区、中央区、港区、天王寺区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、東住吉区（左記以外は、区へ移管済） 「局」・・・予算措置、区への配置、委託業者の選定、委託費の支出 「区」・・・パトロール経路の調整	市民局	任意			0.2	43,057		○		同上
		16	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務（区）	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		17	地域防犯対策事業の推進に関する事務	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施及び青色防犯パトロール車両の維持管理に関して予算の配付等を行う。 【H28予算】中央区のみ（左記以外は、区へ移管済み） 【局】 予算措置、車両共済保険の契約 【区】 安全なまちづくり啓発事業の実施。実際の車両維持	市民局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		18	地域防犯対策事業の推進に関する事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施。青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意			0.0	180		○		同上
5	地域活動の支援等	19	地域振興に関する事務（全市的事項）	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市災害ボランティアセンター運営に関すること ②大規模災害時の義援金の受付に関すること ③日本赤十字社との連絡調整に関すること ④叙勲、褒章、知事表彰等の国・府と区との調整に関すること ⑤市地域振興会との意見交換等に関すること ⑥飯山市との市民交流都市に関すること ⑦区の花維持管理（顕彰碑の管理）に関すること ⑧大阪市歌の管理運営に関すること ⑨ワンルームマンション建設時の事前協議に関すること ⑩大規模建築物建設時の事前協議に関すること	市民局	任意			2.1	0		○		◆地域活動の支援に関する事務については、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		20	地域振興に関する事務（地域的事項）	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市民活動の場の提供のあり方の整理に関すること ②区役所職員と団体とのつきあい方の整理に関すること ③町内会・自治会の加入促進への支援に関すること ④コミュニティ活性化のためのワーキングの事務局	市民局	任意			2.1	0		○		同上
		21	地縁団体の認可等に関する事務	地方自治法に基づく、地縁団体の認可申請等の事務に関して、国又は各区との連絡調整を行う。	市民局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		22	地縁団体の認可等に関する事務（区）	・地方自治法に基づき区役所が行う地縁団体の認可申請等を行おうとする団体に対し認可等を行う。 ・認可を受けた地縁団体の代表者の印鑑登録申請に対し印鑑登録するとともに、印鑑登録証明書を交付する。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		23	区役所附設会館指定管理者選定にかかる事務	・区役所附設会館の指定管理者選定にかかり、外部有識者で構成する選定委員会の開催を行ったり、指定管理者から提出される事業報告に基づき、毎年外部有識者からの意見を踏まえ管理運営状況に関する評価を行う事務	市民局	任意			0.0	518		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		24	区役所附設会館スケジュール管理システム運用管理事務	区役所附設会館はコミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として利用される場である。市民の利便性向上を図るために当該システムを導入しし、そのシステムの改修などの管理運用事務。	市民局	任意			1.5	0		○		同上
		25	地域力担当庶務	地域力担当各グループの庶務	市民局	任意			3.7	1,422		○		同上
		26	大阪市市民活動推進審議会の運営事務	大阪市市民活動推進条例に基づき、本市の市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行う大阪市市民活動推進審議会の庶務を担う。	市民局	任意			1.1	1,184		○		同上
		27	コミュニティビジネス等促進事業（協働型事業委託に関すること）	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす 〇協働型事業委託の実施に関すること 第三者会議の開催（局事業） ラウンドテーブルの開催（区CM事業）	市民局	任意			0.0	1,079		○		同上
		28	職員づくり・体制づくり（区役所職員を対象とした研修）	区役所職員に対し、市民協働に関する理念や専門的ノウハウに関する研修を行う ①市民協働職員研修 ②CB/SB職員研修	市民局	任意			1.5	1,815		○		同上
		29	新たな地域コミュニティ支援事業にかかる支援	中間支援組織（各区まちづくりセンター）の活用について、各区共通事業や区間連携に関することを担当 ①区事業実施に対する全般的支援（委託仕様書における各区共通記載内容の提案、事業者選定会議開催支援など） ②受託者等による事業の実施状況の評価 ③各区間の情報共有の場としての連絡調整会議の開催 ④中間支援組織のあり方検討に関する支援	市民局	任意			0.8	420		○		同上
		30	地域活動に向けた区役所職員への支援	地域活動の推進に取組む区役所職員の情報の共有化や課題解決に向けたアドバイスの実施など区における地域活支援業務が円滑に進むよう支援を行う。 ①24区を5グループに分けたうえで、それぞれのグループを担当するためのチームを編成し、各区の事業実施状況や区が抱える課題などを、より詳細に把握 ②「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の所管部署として、各区が地域活動協議会補助金を適切に運用できるよう支援 ③区間の情報共有及び局との連携促進を目的とした「市民協働課長会議」の事務局業務	市民局	任意			2.2	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		31	コミュニティビジネス等促進事業	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす ①市民向けCB講座 ②市民活動団体向け講座 ③モデル事業サポート ④専用ホームページ（CB情報局）等を通じたCB啓発 ⑤優秀なCB事業に対する市長賞の贈呈等	市民局	任意			0.4	4,671		○		同上
		32	大阪市市民活動総合支援事業	大阪市市民活動推進条例のもと、市民活動に関する総合相談窓口を設置するとともに、市民活動に関する支援策を総合的に把握・事業間連携を進める。 ①総合的な相談受付・情報提供窓口の運営 ②資源情報の発掘・収集・発信 ③活動主体の連携促進 ④関連事業間連携・課題の整理分析	市民局	任意			2.3	47,804		○		同上
		33	地域公共人材開発事業	多様な活動主体間の合意形成や活動の発展を支援する専門性の高い人材（地域公共人材）を養成・派遣する仕組みを構築する。 ①地域公共人材養成プログラムの運営（約半年間） ②地域公共人材バンク登録者募集（年1回） ③地域公共人材バンク運営（リーダー会議等年6回程度） ④地域公共人材の派遣調整及び派遣業務の管理 以上、委託事業として実施 ⑤派遣受付及び委託団体との派遣調整 ⑥派遣に伴う計理事務	市民局	任意			0.9	10,259		○		同上
		34	地域資源の循環に向けた事務	①各区におけるCB/SB化・社会的ビジネス化への支援・取組の検証事例集やe-ラーニングの作成等CB/SBに関する情報提供、各区の取組実績の把握と共有など ②ICTを活用した市民とのコミュニケーションに関する各区の取組事例の把握と共有、「大阪から考えるCivicTech」の展開 ③マルチパートナーシップの拡大、企業との連携に向けた情報収集及び各区との共有 ④各区を対象とした事例共有会の開催 ⑤活動情報・支援情報等の発信による区・地域への支援・facebookによる情報発信など	市民局	任意			3.0	0		○		同上
		35	区政推進基金に関する事務	大阪市区政推進基金の管理	市民局	任意			0.5	44,861		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		36	市民活動推進助成事業	市民・企業等からの寄附金を活用し、市民活動団体の公益性の高い事業に対し助成を行う ①市民・企業からの寄附募集・基金積立て（クリック募金等）（随時） ②助成事業のサポート及び進捗管理（中間報告・年度末報告、各1回） ＊各助成団体の取組み視察、活動情報のFB等による発信など ③助成事業の募集・選考等 ④助成事業運営に関する第3者会議の開催・運営（年3回程度） ⑤区役所職員や各区まちセン職員からの相談対応（随時）	市民局	任意			0.9	3,909		○		同上
		37	クリック募金システム管理運用事務	・「大阪市市民活動推進助成事業」への寄附を継続的に受入れる仕組みとして「市民活動のためのクリック募金」ホームページを開設し、クリック募金に協賛いただける企業等を募集している。 ・インターネットユーザーが、ホームページ内に掲載される協賛企業等のバナーをクリックするたびに、1クリックにつき3円を協賛企業等がインターネットユーザーに代わって区政推進基金（市民活動団体支援型）へ寄附を行う仕組み。	市民局	任意			0.0	446		○		同上
		38	市民活動保険事業	本市関連事業にボランティア参加される市民の方向けに「ボランティア保険」に加入、市民の皆さんに安心して市民活動に参画できる環境を整える。 ・市民局において、本市の登録事業を募集（H28：約1,000）し、一括して加入（市民が個別施策で加入手続き不要）	市民局	任意			0.7	13,534		○		同上
		39	地域集会施設の整備関係事務（制度管理）	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助基準の作成等制度管理業務	市民局	任意			1.0	46		○		同上
		40	地域集会施設の整備関係事務（補助審査）	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助審査・補助金の交付業務	市民局	任意			1.0	13,246		○		同上
6	窓口サービスに関する事務	41	住民基本台帳事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民基本台帳に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		4.9	1,041		○		◆基礎自治体としての基本的な事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		42	住民基本台帳事務（区）	住民基本台帳の整備、届出の受付、住民票の写し等住民票に関する証明書の交付等住民基本台帳法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		43	マイナンバーカード等交付業務（区）	市民に対しマイナンバー関連のカード交付等を行う。	ICT戦略室	法令	一般市		0.0	116,031		○		同上
		44	マイナンバーカード等交付業務	マイナンバー関連のカード交付等に係る予算・各区支援を行う。	ICT戦略室	法令	一般市		2.0	1,067,877		○		同上
		45	中長期在留者の在留管理事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う中長期在留者の在留管理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.1	119		○		同上
		46	中長期在留者の在留管理事務（区）	中長期在留者の住居地に関する届出の受理等入管法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		47	特別永住者の在留管理事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.1	0		○		同上
		48	特別永住者の在留管理事務（区）	特別永住者の特別永住許可の申請の受理、住居地に関する届出の受理、特別永住者証明書の交付等入管特例法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		49	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意			0.8	3,447		○		同上
		50	印鑑登録証明事務（区）	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		51	住居表示事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住居表示に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.3	9,042		○		同上
		52	住居表示事務（区）	住居表示台帳の整備、建物等新築届の受付、住居表示変更証明書の交付等住居表示に関する法律及び住居表示条例に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		53	公的個人認証サービス事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う公的個人認証サービス事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		54	公的個人認証サービス事務（区）	電子証明書の発行申請の受理、電子証明書の失効申請の受理、利用者符号の漏えい等があった旨の届出の受理等に公的個人認証法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		55	戸籍事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う戸籍に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.9	15,336		○		同上
		56	戸籍事務（区）	戸籍の編製、届出の受付、戸籍謄本等戸籍に関する証明書の交付等戸籍法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		57	死産の届出の受理に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う死産の届出の受理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		58	死産の届出に関する事務（区）	死産の届出の受理など「死産の届出に関する規程」に基づく事務を実施	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		59	埋火葬・改葬の許可に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う埋火葬・改葬の許可に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		60	埋火葬・改葬の許可に関する事務（区）	埋火葬・改葬の許可等墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		61	人口動態調査票の作成・提出に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う人口動態調査票の作成・提出に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.2	0		○		同上
		62	人口動態調査に関する事務（区）	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の 全数を把握するため、人口動態調査令に基づき、調査票を作成し報告する。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		63	死亡事項等通知に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う死亡事項等通知に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		64	死亡事項等通知に関する事務（区）	死亡事項等の通知等相続税法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		65	民刑事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う民刑事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		66	民刑事務（区）	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		67	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民情報に関する行政証明事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		68	住民情報に関する行政証明事務（区）	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務（戸籍廃棄証明、独身証明、不在住証明等）を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		69	町区域新設等の告示に関する事務（制度管理）	町区域の新設等について市会議決があった場合に当該処分を告示する事務である。 （制度管理や各区間の調整業務）	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		70	町区域新設等の告示に関する事務（告示事務）	町区域の新設等について市会議決があった場合に当該処分を告示する事務である。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		71	住民基本台帳カードの利用登録事務	住民基本台帳カードの利用登録事務について、同システムを適切に運用・管理し、コンビニ交付サービスを利用できるようにすることにより市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			0.1	22,019		○		同上
		72	住民基本台帳カードの利用登録事務（区）	住民基本台帳カードのコンビニ交付サービス利用登録等、住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づく事務を行うものである。 なお、カードの新規発行はH27.12に終了しているが、期限は10年間。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		73	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		74	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務（区）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0		○		同上
		75	自動車臨時運行許可事務	・自動車臨時運行許可制度の運用に係る管理（法改正等に伴う制度周知、事務手引き改定、手数料改定、問合せ対応等） ・各区役所の臨時運行許可件数・番号票失効件数等の集約、陸運局への報告	市民局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		76	自動車臨時運行許可事務（区）	道路上において運行の用に供してはならない自動車（未登録自動車、検査証の有効期限満了者）を運行する必要がある場合に、道路運送車両法に定められた特定の場合に限り、臨時運行の許可を行う。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		77	住民情報グループにおける庶務関係事務	戸籍事務・住民基本台帳事務等で共通で使用する統一請求用紙や書籍等の購入等	市民局	任意			0.0	15,451		○		同上
		78	郵送事務処理センターに係る事務	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センターにおける、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、行政証明書等の交付等	市民局	任意			4.0	81,414		○		同上
		79	本庁舎及び区役所における専門相談窓口に関する事務	市民生活上の問題で、法律その他専門的な知識を要するものについて、本庁舎及び各区役所において、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、大阪弁護士会、大阪司法書士会への業務委託契約などにより専門相談体制を構築。	市民局	任意			1.0	67,884		○		同上
		80	点字自動読取装置設置事務	ノーマライゼーションの観点から、視覚に障がいのある市民に対し、区役所からの情報を円滑に提供するため、点字プリンタを設置する。 ⇒局でプリンタのリース契約を行い、各区で設置	市民局	任意			0.2	6,732		○		同上
		81	区政支援に関する事務（窓口改善関係）	区政支援に関する事務のうち、各区窓口業務の改善に関するもの。 ・郵便局の活用した証明書の交付サービス ・窓口サービス格付け	市民局	任意			0.3	687		○		同上
		82	区役所住民情報業務等民間委託事務（広域調整）	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的として、制度企画を実施。 ・委託契約の発注・運用をめぐる「標準モデル」の作成 ・「窓口業務の民間活用をめぐる法制度」に関する連絡調整	市民局	任意			1.8	0		○		同上
		83	区役所住民情報業務等民間委託事務	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的とし、区の事務執行を支援。 ・事業者公募時の選定業務の実施、予算措置（法的観点における連絡調整及び標準モデル作成以外）	市民局	任意			0.4	816,864		○		同上
		84	住民基本台帳関係事務にかかるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			3.2	295,736			○一組	◆基礎自治体としての基本的な事務であり、各特別区で判断のうえ実施。 ◆システム管理の効率性を確保する観点から一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		85	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務	外国人（中長期在留者・特別永住者）の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			0.0	0			○一組	同上
		86	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			0.1	0			○一組	同上
		87	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			1.4	167,138			○一組	同上
		88	民刑事務にかかるシステム運用管理事務	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			0.0	0			○一組	同上
		89	住基ネットワークシステム運用管理事務	住基ネットとは、地方公共団体の共同システムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と個人番号等により全国共通の本人確認を可能とするシステムであり電子行政の基盤となるものである。	市民局	任意			0.0	0			○一組	同上
7	市区町村との連絡調整	90	住民基本台帳事務（広域調整機能分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民基本台帳に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			◆現在、府が府内市町村との間で行っている広域調整機能について、特別区との間でも同様に広域で実施。
		91	中長期在留者の在留管理事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う中長期在留者の在留管理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		92	特別永住者の在留管理事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		93	印鑑登録証明事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0	○			同上
		94	住居表示事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住居表示に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		95	公的個人認証サービス事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う公的個人認証サービス事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		96	戸籍事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う戸籍に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		97	死産の届出の受理に関する事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う死産の届出の受理に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		98	埋火葬・改葬の許可に関する事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う埋火葬・改葬の許可に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		99	人口動態調査票の作成・提出に関する事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う人口動態調査票の作成・提出に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		100	死亡事項等通知に関する事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う死亡事項等通知に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0	○			同上
		101	民刑事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う民刑事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意			0.0	0	○			同上
8	特定の区の地域関連事業の実施	102	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務	大阪市地域活性化事業基金の管理（H29年度予算から区予算に移管済み）	市民局	任意			0.0	289,274		○		◆地域活性化事業とその企画にかかる事務は、住民に近い基礎自治体としての基本的な業務であり、現在、ボートピア梅田が所在する北区において実施されている事務については、引き続き北区を含めた新たな特別区で実施。
9	サービスカウンター（SC）における住民サービス事務	103	住民基本台帳関係事務（SC）	サービスカウンターにおける、住民票の写し等の交付	市民局	法令	一般市		0.8	31,331		○		◆各特別区で実施することを基本とするが、現行のSCについては、利便性が高く、各特別区で判断のうえ実施。
		104	戸籍関係事務（SC）	サービスカウンターにおける、戸籍の謄本等の交付	市民局	法令	一般市		1.0	39,665		○		同上
		105	印鑑登録証明事務（SC）	サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付	市民局	任意			0.1	4,154		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		106	住民情報に関する行政証明事務（SC）	サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等	市民局	任意			0.0	1,428		○		同上
		107	市政案内事務（SC等）	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務	市民局	任意			0.0	14,939		○		同上
10	他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	108	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）各区にて受け付けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		0.0	0		○		◆自治体間の協力・調整に関する事務等であり、各基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		109	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務（区）	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受付を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		0.0	0		○		同上
		110	原発避難住民情報の管理に関する事務	原発避難者特例法に基づく避難住民情報について、（1）避難元自治体から提供される避難住民情報の収受・管理、（2）特例事務（避難住民に提供される行政サービス）を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		111	被仮放免者情報の管理に関する事務	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、（1）法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、（2）被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		0.0	0		○		同上
		112	自衛官募集事務	自衛官募集に係る自衛隊との連絡調整 （会議出席、募集相談員の連名委嘱、募集広報（区広報紙への記事掲載、地下鉄構内へのポスター掲示）など）	市民局	法令	一般市		0.5	289		○		同上
		113	自衛官募集事務（区）	・自衛官募集に係る広報（区役所庁舎におけるリーフレット配架、のぼり設置など）	市民局	法令	一般市		0.0	0		○		同上
11	区庁舎等の整備・改修	114	区庁舎の整備関係事務	・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修を行う。	市民局	任意			1.0	325,980		○		◆資産の管理・処分については、これまで市民の貴重な財産であることから、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		115	区役所附設会館改修・整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に良好な状態を保つため各種工事を実施する業務 ・コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特徴・利用者ニーズを踏まえ効果的、効率的な区民センター整備を進める業務	市民局	任意			1.5	181,763		○		同上
		116	未利用地・もと施設にかかる維持管理・商品化等に関する事務	・大阪市未利用地活用方針に基づき、所管する未利用地や区役所等跡地の売却処分又は資産の有効活用を行うため、転活用や売却処分等に向けた条件整備を進める。 ・市民交流センター閉館後の施設（9館）において、安全性を確保するとともに、良好に維持管理を行う。 ・もと男女共同参画センター北部館の今後の有効活用策の検討を進めながら暫定的に施設を維持管理していく。	市民局	任意			8.0	131,429		○		同上
12	男女共同参画事務	117	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画－第2次大阪市男女きらめき計画－」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開する。 ・男女共同参画施策の総合的な推進に関する事務（男女共同参画審議会の運営等） ・男女共同参画基本計画の策定、年次報告 ・男女共同参画苦情処理制度の運用	市民局	任意			3.7	8,024		○		◆地域の実情に応じた男女共同参画の推進については、住民に身近な基礎自治体が実施するのが効果的であることから、特別区で判断のうえ実施。
		118	男女共同参画の推進に向けた普及啓発事務	男女共同参画社会の推進に向けた普及啓発業務を、プロポーザル方式で委託業者を選定し、 ・区民まつりにおけるブース出展 ・クレオ大阪と連携した講演会・ワークショップの開催・男性の意識啓発事業 ・その他、男女共同参画週間（6月23～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）での啓発	市民局	任意			0.3	4,437		○		同上
		119	女性の活躍促進事業	・平成26年度から3年間、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」に基づく取組みを総合的かつ集中的に推進。 ・平成29年度以降は、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を継承し、新たに策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」に則った取組みを行っていく。 ・社会の様々な分野において、女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とする。	市民局	任意			4.7	33,249		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		120	男女共同参画センター管理運営	・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センターを設置、運営するもので、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務（情報提供、啓発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など）についての調整・指導を行う。 ・H27年度　北部館を北区に移転し、子育て活動支援館として多機能化。 ・H28年度　西部館にこども文化センターを移転し複合化。 ・男女共同参画センターの改修、補修工事業務を実施。 【施設名等】クレオ大阪中央館（天王寺区）、子育て活動支援館（北区）、西部館（此花区）、南部館（平野区）、東部館（城東区）	市民局	任意			3.2	506,530		○		同上
		121	男女共同参画センター情報提供システム運用管理事務	男女共同参画センター情報提供システム運用経費については、指定管理代行料の中で実施。 （施設利用・各種講座・クレオ蔵書管理についてのシステム保守等経費）	市民局	任意			0.0	10,702		○		同上
13	男女共同参画事務（DVに関する事務・一時保護）	122	ドメスティック・バイオレンス等対策事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う。 【事務内容】 ①DV被害者の安全確保に関する事務 ・DV被害者が加害者からの暴力等で身体・生命の危険がある場合に、市社会福祉施設を活用して緊急一時保護（2週間以内）しており、その施設の運営委託を支出 ②配偶者暴力相談支援センター運営事務 ・配偶者暴力相談支援センターの運営に関する経費　（直営）DV被害者の移送時や保護命令申請等の裁判所への同行対応を行う安全管理員として非常勤嘱託員1名を雇用等（委託）センターにおける相談受付、一時保護施設入所者へのカウンセラー等の派遣等	市民局	任意			1.1	44,229	○			◆DV対策のうち、被害者の保護は広域的に行う必要があるため、広域で実施。 ◆なお、広域の事務とするのは、DV対策として必要となる一時保護所の確保や被害者の一時保護その他のケアにかかる事務に限定。
14	緊急母子一時保護事業（DV対策に係る一時保護所の確保）	123	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・保護施設への委託	こども青少年局	任意			0.4	2,553	○			◆DV対策のうち、被害者の保護は広域的に行う必要があるため、広域で実施。 ◆なお、広域の事務とするのは、DV対策として必要となる一時保護所の確保や被害者の保護その他のケアにかかる事務に限定。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	緊急母子一時保護事業（DV対策に係る相談窓口）	124	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・入所相談・決定・支援	こども青少年局	任意			0.0	300		○		◆DV対策のうち、相談窓口は住民に身近な各特別区で実施。
16	消費者の安心安全の確保	125	国民生活安定緊急措置に関する事務	国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等を図るため、政令で指定された指定物資の小売業を行うものが、標準価格を見やすく表示していない、又、販売価格が法の規定する基準を上回っていると認めたときに、是正指示、立入検査等に関する事務を行う。 （過去の指定物資の例：灯油、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）	市民局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆当該事務は、日常生活に不可欠な物資の優先的確保及び価格の安定を図ることを目的とするものであることから、物価の高騰等異常な事態に即座に対応するため、各特別区で実施。
		126	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する事務	国民経済上重要な物資（特定物資）の生産・輸入・販売の事業を行うものが買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるとき、事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきこと等の指示に関する事務を行う。 （過去の特定物資の例：灯油、合成洗剤、トイレットペーパー等）	市民局	法令	指定都市		0.0	0		○		◆当該事務は、日常生活に不可欠な物資の優先的確保及び価格の安定を図ることを目的とするものであることから、物価の高騰等異常な事態に即座に対応するため、各特別区で実施。
		127	消費者の安心安全の確保に関する事務（相談、あっせん、情報収集）	複雑高度化する消費者問題に迅速かつ効果的に対応し、消費力の育成や消費生活の安定向上を図るなど、消費者の安心安全を確保するために消費者センターを設置し、下記の事業を実施している。 消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供、被害拡大の恐れのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知　等	市民局	法令	一般市		14.0	167,971		○		◆消費者からの相談に迅速に対応する観点から、消費者センターは、各特別区で実施。 ◆基礎自治体の消費者相談機能の支援、広域的事案への対応などについては、広域で実施。
		128	消費者の安心安全の確保に関する事務（事業者指導、勧告等）	大阪市消費者保護条例に基づいて各種基準等を定め、事業者に対して遵守等の指導や啓発を行うことにより、商品の表示や包装の適正化を図る事務を行う。 ・単位価格表示、過大包装基準、商品の品質表示基準 ・不当な取引行為の禁止	市民局	任意			2.0	544		○		同上
		129	消費者の安心安全の確保に関する事務（家庭用品品質表示法）	消費者が通常生活の用に供する品目について、販売事業者等が表示の標準を守らない場合における指示、報告徴収、店舗への立入検査を行う。消費者からの申出の受理及び調査を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	6		○		同上
		130	消費者の安心安全の確保に関する事務（消費生活用製品安全法）	「特定製品」「特定保守製品」の表示義務・説明義務違反等に対する報告徴収、立入検査等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	6		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		131	消費者の安心安全の確保に関する事務（ガス事業法）	事故発生のおそれが多いと指定されたガス用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対して立入検査をおこないガス事業法の適合を示す「PSTGマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	6		○		同上
		132	消費者の安心安全の確保に関する事務（電気用品安全法）	事故発生のおそれが多いと指定された電気用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対して立入検査をおこない電安法の適合を示す「PSEマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	6		○		同上
		133	消費者の安心安全の確保に関する事務（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）	液化石油ガス器具等については、技術基準適合マーク表示のないものを販売することはできないことから、販売事業者に対し立入検査をおこない、液石法の適合を示す「PSLPGマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		0.2	6		○		同上
		134	PIO－NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）端末類の管理事務	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムを利用し、本市の消費者相談内容を入力して情報提供するとともに、全国の消費者相談情報を本市の相談業務に活用する。 本システムは、国民生活センターが所有し、大阪市は端末類の貸与を受けている。	市民局	任意			0.0	5		○		◆消費者からの相談に迅速に対応する観点から、消費者センターは、各特別区で判断のうえ実施。
17	雇用施策の推進（一時相談等以外の事務）	135	大阪労働局・大阪府との連絡調整事務（雇用対策会議等）	・大阪働き方改革推進会議等への参画など、大阪労働局や府等と連携した雇用施策の検討・実施に関すること。	市民局	任意			0.3	0	○			◆雇用施策の総合的な推進は、国と連携しつつ、広域で統一的に実施していくことが効果的であることから、広域で実施。 ◆労働・職業に関する情報収集・整理は、国や関係自治体と連携しつつ共有して行うのが効果的。 ◆府内における安定的な雇用の確保を図るために実施する就業支援事業に対する補助については、広域で一律に行うのが基本であることから、広域で実施。
		136	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体が、会員等の協力のもと実施する就業支援事業に対する補助金の交付に関する事務。	市民局	任意			0.5	2,492	○			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
18	雇用施策の推進（一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など）	137	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務	・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進に関すること。 ・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会運営に関する事務。 （雇用施策の各種制度や相談、啓発等の企画業務） ・労働・職業に関する情報の収集・整理。	市民局	任意			2.8	1,262		○		◆地域の福祉施策と一体で実施することで効果を発揮できると考えられるため、住民に身近な各特別区で判断のうえ実施。 ◆住民からの相談、各種制度にかかるイベント・講座等の実施に関しては、住民に身近な特別区がきめ細かく実施するのが効率的・効果的。 ◆地域ニーズに即応した人材育成や事業など、地域の実情を踏まえた事業展開が可能。
		138	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（対外調整等制度管理事務）	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			0.4	105,191		○		同上
		139	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（運用事務）	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 【施設名】しごと情報ひろば天下茶屋（西成区）、西淀川【西淀川区）、平野（平野区）、クレオ大阪西・マザーズ（此花区）	市民局	任意			1.5	0		○		同上
		140	地域就労支援事業に関する事務（対外調整等制度管理事務）	・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（A´ワーク内）及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			0.3	33,469		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		141	地域就労支援事業に関する事務（運用事務）	・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（A´ワーク内）及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意			0.7	0		○		同上
		142	若者・女性の就労支援に関する事務	・民間事業者への委託により、若者・女性の働く意識、モチベーションを高め、就職に結びつけることで就業率を向上させることを目的とする地域ニーズに即応した事業の実施に関する業務。	市民局	任意			1.8	0		○		同上
19	人権施策の推進	143	人権施策の総合的な推進に関する事務	①人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること ・人権施策推進審議会の運営 ・人権行政推進計画の市民・職員への周知・浸透 ②同和問題の解決に向けた施策の統括及び連絡調整に関すること	市民局	任意			9.4	2,860		○		◆住民と協働した人権行政の推進や地域住民の人権擁護については、住民に近い基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		144	各種人権課題にかかる事務	犯罪被害者等の支援に関する事務 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務 北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に関する事務	市民局	任意			1.9	703		○		同上
		145	多文化共生施策の推進に関する事務［企画立案等］	「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき、大阪市全体での多文化共生施策の総合的な企画・調整、進捗管理、並びに区横断的な課題に対する支援を行う。 ① 多言語資料等情報提供 ② フェイスブックやHPによる情報発信 ③ 多文化共生にかかる実務担当者研修 ④ 多文化共生施策にかかる専門家等への意見聴取 ⑤ 多文化共生施策の推進体制の整備	市民局	任意			0.7	257		○		同上
		146	多文化共生施策の推進に関する事務［普及啓発］	区の特性に応じた多文化共生のまちづくりに向けた多様な取組みを進めていけるよう、区の状況に応じた支援を行っている。 ① 多文化共生の場づくり・人づくり推進事業 ② 多文化共生地域協働サポート事業 ③ 多様な視点での多文化共生に関するセミナー等	市民局	任意			0.8	253		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		147	ヘイトスピーチへの対処に関すること	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく措置等、適切かつ円滑な制度運用を通じて、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る。 ・条例に基づく申出等の受付 ・申出等に基づく諮問 ・ヘイトスピーチ審査会の運営 ・答申を踏まえた措置及び公表の実施 ・広報啓発（条例の周知や国と連携したポスター掲示など）	市民局	任意			2.3	6,921		○		同上
		148	人権擁護委員の推薦事務	人権擁護委員の推薦 人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者等から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦する。	市民局	法令	一般市		0.3	0		○		同上
		149	人権啓発・相談センターの運営及び研修事務	・人権啓発・相談センターの運営（庶務事務） ・すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるような職員啓発	市民局	任意			3.7	7,548		○		同上
		150	人権相談に関する事務	・区役所や専門相談機関との連携強化を図り、広範な人権侵害に対して真に救済につなげる人権相談事業＜相談部分は公募型プロポーザルにより選定、委託して相談員を配置＞	市民局	任意			1.6	40,752		○		同上
		151	地域密着型市民啓発事業	・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の資質向上のために研修等を委託して実施	市民局	任意			0.4	8,760		○		同上
		152	市民啓発広報事業	さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただく人権啓発広報事業 ・人権啓発映像ソフトの購入（センターで貸し出し） ・人権だより「KOKOROねっと」の発行（年4回）等	市民局	任意			1.3	8,419		○		同上
		153	参加・参画型啓発事業	市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型の啓発事業を実施 ・人権に関する作品募集の募集 ・法務省からの受託による「人権の花運動」による球根等の配布 ・Jリーグセレッソと連携した啓発事業（委託）	市民局	任意			1.5	9,651		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		154	企業啓発推進事業	・企業・事業者等における人権啓発や人権研修を支援する各種研修会及び経営者層として身につけておく人権意識醸成の研修等を委託して実施	市民局	任意			0.8	11,188		○		同上
20	北方領土返還運動	155	団体助成事業（北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金）	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。	総務局	任意			0.2	180		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
21	国際交流	156	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意			1.7	3,642		○		◆地域実情に対応した身近な国際化施策の方向付けを行う事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		157	外賓等接遇対応業務	姉妹都市市長及び各国総領事・大使等による本市への表敬などの外賓等の接遇対応及びこれらの機会を捉えたトッププロモーションの実施並びに行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受け付け、通訳・翻訳作業を実施するほか、外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意			3.3	11,098		○		◆接遇や通訳・翻訳等については、当該自治体の地域実情やニーズに合わせて実施される国際交流等に関する施策事業に合わせ生じるものであり、各特別区で判断のうえ実施。
		158	領事館との地域情報共有推進事業	総領事館の所在自治体として、総領事や館員等と、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。	経済戦略局	任意			2.3	458		○		◆防災、生活支援等の身近な情報は身近なところから提供することから、領事館が所在する各特別区で判断のうえ実施。 ◆領事館所在区における地元住民との交流については、地域実情に応じた対応を領事館が所在する各特別区で判断のうえ実施。
		159	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会及びビジネス好機を捉えた代表団派遣・受入、市政にかかるプロモーション等の実施による関係の強化と大阪の魅力発信 ・「姉妹都市交流推進事業補助制度」の実施を通じた、市民交流の促進 ・成長著しい上海市との財政・企画交流の実施 ・交流推進にかかる関係諸事務　等	経済戦略局	任意			5.1	23,242		○		◆外国都市との交流については、各特別区で判断のうえ実施。 ◆現在市が行っている姉妹都市交流事業は、相手方の都市としての特徴や機能、交流に対するニーズ等を踏まえて制度導入後に対応を考えていく必要があり、移行後の交流のあり方は、基本的に特別区の判断のうえ実施。
		160	外国青年招致事業	外国青年を国際交流員として大阪市のスタッフに迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を取り込み、効果的なプロモーションを実施するとともに、大阪市の施策の国際化・多言語化を推進する。	経済戦略局	任意			0.5	10,325		○		◆各特別区の国際化施策の実情に応じて、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		161	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して、「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」を委嘱 ・「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う	経済戦略局	任意			0.2	0		○		◆地域にゆかりのある外国人や海外に派遣されている人材などの状況にあわせ事業手法を含め、地域実態に即した対応を各特別区で判断のうえ実施。
		162	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	・大阪市の国際交流の拠点として設置された大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、大阪市の国際化の推進を図る ・上記事業を実施する（公財）大阪国際交流センターの監理事務を実施	経済戦略局	任意			1.7	186,488		○		◆地域の実情に応じた事業を展開することから、手法も含め各特別区で判断のうえ実施。
		163	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校（北区）の運営支援を行う。	経済戦略局	任意			0.1	0		○		◆外国人の生活環境整備のための個別施設であり、運営支援は、地域の実態等を踏まえ特別区で判断のうえ実施。
		164	外国人留学生との連携拡大	大阪のまちの国際化や魅力づくりに向けた市民や企業等との協働プログラム等への留学生の参画を促し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図る。	経済戦略局	任意			0.7	3,214		○		◆各地域の留学生の状況や住民ニーズ、国際化の状況は様々であり、それらに対応した展開を各特別区で判断のうえ実施。
		165	外国人留学生への起業支援	外国人留学生（留学経験者含む）の起業支援を通じて、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進する。	経済戦略局	任意			0.2	1,466		○		同上
22	旅券交付事務	166	旅券発給事務	・旅券は、日本国政府が渡航者の国籍・身分を公に証明し、あわせて安全な 旅行のために必要があれば外国政府に保護・扶助を要請する公文書 ・都道府県知事は、旅券法に基づき、国の法定受託事務として、旅券の 申請受付、作成、交付事務を実施（発行権限は外務大臣）	府・ 府民文化部	法令	都道府県		4.8	61,626		○		◆旅券発行にかかる申請受理や交付業務などの窓口業務については、現在、事務処理特例条例によりいくつかの市町村へ事務移譲しているところであり、住民に身近な基礎自治体である特別区で実施。 ◆旅券発行事務は、発行権限をもつ外務大臣からの法定受託事務であり、事務の根幹をなす旅券作成にかかる事務は引き続き広域が実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
23	地域の競技施設の運営・補修等（地域スポーツセンター、地域プール、体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設）	167	屋内プール管理運営に関する事務	廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した屋内プール（此花・西淀川・住之江）の施設に関して指定管理者制度を活用して管理運営を行い、循環型社会形成に向けた市民啓発等を行う。	環境局	任意			0.5	202,999		○		◆地域に密着したスポーツ施設であることから、所在区で判断のうえ実施。
		168	局所管施設の点検保全業務【スポーツセンター・プール等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、スポーツセンター・プール（1区1館施設））	経済戦略局	任意			0.0	8,545		○		◆地域のスポーツ施設として、立地する特別区で判断のうえ運営を実施。
		169	競技施設の運営事業【南港中央野球場・南港中央庭球場】	南港中央野球場・南港中央庭球場（住之江区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			1.0	26,714		○		同上
		170	競技施設の運営事業【舞洲体育館等】	舞洲体育館（此花区）等を賃貸借契約により運営。	経済戦略局	任意			0.2	81,121		○		◆地域のスポーツ施設として、立地する特別区で判断のうえ実施。
		171	スポーツセンター運営事業	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			6.5	867,579		○		◆地域のスポーツ施設として、立地する特別区で判断のうえ実施。
		172	プール運営事業【大阪プールを除く】	1区1館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			6.3	1,546,474		○		同上
		173	体育館の運営事業【中央体育館除く】	千島体育館（大正区）、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			0.7	23,030		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		174	スポーツ施設の補修【千島体育館・東淀川体育館・南港中央野球場・南港中央庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・東淀川体育館（東淀川区）、千島体育館（大正区） ・南港中央野球場、南港中央庭球場（住之江区）	経済戦略局	任意			0.7	34,333		○		同上
		175	スポーツ施設の補修【スポーツセンター、プール】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・1区1館のスポーツセンター、プール	経済戦略局	任意			0.8	293,741		○		同上
		176	大阪市オーパス・システム施設情報システム運用管理事務	スポーツ施設運営に係るオーパススポーツ施設情報システムの運営・管理を行う。	経済戦略局	任意			1.0	65,281		○		◆地域のスポーツ施設の予約システムであり、立地する特別区で判断のうえを実施。
24	大阪市中央体育館、大阪プール及び靱テニスセンターの運営等	177	局所管施設の点検保全業務【大阪プール、靱テニスセンター等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、靱テニスセンター（西区）、大阪プール（港区）））	経済戦略局	任意			0.0	1,044			○一組	◆本来、各特別区でサービスのあり方が検討されるものであるが、その規模と機能維持の観点から水平連携（一部事務組合）により、施設を管理運営。
		178	競技施設の運営事業【靱テニスセンター・靱庭球場】	靱テニスセンター（西区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			1.1	0			○一組	同上
		179	大阪プールの運営事業	大阪プール（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			0.8	342,977			○一組	同上
		180	大阪市中央体育館の運営事業	大阪市中央体育館（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			0.8	249,698			○一組	同上
		181	スポーツ施設の補修【大阪プール・中央体育館・靱テニスセンター・靱庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・大阪プール（港区） ・中央体育館（港区） ・靱テニスセンター・靱庭球場（西区）	経済戦略局	任意			0.5	231,107			○一組	同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
25	地域の施設の運営管理	182	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に地元要望を踏まえ工場の一部用地を「老人憩いの家」福祉会館用地として、北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産の使用を許可している。	環境局	任意			0.4	0		○		◆地域に密着した施設であることから、所在区で判断のうえ実施。
		183	さざんか会館管理運営に関する業務	複合施設「住之江総合会館」内にある住之江スポーツセンター（経済戦略局）及び住之江屋内プールとともに併設された地域の福祉の増進に貢献するなどの目的で地元集会等に使用する集会室の貸付を行う施設である「さざんか会館」の管理運営を行う。	環境局	任意			0.4	3,311		○		同上
		184	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設（通称：エコホール江口）の普通財産の貸し付けにかかる事務及び施設維持に関する業務を行う。	環境局	任意			0.5	291		○		◆地域密着した集会所等の管理運営にかかる事務であることから、各特別区で実施
		185	桜島地区集会所の管理に関する事務	桜島地区集会所の普通財産の貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			0.5	0		○		◆地域に密着した施設であることから、所在区で判断のうえ実施。
		186	リフレうりわり設備点検等に関する事務	「リフレうりわり」（平野区）の利活用実施までの間の警備業務委託ほか施設維持に最低限必要な業務委託の実施及び施設保全に関する業務。また、公募貸し付け時には契約関係等の事務を行う。	環境局	任意			0.5	0		○		同上
		187	此花会館の管理に関する事務	此花会館（此花区）の普通財産貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			0.5	14,159		○		同上
26	内部事務	188	市民局における庶務関係事務	市民局における庶務関係業務（文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など）	市民局	任意			21.0	26,463		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断のうえ実施。
		189	区政支援に関する業務（政策支援G）	区政運営・区長の政策形成の支援 区長会議の事務局に関すること 区長会議各部会の支援に関すること	市民局	任意			8.0	685		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		190	区政支援に関する事務（区長会議部会支援、指定都市区長会議等の連絡調整）	区政支援に関する事務 (内容) ・区長会議の部会支援 ・指定都市区長会議、区総務担当課長会、区政概要、その他各種連絡調整	市民局	任意			4.3	394		○		同上
		191	区の人事給与等にかかる連絡調整事務	・区役所の本務職員の人事給与について、人事室との間で連絡調整を行う。 ・区役所の再任用短時間職員の不足について、業務体制を確保し住民サービスを維持することを目的として、区業務の円滑な運営を補助する非常勤嘱託職員を雇用するための予算の確保を行う。 ・区役所の職員の育児休業等について、業務体制の確保による住民サービスの維持及び子を出産・養育する職員の継続的な勤務の促進を目的として、臨時的任用職員を任用する予算の確保を行う。 ・H29年度からは、各区で予算措置を実施	市民局	任意			1.7	112,857		○		同上
		192	マイナンバー制度連絡調整事務	大阪市としてマイナンバー制度を進めるための調整事務。 ・条例・規則等の整備 ・特定個人情報保護評価実施に向けた指導	ICT戦略室	任意			3.0	0		○		同上

《11. 消防・防災》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	消防に関する事務	1	消防事業	火災の予防、消火、救助及び救急など消防組織法第1条に定める消防の任務に係る業務。	消防局	法令	一般市		3466.0	7,417,391	○			◆消防局が有する消防力を維持し、大規模災害に対応できる体制を確保するため、広域で実施。
		2	消防事業（救急振興財団への職員派遣）	救急振興財団へ職員を派遣し、救急救命士の養成に係る業務などに従事。	消防局	任意			2.0	0	○			◆事務の性質上、消防事業と一体的に実施すべき事務であるため、広域で実施。
		3	消防事業（危険物保安技術協会への職員派遣）	危険物保安技術協会へ職員を派遣し、石油等の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所の安全性についての設計審査や保安審査等の業務に従事。	消防局	任意			1.0	0	○			同上
		4	消防事業（大阪府への職員派遣）	大阪府へ職員を派遣し、大阪府立消防での消防職団員の教養訓練に係る業務など消防組織法第29条に定める都道府県の消防に関する事務に従事。	消防局	任意			9.0	0	○			同上
		5	保安3法（高圧ガス、液化石油ガス、火薬）に関する事務	（高圧ガス） 第一種製造者に係る製造の許可などの高圧ガス保安法に基づく業務。 （液化石油ガス） 液化石油ガスの販売事業者の登録などの液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく業務。 （火薬） 火薬類製造営業の許可などの火薬類取締法に基づく業務。	消防局	法令	都道府県		9.0	258	○			同上
2	国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等に関する事務	6	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する事務	・知事が避難指示する場合において、避難先地域としての意見。 ・警報発令時における避難先地域等への救援。 ・医療実施を要請した医療関係者への損失補償・損害補償等。	危機管理室	法令	指定都市		0.0	0	○			◆基礎自治体の範囲を超える広域的な観点から取組むべき事務であるため、広域で実施。
		7	災害弔慰金の支給に関する事務	・阪神・淡路大震災等における「災害援護資金貸付金」で償還された貸付金の国への償還。	危機管理室	法令	指定都市		0.0	0	○			同上
3	防災会議の運営、地域防災計画の整備等	8	防災会議の運営、地域防災計画の整備等に関する事務事業	・災害対策基本法に基づき、防災会議を運営し、市地域防災計画を作成し、かつその実施を推進。 ・そのため、最新知見の収集、国や府との調整、市内部の防災関係部局との調整、ライフライン事業者との調整など。	危機管理室	法令	一般市		1.0	2,993		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		9	避難行動要支援者支援に関する事務	・市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の改訂。 ・避難行動要支援者支援プロジェクトチーム及びワーキンググループの運営。 ・各区の避難行動要支援者名簿作成にかかる要支援者情報の抽出、各区への提供。	危機管理室	法令	一般市		1.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		10	業務継続計画策定に関する事務	市が基礎自治体としての責務を果たすために必要不可欠な業務を予め抽出し、地震等により市の行政機能が低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させるための計画を策定。 ・H27年度末計画（第1版）の継続的な見直し。 ・各所属に災害対策業務及び災害時優先通常業務を行うためのマニュアルを作成させるための指示及び進捗管理。 ・各所属に庁舎内の耐震対策を行うように指導及び進捗管理。	危機管理室	任意			0.3	0		○		同上
		11	新型インフルエンザ等対策本部事務局に関する事務	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、行動計画策定等に関する総合調整。 ・市新型インフルエンザ等対策本部・幹事会の庶務。 ・市新型インフルエンザ等対策有識者会議に関する庶務。（健康局と共同）	危機管理室	法令	一般市		0.1	0		○		同上
		12	大阪市国民保護計画に基づく事務	・国民保護計画の変更。 ・国民保護協議会委員・幹事の任命。 ・協議会の庶務。	危機管理室	法令	一般市		0.2	483		○		同上
4	危機管理体制の充実、訓練等	13	危機管理体制の充実に関する事務	・多様化・複雑化する災害・危機事態に迅速かつ的確に対処するため、気象情報発信や発生した又は発生するおそれのある災害・危機事態に対応している。 ・また、市の対応能力を向上させるため、職員に対する研修等を実施するほか防災関係機関及び市民等が一体となって災害時における応急対策が行えるように体制の充実を図っている。	危機管理室	任意			1.3	11,100		○		◆災害発生に備えた取り組みについては、各特別区で判断のうえ実施。
		14	危機管理訓練の実施に関する事務	災害・危機事態を想定し、市各区局室及び関係機関等が相互に連携協力するなど的確な対処ができるよう各種危機管理訓練を実施。 ・異常な自然災害や大規模な事故。 ・武力攻撃事態等や緊急対処事態・想定される津波被害や津波発生時の行動。 ・その他危機管理事態。	危機管理室	法令	地方公共団体		1.8	10,170		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		15	危機管理訓練の実施に関する事務(区)	災害・危機事態を想定し、市各区局室及び関係機関等が相互に連携協力するなど的確な対処ができるよう各種危機管理訓練を実施。 ・異常な自然災害や大規模な事故。 ・武力攻撃事態等や緊急対処事態・想定される津波被害や津波発生時の行動。 ・その他危機管理事態。	危機管理室	法令	地方公共団体		0.0	288		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		16	阿倍野防災拠点に関する事務	・大規模な災害により本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、災害対策本部機能を代替・補完するために運営。 【所在地】阿倍野区	危機管理室	任意			0.4	15,613		○		◆災害発生に備えた取り組みについては、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		17	災害対策用職員住宅に関する事務	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・指定職員への居住命令・解除。 ・災害対策用職員住宅の確保・貸与。（副市長・危機管理室職員） 【所在地】北区3箇所・天王寺区2箇所	危機管理室	任意			0.4	6,901		○		同上
		18	災害対策用職員住宅に関する事務(区)	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・区長が入居する災害対策用職員住宅の確保・賃貸借にかかる事務。（契約・支払い等） ・区長が入居する災害対策用職員住宅用什器の賃貸借にかかる事務。（契約・支払い等）	危機管理室	任意			0.0	19,304		○		同上
		19	拠点備蓄倉庫の運営に関する事務	・南海トラフ巨大地震等大規模災害において、市民等が避難所生活を送れるよう物資を備蓄するための倉庫の運営。 【所在区】西淀川区、生野区、旭区	危機管理室	法令	一般市		1.0	2,627		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		20	防災意識の啓発に関する事務	・災害発生時の被害を軽減するためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて日頃から対策いただくため、「市民防災マニュアル」等の増刷・配布やイベントでの啓発などを実施。	危機管理室	任意			0.1	3,208		○		◆災害発生に備えた取り組みについては、各特別区で判断のうえ実施。
		21	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（マニュアル作成等）	・自主防災活動マニュアル、避難所運営マニュアル等の作成及び改訂。	危機管理室	任意			0.6	0		○		同上
		22	自主防災組織力向上アドバイザー等に関する事務	・地域における避難所開設・運営体制の確立、防災訓練等の実施への支援。 ・自主防災組織力向上アドバイザーの雇用等。 ・区からの派遣依頼に基づき、自主防災組織力向上アドバイザーを地域へ派遣。	危機管理室	任意			0.6	71,007		○		同上
		23	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(区)	・地域における避難所開設・運営体制の確立。 ・地域における防災訓練等の実施。	危機管理室	任意			0.0	0		○		同上
		24	広域避難場所案内板等の整備・周知事業	・地震による大規模火災発生時等に備え、一定規模以上の公園等を広域避難場所として指定。 ・市民が最寄りの広域避難場所へ安全かつ迅速に避難できるよう、日常から市民に周知するために設置している広域避難場所案内板の整備・更新。	危機管理室	法令	一般市		1.5	2,020		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		25	災害時避難所の整備・周知事業	・地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の災害時避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする要配慮者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置。 ・災害時避難所として指定された施設の公示。	危機管理室	法令	一般市		0.5	112		○		同上
		26	災害時避難所の整備・周知事業（区）	・地域と連携して災害時避難所の指定を行い、施設管理者と表示板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		27	災害救助用物資に関する事務	・南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時において、市民等が避難所生活を送れるよう、府や他自治体、民間企業等と連携し、市民・避難者の生命・生活を維持するための体制確立を目指す。 【備蓄物資量・品目】 避難所避難者数53万人3日分の物資を府・市で連携し備蓄 主な品目は水・食料・粉ミルク・毛布・おむつ等	危機管理室	法令	地方公共団体		0.9	214,714		○		同上
		28	災害救助用物資に関する事務（区）	・物資の備蓄場所の調整。	危機管理室	法令	地方公共団体		0.0	0		○		同上
		29	小災害対策に関する事務	・災害救助法の適用に至らない災害（火災等）により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。（制度の所管、各区からの実施報告書とりまとめ、災害救助基金への振替）	危機管理室	任意			0.2	9,049		○		◆災害発生に備えた取り組みについては、各特別区で判断のうえ実施。
		30	小災害対策に関する事務(区)	・災害救助法の適用に至らない災害（火災等）により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。（被害状況の確認、応急救助活動（避難所への収容、救援物資の給貸与等）、災害見舞金の給付、危機管理室への実施報告など）	危機管理室	任意			0.0	0		○		同上
		31	避難行動要支援者支援に関する事務(区)	・避難行動要支援者名簿の作成。 ・消防等避難支援等関係者へ情報提供。	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		32	津波避難施設の整備・周知事業	・津波浸水想定がある西部17区において、現想定以上の津波が来襲した場合に避難できるよう、公共施設や民間ビルへスペース確保の協力を働きかけ。 ・津波避難施設として指定があった施設について、表示板の設置、公示。 ・河川氾濫の浸水想定がある東部5区においても、水害時避難ビルを確保。	危機管理室	法令	一般市		0.3	2,932		○		同上
		33	津波避難施設の整備・周知事業（区）	・地域と連携して民間施設を津波避難施設として指定し、施設管理者と表示板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		34	水害ハザードマップの作成・配架事業	・市内で想定される水害リスクや避難場所等、避難の際の心得等を記載した水害ハザードマップのデータ作成、増刷、配架。	危機管理室	法令	一般市		1.0	5,237		○		同上
		35	水害ハザードマップの作成・配架事業（区）	・水害ハザードマップの各区転入世帯や来庁者への配布。	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		36	学校等の避難所誘導・周知事業	・各区において災害時避難所に指定した施設へ誘導するための案内板の作成・設置。	危機管理室	法令	一般市		0.5	1,664		○		同上
		37	学校等の避難所誘導・周知事業（区）	・地域と連携して指定を行った施設の誘導案内板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		38	福祉避難所に関する事務	・災害時の福祉避難所の指定に向けた協定締結への支援 ・福祉避難所等設置・運営マニュアルの作成及び改訂	危機管理室	法令	一般市		0.4	0		○		同上
		39	福祉避難所に関する事務(区)	・災害時の福祉避難所の指定に向けた協定の締結	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		40	危機管理総合情報システムに関する事務	・危機管理総合情報システムに含まれる緊急通報システムにより、災害時に職員へ迅速に情報伝達を行うためメールアドレスの登録・変更。	危機管理室	任意			0.0	0		○		◆災害発生に備えた取り組みについては、各特別区で判断のうえ実施。
		41	防災行政無線に関する事務	・災害時において迅速かつ的確に防災情報の収集及び伝達を行うための防災行政無線設備の適切な保守管理や、各基地局における従事職員への資格の取得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 ・適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替え。 ・同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備。 ・防災行政無線のデジタル化。 ・訓練・啓発放送の実施にかかる運用管理。	危機管理室	任意			1.4	795,190		○		同上
		42	危機管理情報システム運用管理事務	・災害時における迅速・的確な防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用。 ・運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、随時、システム運用方針の検討・更新。	危機管理室	任意			0.7	15,946		○		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		43	全国瞬時警報システム（Jアラート)運用管理事務	・津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星等を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の整備。 ・当システム及びこれにかかるネットワークの運用・管理・改修。	危機管理室	任意			0.3	1,345		○		同上
		44	被災者支援システム運用管理事務	・災害発生時において申請から発行までにかかる多大な時間を大幅に削減するため、住民基本台帳のデータを取り込み、「被災証明書」・「被災建物等証明書」を発行できる被災者支援システムの保守・管理。 ・災害時には、住基データを同システムにインストールし、サーバーを各区に配布。	危機管理室	任意			0.2	831		○		同上
		45	緊急速報メール配信システム運用管理事務	・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において発令する避難勧告・指示などの緊急かつ重要な情報を、NTTドコモが提供する緊急速報メールサービス（エリアメール）やKDDI、ソフトバンクモバイルが提供する緊急速報メールサービスを利用し、携帯電話（スマートフォン、タブレットを含む。）に配信。	危機管理室	任意			0.2	71		○		同上
		46	防災アプリ保守管理事務	・市防災アプリの保守委託契約。 ・アプリの登録データの更新。 ・アプリの仕様変更・機能追加の調整。 ・アプリの障害発生時の対応等。	危機管理室	任意			0.1	1,199		○		同上
		47	防災アプリに関する事務	・市防災アプリの利用促進のための広報活動。 ・アプリの利用者アンケートの実施。 ・アプリの活用方法（仕様変更を含む）の検討等。	危機管理室	任意			0.1	0		○		同上
		48	被災者支援システムに関する事務	・システムの取扱いに関する研修。	危機管理室	任意			0.2	0		○		同上
5	他自治体・民間企業等との連携事務等	49	他自治体・民間企業等との災害時協力協定に関する事務	・自治体や民間等と災害時における物資提供、人的派遣、情報提供等支援に関する協定を締結し、災害発生時に備える。	危機管理室	任意			0.6	0		○		◆地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体で実施することが基本であり、災害時協力協定も防災対策の実施主体間で行うことが適当であることから、各特別区で判断のうえ実施。
		50	被災地の支援・受援に関する事務	・大規模災害が発生した際に、被災地支援の窓口として、支援にかかる府や関西広域連合、指定都市市長会との調整。 ・職員を派遣するときの各所属への依頼、労働条件の協議と決定。 ・各所属の支援の取りまとめ、広報など	危機管理室	任意			0.2	1,158		○		◆地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体で実施することが基本であり、他の自治体との支援・受援も防災対策の実施主体間で行うことが適当であることから、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		51	東日本大震災被災地への派遣業務	・東日本大震災からの復興のため、職員不足が深刻化していた被災自治体へ職員を派遣。 （平成28年12月1日現在、岩手県へ2名、岩手県釜石市へ3名、宮城県石巻市へ13名、気仙沼市へ1名の職員を派遣）	危機管理室	法令	地方公共団体		18.2	552		○		◆地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体で実施することが基本であり、被災地への職員派遣も防災対策の実施主体間で行うことが適当であることから、各特別区で実施。
		52	災害救助に関する事務	・東日本大震災や平成28年熊本地震など大規模災害が発生し、災害救助法が適用され、市が支援したものに対する求償事務。	危機管理室	法令	一般市		0.4	0		○		◆他の自治体を支援した費用にかかる求償であり、支援の実施主体で行うべき事務であるため、各特別区で実施。
		53	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業	・大規模地震により交通機能が停止した場合に見込まれる帰宅困難者について、府や関係機関と連携し、企業・事業者主体による対策の推進、代替輸送の実施体制などの対応体制を整備。 （各ターミナル駅周辺地区における帰宅困難者対策協議会の事務局など） ・特に帰宅困難者が多く見込まれる大阪駅周辺、難波駅周辺、天王寺・阿倍野駅周辺、上本町・谷町九丁目・鶴橋駅周辺、京橋駅周辺において、市公共施設や駅、地下街をはじめ、駅周辺で一時滞留スペースの確保を進めている。	危機管理室	任意			1.0	6,942		○		◆地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体で実施することが基本であり、帰宅困難者対策も駅周辺の企業等地域との連携に密接に関わる事務であることから、各特別区で判断のうえ実施。
		54	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業（区）	・民間企業等に一時滞留スペースの提供等を働きかけ。	危機管理室	任意			0.0	0		○		同上
		55	大規模地下空間の浸水対策事業	・市域における大規模な商業集客施設の地下店舗等や民間ビルも含む地下空間において、事業者間の連携、施設整備等の浸水対策の促進を図るため、市、府、関係機関、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で「大阪市地下空間浸水対策協議会」を構成。 ・地下空間の地下施設管理者が連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）のガイドラインの作成及び訓練の実施、情報共有のためのネットワークづくりなどを検討。 ・大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、地下街や接続ビルの出入口に止水板を設置する施設管理者に対し、工事費用の一部を助成。	危機管理室	法令	一般市		0.2	5,534		○		◆地域住民の安全・安心を確保するための防災対策は、各自治体で実施することが基本であり、地下街等の浸水対策に関する事務も地域の施設管理者等との連携に密接に関わる事務であることから、各特別区で実施。
6	被災建築物の応急危険度判定	56	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士（行政職員及び民間建築士等）」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意			0.7	0		○		◆大規模災害時の初期対応として、住民の生命安全を守るため機動的に対応する必要があることから、各特別区で判断のうえ実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
7	水防事務組合	57	水防事務組合窓口業務	水防活動を行う水防事務組合との連絡調整業務。	建設局	法令	一般市		1.9	291,525		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
8	その他防災・危機管理	58	安全管理委員会に関する事務	・市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等における市民の安全確保等のため、安全管理体制の充実を目的に、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取り組み。	危機管理室	任意			0.2	0		○		◆事務事業及び施設を所管する各自治体が実施すべき事務であり、それらを所管する各特別区で判断のうえ実施。
		59	災害弔慰金の支給等にかかる事務	・政令で定める災害が発生した際、被災者に対する被災認定。（制度管理） ・災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により負傷・疾病・障がいが生じた住民に対する災害障害見舞金の支給。（制度管理） ・政令で定める災害（大規模災害）が発生した際に被害状況に応じ災害援護資金の貸付。（制度管理、各区の回収状況の集約等） ・阪神・淡路大震災における災害援護資金貸付金の未収額に対する分割納付の償還催告及び強制執行を視野に入れた法的手続きの実施。	危機管理室	法令	一般市		0.7	9,318		○		◆地域住民の安全・安心にかかわる事務であり、住民に近い基礎自治体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		60	災害弔慰金の支給等にかかる事務（区）	・政令で定める災害が発生した際、被災者に対する被災認定。（被災認定・被災証明書発行） ・災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により負傷・疾病・障がいが生じた住民に対する災害障害見舞金の支給。（支給） ・政令で定める災害（大規模災害）が発生した際に被害状況に応じ災害援護資金の貸付。（貸付、債務者へ納付書送付、残高管理）	危機管理室	法令	一般市		0.0	0		○		同上
		61	庶務関係事務	・文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・契約・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・広報・運営方針・環境保全・室内調整等その他庶務事務。	危機管理室	任意			6.2	5,348		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		62	海難届出証明事務	・船員法適用外の日本の船舶が海難に遭った旨の届出があったことを証明	政策企画室	任意			0.0	0		○		同上

《12. 自治体運営》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	地方公務員災害補償基金	1	地方公務員災害補償事務	職員の公務上の災害、通勤途上の災害について、地方公務員災害補償法等に基づき認定並びに補償を行う。また、公務災害を未然に防ぐ防止事業についても実施。	人事室	法令	指定都市		4.7	0	○			◆地方公務員災害補償基金による統一的な補償のため、広域で実施。
2	職員の人事・給与・勤務条件等	2	職員共済組合関係事務	・短期給付（公的医療保険制度） ・長期給付（公的年金制度） ・福祉事業　等	人事室	法令	指定都市		21.0	0		○		◆共済組合の手続き業務は、各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ただし、市町村職員共済組合への加入については法改正が必要(現行法上では広域と特別区による都職員共済組合)。
		3	職員の人事関係事務（地方公務員法）	・地方公務員法に基づく任免、分限、懲戒、勤務条件制度など本市職員の人事全般の業務を行っている。 ・市政の執行に要する人員について、簡素で効率的な行政運営に向け、適正な職員配置を進めている。 ・職員の士気の高揚と本市事務事業の効果的な執行に向け、積極的な人事異動、公正・公平な人事評価を進めている。	人事室	法令	その他	任命権者	9.8	47,239		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		4	職員の人事関係事務（地方自治法）	地方自治法に基づく副市長の設置及び他の地方公共団体への職員派遣等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		5	地方公務員制度実態調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		6	職員の勤務条件事務（地方公務員法）	職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		1.6	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		7	職員の勤務条件事務（地方公営企業等の労働関係に関する法律）	職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		0.7	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		8	職員の勤務条件事務（労働基準法）	非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	人事室	任意			0.3	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		9	勤務条件に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		10	人事制度の企画、調査等事務	職員の人事制度に関する企画、調査等を行っている。	人事室	法令	その他	任命権者	5.5	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		11	職制及び定数事務	・職制及び定数管理に関すること	人事室	法令	地方公共団体		6.7	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		12	地方公共団体定員管理調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	人事室	要綱等	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		13	職員児童手当事務	職員の児童手当についての制度管理、予算・決算に関する事務。	人事室	法令	地方公共団体		0.1	1,375,181		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		14	職員福利厚生事業（地方公務員法）	地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復に関する事業を実施する。 ・職員相談事業 ・福利厚生事業にかかる互助会との連絡事務	人事室	法令	地方公共団体		0.0	14,210		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		15	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、福利厚生事業、職員の健康状況、安全衛生等について調査し、報告している。	人事室	要綱等	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		16	職員福利厚生事業（財形）	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。	人事室	任意			0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		17	職員疾病対策事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施する。	人事室	任意			6.4	189,101		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		18	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用、作業服の貸与等を実施する。	人事室	任意			7.0	111,833		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		19	職員の勤務条件（給与）関係事務（地方自治法）	・報酬及び給与制度の制定・改廃等	人事室	法令	地方公共団体		8.5	2,313		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		20	職員の勤務条件（給与）関係事務（労働基準法）【アルバイト等】	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室	任意			0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		21	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務（予算算定、執行管理等）	人事室	任意			5.2	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		22	地方公務員給与実態調査（基幹統計）	・基幹統計にかかる調査、集計	人事室	法令	一般市		0.6	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		23	地方公務員給与実態調査（附帯調査、補充調査）	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室	要綱等	一般市		0.6	59		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
		24	退隠料・遺族扶助料関係事務	・退隠料及び遺族扶助料（以下「退隠料等」という。）の受給権の裁定処理に関する事務 ・退隠料等の額の改定処理に関する事務 ・退隠料等の支給停止処理に関する事務　など	人事室	任意			0.5	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		25	総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付等の集中処理に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	・職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し、包括民間委託方式により運営・管理を行っている。 ・職員証・各種証明書の発行や勤怠情報の管理、共済掛金にかかる納付書発行、財形貯蓄や育児休業に関する申請書受付等を行っている。 【所在地】阿倍野区	人事室	任意			6.8	184,543		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		26	職員の給与・報酬の支給に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	給与・報酬の支給、各種手当に関する申請書の受付・認定・システムへの登録・通知、年末調整、所得税・住民税の納付、昇給・昇格、臨時職員等に関する社会保険・雇用保険届出書類の作成等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		12.4	447,824		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		27	職員の児童手当支給に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	児童手当の申請書の受付・認定・システムへの登録・通知・支給・台帳の管理等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		1.0	17,374		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		28	地方公務員災害補償基金負担金の支払いに関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	地方公務員災害補償基金負担金のシステムへの登録、支払い等を行っている。	人事室	法令	地方公共団体		0.1	10		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		29	職員研修事業	・職員研修事業 ・自己啓発支援事業	人事室	法令	その他	任命権者	10.0	65,537		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
3	人事委員会	30	人事委員会の設置（総務関係事務）	・指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。 ・委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 （人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	指定都市		0.1	0		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		31	人事委員会の設置(任用関係事務・地方公務員法)	競争試験及び選考 　職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施している。 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	指定都市		10.7	17,459		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		32	人事委員会の設置(任用関係事務・任期付法)	競争試験及び選考 　職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施している。 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	指定都市		0.2	0		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		33	任用システム運用管理事務	・システム運用管理業務 ・職員採用試験に係るシステム運営管理業務 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	任意			0.1	2,573		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		34	人事委員会の設置（調査関係事務・地方公務員法）	・公平審査・苦情相談 ・職員の退職管理にかかる人事委員会への報告等 ・職員団体の登録等 （人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	一般市		3.5	1,228		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		35	人事委員会の設置（調査関係事務・地方公務員法）	・人事委員会規則の制定改廃 ・退職手当の返納処分等にかかる人事委員会への諮問に対する答申 ・労働基準監督事務 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	指定都市		1.2	0		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		36	人事委員会の設置（調査関係事務・法人格付与法）	・法人格付与に係る職員団体の規約の認証等（人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	指定都市		0.1	0		○		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
4	財政運営	37	財務業務	・予算の編成、配当及び執行並びに決算説明書の調製など本市財政運営に関する事務 ・中期収支概算改訂など本市財政計画に関する事務 ・財政事情の公表に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		30.2	10,300,104		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		38	財政調査業務	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための財政に関する企画・調査・研究並びに健全化判断比率の算定などの財政調査に関する事務 ・総務省の統一的基準に基づく財務書類などの財務情報の開示	財政局	法令	一般市		6.1	788		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		39	起債業務	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	一般市		4.6	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		40	起債管理システム運用管理事務	・起債管理システムの運用及び管理	財政局	任意			0.5	0		○		◆起債管理に係るシステムであり、起債業務を行う各特別区で判断の上実施。
		41	資金及び蓄積基金管理業務	・全会計(交通・水道・病院所管会計を除く)の資金計画及び資金管理(一時借入及び運用) ・蓄積基金の管理・運用	財政局	法令	地方公共団体		3.3	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		42	債券管理プログラム運用管理事務	・債券管理プログラムの運用及び管理	財政局	任意			0.1	0		○		◆債券管理に係るシステムであり、債券管理を行う各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		43	税制企画業務（除く法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための税制に関する企画、調査、研究並びに税制改正等要望活動	財政局	法令	一般市		3.1	586		○		◆特別区で課税する税制に係る事務であり、各特別区で実施。
		44	税制企画業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための税制に関する企画、調査、研究並びに税制改正等要望活動	財政局	法令	一般市		0.4	0	○			◆広域自治体で課税する税制に係る事務であり、広域で実施。
		45	市税等予算決算業務（除く法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税及び市税外収入（譲与税・交付金）の予算及び決算に関する事務	財政局	法令	一般市		2.0	0		○		◆特別区で課税する税等に係る予算・決算の事務であり、各特別区で実施。
		46	市税等予算決算業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税の予算及び決算に関する事務	財政局	法令	一般市		0.5	0	○			◆広域自治体で課税する税に係る予算・決算の事務であり、広域で実施。
		47	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	財政局	任意			0.0	0		○		◆財政政策を運営するにあたって、金融情報を閲覧する事務であり、各特別区で判断の上実施。
		48	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	財政局	任意			0.0	0		○		◆財政政策を運営するにあたって、金融情報を閲覧する事務であり、各特別区で判断の上実施。
5	財政運営（交付税・公債費）	49	交付税業務	・地方交付税について、算定及び国への意見提出に関する事務	財政局	法令	一般市		3.1	0	○			◆地方交付税の算定については、特別区全域を一の市町村とみなして算定する特例がとられており、さらに、広域の算定と合算したうえで交付されるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		50	（参考）一般会計公債費（広域）	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	一般市		0.0	289,298,769	○			◆公債関係事務については、債権者保護を最優先し、一元化して承継・償還するため、広域で実施。
		51	（参考）一般会計公債費（基礎）	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	一般市		0.0	13,592		○		◆公債関係事務のうち、特別区で実施する事務に係るものについては、事務にあわせて各特別区で実施。
6	税務	52	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			22.0	84,597		○		◆特別区で課税する税に係る事務であり、各特別区で実施。
		53	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			37.0	346,284		○		◆特別区で課税する税に係る事務であり、各特別区で実施。
		54	市税の賦課徴収に関する調査及び企画業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・市税の賦課徴収等に関する調査及び企画業務等	財政局	法令	一般市		26.0	53,398		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		55	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・市税の不服申立てに関する事務 ・市税条例や規則に係る改廃に関する事務 ・税務事務についての監査に関する事務	財政局	法令	一般市		7.0	3,180		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		56	市民税等に関する賦課徴収業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・個人住民税、軽自動車税及びたばこ税に関する賦課徴収業務等	財政局	法令	一般市		396.0	845,084		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		57	市税の収入管理業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る収納管理事務	財政局	法令	一般市		17.0	160,418		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		58	市税に関する各種証明書発行、申告受付、税務相談業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・市税に関する各種証明書発行業務、申告受付業務、税務相談事務（市税事務所）、納税貯蓄組合設立届等の受付事務等	財政局	法令	一般市		32.0	69,962		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		59	税務事務システムの運用管理業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			6.0	1,185,461			○一組	◆特別区で課税する税に係る税務事務システムについては、移行時においては、一部事務組合で共通システムとして共有。
		60	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務（区：個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		0.0	25,263		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		61	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じて、各所属での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理 ・各所属で対応が困難となっている高額事案などの未収債権に対して、税の徴収ノウハウを活かした徴収及び滞納整理	財政局	任意			15.9	31,891		○		◆特別区が実施する徴収金の滞納整理事務であるため、各特別区で実施。
		62	市税の滞納整理事務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る滞納整理事務	財政局	法令	一般市		7.0	2,493		○		◆個人住民税、軽自動車税及びたばこ税は特別区で課税するため、各特別区で実施。
		63	個人市・府民税税額シミュレーション運用管理事務	・個人市・府民税税額シミュレーションシステムの運用保守に関する事務	財政局	任意			0.0	486		○		◆税額のシミュレーションにかかるシステムであり、税を所管する各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		64	大阪府域地方税徴収機構への派遣事務	・大阪府域地方税徴収機構への派遣事務（滞納整理等）	財政局	任意			3.0	562		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
7	税務（固定資産税等）	65	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			6.0	58,227	○			◆広域自治体で課税する税に係る事務であり、広域で実施。
		66	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			17.0	239,981	○			◆広域自治体で課税する税に係る事務であり、広域で実施。
		67	市税の賦課徴収に関する調査及び企画業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税の賦課徴収等に関する調査及び企画業務等	財政局	法令	一般市		19.0	13,855	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		68	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税の不服申立てに関する事務 ・固定資産評価審査委員会事務局に関する事務 ・市税条例や規則に係る改廃に関する事務 ・税務事務についての監査に関する事務	財政局	法令	一般市		5.0	10,732	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		69	固定資産税等に関する賦課徴収業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税に関する賦課徴収業務等	財政局	法令	一般市		300.0	244,760	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		70	市税の収入管理業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る収納管理事務	財政局	法令	一般市		16.0	316,612	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		71	市税に関する各種証明書発行、申告受付、税務相談業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税に関する各種証明書発行業務、申告受付業務、税務相談事務（市税事務所）等の受付事務等	財政局	法令	一般市		3.0	7,774	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		72	税務事務システムの運用管理業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			4.0	485,989	○			◆広域自治体で課税する税に係る税務事務システムの運用管理については、広域で判断の上実施。
		73	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務（区：法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		0.0	2,807	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		74	市税の滞納整理事務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る滞納整理事務	財政局	法令	一般市		1.0	570	○			◆法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税は広域自治体で課税するため、広域で実施。
		75	国有資産等所在市町村交付金の請求関係業務	・国有資産等所在市町村交付金の請求、国有資産台帳価格等に係る国・地方公共団体からの照会回答、価格等の修正申出に係る業務	財政局	法令	一般市		2.0	0	○			◆国有資産等所在市町村交付金の事務は、固定資産税の事務にあわせて広域で実施。
		76	特命による固定資産の評価に関する業務	・土地及び家屋の評価企画事務 ・路線価付設等に係る評価事務 ・登記床面積が10,000㎡を超えるもの等の特命資産（大規模家屋）に係る評価事務	財政局	法令	一般市		27.0	213,315	○			◆広域自治体で課税する税に係る事務であり、広域で実施。
		77	総務省（固定資産税関係業務）への派遣事務	・総務省（自治税務局資産評価室家屋第1係）への派遣事務	財政局	任意			1.0	1,416	○			◆固定資産税の事務に係る派遣であり、固定資産税を課税する広域で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
8	会計・資金管理等	78	財務会計システムの管理及び運営業務	全庁的な基幹業務システムである財務会計システムの安定した運用を確保するため、制度変更や業務改善に伴うシステム改修及び外部からの不正アクセス防御に向けたシステム環境の最新化などの維持管理を行っている。	会計室	任意			5.6	512,443			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		79	会計実地調査及び指導、研修業務	・各所属に出向き、実地において帳簿や出納証拠書類、事務処理の実情を調査し、より適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者及び会計事務担当者等に対する会計実地調査を行い、結果を支出命令の審査業務や研修に反映させる。 ・新任の出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施する。	会計室	任意			3.6	541		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		80	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通して使用する物品（統括用品）を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、各所属の請求に応じて払い出しを行い、購入価格を安価に抑えているとともに、封筒類への広告掲載を行い、歳入の確保に努めている。 ・各所属における物品の出納・管理等が適正に行われるよう指導、通知等を行っている。	会計室	任意			0.5	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		81	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払を円滑に行うため小口支払基金が設置されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の管理者は会計室長であり、小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求めるなど、基金の適正な管理を行っている。	会計室	任意			0.5	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		82	現金及び有価証券の出納及び保管業務	市の歳入歳出予算の執行等に伴う現金及び有価証券の出納及び保管を行う。	会計室	法令	地方公共団体		2.5	441		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		83	現金及び財産の記録管理及び決算の調製業務	・現金の執行状況を把握し、日次及び月次に収支管理を行う。 ・毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書と併せて、財政局長を経て市長に提出する。 ・監査委員が実施する例月出納検査に必要な書類を監査委員に提出する。	会計室	法令	地方公共団体		2.4	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		84	支出負担行為の確認事務	公金支出にあたっては、支出命令情報に基づき、局等の出納員及び区会計管理者が支出負担行為の確認を行うが、支出命令金額が40万円を超える支出命令情報について、適正な公金の支出を確保するため、出納員及び区会計管理者が行った支出負担行為の確認に誤りがないか、支出命令情報及び添付書類の記載内容に誤りがないか再審査を行う。	会計室	法令	地方公共団体		6.6	93		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		85	債権者登録事務	公金の口座支払を円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意			0.3	100		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		86	金融機関関係業務	・指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定して、市の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる（指定金融機関は議会の議決を経て指定）。 ・指定金融機関等に対し、定期等に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査する。 ・指定金融機関等から公金担保を徴する。 ・指定金融機関等に対し、公金の収納件数等に応じて取扱手数料を支払う。	会計室	法令	一般市		1.6	129,034		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		87	資金管理及び公金の保護対策関係業務	・財政局と調整の上、日々の支払額を照査し、必要な支払準備金を確保する。また、当日資金の収支状況を指定金融機関から報告を受け、翌日以降の資金管理に反映させる。 ・現金の運用及び基金運用所属の依頼に基づく基金の預託（預金）を行う。 ・ペイオフ制度に対して適切な管理に資することを目的とする「公金管理調整会議」を設置し、必要な調整を行う。 ・公金の適正な保管を図るために「公金安全保管マニュアル」に基づき指導を行う。	会計室	法令	地方公共団体		2.0	73		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		88	新公会計制度関係業務	・正確な財務諸表の作成に向けた日々の質問対応や月次業務を行うとともに、年次決算において所属別財務諸表の作成支援と会計別財務諸表の作成、公表を行う。 ・制度所管として、財務会計システムにおける各種マスタ情報の管理や他システム連携データの管理を行う。 ・各所属が財務諸表を業務マネジメント等に活用できるよう、具体の仕組み作りに向けて市政改革室、財政局など関係所属が参加する調整会議の事務局業務を行う。 ・正確な財務諸表の作成、活用に向けた人材育成、情報発信を行う。	会計室	任意			6.7	9,925		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
9	契約	89	工事契約業務	・各所属長に委任された権限を除く工事その他請負契約の締結に関する事務 ・入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	地方公共団体		14.2	10,532		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		90	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する業務	・公共工事の入札及び契約の過程に関する事項等の公表を行う。 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは公正取引委員会にその事実を通知する。 ・建設業法の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは主務大臣等にその事実を通知する。	契約管財局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		91	公共工事の品質確保の促進に関する業務	公共工事の品質の確保と不良不適格業者の排除に向けた入札参加者の技術的能力の審査に関する業務である。 通常の入札契約案件と大きく異なる点は、次のとおりである。 ・業者の技術力、技術的要件に関する、評価項目、評価基準の設定が必要となる。 ・金額に関わらず、低入札価格調査制度を適用する。	契約管財局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		92	物品等契約業務	・各所属長に委任された権限を除く工事以外の請負及び不動産を除く物件の買入れ・売払い・借入れ契約の締結並びに業務委託の入札に関する事務 ・入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	地方公共団体		19.2	16,515		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		93	指定管理者制度に係る企画、調査及び連絡調整に関する事務	・本市の指定管理者制度の運用ルールの企画、調査、関係所属との連絡調整	契約管財局	法令	地方公共団体		3.0	203		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		94	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る。 ・著しい低価格入札（ダンピング）や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下、安全対策の不徹底などを防止するため、競争性の確保や調達コストの縮減を図りつつ、対策を実施する。 ・大阪府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施する。	契約管財局	任意			10.0	12,414		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		95	電子調達システム運用管理事務	電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ事業者との接触を極力排し入札執行のより一層の公正性と競争性を確保、更には本市及び事業者の業務効率化を図るものであり、このシステムの円滑な運用と必要な改修業務を行うものである。	契約管財局	任意			0.9	360,035			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	管財	96	管財事務	・公有財産台帳の管理に関すること ・普通財産の管理、転用及び処分に関すること ・不動産の交換及び寄附収受に関すること(ただし、他の所管に属するものを除く。) ・公有財産(有価証券及び出資による権利を除く。)の調査及び管理、処分等に係る連絡調整に関すること ・不動産評価審議会に関すること	契約管財局	法令	地方公共団体		38.2	146,258		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		97	公有財産台帳管理システム運用管理事務	公有財産台帳管理システムは、財産条例に基づき市の財産について台帳を作成することにより公有財産にかかる情報を一元的に管理するものである。また、同時に公会計制度における固定資産台帳としての機能を有しており、会計情報を保有し財務会計システムに連携している。	契約管財局	任意			1.0	7,759			○ 一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		98	賃貸台帳管理システム運用管理事務	賃貸台帳管理システムは、賃貸地の貸付物件情報、土地賃貸借契約情報、土地賃貸料等収納情報の一連の情報を管理しているシステムである。 主な業務は、次のとおりである。 ・賃貸台帳の照会・更新 ・口座振替 ・納入通知書・督促状・納付書の発行 ・収納管理(調定、財務会計システムとの収納データ連携) ・統計資料作成	契約管財局	任意			0.8	5,123		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		99	弁天町駅前開発土地信託事業に係る和解に伴う債務の弁済	弁天町駅前開発土地信託事業に関する訴訟につき、平成26年10月27日に成立した和解内容に基づき、銀行側の立替金637億円を和解金として、10年分割により弁済するもの。	契約管財局	任意			0.0	6,630,969		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、債務の弁済の財源については各特別区で均等に負担のうえ、各特別区で実施。
		100	開発事業用地管理事務	・用地取得事務：道路・公園等の都市基盤整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。 ・用地管理事務：ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。 ・用地処分事務：当局が所管する用地について、事業予定があるものは事業所管局へ管理替えを行うとともに、市による事業化の必要性がなくなった用地については、「大阪市未利用地活用方針」に基づき処分検討地として売却処分を進める。	都市計画局	法令	地方公共団体		2.0	28,040		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		101	市有不動産の管理・処分にかかる測量業務	市有地（一部所管を除く）の適正管理・売却に伴う境界確定測量を行うとともに、市民からの市有地境界明示申請による境界明示、証明書発行業務。	建設局	法令	地方公共団体		28.3	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		102	市有不動産測量事務コンピューターシステム運用管理事務	市有不動産測量事務コンピューターシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		103	測量計算CADシステム運用管理事務	測量計算CADシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		104	大阪市役所庁舎管理事務	庁舎内及び周辺の警備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	総務局	任意			9.8	1,449,658		○		◆庁舎が所在する特別区で実施。
11	用地取得・補償	105	補償審査業務（基礎）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			12.6	1,235		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		106	土地収用業務（基礎）	任意契約による取得ができない場合に、一定の要件に基づいて土地収用法の手続きをとることにより、土地所有者や関係人に正当な補償を行ったうえで、土地を取得する。	契約管財局	法令	地方公共団体		4.5	1,328		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		107	用地取得及び補償業務（基礎）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			26.1	3,116		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		108	物件調査業務（基礎）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			7.2	308		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
12	用地取得・補償（広域）	109	補償審査業務（広域）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			1.4	137	○			◆広域自治体で実施する事業の用地業務であるため、広域で実施。
		110	土地収用業務（広域）	任意契約による取得ができない場合に、一定の要件に基づいて土地収用法の手続きをとることにより、土地所有者や関係人に正当な補償を行ったうえで、土地を取得する。	契約管財局	法令	地方公共団体		0.5	148	○			◆広域自治体で実施する事業の用地業務であるため、広域で実施。
		111	用地取得及び補償業務（広域）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			2.9	346	○			◆広域自治体で実施する事業の用地業務であるため、広域で実施。
		112	物件調査業務（広域）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			0.8	34	○			◆広域自治体で実施する事業の用地業務であるため、広域で実施。
13	市設建築物管理	113	市設建築物等の工事に係る検査	地方自治法、工事請負契約書に基づき、局で発注する市設建築物の品質確保の確認のため、工事検査を実施するとともに、工事成績評定の通知、公表を行う。また、検査結果に基づき、工事監理を担当する監督職員への指導を行う。	都市整備局	法令	地方公共団体		6.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		114	市設建築物建設整備事業	・本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設・整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。 ・業務実施にあたっては、整備コストの縮減を図るなど効率的に推進するとともに、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、地球環境への配慮、地域景観を先導する良好なデザインの導入といった公共建築物にふさわしい性能の確保を図っている。 ・また、本市における建築技術の取りまとめ部門として建築情報の収集・管理を行い、要綱・要領、指針やマニュアル、仕様書等を作成するとともに、各局に対する技術的指導を行っている。	都市整備局	任意			86.0	12,817		○		◆各地方公共団体が所管する公共建築物に係る建設整備事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		115	市設建築物整備保全事業	・市設建築物については、日常的に利用する市民の利便性や安全性を確保するため、改修や設備の保守点検などの業務を適切かつ確実に実施していく必要がある。 ・本事務は、施設所管局からの依頼を受け、小中学校施設や区庁舎、市民利用施設など多岐にわたる膨大な数の市設建築物の改修、設備の保守点検業務を行うものである。 ・本事務の実施にあたっては、公募により選定した民間事業者を活用し、相談、概算費用の算定、設計、発注、監理、検査、支払い、精算までの一連の業務を行っている。	都市整備局	任意			24.0	301,455		○		◆各地方公共団体が所管する公共建築物に係る維持管理事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		116	市設建築物のファシリティマネジメントに係る事業	・市設建築物の総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、全庁横断的な視点で施設整備のあり方を検討するため、関係各局からなる「資産流動化プロジェクト施設チーム」を設置し、その技術的な分野を担っている。 ・総務省から地方公共団体への要請により策定した、インフラ施設を含む公共施設の総合的かつ計画的な維持管理を推進するための基本的な方針である「大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成27 年12 月）」に基づき「資産流動化プロジェクト施設チーム」のもとで、市設建築物における予防保全による長寿命化、施設の有効活用による再編整備や、省エネルギー化を推進している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		12.0	4,750		○		◆各地方公共団体が所管する公共建築物に係る維持管理事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		117	市設建築物のエネルギー管理（省エネ法関係）に係る事業	エネルギーの使用の合理化等に関する法律により、市長部局が特定事業者として指定を受けているため、全庁横断的な市設建築物の省エネルギー化推進体制を確立し、都市整備局職員がエネルギー管理企画推進者に選任され、市設建築物のエネルギー消費原単位の削減に取り組んでいる。なかでも、省エネルギー効果の高いESCO事業の導入や設備機器の運用改善等について、施設管理者に対して技術的支援を行うことにより、市設建築物の省エネルギー化を推進している。	都市整備局	法令	その他	特定事業者	4.0	0		○		◆各地方公共団体が所管する公共建築物に係る維持管理事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		118	市設建築物のエネルギー管理（電気事業法関係）に係る事業	電気事業法及び大阪市自家用電気工作物保安規程に基づく電気主任技術者として、区役所、区民センター、消防署、小中高等学校等の電気設備について保安管理を行っている。また、電力調達における競争入札について、施設管理者へ支援を行っている。	都市整備局	法令	その他	施設設置者	3.0	0		○		◆各地方公共団体が所管する公共建築物に係る維持管理事務であるため、各特別区で判断の上実施。
14	市境界画定	119	あらたに生じた土地の確認に関する事務【港営事業会計】	地方自治法第9条の5に基づき、市内にあらたに土地が生じたときに、議会の議決を経て、告示を行い、府等に通知を行う。	港湾局	法令	都道府県		0.2	0		○		◆地方自治法に基づく手続事務であり、事務の簡素化・迅速化の観点から、特例条例により権限移譲したものであり、各特別区で実施。 ◆大阪府では、特例条例により12市町に権限移譲済み。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	統計調査	120	統計調査推進事業	・国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 ・調査で得られた統計結果をホームページ等で公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 ・市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 ・統計調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。 ・多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。	都市計画局	任意			3.2	2,134		○		◆統計調査の具体的な事務は、住民・事業所等の協力を得ながら行う必要があり、住民・事業所等に身近な各特別区で判断の上実施。
		121	統計解析事務	・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 ・各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 ・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 ・本市における経済活動について、各種の統計資料を用いて推計し、本市経済の実態を包括的に把握、分析する。 ・本市の経済構造を明らかにし、地域経済の分析を行うための唯一の手法である産業連関表の作成を行う。	都市計画局	任意			3.5	7,340		○		◆各特別区の各種行政施策の企画立案に必要な事務であり、各特別区内の分析については各特別区で判断の上実施。
		122	国勢調査等基幹統計調査	国勢調査令及び統計法施行令で市町村の法定受託事務とされている基幹統計調査（国勢調査、経済センサス― 基礎調査、経済センサス―活動調査、住宅・土地統計調査、商業統計調査、工業統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、農林業センサス、漁業センサス、学校基本調査）を遂行することを目的に、国・大阪府・各区役所との連絡調整及び調査業務のとりまとめを行う。	都市計画局	法令	一般市		5.5	30,464		○		◆統計調査の具体的な事務は、住民・事業所等の協力を得ながら行う必要があり、住民・事業所等に身近な各特別区で実施。
		123	国勢調査等基幹統計調査（区）	国勢調査令及び統計法施行令で市町村の法定受託事務とされている基幹統計調査（国勢調査、経済センサス― 基礎調査、経済センサス―活動調査、住宅・土地統計調査、商業統計調査、工業統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、農林業センサス）を遂行することを目的に、統計調査員等との連絡調整及び調査業務を行う。	都市計画局	法令	一般市		0.0	186,246		○		◆統計調査の具体的な事務は、住民・事業所等の協力を得ながら行う必要があり、住民・事業所等に身近な各特別区で実施。
		124	統計資料室管理用端末運用管理事務	・統計資料室に保管されている統計資料を管理し、来客や電話問い合わせ、庁内からの照会があった際に資料を検索するための端末を設置している。 ・国から送付される各種統計調査結果の整備前データや統計刊行誌の原稿データを蓄積する。	都市計画局	任意			0.3	126		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
16	副首都推進	125	「副首都・大阪」の確立に関する事務	・副首都推進本部において、副首都化に向けた中長期的な取組み方向を定め、これに沿って、副首都に係る「機能面」、「制度面」、「経済成長面」での取組みを府市関係部局と連携しながら推進する。	副首都推進局	任意			11.0	8,083	○			◆大阪全体の統一的な戦略で実施すべき事務であるため、広域で実施。
17	政策企画	126	総合的かつ基本的な政策の企画・調査・調整	・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた調査及び総合調整 ・全市的なふるさと納税全般に関する業務、「元気づくり基金」に関する寄附収受及び基金管理	政策企画室	任意			18.5	29,501		○		◆各地方公共団体の基本的な政策の企画立案・調整であるため、各特別区で実施。
		127	総合教育会議の運営	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した「大阪市総合教育会議」の庶務	政策企画室	法令	地方公共団体		0.5	0		○		◆地方公共団体の長と教育委員会の会議であるため、各特別区で実施。
		128	大阪市人口ビジョン及び大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	・人口の現状分析と将来展望を提示する「大阪市人口ビジョン」と、それを踏まえた5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進	政策企画室	任意			2.1	0		○		◆まち・ひと・しごと創生法で、特別区を含む地方公共団体による策定が努力義務とされており、各特別区で実施。
18	広聴広報	129	市民情報プラザの運営	・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報（行政資料に関すること、各種イベント情報など）に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 【所在地】北区（大阪市役所内）	総務局	任意			0.0	3,431		○		◆住民に身近な情報をニーズに応じて発信する事務であり、住民への情報提供機能のあり方やふさわしい方法を住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		130	広報関係事務	・おおさか掲示板の企画・編集及び点字版の作成業務 ・くらしの便利帳の発行 ・ツイッターとフェイスブックを活用した情報を発信 ・映画の告知ポスターとのタイアップによる情報発信 ・広報関係予算に関する指導 ・オープン市役所の運用	政策企画室	任意			15.0	51,941		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		131	大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）運用管理事務	・大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）の導入とその運用 ※平成29年度より、ホームページ運用管理システムにかかる業務についてはICT戦略室に移管（トップページ等の運営・管理やコンテンツ構成の全体管理、各所属への指導等ホームページを活用した情報発信にかかる業務については、引き続き広報担当で所管）	政策企画室	任意			0.0	151,618			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		132	広報事務処理パソコン運用管理事務	・大阪市ホームページの検証、広報紙のデジタルブック化（アップロード含む）、広報紙音声データの作成、広報写真の管理、大型TVモニター用動画作成、広報用画像の作成等の広報事務を行うパソコンを配置	政策企画室	任意			0.0	352		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		133	広報写真検索システム（フォトライブラリー）運用管理事務	・市政広報用として活用するための、保有する広報写真のデータベース化	政策企画室	任意			0.0	476		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		134	市政広報物デジタルブック化作成システム運用管理事務	・市政広報物のPDFのデジタルブック化及びインターネットの本棚サイトへの掲載	政策企画室	任意			0.0	700		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		135	報道関係業務	・大阪市政記者クラブ（21社加盟）をはじめとする報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意			7.0	24,604		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		136	報道事務処理パソコン運用管理事務	・市長会見の配信	政策企画室	任意			0.0	7		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		137	広聴関係事務	・「市民の声」の制度管理及び公表 ・パブリックコメント手続の制度管理及び公表 ・大阪市総合コールセンターの運用 ・「要望等記録制度」の制度管理及び公表 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の進捗管理 ・庁内案内の実施	政策企画室	任意			12.0	200,032		○		◆住民ニーズの把握は施策を実施する各特別区で実施。 ◆住民からの問い合わせへの対応は身近な各特別区で実施。
		138	市民の声データベースシステム運用管理事務	・市民の声データベースシステムの運用管理	政策企画室	任意			0.0	1,956		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
19	秘書・褒章・表彰等	139	秘書関係業務	・市長・副市長の秘書業務 ・「大阪市表彰規則」及び「大阪市職員表彰規則」に基づく表彰業務 ・「大阪市寄附者待遇規則」に基づく、感謝状等の贈呈などの寄付者待遇業務	政策企画室	任意			12.5	43,903		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		140	勲章・褒章関係事務	・国の褒章条例、栄典事務の手引きの定めるところによる勲章・褒章の上申・伝達	政策企画室	任意			0.0	0		○		◆現在、他の市町村の上申・伝達のとりまとめは府が実施しており、各特別区においては推薦事務のみとなるので、各特別区で実施。
20	ふるさと寄附金	141	ふるさと寄附金インターネットクレジット収納システム運用管理事務	・本市に対するふるさと寄附金（個人寄附）について、クレジットカード決済による寄附を可能とするためのシステム（ASPサービス）の利用	政策企画室	任意			0.0	13		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
21	情報公開・個人情報保護	142	情報公開関係事務	・公開請求の受付を行う。 ・公開請求に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、情報公開の徹底を図る。 ・情報公開審査会や公文書管理委員会の運営に関する事務を行う。 ・市政情報の提供及び公表について、各所属への助言・指導を行う。	総務局	任意			4.0	4,857		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		143	個人情報保護関係事務	・開示請求等の受付を行う。 ・開示請求等に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。 ・個人情報保護審議会の運営に関する事務を行う。 ・個人情報の取扱いについて、各所属への助言・指導を行う。	総務局	任意			4.0	6,956		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		144	市長の資産公開に関する事務	政治倫理の確立のために市長の資産等（資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書）を本庁舎で公開している。また、報告書の概要は大阪市ホームページでも公開している。	総務局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
22	文書管理	145	公文書館運営事業（歴史公文書関係）	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料である。本市では、こういった公文書その他の記録を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として、公文書館を設置し、運営している。（歴史公文書の収集・保存・利用等に係るもの。） 【所在地】西区	総務局	法令	地方公共団体		0.0	35,451		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		146	公文書館運営事業	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料である。本市では、こういった公文書その他の記録を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として、公文書館を設置し、運営している。（行政刊行物の収集・保存・利用等に係るもの。） 【所在地】西区	総務局	任意			0.0	5,075		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		147	文書管理システム運用管理事務	本市事務の基本となる文書について、作成・収受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	総務局	任意			1.8	408,723			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		148	文書管理事務	・市政運営に関する情報は市民の財産であるという基本的認識の下、市政運営に対する市民の信頼の確保を図るため、「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定め、新調・廃止に関して各所属と協議するとともに、各所属における公印管理状況を調査し、改善のために必要な指導を行っている。	総務局	任意			5.0	3,067		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		149	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書逓送車を運行し、市役所組織相互間の文書の逓送と交換を行っている。 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を行っている。 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、発送を集中処理している。 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括して収受し、各所属に配付している。	総務局	任意			1.0	23,234		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
23	訴訟	150	訴訟等事務	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件（他の所管に属するもの除く。）について、弁護士の選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他争訟事件の処理を行う。	総務局	任意			4.3	34,587		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。なお、係属中の個々の訴訟については、当該訴訟に係る事務を承継する者が基本として所管。 〔例〕○国家賠償請求訴訟→当該違法行為に係る事務、または当該公の営造物の管理事務を承継した地方公共団体 ○抗告訴訟→当該権限の行使に係る事務を承継した地方公共団体 ○土地建物明渡請求訴訟→当該不動産の権利を承継した地方公共団体
24	法務	151	行政手続事務	・行政手続法第46条の規定に基づき、大阪市行政手続条例を制定しており、審査基準、不利益処分及び行政指導に関する情報をホームページに掲載している。 ・また、「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」に基づき、規則・告示等を制定・改廃する際に事前に広く市民の意見を求めるよう、各所属に対し指導を行っている。	総務局	任意			0.8	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		152	法規事務	・法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本市における行政執行の基準となる条例、規則等の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務における法律問題に係る調査、検討を行う。 ・また、各所属の法務能力の向上のため、各種研修を実施している。	総務局	任意			5.2	6,096		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		153	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベースをホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにしている。	総務局	任意			0.3	9,507		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		154	公報発行事務	大阪市公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を登載する大阪市公報を毎週金曜日に発行する。	総務局	任意			1.0	2,314		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		155	リーガルサポーターズ制度関係事務	本市における業務遂行上の法的リスクを適切に管理することを目的として、本市職員が業務を遂行するにあたって必要な法律相談を、適時に弁護士から受けられる体制を整えるものである。	総務局	任意			2.2	2,074		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		156	法的リスク審査関係事務	本市の業務執行における法的リスク管理を確実に行い、法的問題に起因する損害の発生を抑制することを目的に、各所属における法的リスクの発見や解決について支援するものである。	総務局	任意			5.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		157	行政不服審査事務	行政不服審査法に基づく審査請求について、審理手続の適法性や裁決案の妥当性を調査審議するため、大阪市行政不服審査会の運営を行うとともに、審理員候補者としての非常勤職員の委嘱や制度に関する職員研修の実施をはじめ、本市の行政不服審査体制の整備を図る。	総務局	法令	地方公共団体		3.0	4,060		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		158	公益通報制度関係事務（法に基づくもの）	公益通報者保護法等に基づき、外部（民間事業者）の労働者から、法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関としての本市に対する通報を受け付け、必要に応じて事実調査を行い、調査結果に応じて事業者に対する措置を講じることにより、コンプライアンスの推進を図る。	総務局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		159	公益通報制度関係事務（条例に基づくもの）	本市職員等の違法又は不適正な行為について、広く通報を受け付け、大阪市公正職務審査委員会の指示の下事実調査を行い、調査結果に応じて改善措置を講じることにより、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。	総務局	任意			8.1	14,857		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		160	コンプライアンス等関係事務	・全職員を対象としたコンプライアンス研修や不当要求行為対策等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行う。	総務局	任意			1.6	4,271		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		161	内部統制関係事務	・業務の有効性及び効率性の確保、法令等の遵守、財務報告の信頼性の確保並びに資産の保全の4つの目的を達成するための、業務執行上のリスクを低減するプロセスである内部統制を導入。 ・全市的に共通するリスクへの対応策の整備等を実施するとともに、リスク把握・評価やリスク対応策の自己点検を実施するなど、各所属の自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みを進めている。	総務局	任意			2.2	511		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
25	監査	162	監査委員の設置	・普通地方公共団体に監査委員を置く。 ・監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		163	監査委員の監査に関する事務	・財務監査（定期監査及び随時監査）及び行政監査の実施 ・決算審査（一般会計等）の実施 ・例月出納検査の実施 ・住民監査請求監査の対応	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		31.2	22,089			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		164	監査委員の監査に関する事務（地方公営企業法）	決算審査（公営、準公営） 　市長から審査に付された決算書等について、審査し意見を提出。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		1.8	0			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		165	監査委員の監査に関する事務（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）	健全化判断比率の審査、資金不足比率の審査 　市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類について、審査し意見を提出。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		166	外部監査人の監査に関する事務（監査委員・普通地方公共団体）	個別外部監査契約の監査に係る調整 　監査委員の監査の代替として、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士、監査若しくは財務に関する行政事務の精通者、税理士）から契約により監査を受けるもの。外部監査人への協力、監査結果の公表等の事務については、監査部が所掌。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		167	外部監査人の監査に関する事務（市長・普通地方公共団体）	・外部監査人の監査に関する事務 　外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士、監査若しくは財務に関する行政事務の精通者、税理士）から契約により監査を受けるものである。 ・個別外部監査契約の監査に係る調整	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0			○共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
26	外郭団体・出資法人等の監理等（広域）	168	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した（株）湊町開発センター（MDC）、アジア太平洋トレードセンター（株）（ATC）及びクリスタ長堀（株）の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意			0.8	293	○			◆特定調停に係る事務は、債務承継先である広域で実施。
27	所管法人の監理	169	外郭団体監理業務の総合的な指導・調整	・外郭団体への関与のあり方などについて、各局に対して指導・調整を行う。 ・外郭団体の経営評価に関する事務を行う。 ・上記事務を行うに際して、必要に応じて「大阪市外郭団体評価委員会」からの意見を聴取する。	総務局	任意			5.8	6,698		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		170	「法人の経営状況を説明する書類」の作成及び市会報告事務	地方自治法第221条第3項に定める、地方公共団体の長の調査権が及ぶ出資法人について、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市会に提出しなければならない。	総務局	法令	地方公共団体		1.0	44		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		171	第三セクター等の状況に関する調査事務	総務省からの依頼に基づき調査を行い回答する。	総務局	要綱等	一般市		0.2	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 なお、政令指定都市として実施している総務省との照会回答事務は消滅。各特別区は他の市町村と同様、大阪府との照会回答事務を行う。
28	審議会	172	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るため、審議会等の設置及び運営の適正化を図る。	総務局	任意			0.4	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
29	市政改革	173	市政改革の推進	施策・事業の見直しなど歳出の削減・歳入の確保を図るとともに、ICTを活用するなど市民・利用者の視点に立ったサービス向上・業務執行の効率化などの「室の高い行財政運営の推進」、地下鉄事業などの経営システムを見直すほか、民間活力の活用に向けた「官民連携の推進」、人材育成やPDCAサイクルの徹底を図り、改革の担い手となる職員の能力向上や働きやすい職場づくりを推進する「改革推進体制の強化」を3つの柱とした「市政改革プラン2．0」（平成28～31年度）を策定し、実現に向け、区・局運営方針のPDCAサイクルを通じて各区役所・局に対する指導・調整を行い、着実な進捗を図る。	市政改革室	任意			20.9	13,939		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
30	システム管理運営	174	最先端ICT装備都市推進業務	最先端ICT都市の実現に向け、ICT戦略及びアクションプランを企画立案するとともに、市長直轄組織として、「大阪市ICT戦略の推進に関する規程」に基づき、全市的な観点からICTの徹底活用及び適正利用を推進する。	ICT戦略室	任意			5.0	38,717		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		175	業務・システム最適化支援事業	基幹系システムは、システムが肥大化し、技術的な陳腐化などにより稼働停止の危惧が生じているため、業務の簡素化・標準化を行いながらシステムの再構築を行うことで、業務・システム最適化を進めており、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を行っている。	ICT戦略室	任意			6.0	0			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		176	基幹系システム統合基盤運用保守業務	・基幹系システム統合基盤は、住民情報系基幹システムにおける共通基盤機能を一括して提供することで、システム全体経費の長期的な縮減に寄与している。 ・また、番号制度に伴う中間サーバ連携機能、宛名管理機能も有しており、制度改正によるシステムの改修や、利用者IDの申請受付などの統合運用管理など、システムの運用保守等を行っている。	ICT戦略室	任意			2.2	667,864			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		177	ICT適正化業務	・ICT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行ない、必要に応じてICT調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの縮減をはじめとした各局のICT調達の適正化を図る ・大阪電子自治体連絡会との連絡調整	ICT戦略室	任意			6.1	5,405			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		178	行政手続等に係るオンライン利用状況公表事務	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき調査・公表を行う。	ICT戦略室	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		179	ICT人材育成事務	職員のICTスキルや専門知識を向上させるため、ICT戦略に基づいた体系により随時見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・ICT担当者研修 ・システム専門研修 ・ICT利活用研修	ICT戦略室	任意			1.5	1,523			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		180	情報セキュリティ対策事務	大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ内部検査、標的型メール訓練など）の充実強化を図る。	ICT戦略室	任意			1.7	1,136			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		181	情報セキュリティ対策事務	大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ内部検査、標的型メール訓練など）の充実強化を図る。	ICT戦略室	任意			1.6	1,135		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		182	情報処理センター業務（全庁共通ネットワーク等ICT基盤企画・整備・運用管理事務）	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワーク等については、単なる通信ネットワークの役割だけではなく、全庁共通ICT基盤としての役割を担っており、ネットワークに接続する各業務システムが互いに影響を与えることなく、円滑にシステム運用を行えるよう、各種機能を整備し、運用を行っている。 ・また、ヘルプデスクを設けて利用者からの障害連絡やパソコン等の操作方法の問い合わせにも対応している。	ICT戦略室	任意			10.5	2,847,010			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		183	情報処理センター業務（庁内情報利用パソコン一括調達事務）	調達事務の簡素化、スケールメリットによる安価な入札効果及び庁内情報ネットワークの安定運用の観点から、平成20年度以降、各所属が調達を予定している庁内情報利用パソコン等を集約し、一括して調達事務を実施している。	ICT戦略室	任意			0.5	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		184	情報処理センター業務（中央情報処理センター運営管理事務）	・税務事務システムや国民健康保険等システム、住民基本台帳等事務システム等のサーバ機器や、大量帳票印刷・バッチ処理を行っている統合基盤システム機器等を設置していることから、これらの運転に係るオペレーション業務や、外部業者とのデータ授受等の運用を行っている。 ・厳密な入退館管理を行い、中央情報処理センターへの不正侵入やデータ漏えい防止等のセキュリティ対策の強化を図っている。	ICT戦略室	任意			4.5	272,767			○一組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系7システムについては、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。
		185	情報処理センター業務（中央情報処理センター（別館）運営管理事務）	大阪市ホームページの公開、電子調達システムや図書館情報ネットワークシステム等の公開系システムや庁内情報ネットワークからのインターネット接続サービスの提供のため、民間のデータセンターが提供しているネットワークサービスを活用した運用を行っている。	ICT戦略室	任意			0.5	49,157			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		186	情報処理センター業務（電子申請システム整備・運用管理事務）	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムは、市民がより便利に多くの申請・届出等の手続きを基本的に24時間365日インターネット経由で行えるよう、また、市民ニーズの収集をリアルタイムかつ効果的に行えるようにすることを目的として導入されたシステムであり、平成23年8月1日からは民間業者がサービス提供している「ASP・SaaS型電子申請サービス」を採用しており、申請・届出や所属に対する指導・審査・システム操作の問合せ対応を行っている。	ICT戦略室	任意			0.1	7,996			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		187	情報処理センター業務（総合行政ネットワーク利用管理事務）	大阪市情報通信ネットワークとLGWANとを接続し、LGWANメールや公的個人認証サービス、電子文書交換システム、広域統計情報ネットワークシステム、地方財政決算情報管理システム、戸籍情報システム等を利用しており、LGWANで提供されるサービスの利用等手続きなど、LGWAN利用に関する窓口を担っている。	ICT戦略室	任意			0.2	209			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		188	顔認証システム運用管理業務	市民に対しマイナンバー関連のカード交付等を行う際に、カードの写真と受取人が同一人物であるか疑わしい時に、本システムを利用して真贋判定を行うもので、運用管理事務としては、ハードの故障やアプリケーションのバージョンアップがあった際に委託業者等との連絡調整を行う。	ICT戦略室	要綱等	一般市		0.0	5,439		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		189	大阪市オープンデータ基盤運用管理業務	オープンデータの取得・検索、情報提供、活用事例の紹介を行うポータルサイト、オープンデータを一覧表示できるデータカタログサイト、大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）との連携機能等から構成される。 ・運用監視作業（メールによる連絡） ・掲載データの管理 ・システム障害時の管理・連絡 ・セキュリティ管理（システムメンテナンス）	ICT戦略室	任意			1.0	1,689			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		190	庁内情報利用パソコンリモートコントロールシステム企画・整備・運用管理事務	出張先で迅速に対応が取れない状況にあるとの課題に対して、その対策として、民間事業者からASP サービスとして提供されている「リモートアクセスサービス」を用いて、庁舎外からモバイル端末機（タブレット端末・スマートフォン）を用いて特定の庁内情報利用パソコンを遠隔操作できる環境を提供する。	ICT戦略室	任意			0.1	428			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		191	大容量ファイル送受信サービス管理業務	メールで送受信出来ない大容量データ（概ね10MB以上のデータ）を、安全かつ迅速に送受信することを目的として「大容量ファイル送受信サービス」を提供する。	ICT戦略室	任意			0.1	91		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		192	ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務	大阪市が保有するソフトウェアのライセンスを管理するための体制の構築に必要な規程の整備をおこないながら、各局等でソフトウェアライセンス管理を統一した手法で、効率的に行うために必要なソフトウェアライセンス管理システムを導入しており、ソフトウェアライセンスシステムの安定稼働を確保するための運用保守およびサーバ等機器の管理を行う。	ICT戦略室	任意			0.3	3,302			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		193	勤務情報システム運用管理業務	ICカードを用いた出退勤管理、各種休暇等の申請・出張申請・超過勤務命令等の申請（発生源入力）及び承認（決裁）手続きを行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			0.5	74,719			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		194	職員情報システム運用管理業務	職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等の人事・給与業務の処理を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、人事・給与業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			1.3	625,719			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		195	庶務ガイド運用管理業務	人事給与制度案内や人事・給与・福利厚生に関する各種申請書の出力、給与明細等の閲覧を可能とするシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			0.2	38,082			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		196	総務事務ファイルサーバ運用管理業務	総務事務センター運営事業における、データ情報の共有・活用を行うためのファイルサーバの運用管理を行う。	人事室	任意			0.1	282			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		197	職員児童手当システム運用管理業務	職員児童手当の申請登録、支給計算、受給者台帳の管理を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			0.2	1,451			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		198	勤労者財産形成貯蓄システム運用管理業務	勤労者財産形成貯蓄の控除データのチェック、控除処理及び納付書作成を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			0.1	259			○	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		199	臨時職員システム運用管理業務	臨時職員等の報酬・賃金支給にかかる勤怠集約、支給額計算、会計支出処理、社会保険・労働保険の届出状況の管理等を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意			1.3	53,196			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		200	総務事務関連システム再構築事業	人事給与系システムをはじめとする各業務システムの統合や人事・給与関連業務に活用が見込める新たな機能の追加、電子申請機能を盛り込んだ庶務事務システムの新規開発等、より有用で効率的・効果的なシステムへ刷新を図り、一層の総務事務関連業務・システムの最適化によるシステム運用保守経費の削減を目指している。	人事室	任意			8.0	128196			○一組	◆システム管理の効率性の観点から、一部事務組合で実施。
		201	職員健康診断結果経年管理システム運用管理業務	労働安全衛生法に基づく各種健康診断の実施、各種健康診断後の事後措置の実施等に関して、システム化により事務の効率化を図っている。	人事室	任意			0.1	1,684		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		202	職員人材開発センター研修用パソコン運用管理業務	・研修用パソコン等機器一式借入の調達業務 ・ソフトウェアのバージョンアップ作業 ・研修用パソコン貸出対応	人事室	任意			0.0	1,954		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
31	市長会等・地方自治制度	203	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を行う。	総務局	任意			0.9	597		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		204	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年4月に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化について協議を進める。 ・大阪市隣接都市協議会の活動を通じて、相互に連絡調整を図る。	総務局	任意			1.3	9,485		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
32	選挙管理委員会	205	選挙管理委員会の設置	・普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 ・選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		206	選挙管理委員会関係事務	・市において、選挙の管理執行、選挙啓発等選挙管理委員会の権限に属する事項について審議するため、毎月1回以上、定例及び臨時の選挙管理委員会議を開催。 ・また、定例的に市区選挙管理委員長会議を開催。その資料作成・事前打合せ等を行う。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.7	3,159		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		207	選挙管理委員会関係事務（区）	区において、選挙人名簿の登録、選挙の事務執行、選挙啓発等区選挙管理委員会の権限に属する事項について審議するため、毎月1回以上、定例及び臨時の選挙管理委員会議を開催。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		208	常時啓発事務	各種啓発事業の計画・策定及び実施。 ・選挙出前講義の案内、周知 ・ポスターコンクールの周知及び審査	行政委員会事務局	法令	一般市		0.7	4,240		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		209	常時啓発事務（区）	各種啓発事業の計画・策定及び実施。 ・選挙出前講義の実施 ・ポスターコンクール作品の集約及び関係機関との調整事務	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	4,045		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		210	選挙管理執行事務	・各種選挙の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		2.0	149,778		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		211	選挙管理執行事務（区）	・各種選挙の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	172,699		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		212	最高裁判所裁判官国民審査管理執行関係事務	・最高裁判所裁判官国民審査の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		213	最高裁判所裁判官国民審査管理執行関係事務（区）	・最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		214	選挙人名簿調製事務	・選挙人名簿（投票区ごと）、在外選挙人名簿への登録、登録の抹消等に係る集約及び指導等	行政委員会事務局	法令	一般市		0.5	5,084		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		215	選挙人名簿調製事務（区）	・選挙人名簿（投票区ごと）、在外選挙人名簿の登録、登録の抹消等	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		216	国民投票法関係事務	・国民投票の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		217	国民投票法関係事務（区）	・国民投票の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		218	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、指定都市連合会関係事務、証票交付関係事務、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等。	行政委員会事務局	任意			2.5	646		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		219	直接請求事務	・議会の解散及び議員等の解職等の請求における請求の受理、署名簿の審査及び投開票事務等に係る区への指導	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		220	直接請求事務（区）	・直接請求時における署名簿の審査及び投開票事務	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		221	裁判員候補者予定者名簿調製事務	・裁判員候補者予定者名簿の調製に関する指導	行政委員会事務局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		222	裁判員候補者予定者名簿調製事務（区）	・裁判員候補者予定者名簿の調製及び市選管を通じて大阪地方裁判所へ提出	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		223	検察審査員候補者予定者名簿調製事務	・検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する指導	行政委員会事務局	法令	一般市		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		224	検察審査員候補者予定者名簿調製事務（区）	・検察審査員候補者予定者名簿の調製及び市選管を通じて大阪検察審査会事務局への提出	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		225	投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			0.0	40,994		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		226	期日前投票システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			0.0	8,514		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		227	投開票集計システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			0.0	20,035		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		228	選挙事務システム運用管理事務	・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			0.1	8,033		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		229	国民投票投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			0.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		230	選挙管理委員、監査委員、人事委員　人件費	・選挙管理委員・監査委員・人事委員の人件費支払い事務（各選挙実施時の人件費を除く）	行政委員会事務局	任意			0.0	81,807		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		231	選挙実施時　人件費	・各種選挙実施時の人件費	行政委員会事務局	任意			0.0	52,520		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
33	大阪海区漁業調整委員会委員選挙	232	大阪海区漁業調整委員会委員選挙関係事務	・選挙人名簿の調製関係及び選挙の執行関係事務（管理執行は、府選管：漁業調整委員の任期4年）	行政委員会事務局	法令	一般市		0.3	127		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		233	大阪海区漁業調整委員会委員選挙関係事務（区）	・選挙人名簿の調製事務及び選挙における投開票事務	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	797		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
34	市会	234	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	・正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹・友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整（議員連絡先の周知等）、議長会等都市関係諸会議等関係業務	市会事務局	任意			3.3	61,448		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		235	傍聴受付等関係業務	・本会議・委員会の傍聴受付・案内、手話傍聴の手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意			0.6	42		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		236	議員報酬等関係事務	・大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づく支給事務を行う。 ・議員の年末調整にかかる事務を行う。	市会事務局	法令	地方公共団体		0.3	912,982		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		237	議員年金関係事務	議員年金の届出手続きを行う。	市会事務局	法令	地方公共団体		0.1	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		238	政務活動費関係事務	地方自治法第100条及び大阪市会政務活動費の交付に関する条例に基づき、大阪市会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。議長は交付から収支報告書までの手続きや収支報告書及び領収書の写しの検査を行うとされており、事務局として議長の補佐を行っている。	市会事務局	法令	地方公共団体		3.0	590,640		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		239	本会議関係事務	・本会議の運営、結果報告、意見書の送付、会議録の作成など	市会事務局	法令	地方公共団体		3.2	16,843		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		240	常任委員会及び特別委員会関係事務	・議案等を審査する常任委員会及び特別委員会の運営、委員会記録の作成など	市会事務局	法令	地方公共団体		5.5	20,492		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		241	市会運営に関する諸会議関係事務	・市会運営委員会の運営、記録など	市会事務局	法令	地方公共団体		3.7	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		242	請願書及び陳情書関係事務	・請願・陳情の受付、付託及び結果の送付	市会事務局	法令	地方公共団体		1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		243	各種の調査及び資料の収集・整備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整備、情報提供等を行う。	市会事務局	任意			2.8	2,330		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		244	市会の広報に関する事務	・大阪市会の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。 ・市民に開かれた市会をめざし、議場見学など、市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。	市会事務局	任意			3.1	25,461		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		245	市会図書室関係業務	地方自治法の規定により送付される政府刊行物や府刊行物、市会会議録、市会刊行物、市公報、市の刊行物、その他市会に必要な図書及び資料を収集・保管し、市会関係者の利用に供する。	市会事務局	法令	地方公共団体		0.2	1,808		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		246	議員等在席表示システム運用管理事務	・議員等在席表示システムにかかる機器調達・システム保守に関する事務	市会事務局	任意			0.1	1,111		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
35	内部事務	247	庶務関係業務	・人事・給与・福利厚生関係業務、・文書・公印管理関係業務、・計理・予算決算業務、・市会関係業務、・広聴・広報関係業務、・契約・管財業務、・人材育成関係業務、・法規関係業務、・服務関係業務、・危機管理関係業務、・環境管理関係業務、・照会回答業務（他所属、他都市等）他	市政改革室	任意			13.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		248	平和関連事業等（他の主管に属さないこと）	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、他の局等の主管に属しないことを行う。	総務局	任意			0.2	2		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		249	庶務業務（ICT戦略室・総務局・人事室）	・ICT戦略室、人事室、総務局の全体総括	総務局	任意			16.7	21,328		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		250	庶務業務	・ICT戦略室の人事、文書、計理、庁舎管理等	ICT戦略室	任意			1.1	44,670			○一組	◆システムを所管する団体において実施すべきものであるため、一部事務組合で実施。
		251	提案・改善事業事務	・職員提案制度 ・はなまる活動表彰制度	人事室	任意			0.4	2,118		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		252	庶務業務（職員人材開発センター）	・庶務業務全般 ・人材育成推進委員会　など	人事室	任意			3.6	28,851		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		253	一般財団法人　大阪市職員互助会への派遣	・当該団体の運営、大阪市及び各関係機関等との連絡調整	総務局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		254	庶務業務	・室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務	政策企画室	任意			17.5	16,951		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		255	東京事務所関連事務	・大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行していくうえで必要な資料や情報についての、国等への情報収集・調査活動、連絡調整 ・大阪府東京事務所との密接な連携を図りながら、東京及び広く全国へ大阪の地域事情を発信	政策企画室	任意			6.0	28,757		○		◆各地方公共団体の政策の実現や情報発信等のための業務であり、各特別区で判断の上実施。
		256	市会業務	・議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意			2.6	570		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		257	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意			10.4	1,981,554		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		258	広告業務	・各局で実施している印刷物、ホームページ、施設等を活用した広告事業を拡充し、大阪市全体の広告収入を確保するための調査・研究	財政局	任意			0.8	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		259	特別会計繰出金業務（高速鉄道事業会計等）	・特別会計（高速鉄道事業会計、自動車運送事業会計）繰出金に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		0.0	4,627,449		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		260	特別会計繰出金業務（水道事業会計等）	・特別会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）繰出金に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		0.0	0	○			◆特別会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）繰出金に関する事務であり、水道事業等の事務分担に伴い広域で実施。
		261	財務省への派遣事務	・財務省への派遣事務	財政局	任意			1.0	0		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		262	庶務関係業務	・局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他庶務業務	契約管財局	任意			13.0	159,513		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		263	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務、・市会関係業務、・秘書関係業務、・ICT関係業務、・計理・予算決算業務、・契約・管財業務、・人事・給与・福利厚生関係業務、・所属内研修関係業務、・行政改革・企画関係業務、・規則改正関係業務、・コンプライアンス関係業務、・危機管理関係業務、・広聴・広報関係業務・環境管理関係業務、・各種推進本部関係業務、・照会回答業務（他所属、他都市等）他	会計室	任意			5.7	11,637		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		264	局の庶務に関する事務	・局の文書、人事、予算、決算及び物品等 ・局業務の進捗管理及び事務改善等	行政委員会事務局	任意			4.7	13,400		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		265	庶務関係業務	・公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開（情報公開審査委員会の運営含む）、議員の海外出張、営繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修、訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、指定都市議会事務協議会、その他庶務的事項に関する事務	市会事務局	任意			7.1	41,432		○		◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

《13. 終了事務》

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	考え方
1	訪問型病児保育モデル事業	保護者が就労している場合において、児童が病気の際に保護者による自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅へ訪問させ、一時的にその児童を保育。	こども青少年局	任意			0.0	12,026	◆終了
2	近畿地区母子寡婦福祉研修大会補助「H28のみ」	近畿地区母子寡婦福祉研修大会を開催する（公社）大阪市ひとり親家庭福祉連合会に対して補助を実施し、ひとり親家庭支援施策の推進を図る。	こども青少年局	任意			0.0	500	◆終了
3	東さくら園（母子生活支援施設）の指定管理に関する事務	・東さくら園（母子生活支援施設）の指定管理に関する事務。 ※H31から民営化予定 【所在地】東成区	こども青少年局	任意			0.2	149,618	◆終了
4	児童養護施設（長谷川羽曳野学園）改修にかかる設計業務に関する事務	・長谷川羽曳野学園を児童養護施設から児童心理治療施設に種別変更するための改修工事に係る設計。 【所在地】長谷川羽曳野学園（柏原市）	こども青少年局	任意			0.0	2,592	◆終了
5	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助事務	・社会福祉法人等が社会福祉・医療事業団（現独立行政法人福祉医療機構）から借り入れた整備資金にかかる利子の支払に要する資金の補助。 （利子額に借り入れ契約時における利率から2%を控除した利率を乗じて得た額を、当該借り入れ契約時における利率で除して得た額以内の額）	こども青少年局	任意			0.2	44	◆終了
6	保育所等における業務効率化推進事業	大阪市内の保育所等において、ICT化を推進し、保育士の業務負担および保護者の負担軽減を図る。 ・ICT化推進のための保育業務支援システムの導入費用を補助。	こども青少年局	任意			1.0	0	◆終了
7	補助金事業における立入検査体制強化	民間保育所等運営補助金の随時監査指摘事項を踏まえ、補助金交付施設・事業者における適正な事務処理に関する課題を抽出し、今後の補助金事業の執行における実績報告や立入調査を適正に実施するための助言を受ける。	こども青少年局	任意			0.4	7,560	◆終了
8	民間保育所の増築等の借入金償還補助金事務	・社会福祉施設の整備のため独立行政法人福祉医療機構から貸付を受けた福祉貸付資金（建築資金・設備整備資金に限る。）について、当該年度において償還する貸付金の元金及び利子の額の補助。	こども青少年局	任意			0.5	2,710	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
9	大阪府国民健康保険団体連合会への派遣	大阪府国民健康保険団体連合会からの依頼に基づき本市職員を派遣する。	福祉局	任意			1.0	0	◆終了
10	臨時福祉給付金支給事務	国の平成28年度臨時福祉給付金支給要領に基づき、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、要件に該当するものに給付金を支給する。 上記にかかる事務を遂行するため、臨時福祉給付金支給システムの構築・給付金事務センターの設置を実施。	福祉局	要綱等	一般市		4.2	3,226,929	◆終了
11	臨時福祉給付金支給事務（区配置の非常勤職員雇用分）	臨時福祉給付金支給事務にかかる区に配置する非常勤職員の雇用に係る経費。	福祉局	任意			0.0	87,771	◆終了
12	臨時福祉給付金支給事務（区）	臨時福祉給付金に関する事務について、区役所においては、 （1）臨時福祉給付金に関する相談 （2）申請書の交付 （3）給付金の現金支給窓口等 の事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0	◆終了
13	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事務	国の低所得の高齢者向けの年金生活者等臨時福祉給付金支給要領等に基づき、低年金受給者への支援のため、要件に該当するものに給付金を支給する。 上記にかかる事務を遂行するため、臨時福祉給付金支給システムの構築・給付金事務センターの設置を実施。	福祉局	要綱等	一般市		1.8	11,307,756	◆終了
14	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事務（区配置の非常勤職員雇用分）	年金生活者等臨時福祉給付金支給事務にかかる区に配置する非常勤職員の雇用に係る経費。	福祉局	任意			0.0	37,616	◆終了
15	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事務（区）	年金生活者等支援臨時福祉給付金に関する事務について、区役所においては、 （1）臨時福祉給付金に関する相談 （2）申請書の交付 （3）給付金の現金支給窓口等 の事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0	◆終了
16	臨時福祉給付金支給システム運用管理事務	平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者の申請受付・支給に係る進捗管理や支給・不支給に係る審査等を管理するシステムの構築及び運用を行う。	福祉局	要綱等	一般市		1.0	282,932	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
17	臨時福祉給付金支給事務(人件費)	臨時福祉給付金等経費のうち、国庫補助金の人件費充当に相当する経費。	福祉局	要綱等	一般市		0.0	0	◆終了
18	介護保険認定審査会支援システム運用管理事務	介護保険認定審査会支援システムは、介護認定審査会の効率的かつ、円滑な運用を図るため介護認定審査会に係る事務をシステム化したものである。 これら事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意			0.0	13,790	◆終了
19	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養病型医療施設を平成23年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等あるいは居住系サービスへの転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。 なお、転換期限については平成29年度末まで延長されている。	福祉局	要綱等	一般市		0.1	459,621	◆終了
20	城東区老人福祉センター整備事業	建物老朽化に伴い、城東区役所・区民センター・図書館・老人福祉センターからなる複合施設として整備している。老人福祉センターは現地建替えであるため、H23年度に仮庁舎を建設し、H24年度より仮庁舎にて運営を実施している。H28年度は、新庁舎への移転に伴い、仮庁舎の解体工事を行う。	福祉局	任意			0.1	12,957	◆終了
21	もと馬淵生活館用地売却に係る業務	・平成21年度末に供用を廃止した馬淵生活館の用地売却に係る商品化等の業務を行う。 【所在地】浪速区	福祉局	任意			0.9	0	◆終了
22	薬務台帳管理システム運用管理事務	薬務台帳に係る管理・運営に関する事務。	健康局	任意			0.0	224	◆平成29年10月から保健衛生システムに統合されるため、終了。
23	教育勤労者財産形成貯蓄システム運用管理に関する事務	教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業。	教育委員会事務局	任意			0.0	130	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
24	まちづくり・職業観育成体験学習事業	○目的 市内に居住する小学生を対象に、まちづくりに対する意識の涵養および勤労観・職業観を育成するとともに、チャレンジ精神、創造性、問題解決力、実行力、チームワーク力などの力を育み、これからの時代を生きていくために必要な力を育む。 ○事業概要 ○市内在住の小学生を対象に、以下の学習プログラムを実施。 ①体験学習　参加した小学生が仮想のまちの住人となり、まちの運営を行い、様々な職業を体験 ②事前学習　体験学習にむけ、「まち」の仕事やルールについて参加者自身で考えるワークショップ ③事後学習　事前・体験学習のふりかえり ○実施は民間事業者に業務委託。選定方法は公募型企画提案方式による。 平成27年度は1団体、平成28年度は3団体から応募あり。 ○平成29年度は区や学校、地域で使えるようなプログラムの開発を行う。 ※平成29年度で事業終了予定。	教育委員会事務局	任意			0.7	8,582	◆終了
25	大阪市音楽団への支援業務（大阪市音楽団への寄付）	一般社団法人音楽団への寄付金支出にかかる事務 ・市政改革プランにより、昨年10月に戦略会議において平成26年度から一般社団法人大阪市音楽団として自立化することが決定。 ・音楽団条例を廃止する条例案の可決の際に「音楽団を廃止するに当たっては、音楽団の社会的・教育的な役割にかんがみ、新法人が当該事業を円滑に継承できるよう、本市として練習場所の確保その他の支援をするとともに、当該法人の自立的な経営基盤の確立に向け、必要な期間において、助成その他の支援を講ずること。」との付帯決議がなされた。 ・平成26年から3年間、3億4800万円を寄付。平成26年度は1億7,300万円、平成27年度は1億300万円、平成28年度は7,200万円を寄付した。	教育委員会事務局	任意			0.1	72,000	◆終了
26	（小中）学校教育活動に関する事務(学校図書館司書教諭講習委託要項)	・学校図書館司書を養成するための講習会を実施。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		0.1	481	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
27	(高)授業料不徴収交付金に関する事務	高等学校に係る授業料不徴収交付金の請求に関する事務。	教育委員会事務局	任意			0.1	0	◆終了
28	教職員情報システム、統合認証システム再構築	平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。(平成29年8月) 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			0.0	777,810	◆終了
29	特別支援学校の移管に伴う退職手当の負担金	平成28年4月より特別支援学校の教職員(実習助手)が大阪府へ採用されることに伴い大阪市における退職手当の負担金が発生する。	教育委員会事務局	任意			0.0	407,266	◆終了
30	おおさか環境ビジョンの進行管理に関する事務	今後の環境施策の方向性を示し、市民・事業者をはじめ関西圏の他自治体とも連携・協働して取組を進め、地球環境問題の解決に貢献する大都市のモデルとして「環境が未来を拓く、環境先進都市大阪」の実現をめざす。	環境局	任意			0.1	0	◆大阪市固有の取組であるため、終了。
31	ATCグリーンエコプラザでの啓発に関する事務	環境関連産業の育成に寄与するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、事業者に対する自主環境管理の導入に必要な情報やノウハウの紹介、エコマーク商品の展示による環境配慮型商品の普及促進、環境問題に関するセミナーの開催等の事業を実施する。	環境局	任意			0.1	0	◆大阪市の立場で参画している事務であるため、終了。
32	環境影響評価法に関する事務(同法施行令都市関係)	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	法令	その他	同法施行令で定める市	0.1	0	◆環境影響評価法施行令第11条に定められた都市が行う事務。新たな大都市制度のもとでは、同施行令都市として大阪市が行う事務は終了。
33	環境みらい創造本部の運営に関する事務	低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に係る本市の環境施策を総合的かつ強力に推進するための組織としての役割を担う環境みらい創造本部の運営。地球温暖化対策推進本部の設置に伴い廃止。	環境局	任意			0.0	0	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
34	再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する事務	避難所や防災拠点において、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援する事業。審議会の運営を伴う。	環境局	任意			0.3	0	◆終了
35	ごみの管路輸送事業に関する業務＜本課＞	南港管路輸送施設は、南港地区において地下に埋設されたパイプ内に空気の流れを作り、その流れに乗せてごみを各家庭から管路輸送センターまで輸送するもので、住民がいつでもごみを排出できる利便性と衛生性を兼ね備えた設備であり、本事業は同施設の運転維持管理を行うものである。なお、南港ポートタウンについては昭和50年代に建設された計画住宅団地で都市交通システムニュートラムの導入、住環境の保全を図るノーカーゾーン形成などのほか、新しい都市基盤の一つとして管路輸送施設を導入した。本課では、業務計画など事務事業の運営を行っている。	環境局	法令	一般市		0.7	252,969	◆終了
36	ごみの管路輸送事業に関する業務＜事業所＞	南港管路輸送施設は、南港地区において地下に埋設されたパイプ内に空気の流れを作り、その流れに乗せてごみを各家庭から管路輸送センターまで輸送するもので、住民がいつでもごみを排出できる利便性と衛生性を兼ね備えた設備であり、本事業は同施設の運転維持管理を行うものである。なお、南港ポートタウンについては昭和50年代に建設された計画住宅団地で都市交通システムニュートラムの導入、住環境の保全を図るノーカーゾーン形成などのほか、新しい都市基盤の一つとして管路輸送施設を導入した。事業所（南港管路輸送センター）では、輸送施設の運転及び維持管理を行っている。	環境局	法令	一般市		0.7	0	◆終了
37	コンテナ輸送等業務（南港管路輸送センターのみ）に関する事務＜本課＞	南港ポートタウンの各家庭から管路輸送センターまで空気輸送されたごみをコンテナに積み込み焼却工場まで搬送する事業。 本課では、業務計画など事務事業の運営を行っている。	環境局	法令	一般市		0.7	16,035	◆終了
38	コンテナ輸送等業務（南港管路輸送センターのみ）に関する事務＜事業所＞	南港ポートタウンの各家庭から管路輸送センターまで空気輸送されたごみをコンテナに積み込み焼却工場まで搬送する事業。 事業所（南港管路輸送センター）では、作業及び維持管理を行っている。	環境局	法令	一般市		0.7	0	◆終了
39	森之宮地区管路輸送施設の代替設備設置に関する事務	森之宮地区における管路輸送設備の廃止に伴い、ごみ置き場等の代替設備と事業廃止後に不要となる管路輸送施設の処置等を実施する。	環境局	任意			1.0	43,920	◆終了
40	旧千舟詰所の管理に関する事務	旧千舟詰所の行政財産貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			0.4	0	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
41	関西広域連合広域産業振興局の事務局（大阪府）への派遣	関西広域連合広域産業振興局事務局（大阪府）への派遣。	経済戦略局	法令	その他	広域連合構成団体	1.0	0	◆大阪市としての派遣のため、終了
42	貿易振興事業（ジェトロ大阪分担金）	日本貿易振興機構（ジェトロ）への分担金支出を通じた海外企業と市内中小企業との貿易・投資交流の促進。	経済戦略局	任意			0.0	3,600	◆大阪市としての分担金の負担のため、終了
43	中小企業従業員福利厚生等に関する事務	市内中小企業勤労者等の福利厚生に関する実態把握や他都市からの照会等への回答を行う。	経済戦略局	任意			0.1	0	◆終了
44	中小企業等経営強化法に関する事務	・地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する構想の作成。 ・新事業支援体制の中心として、適切かつ確実に機能すると認められるものを、その申請により、一機関に限って中核的支援機関に認定。 ・大阪市では、（公財）大阪市都市型産業振興センターを中核的支援機関に認定。 ※上記の内容に変更等が生じた際に発生する業務であり、経常的業務ではない。	経済戦略局	法令	指定都市		0.1	0	◆都道府県と全く同じ内容の政令指定都市固有の事務のため、終了。
45	中小企業支援法に関する事務	中小企業の経営資源確保を支援し、中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業支援事業の実施に関する計画の作成や、指定法人の指定に関する業務を行う。	経済戦略局	法令	その他	同法施行令で定める市	0.1	0	◆大阪市固有の事務のため終了。
46	（株）大阪市開発公社への派遣	株式会社大阪市開発公社への派遣。	経済戦略局	任意			1.0	0	◆終了
47	新規展示会誘致助成事業	今後の継続開催が期待される新規開催の展示会を誘致し、意欲と潜在力を持った中小企業に対して、より精度の高い商談機会の場を提供することにより、国内外の販路開拓を通じた成長を促進し、大阪の経済を支える中小企業の振興、大阪経済の活性化をめざす。	経済戦略局	任意			0.3	20,000	◆終了
48	地域商業活性化推進事業に関する事務	商店街を様々な活動主体（地域団体・企業・NPO法人・個人等）と協働して、継続して活性化に取り組むことができる組織としていくことを目的に、商店街の活性化において活動主体となり得る団体や人を掘り起こし、商店街団体とマッチングしていく等の「運営上の仕組み作り」を支援。	経済戦略局	任意			2.0	21,015	◆終了
49	アジア太平洋トレードセンター（株）への派遣	アジア太平洋トレードセンター株式会社への派遣。	経済戦略局	任意			1.0	0	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員（正規））	総事業費【人件費除く】	考え方
50	海外事務所（本課分）	海外事務所を設置し、大阪と海外との経済交流を促進することに加え、姉妹都市とのネットワークを活用し、文化、観光、教育、スポーツなど様々な分野における交流を促進する。	経済戦略局	任意			0.3	0	◆終了
51	海外事務所（事業所分）	海外の現地事務所として、大阪と海外との経済交流を促進することに加え、姉妹都市とのネットワークを活用し、文化、観光、教育、スポーツなど様々な分野における交流を促進する。	経済戦略局	任意			0.9	36,621	◆終了
52	国際都市計画交流組織（INEX）推進調査に関する事務	複雑化する都市問題に対応するため、都市計画の分野において、世界の主要都市及び国内の政令指定都市の都市計画行政上の課題やその対応策等について情報収集を行うほか、会員都市（政令指定都市）が都市計画上の共通課題の共同調査、協議会のネットワークを利用した課題解決のための情報交換・検討などを行う。また、都市計画制度改正にかかる国への働きかけなども行っている。	都市計画局	任意			0.3	500	◆協議会構成員は政令指定都市であり、政令指定都市でなくなるため、終了。
53	近畿圏整備計画に関する事務	近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その推進により首都圏と並ぶ国の経済・文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的とし、近畿圏整備計画の策定過程において、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	法令	指定都市		0.0	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
54	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画の促進に関する業務	一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構の活動と連携しながら、大阪湾臨海地域開発整備法にかかるインセンティブに対する国への要望活動や、調査研究・企画立案を行うほか大阪湾ベイエリア開発整備についての市民の理解促進等を行う。	都市計画局	法令	指定都市		0.1	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
55	広域地方計画協議会に関する事務	国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進し、安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とし、国土形成計画（広域地方計画関係）の策定過程において、策定組織への参画などにより本市意見を計画に反映させ、大阪市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	法令	指定都市		0.2	386	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
56	近畿地区幹線道路協議会に関する事務	近畿地区における道路の計画、事業の実施、運営方法等について、近畿地方整備局、関係地方公共団体等により、調査研究、総合的な調整などを行う。	都市計画局	要綱等	指定都市		0.2	0	◆協議会構成員は府県及び政令指定都市であり、政令指定都市でなくなるため、終了。
57	総合都市交通体系調査関連事務	近畿地方整備局を中心に近畿圏内の2府4県4政令市の自治体や関係機関などで構成される京阪神都市圏交通計画協議会に参画し、京阪神圏内の総合的な交通施策の推進に向け、人や物の移動状況を把握するパーソントリップ調査及び物資流動調査等を実施し、その結果について分析等を行う。	都市計画局	法令	指定都市		0.5	8,400	◆政令指定都市でなくなるため、終了。

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
58	関西国際空港促進協議会関係事務	地元経済界、自治体が一体となって結成している関西国際空港全体構想促進協議会の活動に参画し、関西国際空港の集客・利用促進や関西国際空港の国際拠点機能の強化が図れるよう国等に対して要望活動を実施している。	都市計画局	任意			0.1	179	◆府への一元化により、終了。
59	住宅供給公社の監理に係る事務	地方住宅供給公社法に基づき設立された大阪市住宅供給公社について、出資、理事長・監事の任命及び解任、事業計画及び資金計画の承認、監督等の業務を行う。	都市整備局	法令	指定都市		1.6	207	◆住宅供給公社については民営化に向けて検討しており、新たな大都市制度移行時は市公社が解散される前提であるため、終了。
60	大阪市住宅供給公社職員派遣事務	大阪市住宅供給公社は、本市の住宅関連業務の委託先及び民間では供給困難な住宅の供給元として、当局と緊密に連携しながら本市の住宅施策に沿って業務を効率的かつ効果的に実施する必要があるため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員8名を派遣している。	都市整備局	任意			8.0	0	◆住宅供給公社については民営化に向けて検討しており、新たな大都市制度移行時は市公社がない前提であるため、終了。
61	(財)大阪市都市工学情報センター監理業務	当局所管の外郭団体である財団法人大阪市都市工学情報センターを監理。	都市計画局	任意			0.1	0	◆終了
62	新婚世帯向け家賃補助制度に係る事務	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的としている。 なお、平成24年度より新規受付を停止している。	都市整備局	任意			1.6	800,985	◆終了
63	留学生住宅供給事業に係る事務	民間土地所有者等が建設する優良な賃貸住宅を、大阪市住宅供給公社が20年間にわたり借り上げ、外国人の私費留学生向けに低廉な家賃で良質な住宅を供給する。 本市は、建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。 現在、1団地で実施しており、平成31年度に借上期間が満了する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		0.1	38,541	◆終了
64	地下鉄事業	地下鉄およびニュートラムによる輸送サービスの提供。	交通局	任意			5289.0	0	◆民営化により、終了。
65	バス事業	バスによる輸送サービスの提供。	交通局	任意			516.0	0	◆民営化により、終了。
66	外国青年招致事業にかかる会費納入事務	外国青年招致事業の運営にかかる(一財)自治体国際化協会への年会費(指定都市負担分)の納入。	経済戦略局	要綱等	指定都市		0.0	1,200	◆政令指定都市としての負担であり、政令指定都市でなくなるため、終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
67	自治体国際化協会分担金事業	（一財）自治体国際化協会は、地域の国際化を一層推進するために地方公共団体の共同組織として設立され、7つの海外事務所を設置し、これら海外ネットワークを活用して地方公共団体の海外における活動を支援し、情報の収集や調査研究を行うほか、JETプログラムによる国際交流員のあっせん・配置を実施している。大阪市においても同協会に参画し、その機能を活用することにより国際化施策を推進する。	経済戦略局	任意			0.1	69,000	◆政令指定都市としての負担であり、政令指定都市でなくなるため、終了
68	副首都にふさわしい新たな大都市制度案の検討に関する事務	・副首都にふさわしい新たな大都市制度のあり方について議論、検討を深め、住民の意見や、議会との議論を踏まえ、特別区及び総合区の制度案の検討を進める。また、副首都にふさわしい新たな大都市制度について、住民に説明を行うとともに、意見を聴取する。	副首都推進局	任意			21.0	4,998	◆新たな大都市制度に伴い、終了。
69	指定都市都道府県調整会議に関する事務	・府及び市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に関して、指定都市都道府県調整会議として副首都推進本部会議を活用して府市間の協議を進める。	副首都推進局	法令	指定都市		7.0	8,080	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
70	庶務関連事務	・人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理関係業務、計理・予算決算業務、市会関係業務、広聴・広報関係業務、契約・管財業務、人材育成関係業務、照会回答業務など。	副首都推進局	任意			20.0	12,567	◆局の事務が広域自治体へ移管又は終了することに伴い、局の組織運営に関する事務は、終了。
71	財務リスクの管理の総括	「財務リスクの全体像」（平成19年2月公表）に掲げた今後の市政運営に大きな影響を及ぼす恐れのある事業について、経営健全化や市民負担の最小化に向けた各局の取組が効果的に行われ、当該取組の公表等が適切に実施されるよう調整を行う。	市政改革室	任意			0.3	0	◆統括事務は終了。ただし、財務リスクの管理については、それぞれの事業の移管先で実施。
72	市長説明等ペーパーレス会議用タブレット運用管理業務	業務の効率化、省スペース化、環境保護（省資源・省エネ）を目的に、市長への説明・報告や戦略会議等、本庁舎で開催される市長が出席する市職員のみで構成される庁内会議における配布資料については、原則、電子データとする「ペーパーレス会議」モデル事業を実施し、使用方法・障害時の問合せ対応、バージョンアップ等のメンテナンス作業を実施している。	ICT戦略室	任意			1.0	106	◆終了
73	大阪府公安委員会委員の推薦事務	大阪府公安委員会委員のうち１人については、警察法に基づき、市議会の同意議決を経て、大阪府に推薦を行う。	人事室	法令	指定都市		0.0	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
74	地方行政連絡会議に関する事務	・都道府県及び指定都市で「地方行政連絡会議」を組織し、会議は、都道府県、指定都市及び国の地方行政機関で構成する。 ・近畿地方行政連絡会議については休止中であり、事務及び費用負担は発生していない。	総務局	法令	指定都市		0.0	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
75	関西広域連合関係事務	府県域を越える行政課題に取り組むとともに、国からの事務・権限の移譲を目指す。	総務局	任意			0.9	44,229	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
76	指定都市関係事務	地方分権の確実な進展や国の制度の創設、改廃等を実現し、大都市行財政の円滑な運営に資するため、指定都市市長会等を通じて、他の指定都市と緊密な連携を図る。	総務局	任意			0.9	4,847	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
77	関西広域連合への派遣	・当該団体の運営、各構成府県市との連絡調整。	総務局	法令	その他	広域連合構成団体	1.0	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
78	大阪戦略調整会議の運営	・大阪戦略調整会議にかかる事務局。	政策企画室	任意			0.6	1,156	◆大阪府、大阪市、堺市による会議であり、大阪市がなくなるため、終了。
79	大阪府警本部との連絡調整業務	・大阪府警本部との連絡調整業務。	政策企画室	任意			2.0	0	◆終了
80	当せん金付証票に関する事務	・目的＝地方財政資金の調達に資するため。 ・サービスの対象＝宝くじ購入者及び地域住民。 ・宝くじの発売主体＝都道府県及び政令指定都市。共同で発売する場合は、地方自治法に定める協議会を設置し発売。	財政局	法令	指定都市		0.3	2,329	◆都道府県・政令指定都市が行う事務であり、政令指定都市でなくなるため、終了。
81	株式会社日本宝くじシステムへの派遣事務	・株式会社日本宝くじシステムへの派遣事務。	財政局	任意			3.0	0	◆終了
82	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する入札契約業務	・地方自治法施行令の特例として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」が定められており、都道府県及び政令指定都市が締結する契約において適用される。この入札契約業務は、通常の入札契約業務の手続きと、大きく異なる。 ・適用範囲については、物品等及びWTO政府調達協定に掲げられた役務及び建設工事の契約で、予定価格が、契約の種類に応じて総務大臣が定める額以上の額であるものとされている。	契約管財局	法令	指定都市		2.7	0	◆政令指定都市でなければ特例政令が適用されないため、終了。

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
83	人事委員会の設置（調査関係事務・地方公務員法）	・給与、その他の勤務条件に関する報告及び勧告 ・職員に関する条例の制定・改廃に対する意見の申出 ・給与の支払いの監理 ・市規則の制定・改廃に関する協議に対する回答（人事委員会固有部分）	行政委員会事務局	法令	指定都市		3.8	3,763	◆人事委員会から分割。 ◆公平委員会を設置するため、終了。
84	外部監査人の監査に関する事務（監査委員・中核市権限）	外部監査人の監査に関する事務 　外部監査人の監査の事務の補助にかかる協議、事務補助者の氏名住所等の告示、事務補助者の必要がなくなったときの通知の受領、事務補助者でなくなったことの告示、外部監査人の監査の事務への協力、包括外部監査人との協議（関係人の調査等）、監査の結果にかかる報告の公表、監査の結果に関する意見の提出、講じた措置の公表、事務の補助にかかる協議に関する書面の受領、関係人の調査等にかかる協議が調ったことを証する書面の交付。	行政委員会事務局	法令	中核市		0.2	0	◆特別区は、条例に定めていない場合には包括的部監査契約ができないため、終了。
85	外部監査人の監査に関する事務（市長・中核市権限）	・外部監査人の監査に関する事務 　外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士、監査若しくは財務に関する行政事務の精通者、税理士）から契約により監査を受けるものである。 ・包括外部監査契約の監査	行政委員会事務局	法令	中核市		0.5	15,000	◆特別区は、条例に定めていない場合には包括的部監査契約はできないため、終了。
86	給与調査システム運用管理事務	職員の給与等に関して報告及び勧告等を行う基礎資料作成のため、給与調査システムの運用管理を行っている。 （人事委員会固有部分）	行政委員会事務局	任意			0.4	816	◆給与・勤務条件の勧告事務が無くなるため、終了。
87	大阪市における特別区の設置にかかる住民投票	・住民投票の管理執行及び区への指導。	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0	◆終了
88	大阪市における特別区の設置にかかる住民投票（区）	・住民投票の投開票事務等。	行政委員会事務局	法令	一般市		0.0	0	◆終了
89	技能労務職相当職種民間給与調査事務	市長からの依頼に基づき、人事委員会が技能労務職相当職種民間給与調査を実施している。（本来、人事委員会が行う業務ではない。）	行政委員会事務局	任意			2.0	0	◆終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制（人員）（正規）	総事業費【人件費除く】	考え方
90	資産等公開に関する事務	・「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、大阪市会議員の資産等を公開する。 ・資産等報告書等の提出を大阪市会議員に求め、当該報告書等を市会事務局長が指定する場所で閲覧できるようにする。	市会事務局	法令	指定都市		0.5	0	◆政令指定都市でなくなるため、終了。
91	関西広域連合議会に関する事務	・関西広域連合議会に関する事務（議員随行・連絡調整等）。	市会事務局	法令	その他	関西広域連合議会	0.5	12	◆政令指定都市でなくなるため、終了。